



資料 1

第4回栃木県総合計画懇談会
栃木県総合計画(案)

栃木県総合計画

とちぎ元気プラン

2006～2010



栃木県

第1部 めざす“とちぎ”の姿

第1章 “とちぎ”を見る

第1節 時代の潮流	2
1 少子高齢化・人口の減少	2
2 暮らしと意識の多様化	3
3 地域社会とコミュニティの変化	4
4 環境の保全、資源・エネルギーの有効活用	5
5 グローバル化	6
6 高度情報化社会の進展	7
7 地域経済の発展と雇用の確保	8
8 改革の時代	9
第2節 “とちぎ”のかたち	10
1 “とちぎ”の可能性・潜在力	10
(1) 恵まれた県土	10
(2) 豊かな自然環境	11
(3) 受け継がれていく優れた文化	12
(4) 豊かな食料基地	13
(5) 活力ある産業集積	14
(6) 社会を担う人材	15
2 人口、経済などの見通し	16
(1) 人口減少時代を迎える“とちぎ”	16
(2) 安定した経済を維持する“とちぎ”	17

第2章 “とちぎ”を動かす

第1節 “とちぎ”の将来像	19
第2節 将来像実現のために	20
1 “とちぎ”づくりの基本姿勢 ～「新たな“公（おおやけ）”を拓く」～	20
(1) 県民一人ひとりが主役の“とちぎ”	21
(2) 県民が協働する“とちぎ”	21
(3) 地域が自立する“とちぎ”	21
2 5つの基本目標	22
第3節 県土の姿・とちぎデザイン	24
1 県土づくりの基本方向 －国土交流拠点“とちぎ”－	24
2 “とちぎ”のデザイン	25
(1) コリドールネットワークの強化	25
(2) 特色ある地域づくりと交流・連携	26
(3) 広域交流・連携	26

第2部 県政の基本方向

第1章 重点テーマ

1 “とちぎの人間力”を高める	30
2 社会全体で子育てを支える	32
3 個性あふれる地域を創る	33

第2章 基本政策

各施策の読み方	34
基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり〔教育・文化〕	
政策11 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する	37
政策12 生きがいというおいに満ちた人生を実現する	51
基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり〔人権・保健・医療・福祉〕	
政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く	59
政策22 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く	65
政策23 健やかで安心な生活を守る	75
基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり〔農林・商工サービス・労働〕	
政策31 魅力ある農林業を確立する	83
政策32 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る	93
基本目標4 快適でにぎわいのある交流地域づくり〔社会基盤・観光・国際化〕	
政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる	103
政策42 魅力とうるおいのある生活空間をつくる	113
政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる	125
基本目標5 安心の暮らしを支える環境づくり〔環境保全・防犯・防災〕	
政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する	135
政策52 安全な暮らしを守る	149
政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する	157

第3章 新たな自治の基盤づくりのために

1 “県民との協働による県政”を推進する	162
(1) 県民とのパートナーシップの構築	162
(2) 積極的な協働の推進	163
2 “地方分権時代をリードする県政”を推進する	164
(1) 市町村重視の県政の推進	164
(2) 地方分権時代に向けた積極的な対応	165
3 “効率的で効果的な県政”を推進する	166
(1) 選択と集中による業務の推進	166
(2) 職員と行政組織の活性化	166
(3) 持続可能な財政基盤の確立	167

第3部 “とちぎ”づくりプログラム

基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり	170
基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり	180
基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり	193
基本目標4 快適でにぎわいのある交流地域づくり	205
基本目標5 安心の暮らしを支える環境づくり	220

資料編

1 市町村の振興計画等一覧	238
2 部門別の各種計画一覧	242
3 「とちぎ元気プラン」の策定経過	243
4 栃木県総合計画懇談会	244
5 県民意見の反映等	246
用語索引	248

【計画を活用される皆さまへ】

■計画の役割

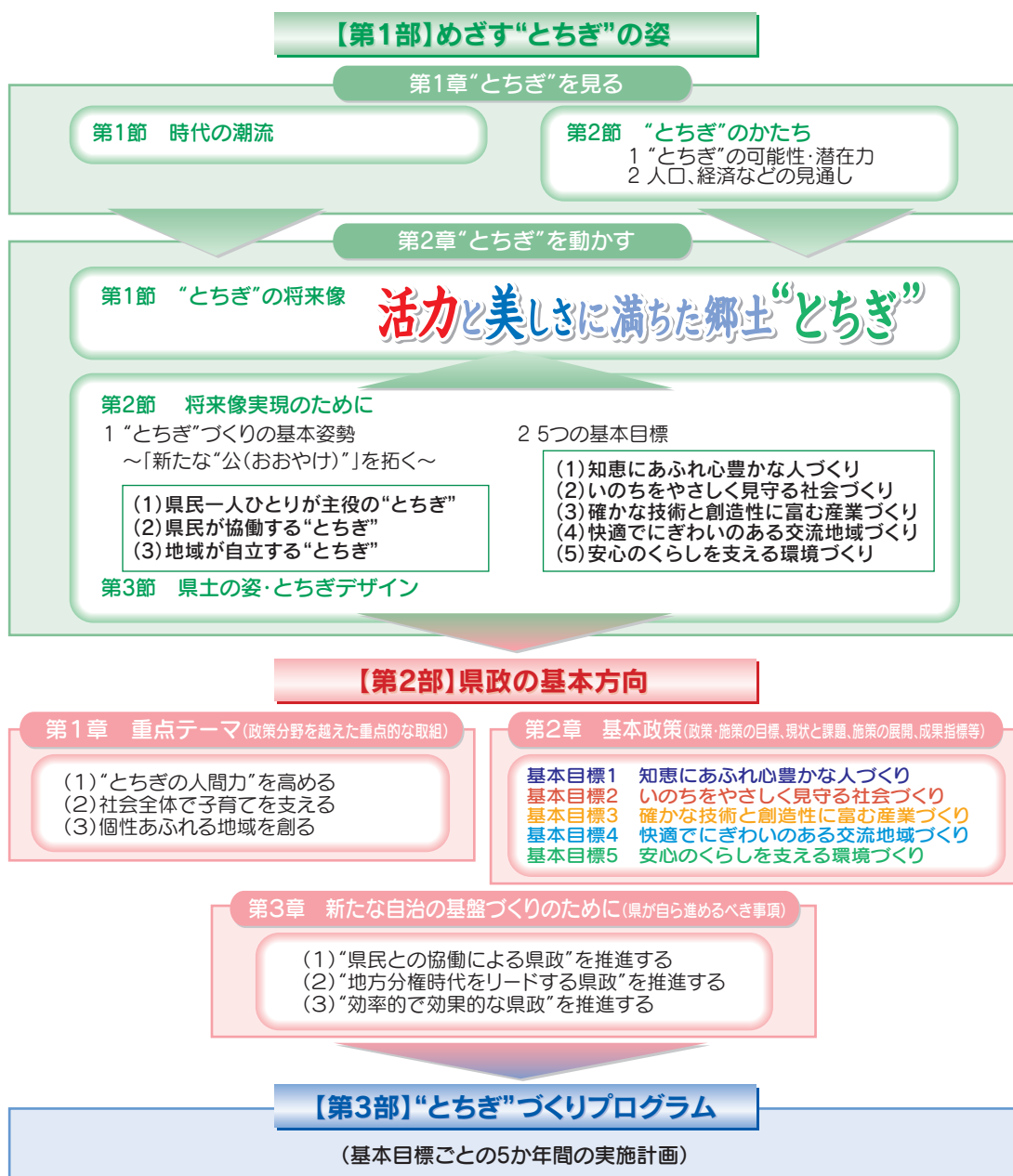
この計画は、郷土“とちぎ”の中長期的な将来像を描き、その実現に向け、県民の皆さんと共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、政策や施策の展開方向など、今後5か年間に県が行う仕事の進め方等をお示しする県政の基本指針です。

また、これからの“とちぎ”づくりを進めるためには、何よりも200万県民の力の結集が不可欠であり、県民や企業、各種団体、市町村など、すべての“とちぎ”づくりの担い手が一緒になって考え、そして行動していくための共通の目標を示すという役割を併せ持っています。

■計画の期間

この計画は、21世紀初頭の県政の基本方向を描き、その実現に向けた平成18(2006)年度を初年度とする平成22(2010)年度までの5か年間の計画とします。

■計画の基本構成



第1部

めざす“とちぎ”の姿

第1章 “とちぎ”を見る

「時代の潮流」では、私たちのこれからの暮らしに密接に関わる社会経済情勢の変化を捉え、今後の県政の方向性を展望するとともに、本県の発展の基礎となる「“とちぎ”の可能性・潜在力」と将来にわたる「人口、経済などの見通し」を記述しています。

第2章 “とちぎ”を動かす

私たちが目指すべき「“とちぎ”の将来像」を掲げるとともに、その実現に向け、県民の皆さんと共有していきたい「“とちぎ”づくりの基本姿勢」と、県民生活を支える5つの視点から捉えた「基本目標」を提示し、さらには、あるべき「県土の姿」を記述しています。

第1章 “とちぎ”を見る

第1節 時代の潮流

1 少子高齢化・人口の減少

近年、我が国では、未婚率の上昇や晩婚化などにより出生率が低下し年少人口（14歳以下）が減少する少子化と、平均寿命の伸長等により老年人口（65歳以上）が増加する高齢化とが、世界に類を見ないスピードで進行しています。

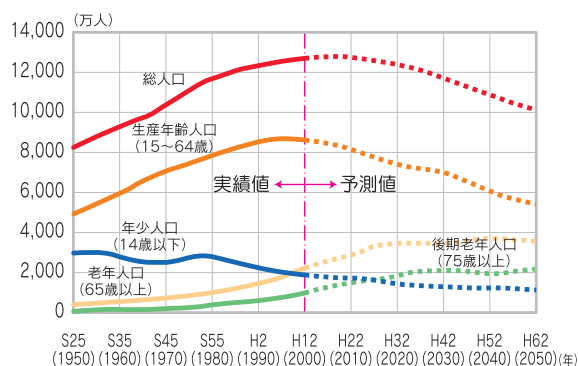
人口構成は、平成9（1997）年に年少人口が老年人口を下回り、以降その差は拡大し続け、総人口も、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、ここ数年で概ねピークに達し、今後、長期の人口減少過程に入るとされています。*

このような、少子高齢化や人口の減少という、私たちがいまだかつて経験したことのない状況は、産業や就労をはじめ、教育や医療・福祉・年金などの様々な分野で、今後の私たちの日々の暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすと予想されています。

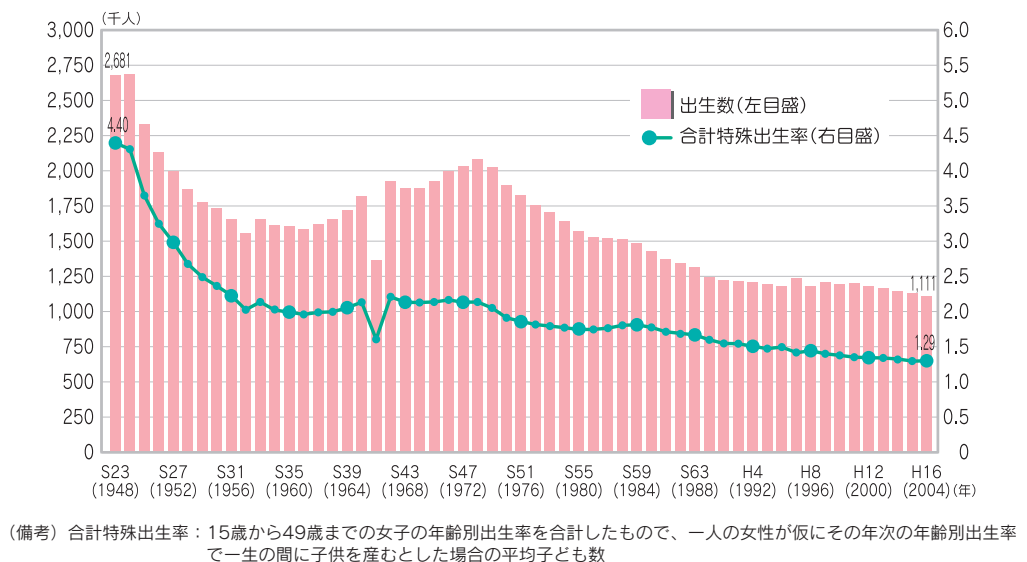
本県が、今後とも豊かで活力あふれる地域として発展していくためには、県民全体が少子高齢化

や人口減少に対する問題意識を共有しながら、安心して子どもを生み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、より実効性のある対策を推し進める必要があります。

年齢3区分別人口の推移（中位推計・全国）



出生数と合計特殊出生率の推移（全国）



※国勢調査の速報値によると、平成17（2005）年10月現在の人口は約1億2,768万7千人で、平成16（2004）年10月現在の推計人口と比べて、約1万9千人減少しました。

2 暮らしと意識の多様化

市場経済の進展や雇用形態の変化など、社会のシステムが変容する中で、地域間の経済格差や、個人間の所得格差の拡大など、社会の階層化が進むとともに、人々の連帯感や他者への思いやり、家族や人間関係の希薄化などが進んでいます。こうした中で、心のよりどころとしての人と人の絆の再生が強く意識されるようになってきています。

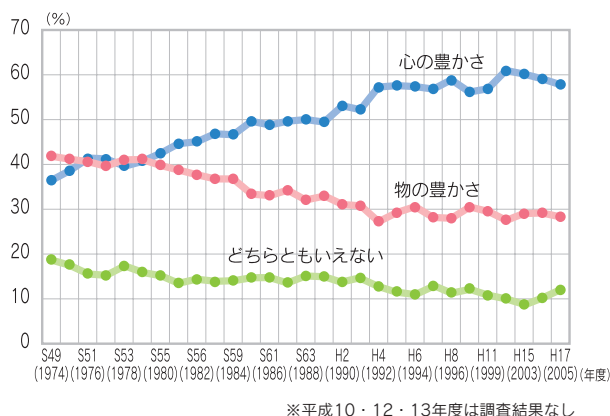
また、経済が進展し、社会の成熟化が進む中で、価値観の多様化も進み、様々なライフスタイルやワークスタイルが現れてきています。

そして、人々の意識は、これまでの経済的な豊

かさ、いわゆる「物の豊かさ」を重視する考え方から、家族や地域とのふれあいを重視したり、自然と共生した暮らしへの志向や地域文化を大切にしていこうという意識の高まりなど、いわゆる「心の豊かさ」を重視する方向に変化してきています。

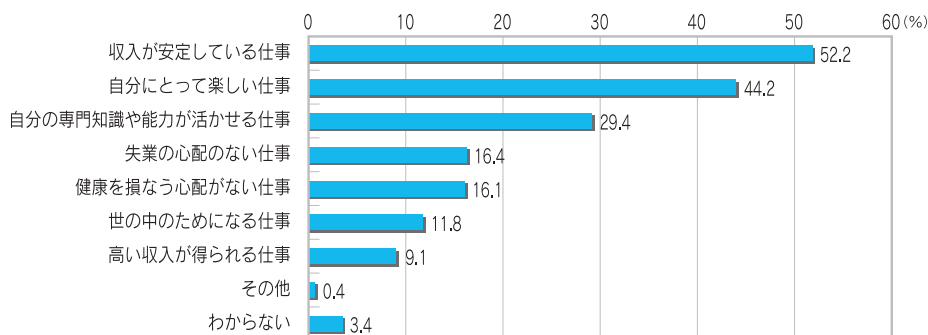
本県が、心豊かで人に優しい地域であるためには、一人ひとりの価値観や多様な生き方や働き方が尊重されるとともに、人と人との互いに認め合い、支え合う社会づくりを進めていく必要があります。

心の豊かさ・物の豊かさ



(備考)「あなたの考えに近い方を選んでください」という問いに対して回答
 心の豊かさを重視：物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活に重きをおきたい。
 物の豊かさを重視：まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい。
 資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成17年度)

どのような仕事が理想的だと思うか



(備考)「どのような仕事が理想的だと思うか(2つまで複数回答)」という問いに対して回答
 資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成17年度)

近年の地域社会では、地域コミュニティにおける連帯感の希薄化や、犯罪の増加による安全性の低下など、様々な問題が顕在化してきています。

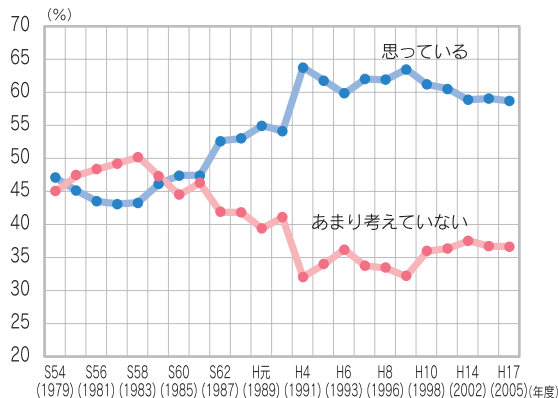
一方では、自己実現志向の高まりや社会参画意識が向上しており、福祉や環境など様々な分野でボランティアやNPO*などによる社会貢献活動が広がりをを見せています。

行政に対する住民のニーズは、一層増大するとともに複雑化しており、限られた財源で行政があらゆるサービスを担い、提供することが難しくな

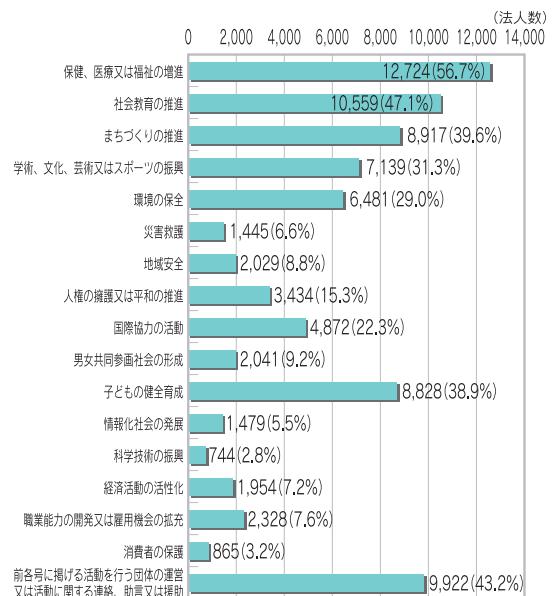
っている中、民間が柔軟な発想により創意・工夫を発揮することで、より効率的でニーズに即したサービスを提供するケースも少なくありません。

本県が、安全・安心で快適な地域であるためには、地域コミュニティの果たす役割など、その重要性を見つめ直すとともに、行政とボランティアやNPO、企業などの民間との適切なパートナーシップを築きあげるにより、協働による地域づくりを進めていくことが求められています。

社会への貢献意識



特定非営利活動法人の活動分野



(備考) 1つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

資料：内閣府ホームページ (平成17年6月現在)

【NPO (Non-Profit Organization)】民間非営利組織。広義では公益法人や中間法人、協同組合などの互助的団体も含まれるが、一般には、ボランティア団体を始めとした社会貢献活動を主として行う団体及び特定非営利活動法人を指すことが多い。

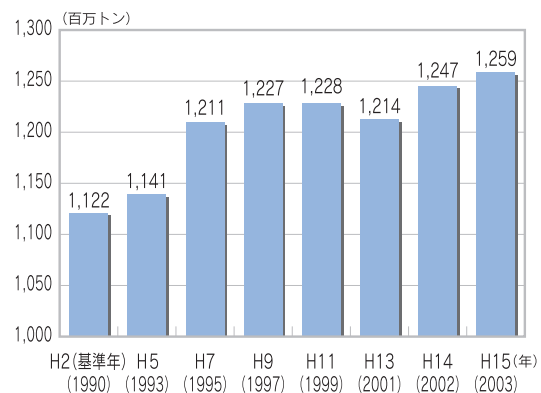
私たちのこれまでのライフスタイルや産業経済活動は、エネルギー消費の増大や資源の枯渇などの問題を引き起こし、さらには、自然の持つ復元能力を超えた環境への負荷を続けた結果、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模での環境問題が進展しています。これらは、人類共通の課題として、解決に向けた実効性ある緊急の取組が求められています。

また、私たちの身近な日常生活においても、廃棄物の不適正な処理や有害化学物質の問題などにより、生活環境に対する不安が生じているほか、自然環境や生態系への影響も心配されています。

このような中で、利便性や効率性よりも、環境への配慮を優先する考え方が広がりを見せ、環境への負荷を減らすようなライフスタイルへの転換など、人々の意識や社会の仕組みが変わりつつあります。

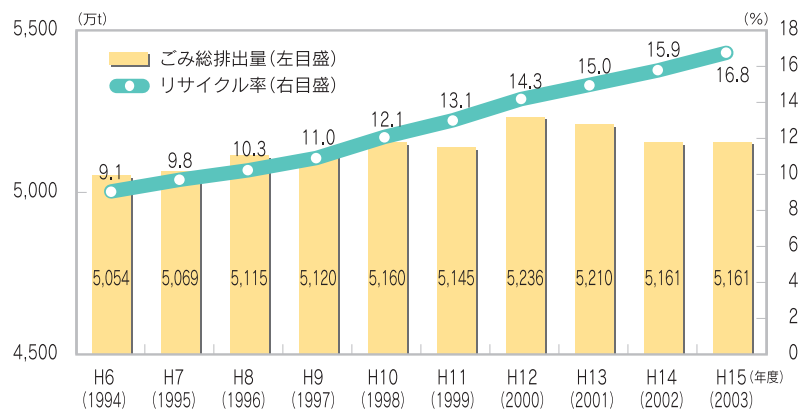
本県が、安心な暮らしを守り、将来に向けて持続的に発展をしていくためには、私たち一人ひとりが環境問題を真摯に受け止め、生物の多様性を確保しながら豊かな自然環境と共生した暮らしを築くとともに、資源・エネルギーの有効活用や廃棄物の適正処理の推進などによる環境負荷低減への取組など、循環型社会形成の実現に向けて、一層の努力が強く求められています。

国内二酸化炭素排出量の推移



（備考）京都議定書では、二酸化炭素等の温室効果ガスを基準年の排出量から平成20年から24年までの間に6%削減することとしている。
資料：環境省「環境白書」（平成17年版）

ごみ総排出量及びリサイクル率の推移（全国）



資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等」

世界中で人や物、情報、資金の交流が活発になり、相互補完関係が強まる中で、世界での出来事が、私たちの生活や産業活動に、今まで以上に密接に、かつ瞬時に結びつくようになっています。

グローバル化は、地球規模での市場経済化による経済の発展とともに、地域間での競争の激化や経済格差の拡大、さらには雇用不安なども引き起こしています。

一方では、文化や芸術、スポーツなどの国際交流の拡大も顕著であり、私たちの暮らしを豊かにする要因ともなっています。

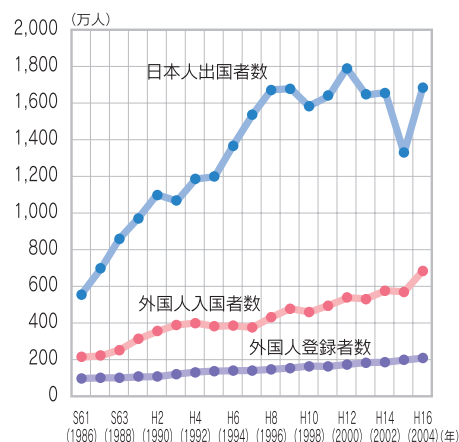
このような中、我が国では、経済再生と競争力強化に向けた新事業の創出や大学との連携、知的財産の活用、国際観光の振興などが進められているほか、国際交流などによる多文化共生社会*の実現に向けた取組も進められています。

本県が、将来に向けて、知恵を活かした活力とにぎわいのある地域として発展していくためには、異文化の相互理解を深めるとともに、国際感覚を兼ね備えた人材を育成するなど、国際理解や

交流を一層推進する必要があります。

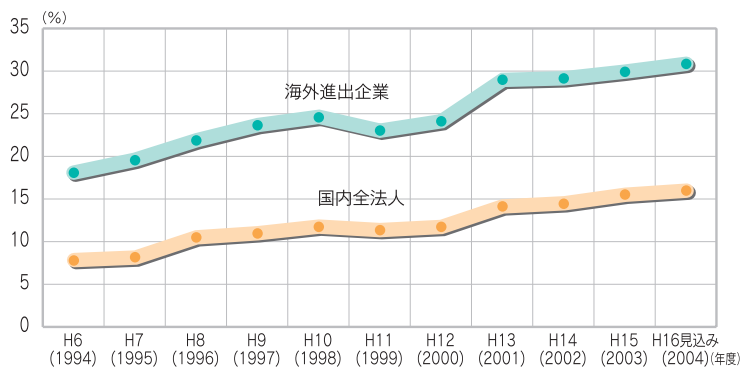
また、経済面においては、グローバル化を新たな成長のチャンスと捉え、世界に通用する産業の育成など持続可能な地域経済基盤の構築を進めるとともに、国内外との幅広い分野での交流を一層活発にしながら、互いの地域がともに発展していく関係を築いていくことが求められています。

外国人入国者数・日本人出国者数及び外国人登録者数の推移(全国)



資料：法務省「外国人及び日本人の出入国者統計」「在留外国人統計」

製造業海外生産比率の推移(全国)



- (備考) 1. 国内全法人ベースの海外生産比率
 $\text{現地法人(製造業)売上高} / (\text{現地法人(製造業)売上高} + \text{国内法人(製造業)売上高}) \times 100$
 2. 海外進出企業ベースの海外生産比率
 $\text{現地法人(製造業)売上高} / (\text{現地法人(製造業)売上高} + \text{本社企業(製造業)売上高}) \times 100$
 3. 2004年度は見込額として調査したもの。
 4. 2001年度に異種分類の見直しを行ったため、2000年度以前の数値とは断層が生じている。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」(平成17年度)

情報通信技術（IT）の飛躍的な発展は、地球規模での社会、経済面のグローバル化の大きな要因となっているほか、私たちの社会生活においても、利便性の向上や人と人とのコミュニケーション形態の高度化など、様々な面で大きな効果をもたらしています。

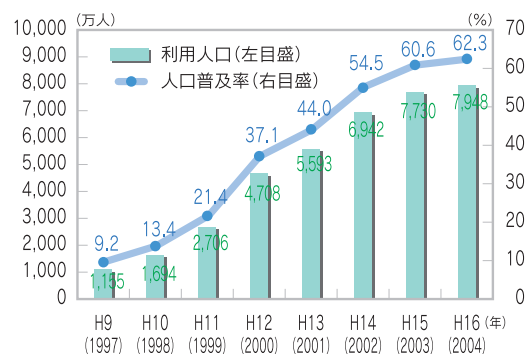
一方では、急速に進む情報化の中で、パソコンや携帯電話などの情報機器の操作の習熟度や、地理的要因等による通信環境の違いなどから生じる情報通信格差の拡大や、システムの安全性や信頼性の確保、新たな犯罪への対応など、解決しなければならない課題も数多くあります。

今後、さらなる技術の進展により、誰もがいつでもどこでも必要な情報やサービスを活用することができるユビキタスネットワーク*社会の構築が進み、人々の暮らしが豊かで充実し、社会経済が一層発展していくことが期待されています。

県民が、高度情報化の恩恵を十分に享受できる

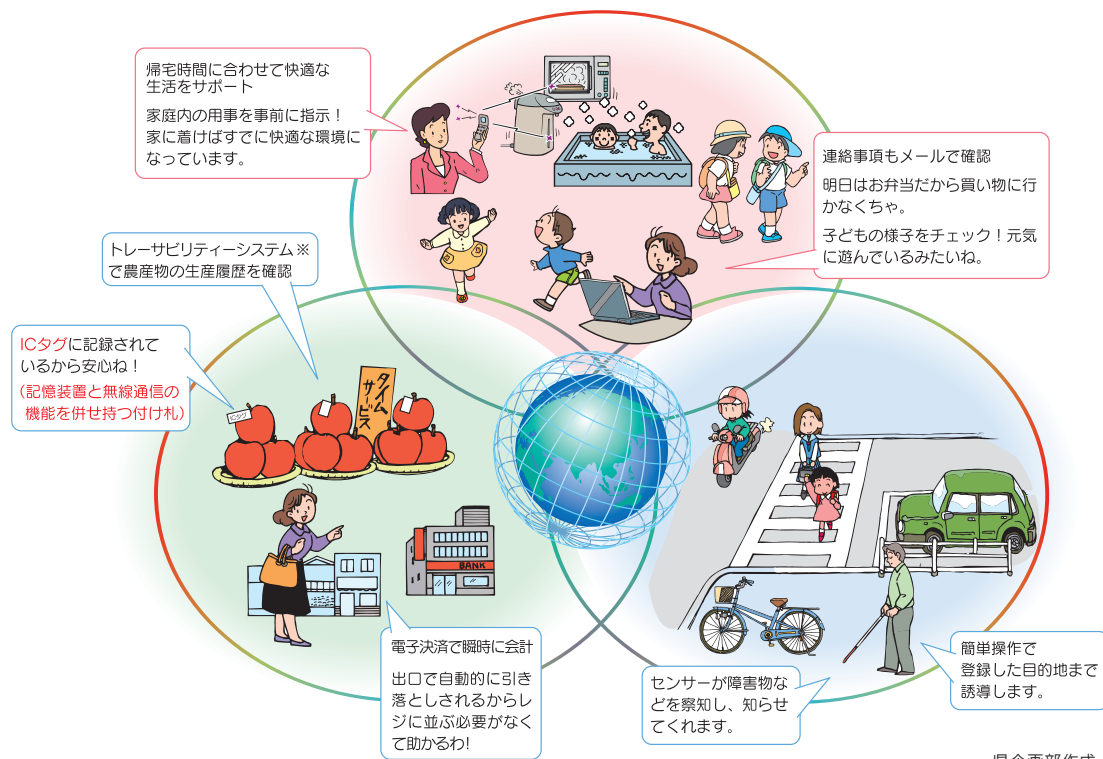
ようにするためには、情報通信格差やセキュリティ対策等に適切に対応しながら、行政サービスや地域医療などの生活に密着した分野や、様々な産業活動における情報通信技術の利活用を促進するとともに、ネットワーク社会をリードする人材を育成するなど、高度情報化社会に適応した社会システムの構築を進める必要があります。

インターネット利用人口及び人口普及率の推移(全国)



資料：総務省「通信利用動向調査」

ユビキタスネットワーク社会のイメージ



【ユビキタスネットワーク】「いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセス可能」なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「遍在する、いたるところにある」という意味のラテン語に由来した言葉

【トレーサビリティシステム】食品の安全、安心の確保のため、その履歴情報（いつ、どこで、どのように生産・流通されたか）を小売段階から生産段階までさかのぼって把握することができる仕組み

情報や交通のネットワーク化、経済のグローバル化などの進展は、消費者の選択の幅を広げ、新たな起業者の市場参入を促進するなど、経済活動の自由を拡大する一方で、地域間競争の激化や格差の拡大など、地域社会や経済に様々な影響を与えています。

一方、終身雇用や年功序列に代表される我が国の雇用慣行は、能力主義や成果主義の導入が進む中で、大きく変化しています。また、大きな社会問題となりつつある、いわゆるフリーター*やニート*と呼ばれる若年者が増加するなど、雇用をとりまく環境や就業に対する意識も変化しており、将来の社会・産業構造に深刻な影響を及ぼす可能性もあります。

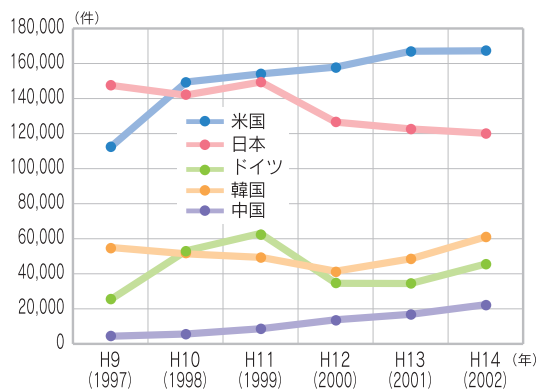
今後、人口減少時代を迎える中で、こうした新

たな課題についても、有効な対策を早急に検討していく必要が生じてきています。

本県が、時代の変化に柔軟に対応し、活力ある地域として、将来に渡り力強く発展していくためには、知的財産を活用した付加価値の高い新事業・新産業の創出を図るとともに、地域に密着したコミュニティビジネス*などの内需型産業の育成や強化などを行う必要があります。

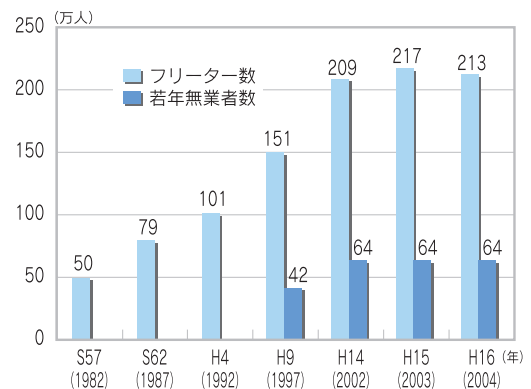
また、雇用面においては、女性や高齢者の一層の活躍の場を創出し、フリーター等の若年労働力問題への対策を進めるとともに、関係機関が連携して創造力とチャレンジ精神に満ちた豊かな人材の育成に積極的に取り組むなど、産業人材の確保を行い、豊かな知恵と優れた技術により発展する経済社会を構築していかなければなりません。

世界の特許登録件数の推移



資料：特許庁「特許行政年次報告書」(2005年版)

フリーター・若年無業者*数の推移 (全国)



(備考) フリーター数の1982年から1997年までの数値と2002年から2004年までの数値とは、フリーターの定義等が異なることから、断層が生じていることに留意する必要がある。

資料：厚生労働省「労働経済白書」(平成17年版)

【フリーター】定職に就かず、アルバイト等で生計を立てている人

【ニート】無職の若者で、職業にも学業にも職業訓練にも就いていない(就こうとしない)人

【若年無業者】ニートに近い概念。年齢15～34歳の非労働力人口(仕事や求職活動をしていない人)のうち家事も通学もしていない人

【コミュニティビジネス】地域の資源を活用して事業を展開する地域密着型の小規模ビジネス

これまで取り上げた時代の大きなうねりの中で、私たちの暮らしは、多様で複雑な問題に直面しています。21世紀において私たちが歩むべき道が、夢と希望に満ちたものであるためには、様々な分野での改革と、そのための真摯な姿勢が求められています。

とりわけ、地方行政においては、地域間競争の激化や住民の意識・価値観の多様化などにより、これまでの画一的で中央に依存した構造や制度では、厳しい財政状況とあいまって、地域の諸問題や住民のニーズに的確に対応することが難しくなっています。

このような中、地方分権型行財政システムの構築を目指して、権限や財源を地方へ移譲する、いわゆる三位一体の改革や、効率的で質の高い行政基盤の確立を目指した市町村合併など、真の地方

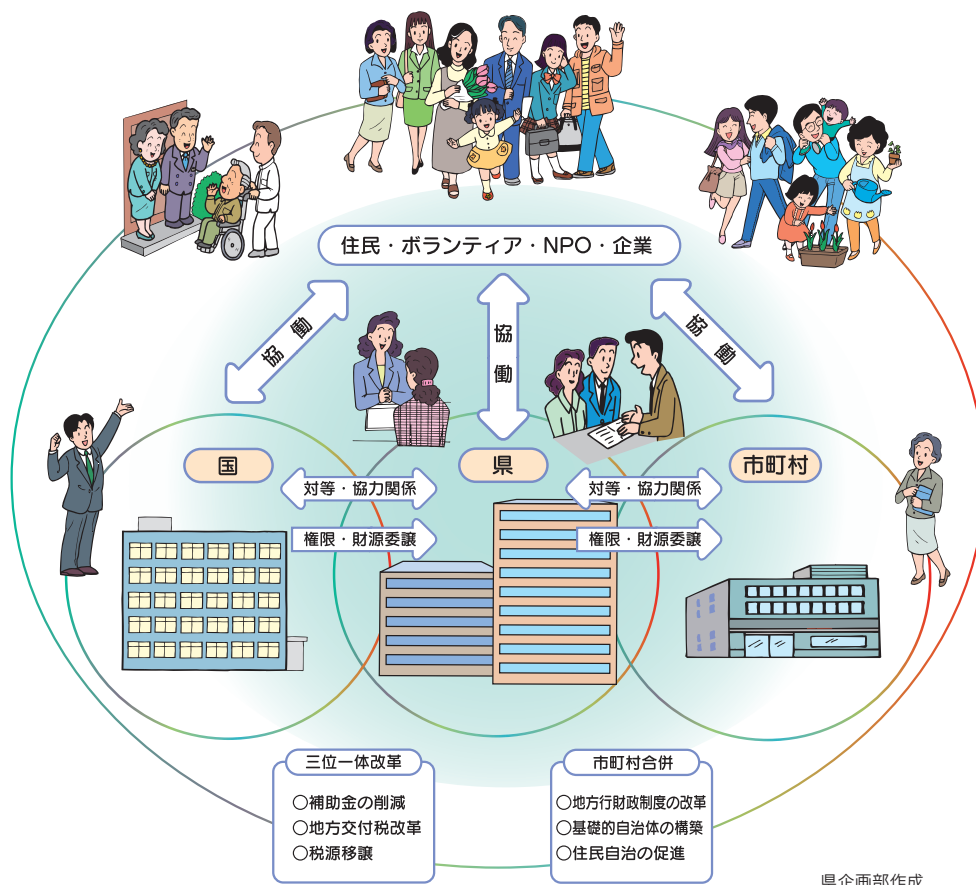
自治を実現するための構造改革が進められています。

さらには、都道府県域を越えた連携を模索する動きや、道州制*の導入に向けた議論や検討が本格化し、地方を取り巻く環境は大きく変化しています。

改革の時代にあって、これからの地方は、住民自治を重視した自己決定・自己責任による、自立した地域経営の確立が必要となります。

本県が、活力と創意・工夫にあふれ、自立した地域として成長していくためには、長期的な視野に立って、地域づくりの担い手となる人材の育成を積極的に進めるとともに、たゆまぬ行財政改革を行いつつ、あらゆる主体が手を携え協働して、直面する様々な課題に適切かつ迅速に対応することが求められています。

地方分権型社会のイメージ



【道州制】 一般的には、現在の都道府県を廃止し、ブロックごとの広域的な枠組みに再編し、日本をいくつかの地域（道又は州）に分け、そこに中央省庁の多くの権限を移譲する制度

第2節 “とちぎ”のかたち

1 “とちぎ”の可能性・潜在力

(1) 恵まれた県土

本県は、関東地方で最大の面積を有し、平坦な地形とも相まって、生活や産業活動の場としての土地資源に恵まれています。また、地震、風水害、土砂災害などの自然災害が少ないという特徴があります。

首都東京からは60～160kmに位置し、首都圏の一翼を担っており、東京の持つ世界有数の高度な機能や、首都圏の研究機能、国際機能等を積極的に活用したり、連携しやすい環境にあります。

また、東北縦貫自動車道、東北新幹線などが県を南北に貫き、東京から東北地方・北海道へと連

なる軸上に位置しています。

そして、水資源や農林産物、エネルギー等の供給を通じて首都圏をバックアップする機能を果たしている福島県・茨城県・群馬県・新潟県などとの広域連携・交流の結節点にもなっています。

さらに、北関東自動車道の開通により、国内はもとより常陸那珂港などを介し、世界との結びつきが飛躍的に高まります。

このような恵まれた立地条件や地域資源を最大限に活用し、広域連携を強化することなどにより、一層発展していくことが期待されます。



インターパーク宇都宮南



国道4号から那須連山を望む

(2) 豊かな自然環境

本県には、世界に誇る日光国立公園のほか、豊かな地域特性を持つ8つの県立自然公園があり、首都圏に位置しながら貴重で美しい自然が残されています。

また、日光、鬼怒川、那須、塩原をはじめとした我が国を代表する景勝地や温泉地など、やすらぎや癒い、癒しが感じられる観光資源にも恵まれています。

さらに、美しい山並みから清らかに流れる河川や、豊かな里山や田園が、四季折々に織りなす風

景は、日本の原風景でもあります。

本県は、関東平野を流れる河川の上流域に位置し、県土の55%を占める森林などの自然環境は、首都圏の水資源の確保や防災面でも大きな役割を發揮しています。

このような豊かな自然環境を守り育てていくことにより、やすらぎのある生活を実現するとともに、地球環境の保全にも貢献していくことが期待されます。



明智平より眺望する中禅寺湖・華厳の滝（日光市）



棚田（茂木町）



里山の風景（宇都宮市）

(3) 受け継がれていく優れた文化

本県は、古くは東山道が、江戸時代には奥州街道、日光街道などの主要街道が南北に通じ、人や物が活発に行き交う地域でした。

そのため、世界遺産に登録された日光の社寺、我が国最古の総合大学であった足利学校、奈良東大寺や大宰府観世音寺と並ぶ日本三戒壇の一つであった下野薬師寺などに見られるように、文化や宗教の中心地の一つとして栄えてきました。

また、織物や陶器などの伝統工芸品や、伝統行

事、伝統芸能など、本県の風土と県民の生活の中で育まれ、受け継がれてきている優れた文化や技は、私たちの暮らしや心を豊かにする共通の財産です。

このような地域が育んできた個性ある文化を継承・発展させるとともに、他の文化との交流や融合による新たな地域文化の創出などを通して、ゆとりと潤いに満ちた生活を実現し、地域を越えて文化を発信していくことが期待されます。



日光の社寺（東照宮）



益子陶器市



足利学校



山あげ祭（那須烏山市）



オペラ日光

(4) 豊かな食料基地

本県は、豊富で良質な水や肥沃な大地、恵まれた気候などの条件を活かし、米麦・園芸・畜産など地域性豊かな農業生産を展開し、本県はもとより首都圏の食料基地として大きく貢献しています。

また、30年以上にわたって日本一の座にある「いちご」をはじめとして、味の良さで知られる「栃木米」など、全国で上位を占める農産物が数多くあります。

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。こうした消費者のニーズに対応するため、エコファーマー^{*}の認定数が全国第4位（平成17年）であることに代表されるように、消費者に信頼される農業の実現に向けた取組が進むとともに、消費者と生産者との交流や地産地消の輪も広がりを見せています。

このような恵まれた条件や特色を活かした農産物づくりを進めることにより、食料供給県としてさらに発展していくことが期待されます。

全国で上位を占める農産物（平成16年）

品 目	収穫量	全国シェア(%)	全国順位
いちご	28,700 t	14.5	1
に ら	13,100 t	21.3	1
かんぴょう	384 t	—	1
あ さ	6 t	—	1
陸 稲	1,880 t	20.0	2
二条大麦	34,600 t	26.2	2
こんにやく	3,770 t	5.6	2
生 乳	333,504 t	4.0	2
六条大麦	6,550 t	12.8	3
大 豆	9,300 t	7.6	3
スプレー菊	24,100 千本	8.7	3
アユ(漁獲量)	629 t	8.9	3
小 豆	484 t	0.5	5
さといも	8,850 t	4.8	5
日本なし	24,700 t	7.5	5
トマト	38,300 t	5.1	6
りんどう	2,020 千本	2.2	6
たまねぎ	17,600 t	1.6	7

県農務部調べ



米の収穫



いちご摘み



乳牛の放牧

【エコファーマー】堆肥等による土づくりや減農薬栽培などの環境と調和した農業を実践する農業者

(5) 活力ある産業集積

本県は、豊富な土地資源と勤勉で優秀な労働力を背景として、昭和30年代後半から積極的な工業化政策を進めた結果、先端的な技術や研究開発機能を有する企業も立地するなど、国内有数の「ものづくり」県に成長し、平成15年の製造品出荷額等が全国第11位となっています。そして、近年では、情報通信関連企業やベンチャー企業など、創造性あふれる企業の立地や創業も進んでいます。

また、全国的に高い水準にある工業や農林業に加え、商業、観光・サービス業なども時代の変化に対応しながら着実な成長を遂げてきており、本県は多様な産業がバランス良く発達しています。

近年、経済のグローバル化や企業間競争の激化に伴って、労働集約型工場の海外移転や工場の集約化などが進んでいる中であって、本県では、県内への生産・研究開発などの機能の集約化や高度化を進める企業も見られます。

このような産業集積をもとに、知恵と技術を活かし、多様な連携を図りながら、新事業の創出や新分野への展開を進めることなどにより、付加価値の高い産業を創造していくことが期待されます。



真岡第2工業団地



近代化された工場設備

(6) 社会を担う人材

本県の県民性は、「誠実」、「勤勉」であり、「はじめに仕事をやり遂げる人が多い」、「研究心も旺盛」、「人柄が良く、人情味がある」と言われており、本県を担う原動力になっています。

また、本県の活力ある産業や豊かな自然環境などを背景として、県外から多くの人が移り住み、多方面で活躍しています。

本県の人口構成は、全国的に高齢化が進む中であって、平成15年の平均年齢が全国で12番目に若く、活力のある県と言えます。

また、近年では、県内に大学の立地が進むなど、

若い有能な人材を育む環境が整備されつつあるとともに、高齢者や、いわゆる団塊の世代にある人々の間には、その豊富な経験を活かしてボランティア活動に取り組む動きが広がってきています。

本県にとって、これからの最大の財産は、「人材」であり、その「人材」を育む風土・社会です。

そして、県民一人ひとりが自立し、能力を最大限に活かして地域社会の一員としての役割と責任を担うとともに、“とちぎ”から日本全国、そして世界に貢献していくことが期待されます。



田植えを体験する小学生



食事介助を学ぶ高齢者



パソコンを学ぶ中学生



熱心に討論する若者たち

2 人口、経済などの見通し

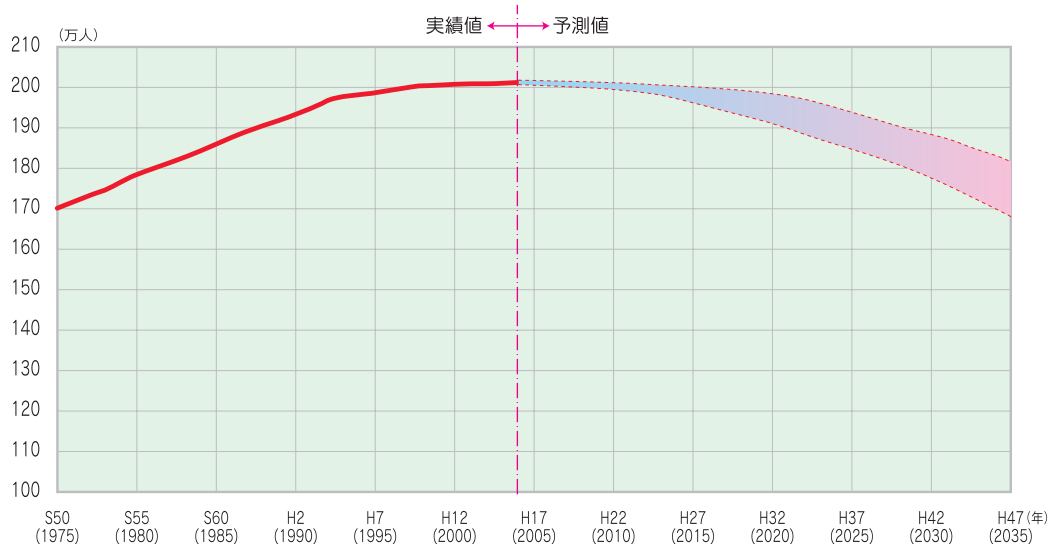
(1) 人口減少時代を迎える“とちぎ”

① 人口

本県の人口は、昭和30年代以降ほぼ一貫して増加が続いており、平成9（1997）年9月に200万人に到達した後、平成16（2004）年10月には約201万5千人となっています。一方、未婚率の上昇や晩婚化の進行等により出生数は減少が続けていますが、これまでは平均寿命の伸長等による死亡数の減少により人口の自然増加は維持されてきました。しかし、平成16（2004）年には本県の

合計特殊出生率は全国の1.29よりは高いものの1.37まで低下しており、自然増減は増加から減少に転じる過渡期にあると推測されます。また社会増も安定成長時代においては大幅な増加は期待できない状況にあることから、本県の人口は、ここ数年をピークとして、その後ゆるやかに減少していくと予測されます。

栃木県の人口の見通し



平成17年2月 県企画部推計

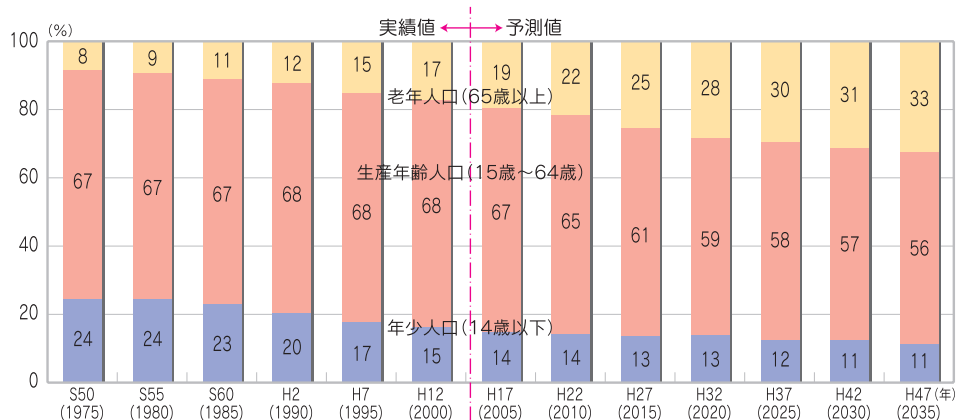
※国勢調査の速報値によると、平成17（2005）年10月現在の人口は、約201万6千人となっています。

② 人口構成

本県の年齢別人口構成は昭和60（1985）年頃までは、4人に1人が年少人口、10人に1人が老年人口という割合で安定していました。しかし、その後出生率の低下等による年少人口の減少と、平均寿命の伸長等による老年人口の増加が同時に進行し、急激なスピードで少子高齢化が進んでいま

す。このような中、平成10（1998）年には、老年人口が年少人口を上回り、以降その差は拡大し続けており、65歳以上の人口が全体に占める割合は平成27（2015）年には4人に1人に達すると予測されます。

本県の年齢3区分別人口構成の見通し



四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

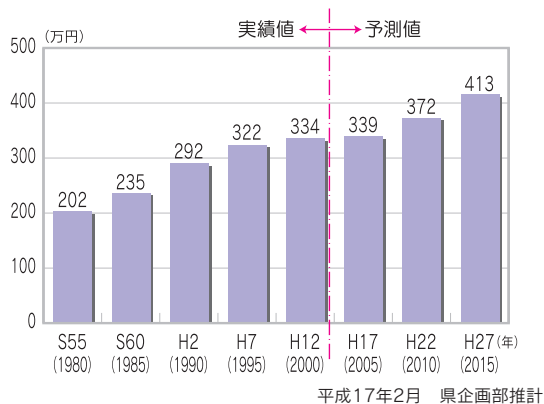
平成17年2月 県企画部推計

(2) 安定した経済を維持する“とちぎ”

① 県民所得

近年の景気後退により、本県の経済もここ数年低迷を続けてきましたが、こうした中にあっても、1人当たりの県民所得*の全国順位は平成14年度には7位となっています。平成17年1月に発表された国の経済見通しでは、年率1.5%程度の経済成長を見込んでおり、本県においても、同程度の成長を維持していくことが可能であると想定されます。これに伴って1人当たりの県民所得も、平成27（2015）年には410万円程度（実質）になると予測されます。

1人当たり県民所得（実質・1995年価格）の見通し



平成17年2月 県企画部推計

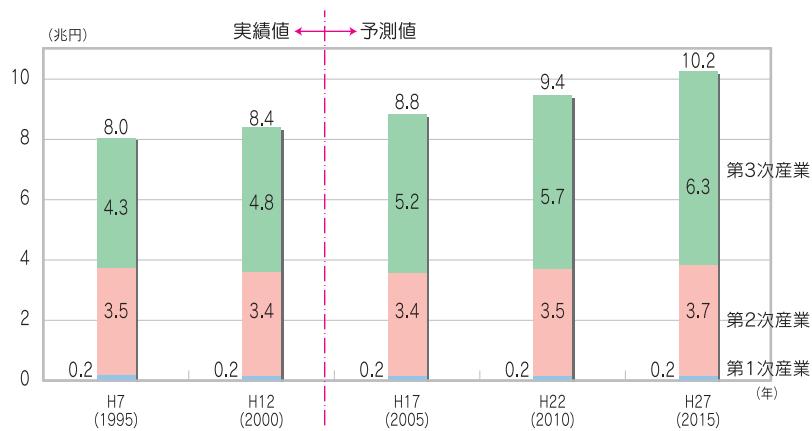
【1人当たり県民所得】県民や県内に立地する事業所が手に入れた所得の合計を、人口で割ったもので、県の総合的な経済力を示す指標の1つ。

② 産業・就業構造

本県は、昭和30年代後半から積極的な工業化政策を行い、工業県として高い成長を遂げてきました。製造品出荷額等は約7兆7千億円で全国11位（平成15年）と、全国でも上位に位置しています。また、農業産出額は約2,820億円で全国9位（平成16年）、小売業販売額は約2兆848億円で全国20位（平成14年）となっています。今後も着実

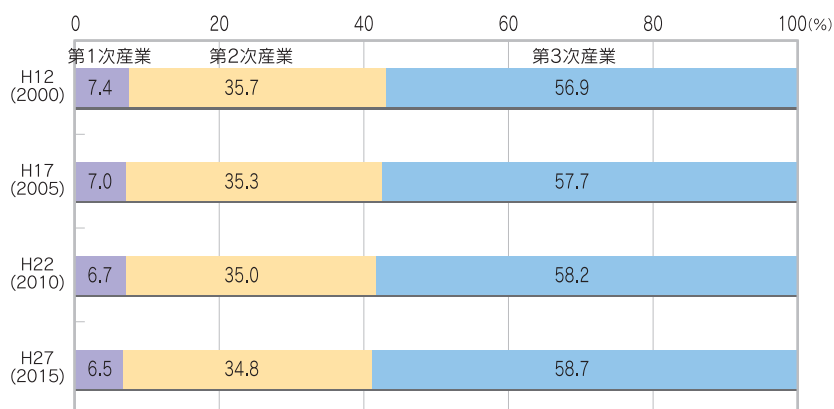
な成長を続け、県内総生産（実質）は、平成27年（2015）年には約10兆2千億円と平成12年の約1.2倍に達すると予測されます。また、第3次産業への移行が進み、県内総生産や就業者割合に占める第3次産業の割合は今後とも増大を続けると予測されます。

県内総生産額（実質・1995年価格）の見通し



平成17年2月 県企画部推計

本県の産業別就業者割合の見通し



四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

平成17年2月 県企画部推計

第2章 “とちぎ”を動かす

経済・社会が地球規模で大きく変動するこの21世紀において、社会がいきいきと躍動し人々が心豊かに暮らしていくためには、これまでの成長を支えてきた社会経済システム全般にわたる変革が必要であり、現在、各方面において新たな「かたち」を模索する取組が進められています。

こうした中であって、私たちは、先人が築き上げてきた郷土の魅力と可能性を最大限に活かし、「自らの未来は自らの力で切り拓いていく」という挑戦する姿勢を持って、これからの“とちぎ”づくりを進めていきます。

第1節 “とちぎ”の将来像

少子高齢化による人口構成の大きな変化をはじめ、地球規模での環境問題や経済等のグローバル化、高度情報化の進展など、社会は今、時代の大きな変革期にあり、人々の意識や地域コミュニティのあり方もまた大きく変化しています。

こうした中で、私たちの郷土“とちぎ”を、希望と誇りの持てる自立した地域として発展させていくためには、その担い手である県民一人ひとりの個性や能力をはじめ、自然や文化、産業基盤など、本県が持つ優れた資源や飛躍の可能性を最大限に引き出していく必要があります。

私たちが目指す将来像は、人々が豊かで活力に満ちた生活を営み、自然や街並み、そして人々の心が美しさとやさしさにあふれ、住む人にも訪れる人にも魅力ある郷土、そして未来の子どもたちにさらなる可能性を約束する郷土“とちぎ”。

この計画において、このような郷土の将来像を、

「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」

として掲げ、200万県民の皆さんと一緒に、その実現に向けて全力で取り組んでいきます。

活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”

第2節 将来像実現のために

1 “とちぎ”づくりの基本姿勢

～「新たな“公（おおやけ）”を拓く」～

これからの社会は、まず、人と人との互いに認め合い、協力し支え合う社会としていくことが重要です。そして、多彩な「個」や「地域」が、ある時は切磋琢磨しつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮することによって、社会は発展していきます。

特に近年は、住みよい地域づくりや社会的な課題の解決を図るため、県民一人ひとりはもちろんのこと、ボランティアやNPOなどによる自発的な活動が様々な分野で芽生えています。そうした中で、これまで“公（おおやけ）”として行政だけが担うものとされてきた分野についても、行政と協働しながら“公（おおやけ）”を担っていこうとする動きも生まれてきています。

こうした多様な活動は、人と人とのつながりを強めるだけでなく、物や情報のネットワークを広げ、新たな地域の魅力や活力を創造していくための大きな力となることが期待されています。

“とちぎ”の将来像を実現するためには、県民や団体、企業、行政など“とちぎ”づくりのすべての担い手が、郷土が抱える諸課題の解決に向けて、積極的に参画していこうとする主体的な姿勢を持つ必要があります。

そこで、この計画では、「行政のみが“公（おおやけ）”を担う」という従来の考え方から脱却して「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考え方に立ち、すべての人がお互いの立場や垣根を乗り越えて、郷土の課題に対して一緒になって取り組むことができるよう、これからの“とちぎ”づくりの原点となる「人と社会のあり方」を、「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」、「県民が協働する“とちぎ”」、「地域が自立する“とちぎ”」の三つの基本姿勢としてお示しするものです。

今後は、こうした考え方を県民の皆さんと共有することによって、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

地域が自立する“とちぎ”

県民が協働する“とちぎ”

“とちぎ”づくりの基本姿勢

県民一人ひとりが主役の“とちぎ”

(1) 県民一人ひとりが主役の“とちぎ”

社会は人によって成り立ち、そして人は社会によって生かされます。

近年は、経済的な豊かさだけを追い求めるのではなく、他者や社会とのかかわりの中で生きることや人間として成長することに喜びを見出し、そして、精神的な充足感や真の豊かさを得ようとする考え方が広がりを見せ、自己実現に重きをおいた生き方、働き方を選択する動きが出てきています。

これからの“とちぎ”は、すべての県民が、学ぶこと、働くこと、生きることについて、その意味や目的、そして喜びや楽しみを見出すとともに、社会に積極的に参画し、貢献していく、

県民一人ひとりが主役となる社会

としていかなければなりません。

県民一人ひとりが、それぞれの個性を伸ばし、能力を高めるとともに、その個性や能力が最大限に発揮されることによって、活力ある地域が生み出されていきます。

(2) 県民が協働する“とちぎ”

社会は人と人とのかかわりを通して形づくられていきます。

近年は、住民やボランティア、NPOなどによる多種多様な社会貢献活動が活発になっています。こうした活動は、「何か社会に役立ちたい」という県民意識の高まりを反映しており、身近な社会の問題を自らの問題として考え、そして行動することによって、自らはもちろん、周囲の人々にとっても心やすらぐ地域や社会を創造していこうとする意識の現れでもあります。

これからの“とちぎ”は、県民一人ひとりやボランティア、NPO、企業、行政などが、それぞれの立場を越え、さらには性別や世代といった垣根にとらわれることなく、連携・協力していく、

県民が協働する社会

としていかなければなりません。

すべての県民が、互いを認め合い、それぞれの個性や能力を持ち寄り、そして協力し支え合うことによって、真に豊かな地域が創られていきます。

(3) 地域が自立する“とちぎ”

社会のありようは、地域自らが選択し決定できるようにすべきです。

地方分権や規制緩和に代表される改革の動きは、政治・経済分野にとどまらず、住民あるいは地域、企業などが、自らの将来の方向を自らが選択し決定できる社会を目指すものです。折しも、自発的な地域活動が各地で展開されるようになり、「地域のことは地域で解決する」という意識が、広く定着してきています。

これからの“とちぎ”は、地域のあらゆる主体が連携・協力し、主体的に課題を解決していく、

地域が自立する社会

としていかなければなりません。

自立する個人とその相互関係でかたちづけられる自立した地域が、これからの“とちぎ”づくりの原点であり、21世紀に“とちぎ”が飛躍する原動力となります。

2 5つの基本目標

こうした“とちぎ”づくりの基本姿勢のもと、本県の将来像「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していくために、時代の潮流や本県の将来展望・発展可能性を踏まえ、県民生活を支える5つの視点から捉えた、私たちの目指す基本目標を設定します。

基本目標 1 知恵にあふれ心豊かな人づくり

〔教育・文化〕

「人」はすべての活動の源泉であり、地域の活力そのものです。

県民一人ひとりが、それぞれ持てる個性や能力を伸びやかに発揮し、いきいきと活動できる環境をつくることで、地域の豊かさの源となり、そこから個性豊かな文化が息づく、心にぎわう魅力的な郷土が生まれます。

また、知識や学力だけではなく、創造性や積極性、協調性を備えた多様な人材を育成していくことで、これからの知恵の時代における夢と希望の実現を図っていきます。

基本目標 2 いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

すべての「いのち」が輝く健やかな社会をつくっていくことが、私たちの願いです。

少子高齢化が急速に進行する中、地域のだれもが心身ともに健康で暮らせ、安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らせる社会をつくっていくことがますます重要になります。

そうした環境を実現するために、家庭、地域、職場など、毎日の暮らしの中で、人と人とが認め合い、絆を大切にし、互いが手をさしのべ支え合えるような社会づくりを進めていきます。

基本目標 3 確かな技術と創造性に富む産業づくり

〔農林・商工サービス・労働〕

豊かな生活は、創造性あふれる「産業」の発展に支えられています。

本県の恵まれた立地特性を最大限に活かし、生産の振興と高度な流通・サービスを展開するとともに、これまで蓄積されてきた産業集積や人的資源を活かし、豊かな知恵と絶えざる創意を織り込みながら、新たな技術やノウハウ、そして新しい付加価値を創造することで、本県産業の持続的発展を可能にしていきます。

また、産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応し、安定した雇用の確保や産業人材の育成を図っていきます。

基本目標 4 快適でにぎわいのある交流地域づくり 〔社会基盤・観光・国際化〕

快適な暮らしの空間と人・物・情報の盛んな交流が、「にぎわい」をもたらします。

秩序ある土地利用や安全で質の高い社会基盤を整備することにより、都会的な利便性と自然とふれあいながら暮らせる快適性という本県の有する優れた特徴にさらに磨きをかけ、豊かさを実感できる地域づくりを進めていきます。

そして、人と人とのふれあいを大切にし、活力あるまちづくりやむらづくりを進めるとともに、魅力ある観光交流社会づくり、さらには経済や教育・文化などあらゆる面での国際化を進めることにより、交流の輪が広がり、その交流から新しい文化や情報が発信される、にぎわいの郷土をつくっていきます。

基本目標 5 安心のくらしを支える環境づくり 〔環境保全・防犯・防災〕

生活のすべてを支える「環境」を、安心で持続可能なものとして次世代に継承していくことが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

自然環境を守り育て、産業活動やライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換するなど、循環型社会の形成に向けた取組を進めるとともに、治安・防災対策を充実し、だれもが安全・安心に暮らすことのできる空間づくりを進めます。

そうした取組によって、私たちが心穏やかに暮らすことができ、自信を持って未来へ引き継ぐことができる、美しくやすらぎに満ちた環境を創造していきます。

第3節 県土の姿・とちぎデザイン

時代が大きく変わりつつある中で、県土づくりの前提となる私達のくらしや産業、環境との共生のあり方なども変化してきています。

このような時代の潮流に的確に対応し、地域の資源を活かし豊かで安全なくらしと活力ある産業を実現する県土づくりを進める必要があります。

また、豊かでかけがえのない自然環境を保全し、この美しい県土を次世代に継承していかなければなりません。

ここでは、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現するための県土づくりの基本方向と、“とちぎ”のデザインを示します。

1

県土づくりの基本方向 ―国土交流拠点“とちぎ”―

栃木県は、首都東京に近接し、東北縦貫自動車道や東北新幹線などが東京から本県を貫いて東北地方・北海道までを結び、多様で広域的な交流が行われています。また、首都圏の一翼を担う北関東の各都市を中心とした地域間連携が進められており、今後は、北関東自動車道の整備が進むことにより、この連携が一層強化されと考えられます。

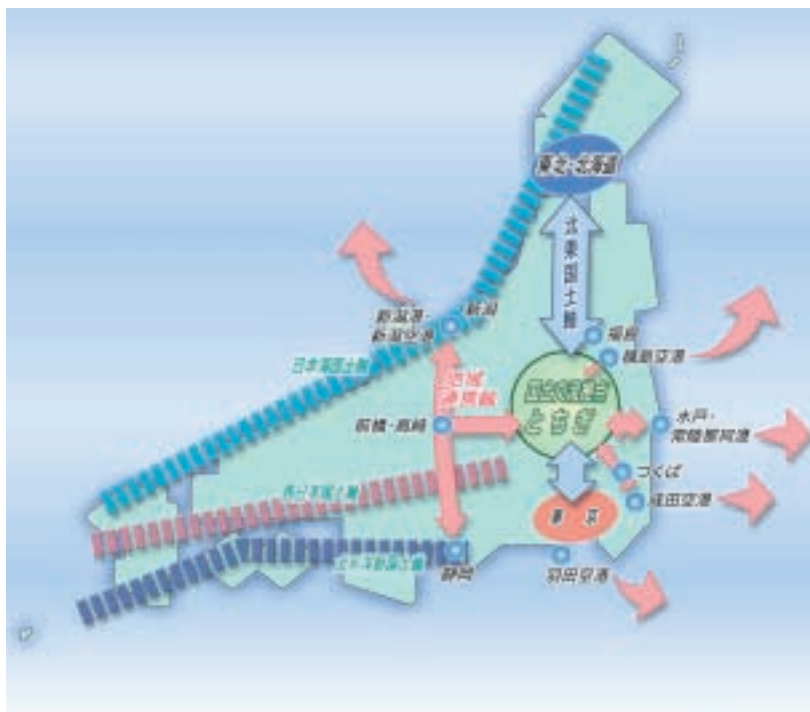
本県は、このような交流・連携の大きな軸の交差部分に位置しており、交差することによる相乗的な効果が見込まれる発展可能性を有しています。

また、整備が進む高速交通ネットワークなどを積極的に活用することで、交流・連携を発展させ、

空港や港湾などを介し、“とちぎ”の人・物・情報の交流を全国、世界に広げることが可能となります。

この恵まれた条件の中で、本県が持つ特色ある地域資源を活かした県土づくりを行うことにより、様々なスケールでの交流・連携の成果を、県土の発展と県民生活の質的向上に結び付けることが県土づくりの基本方向となります。

そのために、地域間の交流・連携の基盤を強化・活用し、持続可能で自立・安定した地域づくりを進め、国内はもとより世界を視野に入れたあらゆる分野での「国土交流拠点“とちぎ”」を目指していきます。



「国土交流拠点“とちぎ”」
の概念図

2

“とちぎ”のデザイン

県土づくりの基本方向である「国土交流拠点“とちぎ”」の実現を目指し、コリドールネットワークを基本として、地域の特色を活かした県土づ

くりと県外に広がる交流についてのデザインを描いていきます。

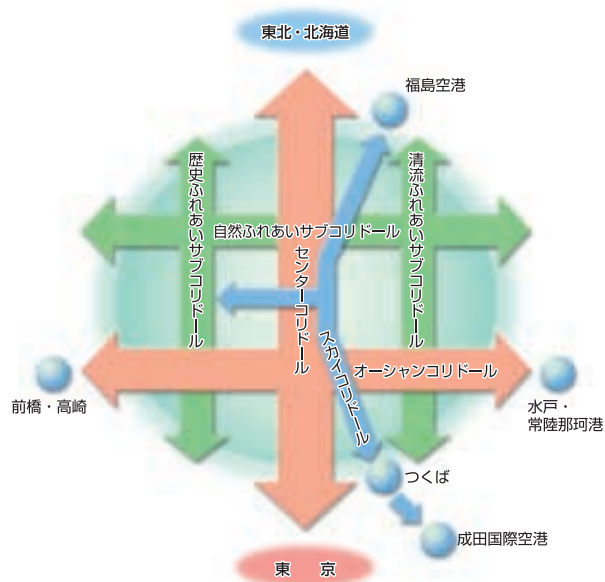
(1) コリドールネットワークの強化

本県では、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを“コリドール”と呼び、そのネットワークの形成を進めてきました。

コリドールネットワークは、3つのコリドール（センターコリドール、オーシャンコリドール、スカイコリドール）と3つのサブコリドールから構成され、これらのコリドールが県内で縦横にネットワークを形成することにより、県内の各地域の交流・連携が図られ、さらに全国との結びつきの基盤となります。

これらのコリドールネットワークを強化・活用することにより、県内各地域間の交流・連携が一層展開するとともに、全国や世界との交流・連携が進展し、「国土交流拠点“とちぎ”」としての本県の発展が可能になります。

コリドールネットワーク



【3つのコリドール】 ～全国や世界との連なり～

- センターコリドール：東京圏から東北地域を結ぶ広域圏を形成する国土の主要な連なりであり、情報・文化・人材の交流が展開されます。
- オーシャンコリドール：本県を太平洋と日本海に結びつける広域圏を形成する連なりであり、国際貿易港を通じて世界につながる産業や文化の交流が展開されます。
- スカイコリドール：成田国際空港・つくば及び福島空港を介して産業、文化、観光、科学技術などの国境を越えた多彩な交流が展開されます。

【3つのサブコリドール】 ～県内の個性ある地域の連なり～

- 自然ふれあいサブコリドール：本県北部を中心に茨城県北部と群馬県北部を結び連なりであり、豊かな自然、歴史、文化とのふれあいを通じた交流が展開されます。
- 歴史ふれあいサブコリドール：本県西部を中心に東京圏から会津を結び連なりであり、歴史、伝統、芸術などを活かした交流が展開されます。
- 清流ふれあいサブコリドール：本県東部を中心に福島県、茨城県の県際地域を結び連なりであり、那珂川沿川地域の自然、歴史、文化を活かした交流が展開されます。

(2) 特色ある地域づくりと交流・連携

「国土交流拠点“とちぎ”」として県土の発展と県民生活の質的向上を図るために、県内各地域が資源を活かした特色ある地域づくりを進め、それぞれの魅力と活力を高めるとともに、機能分担と相互補完による都市的サービスの発展を図り、持続可能で自立・安定した地域社会の形成を目指します。

各地域では、県民やボランティア、NPO、企業、行政などが互いに連携・協力し協働の地域づくり

を行うことにより真に豊かな地域が実現し、さらに、それぞれの地域同士の交流・連携を進めることにより、単独の地域だけでは得られない新たな魅力や活力を創出することが可能となります。

このように特色を活かした地域づくりが重層的に行われ、コリドールネットワークによって県内が縦横に結ばれることで、多彩な“とちぎ”が花開きます。

(3) 広域交流・連携

新たな時代の潮流の中で、経済のグローバル化による国境を越えた地域間競争が激化しており、また、県域を越えた広域的な連携により対応していかなければならない課題なども生じています。

このような流れの中、他県と境を接する県際地域では、隣接県及び関係市町村との連携・協力のもと、生活、産業、文化などの交流が積み重ねられており、今後さらにその連携を深めていきます。

また、コリドールネットワークの強化により、

近隣各県との交流・連携のネットワークが形成されてきています。このネットワークを利用し、空港・港湾などの活用や防災面、観光面における連携など、県域を越えた多様な交流・連携を進め、経済活動の一層の活性化や広域的な課題の解決を図り、さらには“とちぎ”の魅力や活力を世界に向けて発信し、「国土交流拠点“とちぎ”」としての発展に取り組んでいきます。

広域交流・連携の取組

【首都圏整備計画】（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）

首都圏整備法に基づき、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため策定される計画

【5県連携】（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

5県の一層の発展を図るため、社会基盤の有機的な連携とともに、人・物・情報・産業・文化などの連携・交流を促進する。

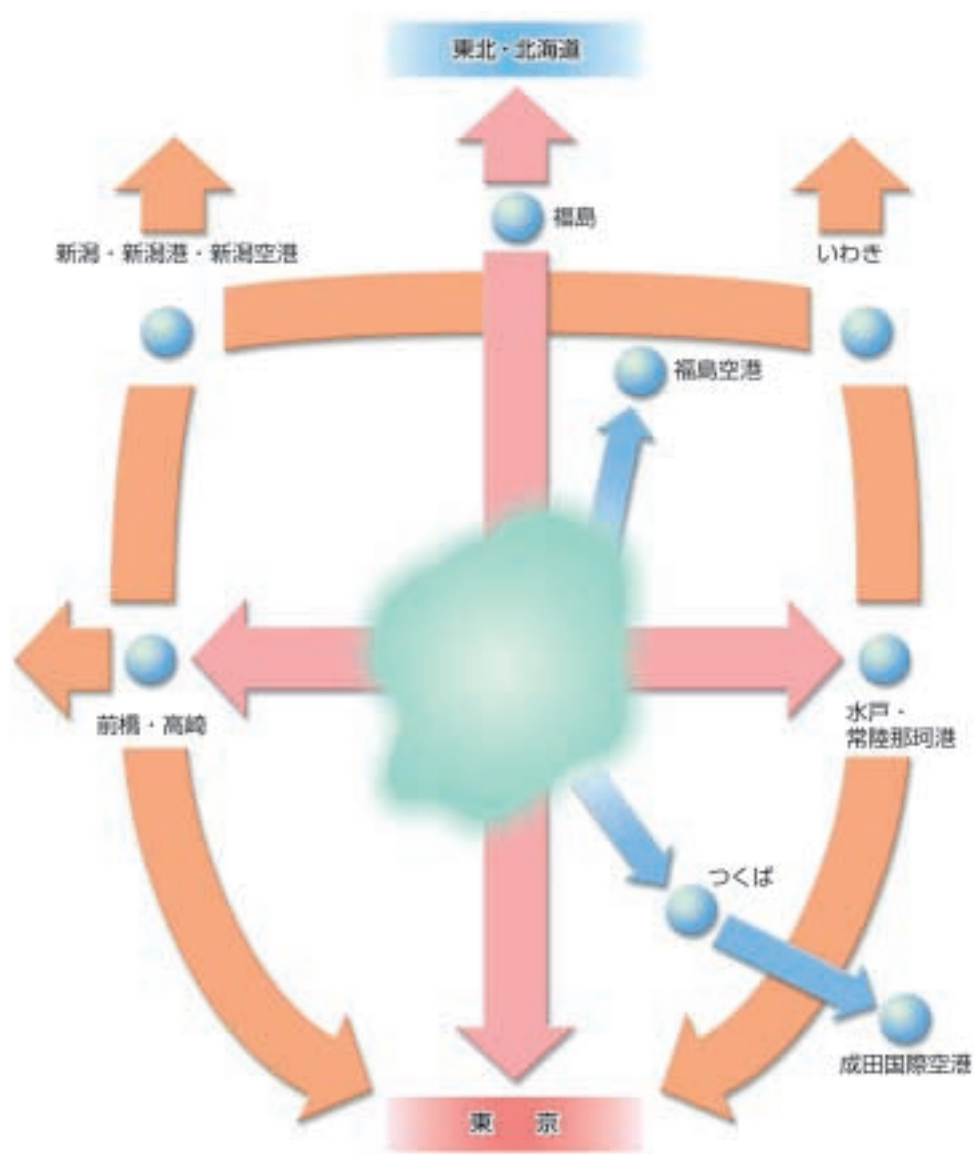
【21世紀FIT構想】（県際地域市町村、福島県、茨城県、栃木県）

福島（F）・茨城（I）・栃木（T）3県の県際地域を中心として、各地域の特性を相互に生かし、連携・交流を深めることで、広域的な交流圏と自然環境に調和した21世紀にふさわしい新たな先導的拠点を形成しようとする構想。現在、二地域居住や広域観光交流の推進に取り組んでいる。

【両毛広域都市圏総合整備事業】（両毛地域市町村、栃木県、群馬県）

地域のより深い交流と、一体となったまちづくりを推進するために、各種PR事業やイベント事業のほか、公共施設の相互利用の推進など、さまざまな事業を展開している。

広域交流・連携のネットワーク



福島空港



北関東自動車道



常陸那珂港



第2部

県政の基本方向

「“とちぎ”の将来像」を実現するために、「県政の基本方向」として、以下を記述しています。

第1章 重点テーマ

政策分野を越えて重点的に取り組む3つのテーマを提示しています。

第2章 基本政策

第1部で掲げた5つの基本目標ごとに、政策の取組方向や具体的な施策の展開を体系的に示しています。

第3章 新たな自治の基盤づくりのために

県民の皆さんとともに県政を進めて行くために、県が率先して取り組むべき事項を記載しています。

第1章 重点テーマ

少子高齢化が進み、人口が減少する時代にあつて、豊かで活力ある社会を築いていくためには、すべての活動の原動力となる「人づくり」が重要です。

こうした考えのもと、ここでは、「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」、「県民が協働する“とちぎ”」、「地域が自立する“とちぎ”」という3つの基本姿勢を踏まえ、中長期的な観点から、政策分野を越えて重点的に取り組んでいくべき3つのテーマを設定しました。

県民の皆さんと一緒にこれら重点テーマに取り組んでいくことで、本県の人と社会のあり方を見直し、将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

1 “とちぎの人間力”を高める

社会構造が大きく変化し、人々のライフスタイルなどが多様化する中で、子ども、大人を問わず、規範意識の低下や人間関係の希薄化が進むとともに、人としての誇りや目標が見失われてきていることが指摘されています。

また、女性や高齢者などが、働く意欲があるにもかかわらず、家庭との両立や固定化した雇用システムの関係などから、能力を十分に活かせる環境にあるとは言えず、近年は、若い世代の勤労観も変化してきています。

こうした人たちが、今後どのように自己実現を図り、生涯にわたってどう社会に関わっていくかが大きな課題となっています。

社会の原動力は人にあり、人のありようが社会のありようを変えていきます。

そのため、すべての県民がそれぞれの持つ個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることによって、一人の人間として自立し、社会の一員として積極的に活動していく“人間力”に満ちた“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、すべての人々が、人に対する思いやりや責任感などを持つとともに、生きることの意味を自覚し、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、社会の構成員としてあらゆる分野で活躍しています。

① 人づくりの基礎となる家庭教育を充実する

家庭が子どもの教育の出発点であるという認識のもと、親が手本となって、心身ともに健康で、規律正しい生活習慣や基本的なマナーを身に付けた子どもを育成できるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

- ☆ 親自身の意識改革、親学習プログラムの活用
- ☆ 父子手帳の配付、家事・育児・介護等家庭における男女共同参画の推進
- ☆ 親子の対話の励行、「家庭の日」の普及定着による家族ふれあいの場の充実
- ☆ 孤食の解消や朝食の摂取促進など健全な食生活が実践できる人間を育てるため食育の推進
- ☆ 家庭教育オピニオンリーダーによる家庭教育力の向上活動の充実 など

② 人間関係をはぐくむ地域の教育力を向上する

子どもが、地域の様々な大人や仲間とふれあい、地域の産業や文化に親しむことによって、自己を高めるための力や他者を思いやる心をはぐくみ、そして、社会の一員としての自覚が持てるよう、地域の教育力を高めます。

- ☆ 学校や地域が連携した各種体験活動の機会づくり
- ☆ 青少年育成指導者などを中心とした地域組織活動の充実
- ☆ 青少年の健全育成のための「とちぎ心のルネッサンス」運動の展開 など

③ 生きる力をはぐくむ

学ぶことの楽しさや大切さを理解し、子どものうちから、社会のあらゆることに興味・関心を持ち、自らが考え、判断できる人間を育てるため、子どもの多様な能力をはぐくむ学校教育を充実します。

- ☆ 少人数学級や補充的な学習、発展的な学習の推進による基礎的・基本的な学力の向上
- ☆ 職場体験や奉仕活動などの社会体験活動、自然体験活動の充実
- ☆ 地域の自然・伝統・文化等を題材にしたふるさと学習の推進
- ☆ 心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の充実
- ☆ 科学する心を育成するための教育の充実
- ☆ 勤労観・職業観を育成するための学習プログラム開発と普及 など

④ 生涯にわたって学び続けられる環境をつくる

知識だけではなく、創造性や課題解決能力を備え、豊かな心をもって人生を送ることができるよう、いつでもどこでもだれもが、望むときに学べ、そして自己を高めることができる環境づくりを進めます。

- ☆ 県や市町村、大学等が連携した多様な学習機会の創出
- ☆ 学習の場としての学校施設の開放 など

⑤ 多様な人材があらゆる場面で活躍できる環境をつくる

女性や高齢者、障害者をはじめ、すべての県民が、年齢や性別等にかかわらず、自己の能力や価値観、ライフスタイルに合わせ、就業の場や地域づくりなどを通して社会に参加でき、そして何度でも再チャレンジできる環境づくりを進めます。

- ☆ 家庭・就業の場における男女共同参画の環境整備推進
- ☆ 若年者の職業意識の涵養やキャリア形成のための就職基礎能力の習得支援
- ☆ シルバー大学校などによる地域活動推進者の養成
- ☆ 福祉関係・労働機関や事業者などの連携による障害者雇用の拡大
- ☆ 就農希望者の技術習得のための就農準備校の開設
- ☆ 地域や職場などにおける「こころの健康」に関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実 など

～ 人間力 ～

「人間力」という言葉には統一的な定義はありませんが、国の報告書などでは、社会や経済を活性化するためのキーワードとして、しばしば用いられるようになっています。

内閣府の「人間力戦略研究会報告書」（平成15年4月）では、人間力を構成する要素として、「知的能力」（基礎学力や専門的な知識、創造力など）や「社会・対人能力」（コミュニケーション能力や規範意識、他者を尊重し互いに高め合う力など）などを挙げており、こうした能力を総合的にバランス良く高めることが大切であるとしています。

この総合計画では、こうした考え方などを参考にしながら、すべての県民が、人に対する思いやりや責任感などを持つとともに、生きることの意味を自覚し、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、そして社会の構成員として積極的に参画することができる、いわば「人として生きる力（人間力）」を高めていくことを目指しています。

核家族化の進行や価値観の多様化など、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化の中で、家庭や地域の養育力が低下し、また、育児への不安や悩み、負担感を感じる人が増えています。

子どもは、未来を創り出す「社会の宝」です。超高齢社会を目前にして、安定した経済や社会保障制度など、私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、次の時代を担う子どもたちを社会全体で育成していく必要があります。

このため、子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、子どもたちを安心して生み育てることができるよう、学校や地域、企業、行政などが、様々な立場から子育てを支える環境づくりを進めます。

目指すべき“とちぎ”は、結婚や子育てに夢を抱き、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子どもたちはもちろん、周りの人々の笑顔と歓声が絶えることのない社会です。

① 地域の人々の支え合いで子どもを育てる

地域における子育て支援を充実し、子育てを家庭のみに負わせるのではなく、子どもも親も地域において暖かく見守り支えられる環境づくりを進めます。

- ☆ ファミリー・サポート・センターや児童館など地域の子育て支援拠点設置と相互援助活動の充実
- ☆ 民生・児童委員、母子保健推進員などの活動推進と子育て支援のネットワークづくり
- ☆ 地域の子どもから高齢者までの異世代が交流する機会づくり
- ☆ 保育所や幼稚園などが有する養育・教育機能の開放
- ☆ 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応
- ☆ 学校や登下校時の通学路等を巡回警備する学校安全ボランティアなど、学校と地域が連携した防犯体制の確保 など

② 子育てしやすい職場をつくる

家庭生活と職場との適正なバランスを保ち、働く親がゆとりをもって子育てができるよう、企業等における就業・雇用環境づくりを進めます。

- ☆ 男女がともに育児休業や子どもの看護休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ☆ 子育てに配慮した勤務形態など多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくり
- ☆ 出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境づくりと事業者による再雇用制度の定着 など

③ 充実した子育て支援体制をつくる

子育てに関する負担感や不安感を解消し、子どもを安心して生み育てられる体制を充実します。

- ☆ 子育てや家庭教育などについての不安や悩みに対応する各種相談事業や情報提供の充実
- ☆ 低年齢児保育や延長保育、休日保育、障害児保育、特定保育等の多様な保育サービスの充実
- ☆ 子どもや母親の心身の健康づくりを図るための母子保健医療や小児医療対策の実施
- ☆ 性に関する正しい知識を普及啓発する思春期教室、思春期の健康教育や悩みに関するピアカウンセリングの実施
- ☆ 子どもの人権尊重の意識醸成と被虐待児に対する支援体制の充実 など

3 個性あふれる地域を創る

急速な都市化や工業化に伴い、地域の個性ある風物や文化などが失われるとともに、経済の低迷や人々のライフスタイルの変化、人間関係の希薄化によるコミュニティの衰退などによって、地域の魅力や活力が失われつつあります。

一方では、子育てや福祉、まちづくりなどの生活に身近な問題について、住民自らで解決しようとする動きが広がりを見せています。

そのような中であって、三位一体の改革や市町村合併をきっかけとして、地域のことは地域で決めるという自主・自立の地域づくりが求められるようになっていきます。

このため、住民自らが創意工夫を発揮して、それぞれの地域が持つ資源や潜在力、可能性を活かすとともに、新たな活力を創造する個性あふれる地域を築いていきます。そして、こうした地域が交流・連携し、さらに輝きを放つことによって、住む人にも訪れる人にも魅力ある“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、それぞれの地域で、個性あふれるさまざまな活動が展開され、人々が日々の生活を楽しんでいます。

① 地域の魅力を活かす

歴史・文化や自然環境など地域の魅力を構成する資源を一人ひとりが改めて見つめ直し、その活用を図ることで、心地よい生活空間を築くとともに、全国や世界へ積極的に情報発信し交流を進めます。

- ☆ 世界遺産「日光の社寺」など県内各地の文化財の保存と活用
- ☆ 地域の特色ある歴史や文化等の発掘とそれらを活かしたまちづくり
- ☆ 「地域ならではの」の特産物や伝統料理を活用したとちぎの豊かな食づくり
- ☆ 平地林や里山などの豊かな自然環境の保全とふれあいあいの場としての活用
- ☆ 観光地のブランド力の向上による国内外との交流拡大
- ☆ フィルムコミッション活動の推進などによる地域の魅力の発信・創造 など

② 地域の新たな活力を生み出す

それぞれの地域が持つ潜在力や発展可能性を最大限に引き出すための、住民の創意工夫による地域づくりを支援することにより、失われてきたコミュニティを再生するとともに、地域の新たな活力を創造します。

- ☆ 子育てや教育、福祉、環境、中心市街地活性化などの地域づくり活動の展開
- ☆ 特色ある地域資源を活用した新たなビジネスの創出 など

③ 笑顔あふれる“とちぎ”を築く

誇りをもって未来に引き継いでいける郷土“とちぎ”となるよう、個性あふれる県内各地域の連携や交流を促進し、みんなの笑顔あふれる“とちぎ”を築いていきます。

- ☆ 県民が提案・実践する協働推進事業の展開
- ☆ 共通の地域資源を活かした市町村連携事業の展開
- ☆ 道路や交流拠点施設などの充実による地域間交流の拡大 など

第2章 基本政策

第2章の基本政策では、第1部で掲げた5つの基本目標のもと展開される政策・施策の取組方向や現状と課題を示します。また、各施策ごとに達成目標やその達成状況を見る成果指標を提示するとともに、各施策の目標を達成するために期待される主な主体の役割を示します。

今後、共通の目標を目指し、県民の皆さんと力を合わせ、協働しながら、様々な課題に取り組むことによって、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土 “とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

各施策の読み方

① 県民の皆さんとともに目指す施策の目標を明らかにしています。

② この施策に取り組むにあたって、踏まえるべき現状や解決すべき課題を記載しています。

③ 施策の現状と課題の内容をわかりやすくするために代表的なデータをグラフ等で表現しています。

④ 施策の目標を実現するために、今後進めるべき施策の展開方向を各单位施策ごとに記載しています。また、計画期間内に重点的に取り組む特徴ある取組を「主な取組」(○印で表記)として示しています。施策のより具体的な内容については、第3部の“とちぎ”づくりプログラムで記載しています。

III 学ぶ力をはぐくむ教育の充実

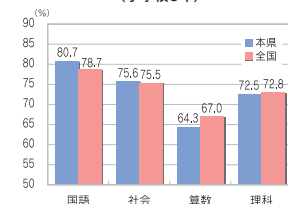
施策の目標

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力、自ら課題を解決する能力を育成できる環境を整備します。

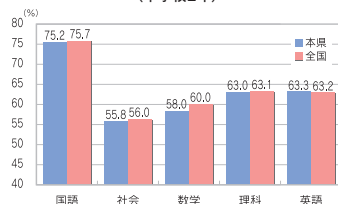
現状と課題

- 児童生徒が、自ら学び、自ら考える力を身に付けることが重要であり、学習意欲や学力のさらなる向上が課題となっています。
- 盲・聾・養護学校在籍児の障害の多様化・重複化への対応、特殊学級在籍児の増加や通常学級に在籍する発達障害児への対応が課題となっています。
- 優れた資質能力を身に付けた教員の継続的な確保が課題となっています。
- 学校の校舎等の老朽化が進み、学習環境の面で一部に支障が出てきています。

教育課程実施状況調査における各教科の正答率
(小学校5年)



教育課程実施状況調査における各教科の正答率
(中学校2年)



資料：文部科学省「教育課程実施状況調査」(平成16年度)

施策の展開

参照：第3部 P171～P172

基礎的・基本的な学力の向上

児童生徒の興味・関心を高め、わかりやすい授業を展開するとともに、個に応じた指導を充実し、学習意欲や学力の向上を図ります。

- 少人数学級の推進
- 補足的な学習や発展的な学習の推進
- 家庭学習の習慣化の推進

特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するために、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の充実を図ります。

- 発達障害児の支援のための体制整備
- 養護学校の機能強化検討

教員の資質向上と適正配置

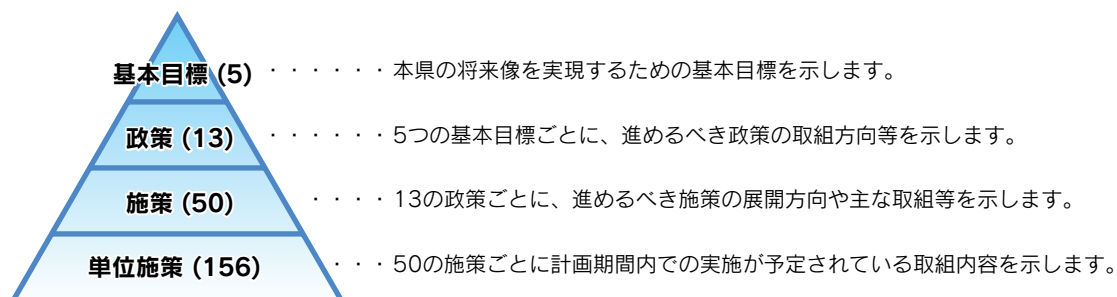
個に応じたきめ細かな実践的指導力など、優れた資質能力を持った教員の採用・育成と、教員の適正な配置を推進します。

- 教員の初任者研修などの研修の充実
- 適正な教員評価の実施

学校施設・設備の充実

老朽化等に対応した県立学校の施設・設備の整備を進めるとともに、市町村立学校の施設設備の指導を行います。

- 県立学校の耐震化を含めた計画的な改修



過去の状況を
示しています。

基準となる最新の
状況を示しています。

このプランの計画期間の最
終年度の目標を示しています。

概ね10年後の目標としま
すが、他の計画等で長期の
目標が定められている場合
には、その数値を示してい
ます。

成果指標 (施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
授業がわかる児童生徒の割合 ^{※1} (小6・中2平均)	—	—	59.3 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
平日、学校外で1時間以上学習する生徒の割合 (中2)	—	50.6 % (H13)	59.7 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
教員の長期社会体験研修 ^{※2} 修了者数	0 人 (H6)	28 人 (H11)	349 人 (H16)	650 人 (H22)	900 人 (H27)

※1 教育課程実施状況調査で、学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合
※2 社会人としての視野の拡大、人間関係づくりやリーダーシップなどの養成のため、銀行、デパート、ホテルなどの民間企業へ1年あるいは3か月の間派遣する研修

第2章
基本政策

⑤ 計画期間中の施策の達成状況をできるだけ分かりやすく示す尺度として、3つの成果指標と、それぞれの達成目標を掲げています。



チームティーチング (複数の教員による指導)

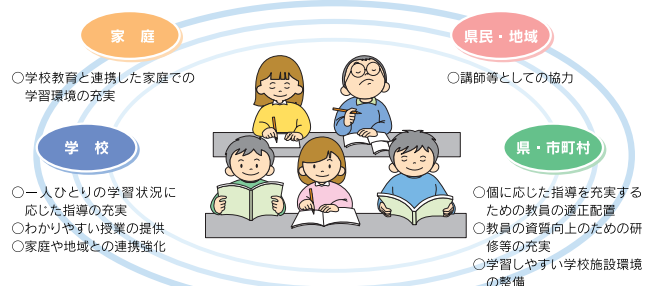


基礎的・基本的な学力を構成する概念図

基本目標
1

⑥ 施策の展開を具体的に表すイメージ写真やイラスト等を掲載しています。

期待される主な主体の役割



県政の基本方向

⑦ 施策の目標を達成するため県民の皆さんや企業など様々な主体に期待される役割や行動を示しています。

◆部門計画 「とちぎ教育振興ビジョン」(H18～H22)

⑧ 各施策に関連する部門別の計画を掲載しています。

39

基本目標 1

知恵にあふれ心豊かな人づくり

〔教育・文化〕

政策の体系

政策
11多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい
青少年を育成する

施策

- 111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実
- 112 心の教育の推進
- 113 健康な体づくりと学校安全教育の充実
- 114 個性を生かす特色ある教育の充実
- 115 自立した青少年の育成
- 116 青少年を取り巻く環境の整備

政策
12

生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する

施策

- 121 生涯学習の推進
- 122 県民文化の振興
- 123 県民総スポーツの推進

政策11 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する

目標

持てる能力や個性を最大限に発揮して、次の時代を切り拓くことができる、自ら学び考える力を身に付けた、心身ともに健全で自立した青少年を育成する。

現状と課題

社会環境が激しく変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化・複雑化している中、青少年が豊かな人間性をはぐくみ、自ら学び考え、たくましく生きることができる力を身に付けることがこれまで以上に重要になっています。

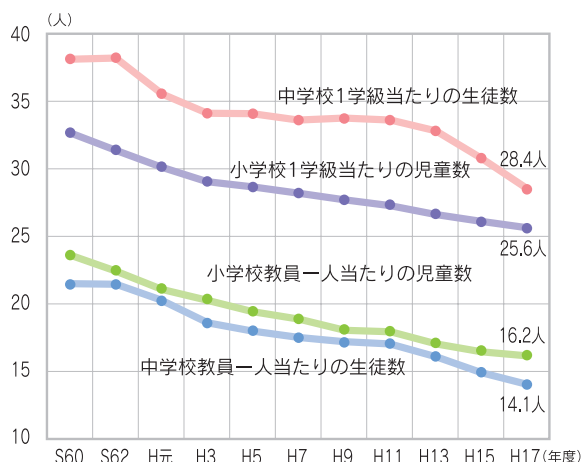
一方で、いじめや不登校等の問題は依然憂慮すべき状況にあり、また健全な青少年をはぐくむために重要な役割を果たす家庭や地域の教育力の低下が叫ばれるなど、早急に対応しなければならない課題が山積しています。

そこで、心豊かでたくましく、社会の変化に柔軟に対応できる青少年をはぐくむためには、確かな学力を身に付け、体験活動などを通じ豊かな心を培い、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばす教育を行うとともに、家庭・学校・職場・地域等すべての人々が連携・協力して、県民総ぐるみで青少年の健全育成に向けた環境を整えていくことが求められています。

取組の方向

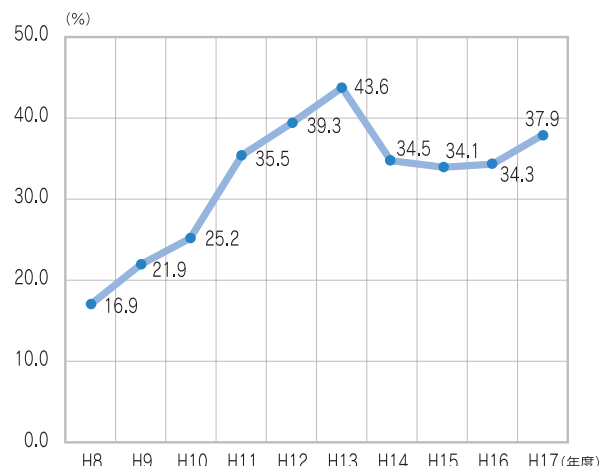
- 基礎的・基本的な学力や、自ら学び、考える力などの、学ぶ力をはぐくむ教育を充実します。
- 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識などを持てるよう心の教育を推進します。
- 健康増進と体力・運動能力の向上を推進するとともに、学校安全教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応した、児童生徒の個性を生かす特色ある教育を推進します。
- 主体的に行動できる自立した青少年を家庭、学校、職場、地域等県民総ぐるみで育成します。
- 青少年を健全に育成できる良好な環境を整備します。

1学級及び教員一人当たりの児童生徒数



資料：文部科学省「学校基本調査」(平成17年度)

県政への要望として「青少年の健全育成」を選択した県民



資料：「県政世論調査」(平成17年度)

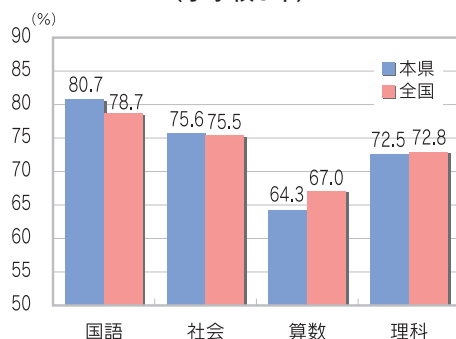
施策の目標

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力、自ら課題を解決する能力を育成できる環境を整備します。

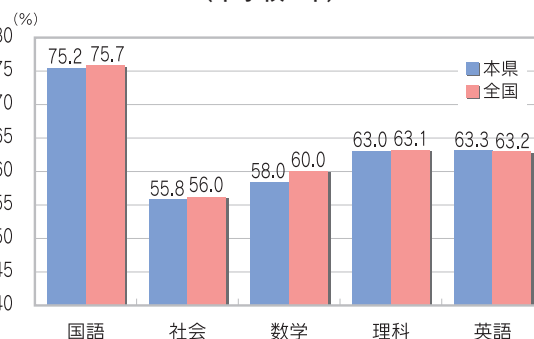
現状と課題

- 児童生徒が、自ら学び、自ら考える力などを身に付けることが重要であり、学習意欲や学力のさらなる向上が課題となっています。
- 盲・聾・養護学校在籍児の障害の多様化・重複化への対応、特殊学級在籍児の増加や通常学級に在籍する発達障害児への対応が課題となっています。
- 優れた資質能力を身に付けた教員の継続的な確保が課題となっています。
- 学校の校舎等の老朽化が進み、学習環境の面で一部に支障が出てきています。

教育課程実施状況調査における各教科の正答率
(小学校5年)



教育課程実施状況調査における各教科の正答率
(中学校2年)



資料：文部科学省「教育課程実施状況調査」(平成16年度)

施策の展開

参照：第3部 P171～P172

基礎的・基本的な学力の向上

児童生徒の興味・関心を高め、わかりやすい授業を展開するとともに、個に応じた指導を充実し、学習意欲や学力の向上を図ります。

- 少人数学級の推進
- 補充的な学習や発展的な学習の推進
- 家庭学習の習慣化の推進

特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するために、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の充実を図ります。

- 発達障害児の支援のための体制整備
- 養護学校の機能強化検討

教員の資質向上と適正配置

個に応じたきめ細かな実践的指導力など、優れた資質能力を持った教員の採用・育成と、教員の適正な配置を推進します。

- 教員の初任者研修などの研修の充実
- 適正な教員評価の実施

学校施設・設備の充実

老朽化等に対応した県立学校の施設・設備の整備を進めるとともに、市町村立学校の施設整備の指導を行います。

- 県立学校の耐震化を含めた計画的な改修

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

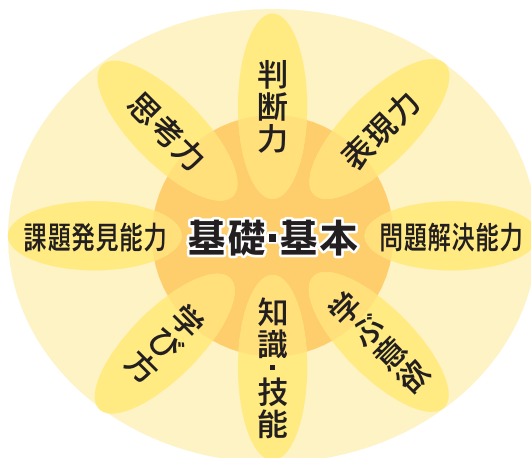
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
授業がわかる児童生徒の割合※1 (小6・中2平均)	—	—	59.3 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
平日、学校外で1時間以上学習する生徒の割合(中2)	—	50.6 % (H13)	59.7 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
教員の長期社会体験研修※2修了者数	0 人 (H6)	28 人 (H11)	349 人 (H16)	650 人 (H22)	900 人 (H27)

※1 教育課程実施状況調査で、学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合

※2 社会人としての視野の拡大、人間関係づくりやリーダーシップなどの養成のため、銀行、デパート、ホテルなどの民間企業へ1年あるいは3か月の間派遣する研修

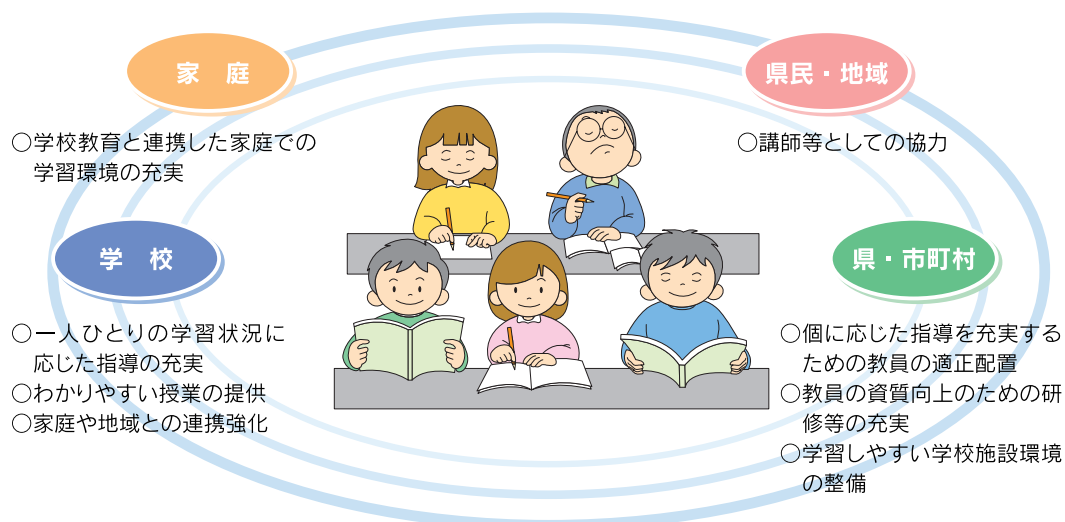


チームティーチング（複数の教員による指導）



基礎的・基本的な学力を構成する概念図

期待される主な主体の役割



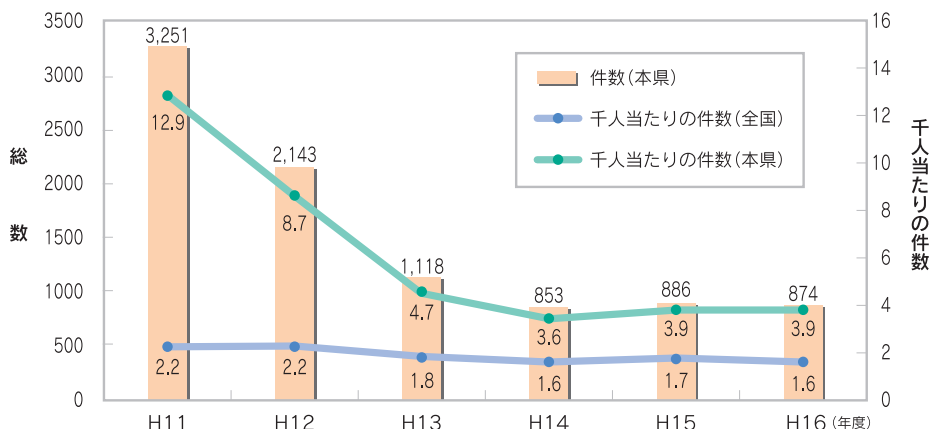
施策の目標

生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識や倫理観などの、子ども一人ひとりの豊かな人間性をはぐくみます。

現状と課題

- 児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、問題行動等が多様化・低年齢化している中、各学校においてはその解決に向け、積極的な取組が行われています。
- 暴力行為・いじめ・不登校の発生件数は経年的には減少傾向にありますが、全国と比較すると、本県の発生件数の割合は高い状況にあります。
- 児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむ社会体験や自然体験の機会が、十分とは言えない状況にあります。

いじめの発生件数



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等に関する調査」

施策の展開

参照：第3部 P172～P173

道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、人間としての生き方やあり方についての道徳教育を推進し、児童生徒の規範意識や社会性、他人を思いやる心などを育てます。

- 心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の充実

児童生徒への指導・援助の充実

学校が家庭や関係機関等と連携し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、社会的な自立を促す指導・援助を充実します。

- 「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援の充実
- スクールカウンセラーなどによる教育相談体制の充実

体験活動の充実

職場体験や社会奉仕活動、自然とかかわる体験など様々な社会体験活動を通して、人や社会とかかわる力を育てたり、自己の生き方を見つめさせる機会を充実します。

- 小・中・高を通じた体系的な体験活動の充実

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

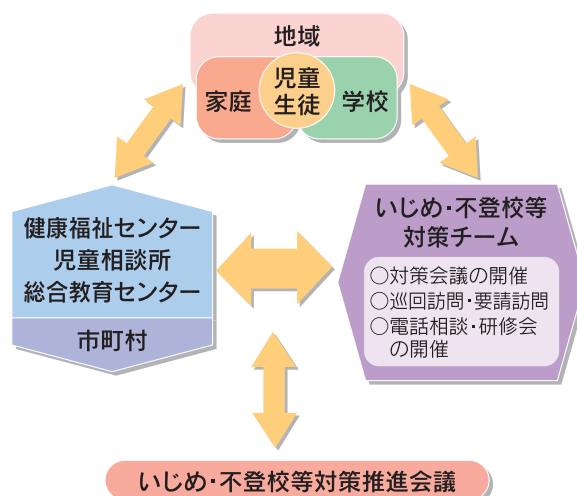
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
児童生徒が進んであいさつできる小・中学校の割合	—	—	52.7 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
いじめ解消率	—	81.0 % (H11)	83.3 % (H16)	87.0 % (H22)	90.0 % (H27)
中学校における職場体験学習等 ^{※1} の実施校数の割合	89.7 % (H6)	96.0 % (H11)	98.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

※1 職場体験や社会奉仕活動、自然とかかわる体験など

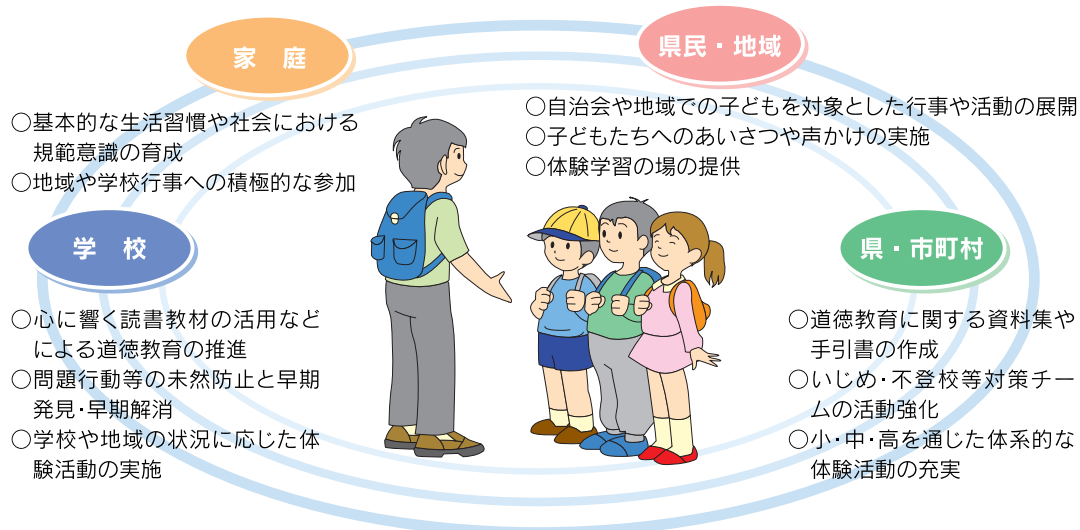


中学生の保育園での職場体験活動

いじめの根絶と不登校への適切な対応



期待される主な主体の役割



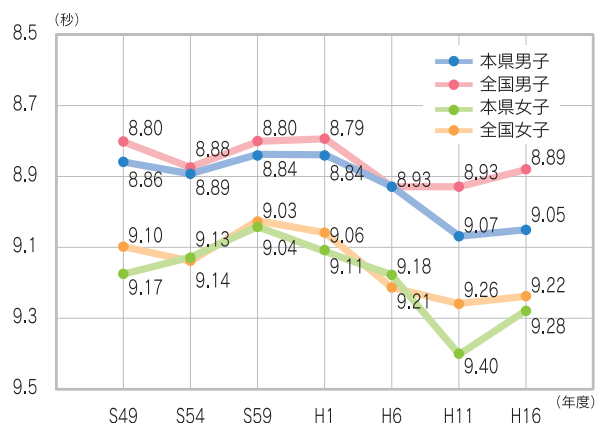
施策の目標

児童生徒の健康増進と体力・運動能力の向上を推進するとともに、学校安全教育の充実を図ります。

現状と課題

- 社会環境や生活様式等の変化に伴い、運動・栄養・休養の調和のとれた生活習慣が保たれていない状況や性に関する規範意識の低下が見られます。
- 本県児童生徒の体力・運動能力は、全国平均に達していない種目も見られます。
- 近年、学校及び児童生徒を取り巻く環境が悪化しており、学校内外の安全の確保が課題となっています。

50m走の年次推移と全国との比較（小6）



資料：「栃木県児童生徒の体力調査」

施策の展開

参照：第3部 P173～P174

健康教育の充実

児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、生涯にわたり自分の健康を保持増進していくための実践力を養う健康教育の充実を図ります。

- 食に関する指導の充実
- 発達段階に応じた性教育の推進

体力の向上

児童生徒が自らの体力の現状を把握し、学校・家庭・地域において積極的に体力の向上に取り組める環境づくりを推進します。

- 発達段階に応じた体力向上策の推進

学校安全教育の充実

児童生徒の安全を確保するため、学校における防犯、防災、交通安全に関する安全教育を充実します。また併せて、犯罪・災害などに対する教職員の危機管理意識の向上と、児童生徒の安全対応能力の育成を図ります。

- 地域と連携した防犯・防災体制の確保

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	—	82.5 % (H11)	82.9 % (H16)	86.8 % (H22)	90.0 % (H27)
児童生徒の体力テストにおける全国との比較（偏差値）	—	48.9 (H11)	50.1 (H16)	50.3 (H22)	50.5 (H27)
学校安全ボランティア数	—	—	22,676 人 (H17)	31,800 人 (H22)	31,800 人 (H27)

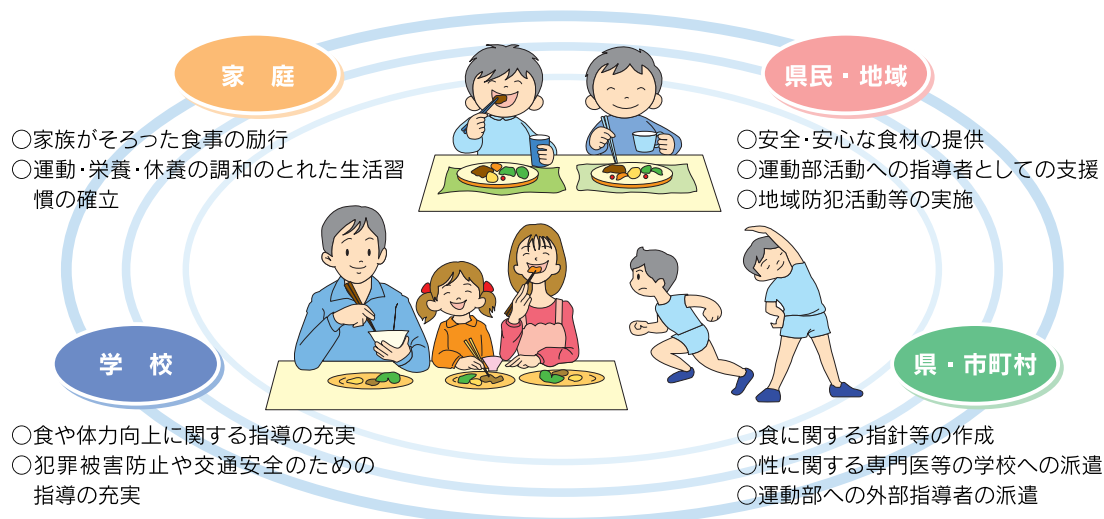


学校給食の風景



学校安全ボランティア活動

期待される主な主体の役割



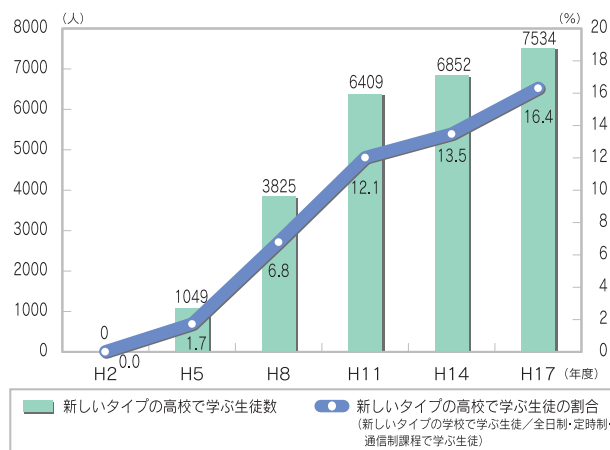
施策の目標

多様な学習ニーズに対応できる特色ある教育を推進します。

現状と課題

- 国際化や情報化の進展に伴い、外国語によるコミュニケーション能力や情報活用能力を有する人材の育成が課題となっています。
- 働くことへの関心や意欲を高める勤労体験、社会体験が十分とは言えない状況にあります。
- 将来、産業界で活躍するための実践的な経験の必要性が高まっています。
- 少子化が進行する中、多様な学習ニーズに対応できる学校づくり、また地域社会と連携したより信頼される学校づくりが課題となっています。

新しいタイプの学校で学ぶ生徒数及び割合



県教育委員会調べ

施策の展開

参照：第3部 P174～P175

国際化・情報化等社会の変化に対応した教育の充実

英語教育や情報教育などの充実を図り、外国語による実践的なコミュニケーション能力や情報活用能力を育成します。

- 外国語指導助手等の配置の充実
- 情報教育担当教員の養成

キャリア教育と産業教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、働くことへの関心や意欲を高め、社会人・職業人としての自立意欲を高めるキャリア教育を推進します。

専門高校と産業界や地域社会との連携を深め、実際に産業界で使われている知識・技能を学習する機会や職業に関する体験的な学習の機会を提供します。

- 勤労観・職業観を育成する学習プログラムの開発、普及
- インターンシップ^{※1}推進事業の拡充
- 科学技術高校の整備

魅力と活力ある県立学校づくり

各高校の特色化・個性化の推進や新しいタイプの学校^{※2}の設置などにより、生徒の個性を生かす多様で柔軟な魅力ある学校づくりを推進します。

- 中高一貫教育校や総合選択制高校等の設置推進
- 高校再編後期実行計画^{※3}の策定

地域の教育力を活かした学校づくり

学校外の人材を活用するなど地域社会と連携した教育活動を充実するとともに、保護者や地域の人々の参加を得ながら、信頼される学校づくりを推進します。

- 学校評価の充実
- 学校評議員制度の充実

私学教育の充実

個性や心の豊かさをはぐくみ、社会の変化に対応した教育を推進するため、魅力ある私立学校教育の充実を支援します。

- 特色ある教育の充実支援
- 教育機能の地域開放

大学等における高等教育の充実

多様化する就学・学習ニーズに対応した高等教育の充実を図るため、高等教育機関の連携を促進します。

※1 一定期間企業等の中で、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度

※2 中高一貫教育校、総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクール

※3 「県立高等学校再編基本計画」に基づき、平成22年度からの後期5か年間に取り組む具体的な内容を示した高校再編の年度別実行計画

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
外国語指導助手等が語学指導を行っている高等学校の割合	—	84.5 % (H11)	85.7 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
新しいタイプの学校数	5 校 (H7)	9 校 (H12)	11 校 (H17)	17 校 (H22)	22 校 (H26)
インターンシップ実施生徒数の割合	—	5.6 % (H12)	32.4 % (H16)	45.0 % (H22)	45.0 % (H27)

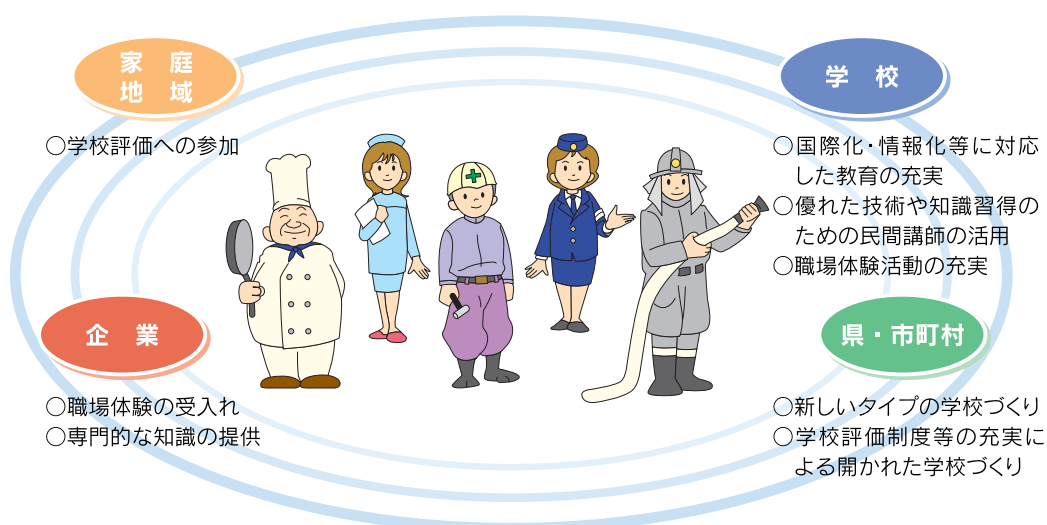


フレックス・ハイスクール (学悠館高校)



イングリッシュ・フォーカス・ウィーク(英語キャンプ)

期待される主な主体の役割



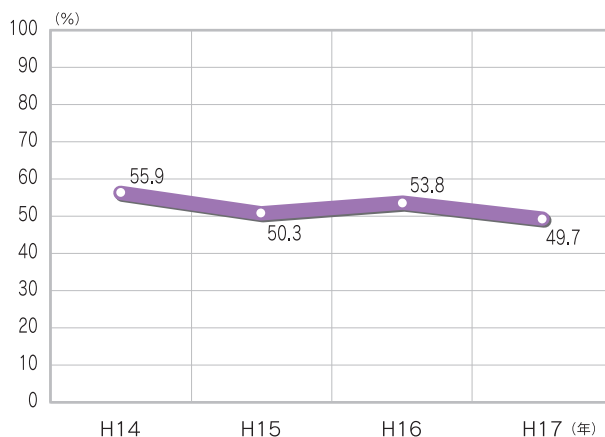
施策の目標

家庭、学校、職場、地域など県民総ぐるみで主体的に行動できる自立した青少年を育成します。

現状と課題

- 最近の青少年は、社会とのかかわりを避けがちであったり、自立心に希薄なところがあるがええます。
- 青少年の自立には、家庭、学校、職場、地域が連携・協力しながら一体的に取り組むことが必要ですが、その取組が必ずしも十分とは言えない状況にあります。
- 少子化や県民ニーズの多様化に加え、施設の老朽化などの理由から、青少年の体験活動の場としての青少年教育施設の利用状況は低迷しています。

地域や学校における青少年育成活動参加率



資料：「県政モニターアンケート」

施策の展開

参照：第3部 P176～P177

県民総ぐるみ運動の推進

すべての県民が心をひとつにして取り組む「とちぎ心のルネッサンス」運動^{※1}を展開し、県民大会の開催や啓発事業の充実などにより、青少年育成活動の活性化を図ります。

○家庭や地域での教育力の活性化事業の展開

家庭教育支援の充実

家庭教育についての学習機会の提供や普及啓発を行うとともに、家庭教育指導者の養成・活動支援や電話・メールによる相談の充実など相談体制の拡充を図ります。

地域教育機能の充実

県民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための地域組織の充実、青少年育成指導者の養成などを図り、地域の特性を活かした取組を推進します。

人材育成の充実

幅広い視野を身に付けた地域の青少年リーダーの育成を図るとともに、青少年教育施設の再編整備・利用促進などにより、自然体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

○青少年教育施設の統廃合による新しいタイプの青少年教育施設の整備検討

※1 青少年自身が社会の一員としての責務を果たし、目標を高く掲げ日々努力・研鑽する心を培うとともに、県民すべてが、青少年を地域全体ではなくもうという心を取り戻し、より良い環境を構築していく取組

栃木県、栃木県教育委員会、栃木県警察本部、(財)とちぎ青少年子ども財団が主唱し、平成15年7月の運動推進県民大会からスタートした。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
「とちぎ心のルネッサンス」運動年間行動計画※ ² 策定数	—	—	153 件 (H16)	300 件 (H22)	600 件 (H27)
家庭教育オピニオンリーダー※ ³ の活動者数	386 人 (H6)	585 人 (H11)	759 人 (H16)	1,000 人 (H22)	1,200 人 (H27)
子ども会指導者の養成数	748 人 (H7)	995 人 (H11)	1,251 人 (H16)	1,380 人 (H22)	1,480 人 (H27)

※² 賛同団体などの青少年育成のための活動状況をまとめたもの

※³ 地域で家庭教育力の向上を図るボランティア



「とちぎ心のルネッサンス」シンボルマーク



「とちぎ心のルネッサンス」運動推進県民大会

期待される主な主体の役割



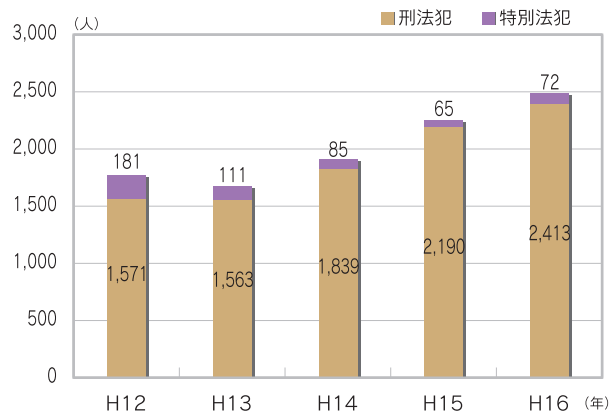
施策の目標

青少年を健全に育成できる良好な環境を整備します。

現状と課題

- 非行少年の検挙補導件数はここ数年増加傾向にあり、平成16年は前年に比べ10.5%増加しています。
- 刑法犯少年は成人を含めた全刑法犯の41.1%を占め、そのうち68.3%が初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗等）です。また、傷害などの粗暴犯は減少していますが、窃盗犯や詐欺等が増加しています。
- 特別法犯の中では、覚せい剤取締法違反などの薬物関係違反が全体の61.1%を占めています。
- 青少年に対する周囲の大人の積極的な働きかけと理解が十分とは言えない状況にあります。

非行少年の検挙・補導状況



県警察本部調べ

施策の展開

参照：第3部 P177

非行防止対策の推進

家庭、学校、職場、地域との密接な連携のもと、非行の未然防止に向けた啓発活動や補導活動を充実します。

また、悩みを抱える親や青少年に対し適切な助言・支援ができるよう、相談機能の充実と指導相談機関等の連携強化を図ります。

社会環境浄化活動の推進

栃木県青少年健全育成条例を適切に運用し、地域社会が一体となって、青少年健全育成のための良好な社会環境づくりを推進します。

- ビデオ・雑誌自販機及び関係事業所等への広域的な立入調査の実施

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

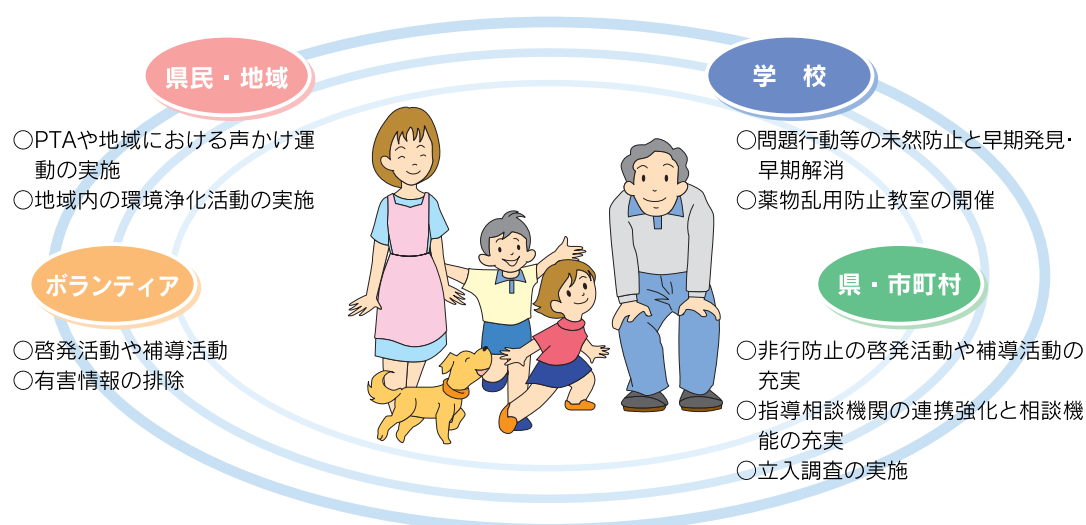
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
薬物乱用防止啓発活動の受講者数	—	129,936 人 (H13)	132,877 人 (H16)	135,000 人 (H22)	135,000 人 (H27)
ビデオ・雑誌自販機等の立入調査実施件数	—	951 件 (H12)	1,035 件 (H16)	1,160 件 (H22)	1,260 件 (H27)
非行少年検挙補導人員数 ※1	2,044 人 (H6)	2,128 人 (H11)	2,497 人 (H16)	2,000 人 (H22)	1,500 人 (H27)

※1 罪を犯した14歳以上の少年及び14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年等で、警察に検挙・補導された人数



薬物乱用防止教室（薬物乱用防止広報車「きらきら号」）の開催

期待される主な主体の役割





自然体験活動

神社の境内で開かれた自然体験塾。みんなで水鉄砲を作りました。“とちぎ”では、家庭、学校、職場、地域など青少年を育成するすべての人たちが力を合わせ、県民総ぐるみで心豊かでたくましい青少年を育成していきます。



リズムスクール

「インディジャパン」の開会式典（平成17年4月）で渡辺貞夫さんと一緒に演奏する本県「リズムスクール」の小中高校生。練習の成果を十分に発揮し、明るく、楽しく“とちぎの元気”を発信しました。

政策12 生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する

目標

生涯にわたり生きがいを持って生活ができ、豊かな心で“とちぎ”の文化を守り創造し、そして継承できる社会を実現する。

現状と課題

価値観が多様化し、さまざまなライフスタイルが志向される中で、心の豊かさやゆとり、うるおいを重視し、スポーツ、文化活動などを通じて、生涯にわたり生きがいを持って社会に参加していきたいと考える人々が増えてきています。

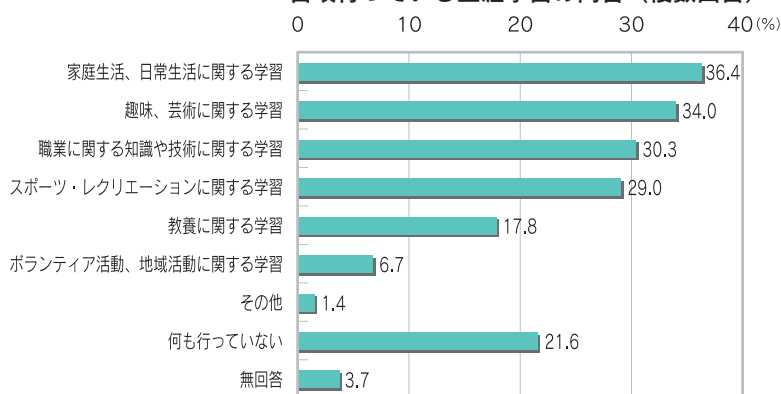
このため、これらのニーズに的確に対応した活動の場や学習機会の充実と、学んだ成果を地域社会等に生かす仕組みづくりが今後の課題となっています。

また、ゆとりとうるおいに満ちた質の高い生活を実現していくためには、人々の心よりどころである郷土の文化を守り伝え、その基盤の上に新たな文化を創造し、そして誇りを持って次の世代へ継承していくことも重要になってきています。

取組の方向

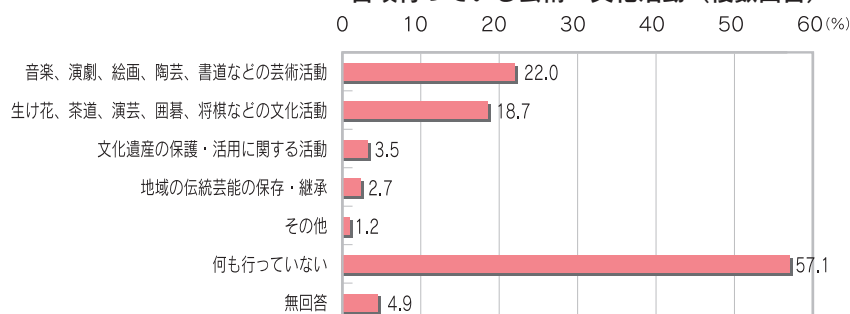
- 多様な学習機会を享受できる環境と学んだ成果を活用できる体制を整備し、生涯学習を推進します。
- うるおいに満ちた暮らしと地域社会の実現につながる県民文化の振興を図ります。
- 誰もがスポーツに親しめる環境の整備と競技力の向上を図ることで、県民総スポーツを推進します。

日頃行っている生涯学習の内容（複数回答）



資料：「県政世論調査」（平成17年度）

日頃行っている芸術・文化活動（複数回答）



資料：「県政世論調査」（平成17年度）

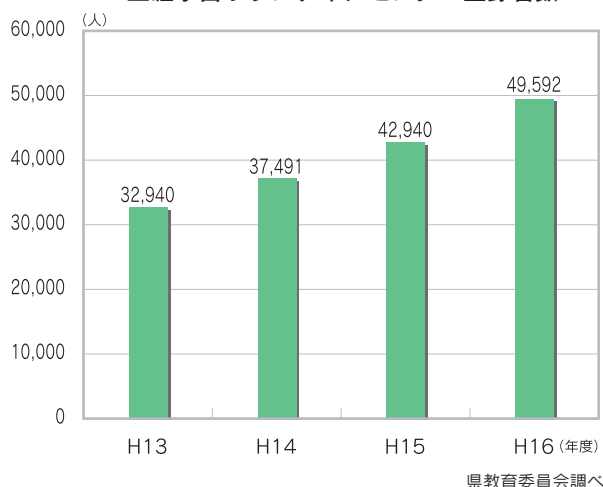
施策の目標

県民一人ひとりが、生涯を通じて多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学んだ成果を活用できる体制を整備します。

現状と課題

- 県民の学習ニーズは多様化し、生涯学習実践率は年々高まってきています。
- 生涯学習で学んだ成果を地域活動やボランティア活動に活かすことについて、県民の関心が高まってきていますが、学んだ成果を活かす場が十分とは言えない状況にあります。
- 県民の学習活動や学んだ成果を活かす活動を支援する指導者の確保・養成が十分とは言えません。

生涯学習ボランティアセンター登録者数



施策の展開

参照：第3部 P178

生涯学習の推進体制の充実

県民の生涯学習に対するニーズに応えるために、社会教育施設の機能充実や県関係機関、市町村、大学等高等教育機関等との連携を強化することにより、多様な学習機会を享受できる環境を整えます。

多様な生涯学習活動の支援

多様な学習機会の提供や社会教育指導者の計画的な養成・研修により県民の学習活動を支援します。また、学校・家庭・地域社会において、学んだ成果を活かせる仕組みづくりを推進します。

- 学んだ成果を活かしたボランティア活動等への支援
- 社会教育主事有資格者、女性教育指導者等の養成

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県民の生涯学習実践率※1	—	73.9 % (H13)	78.4 % (H17)	82.0 % (H22)	85.0 % (H27)
生涯学習ボランティアセンター※2登録者数	—	—	49,592 人 (H16)	56,000 人 (H22)	61,000 人 (H27)
県で養成している社会教育指導者※3数	—	3,521 人 (H13)	3,876 人 (H16)	4,600 人 (H22)	5,150 人 (H27)

※1 日頃何らかの学習活動（スポーツやボランティア活動も含む）を行っている県民の割合

※2 総合教育センターと各教育事務所に設置されているボランティアに関する相談窓口

※3 社会教育主事有資格者、女性教育指導者等



生涯学習講座



ふれあい学習

期待される主な主体の役割



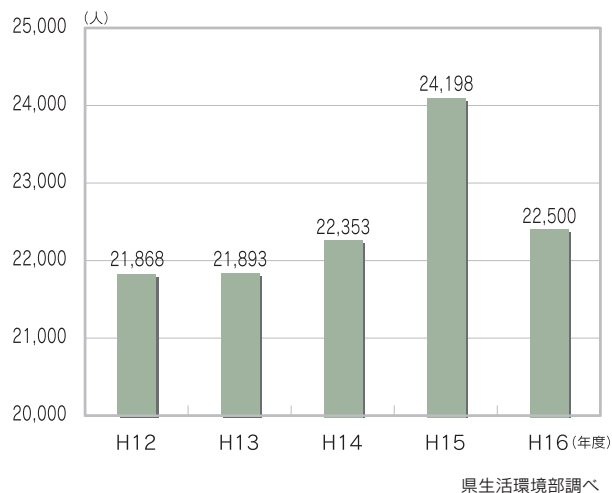
施策の目標

多くの県民が身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、うるおいに満ちた暮らしと地域社会の実現につながる文化の振興を図ります。

現状と課題

- 自由時間の増大や価値観の多様化などに伴い、物の豊かさばかりでなく、暮らしの中にゆとりやうるおいといった心の豊かさが求められてきており、こうした背景のもと文化・芸術に関心を持つ県民が増えてきています。
- 県内には先人から引き継がれた歴史的建造物、民俗芸能などの多くの貴重な文化的遺産が存在しますが、これらを適切に保存し、次の世代に大切に継承する必要があります。

県芸術祭の参加状況



施策の展開

参照：第3部 P178～P179

多彩な文化活動の促進

県民が文化を鑑賞、発表する機会を一層充実するとともに、文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援を行います。

- 県総合文化センターを中心とした文化事業の充実
- 文化芸術振興のための基本条例制定の検討
- 県立美術館のリニューアル

文化財の保存・活用

世界遺産に登録されている「日光の社寺」をはじめとする貴重な文化的遺産を後世に伝えるため、文化財の保存と活用を図ります。

- 文化的遺産の調査及び国・県指定等文化財の保存・活用等への支援
- 杉並木保護用地の公有化とモデル的活用事業の推進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
芸術・文化活動等参加率 ※1	30.2 % (H9)	43.2 % (H13)	47.0 % (H17)	48.5 % (H22)	50.0 % (H27)
県芸術祭の参加者数※2	26,266 人 (H6)	24,430 人 (H11)	22,500 人 (H16)	23,000 人 (H22)	24,000 人 (H27)
国・県文化財指定等の件数	986 件 (H7)	1,057 件 (H12)	1,171 件 (H17)	1,250 件 (H22)	1,300 件 (H27)

※1 1年間に自ら芸術活動や文化活動などを行ったことのある県民の割合

※2 文芸賞、美術展、ホール部門、茶華道展の応募者、参加者及び入場者の計

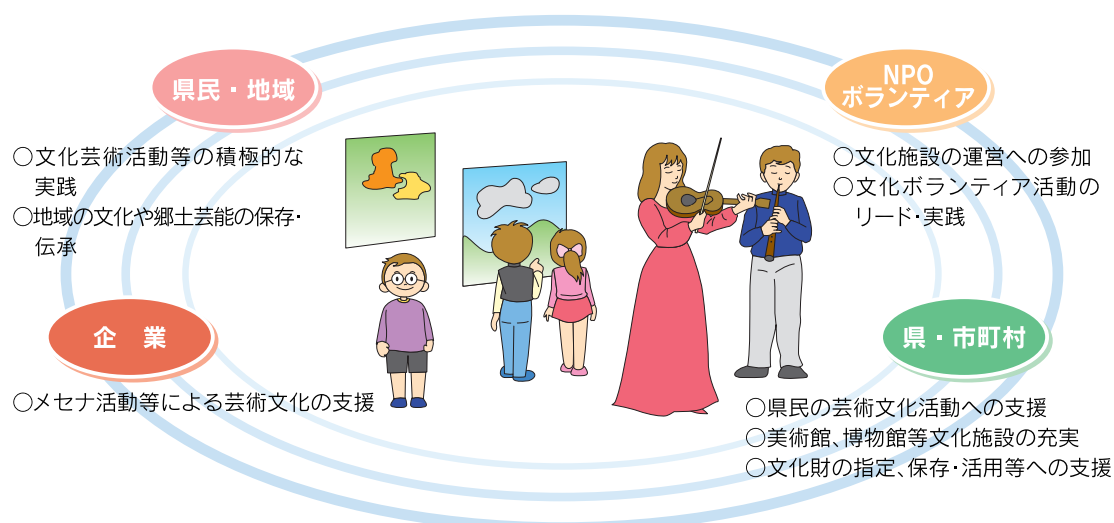


コンセール・マロニエ21入賞者による学校訪問演奏会



日光杉並木樹勢回復工事

期待される主な主体の役割



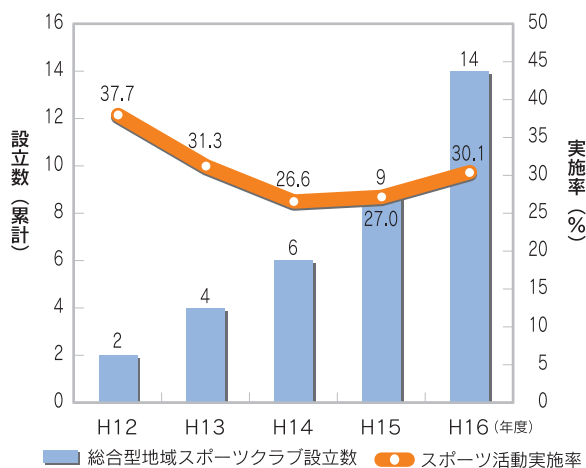
施策の目標

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、トップレベルの競技者を育成する指導体制の充実を図ります。

現状と課題

- 仕事や家事が忙しいことや機会がないことなどにより、スポーツを実施しない人が増加しています。
- 県民の誰もがスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ設立数は順調に伸びていますが、その育成はまだ十分とは言えません。
- 競技スポーツレベルの指標の一つである国体の順位は、長期的には低迷しています。
- スポーツ施設の老朽化等が進むなど、多彩なスポーツ活動への対応が十分とは言えない状況にあります。

総合型地域スポーツクラブ設立数及びスポーツ活動実施率



資料：「県政世論調査」ほか

施策の展開

参照：第3部 P179

生涯スポーツ活動の推進

地域におけるスポーツクラブの育成・支援などにより、県民がスポーツに親しむ機会を増やします。

- 広域スポーツセンター機能^{※1}の充実
- 「栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」^{※2}の充実

競技スポーツレベルの向上

中・長期的視野に立った選手強化体制を整備し、トップアスリートを育成するための一貫指導体制を整備します。

- 各競技の一貫指導マニュアルの作成

公共スポーツ施設の整備促進

県民が利用しやすいスポーツ施設の整備を促進するとともに、効率的な管理運営を図ります。

- 県体育館の移転によるスポーツ拠点施設の整備検討

※1 総合型地域スポーツクラブの設立や運営、活動等を効率的に支援する機能

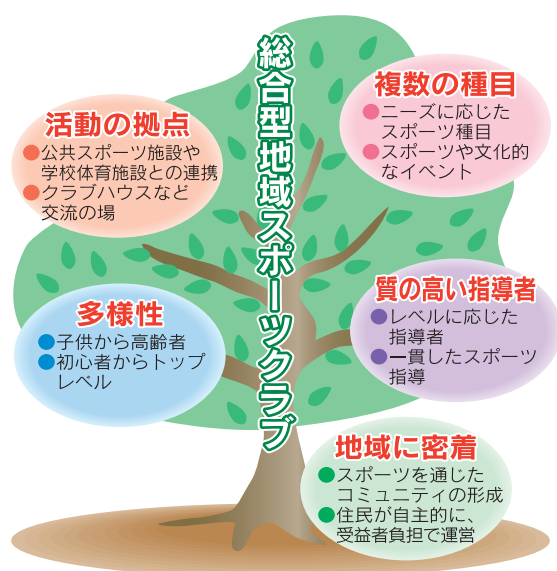
※2 多くの県民がスポーツに親しめるよう、平成13年から栃木県民スポーツ大会とレクリエーションフェスティバルを合わせて実施しているもの

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

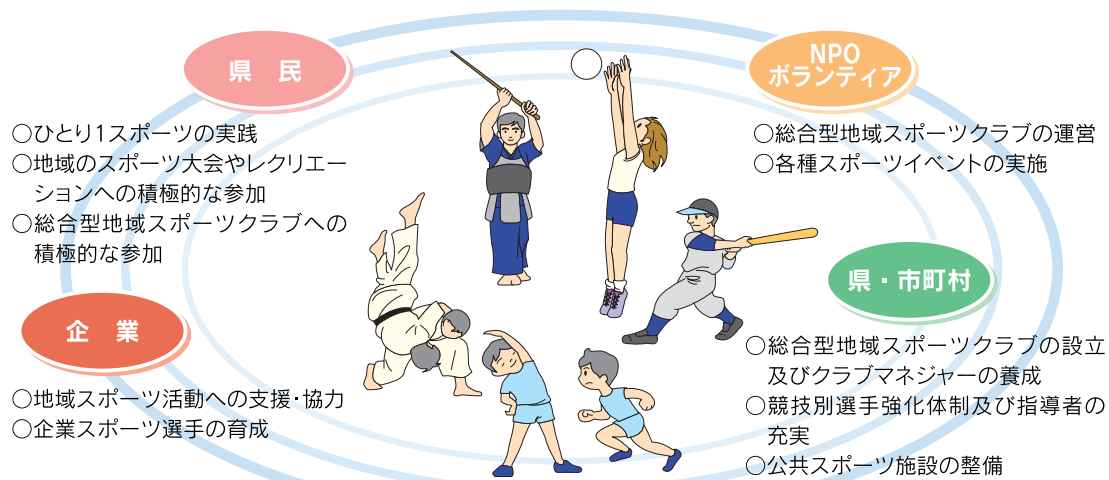
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
スポーツ活動実施率※3	31.3 % (H7)	37.7 % (H12)	28.5 % (H17)	40.0 % (H22)	50.0 % (H27)
主な全国大会における入賞数	—	—	126 件 (H16)	130 件 (H22)	135 件 (H27)
公共スポーツ施設の利用者数	8,631 千人 (H6)	8,731 千人 (H11)	9,738 千人 (H16)	10,000 千人 (H22)	10,500 千人 (H27)

※3 1週間に1回以上スポーツをしている成人の割合



栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル

期待される主な主体の役割



基本目標 2

いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

政策の体系

政策
21

一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

施策

- 211 人権尊重の社会づくり
- 212 男女共同参画社会の実現

政策
22

互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

施策

- 221 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 222 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進
- 223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現
- 224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり

政策
23

健やかで安心な生活を守る

施策

- 231 健康づくりと疾病予防対策の推進
- 232 安心して良質な医療の確保
- 233 食品の安全と生活衛生の確保

政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

目 標

県民一人ひとりが個々の人権を尊重し、社会の一員として責任を分かち合いながら、あらゆる分野に共に参画できる社会を実現します。

現状と課題

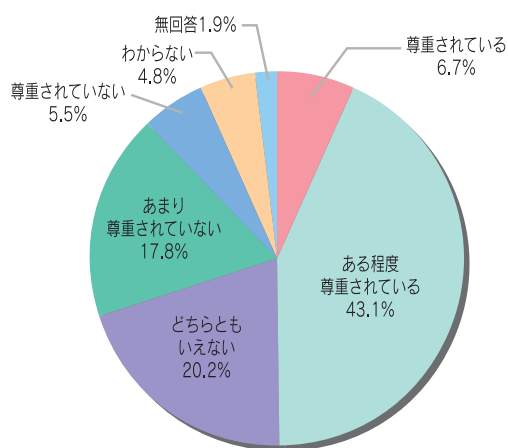
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的権利であり、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利です。人権尊重の社会の実現を目指して、人権についての正しい理解を深めていくための取組を進めていく必要があります。

また、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められており、県民一人ひとりが参画できる環境づくりが課題となっています。

取組の方向

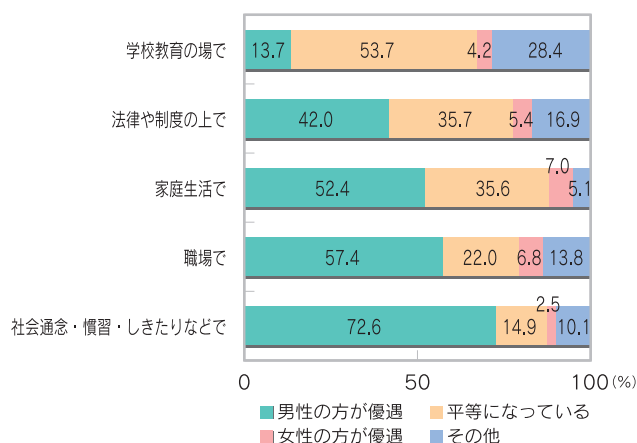
- 人権意識の高揚を図り、人権侵害のない社会をつくります。
- 男女共同参画推進のための環境づくりや推進体制の充実を図ります。

基本的人権の尊重



資料：「県政世論調査」（平成17年度）

男女の地位の平等感



資料：県生活環境部「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成16年度）

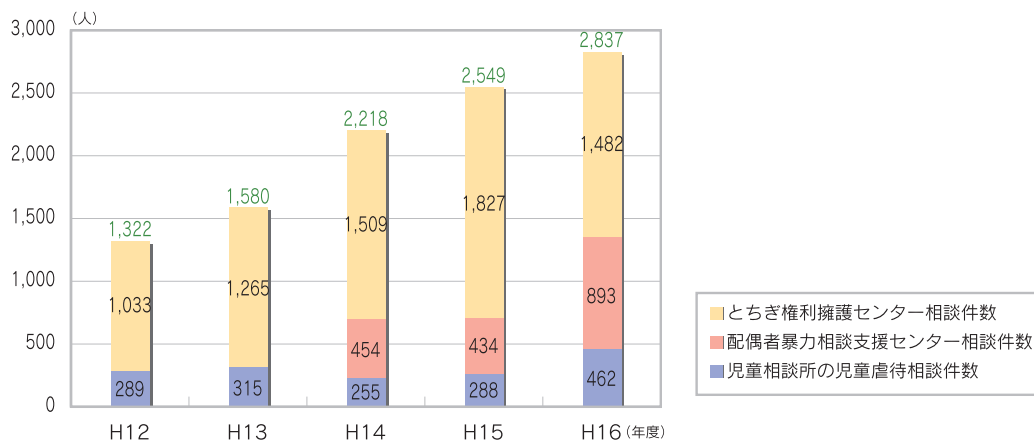
施策の目標

県民一人ひとりの人権意識の高揚が図られ、不当な差別や虐待などの人権が侵害されることのない社会を実現します。

現状と課題

- 私たちの身のまわりには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等をめぐる不当な差別や虐待などの人権問題が存在しています。
- 近年、地域社会の連帯感や人間関係の希薄化といった社会の急激な変化等を背景として、虐待などの人権侵害に対する救済を求める県民が増えています。

人権の侵害に関する相談件数



(注) 配偶者暴力相談支援センターはH14設置

県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P181

人権意識の高揚

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や栃木県人権尊重の社会づくり条例の趣旨にのっとり、市町村や学校との連携を図りながら、多様な機会を通じて人権教育及び人権啓発を実施します。

- 人権教育及び人権啓発に関する情報のデータベース化と提供

人権侵害の未然防止と被害者支援

人権侵害を受けている人や受けるおそれのある人に対する相談・支援体制を充実します。

- 人権侵害に関する相談機関の充実及び虐待防止ネットワークづくりの支援

成果指標

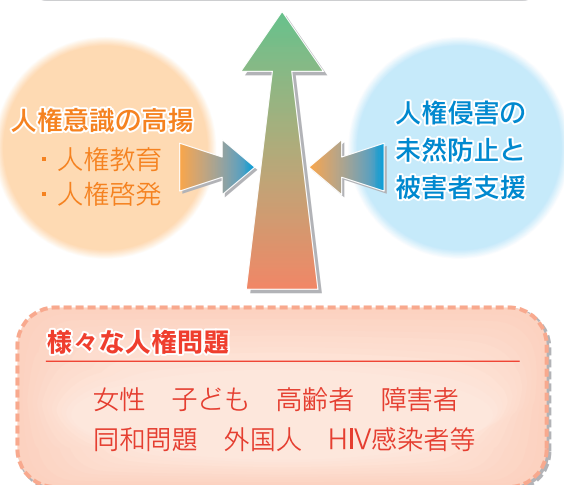
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
人権が侵害されたと感じた人の割合 ^{※1}	—	29.3 % (H12)	26.7 % (H16)	20.0 % (H22)	18.0 % (H27)
体験・交流学习等を通じて人権についての理解を深めた児童生徒の割合	—	—	52.6 % (H16)	55.0 % (H22)	60.0 % (H27)
虐待や暴力に関する相談窓口数 ^{※2}	—	1 箇所 (H11)	14 箇所 (H16)	36 箇所 (H22)	36 箇所 (H27)

※1 人権啓発イベント等に参加した者に対するアンケート調査結果

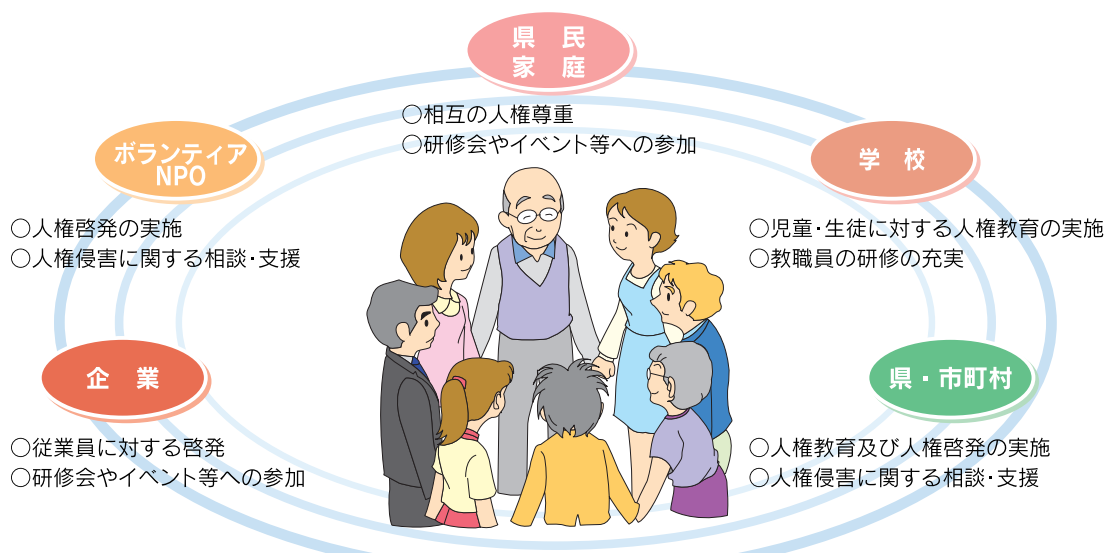
※2 要保護児童対策地域協議会及び配偶者暴力相談支援センターの相談窓口数（県及び市町村）

人権が尊重される社会の実現



人権啓発フェスティバル(ヒューマンフェスタとちぎ2005)

期待される主な主体の役割



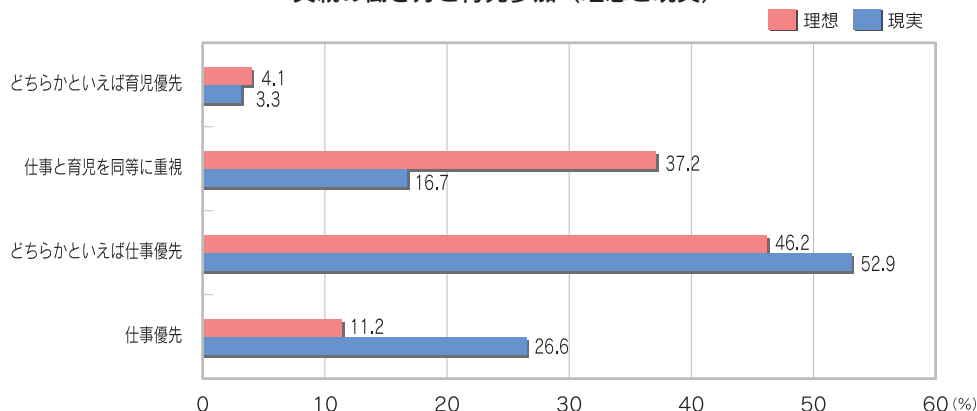
施策の目標

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現します。

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的な役割分担意識は年々解消されてきていますが、地域のしきたり等にはまだ根強く残っており、男女共同参画を阻害する要因となっています。
- 多くの女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、政策・方針決定過程への参画は男性と比べると依然として低く、女性の意思が政策・方針決定に十分反映されていない状況にあります。
- 仕事と家庭生活を両立していくためには男性の参画が必要ですが、日常生活における家事や育児・介護の負担はまだ女性に大きく偏っています。

父親の働き方と育児参加（理想と現実）



資料：県生活環境部「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成16年度）

施策の展開

参照：第3部 P181～P182

男女共同参画社会実現のための基盤づくり

固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の視点をもった人づくりを進めます。
男女共同参画推進の活動拠点の充実や市町村等との連携による推進体制の確立を図ります。

- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- 男女共同参画の取組についての事業所の理解促進

女性がいきいきと参画できる環境づくり

女性が多様な能力を身につけて、社会のあらゆる分野に活動の幅を広げていくよう、能力開発やネットワークづくりを進めるとともに、政策・方針決定過程への参画を進めます。

また、女性に対する暴力を根絶するための取組を進めます。

- 女性の人材育成と様々な分野への参画の促進
- 女性自立支援センター（仮称）の整備
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画に基づく取組の推進

男女が共に輝く社会づくり

家庭生活、地域活動、就業の場において、男女がよりよいパートナーシップのもとに共に参画し、個性と能力を発揮できる環境づくりを推進します。

- 家庭・就業の場における男女共同参画の環境整備促進

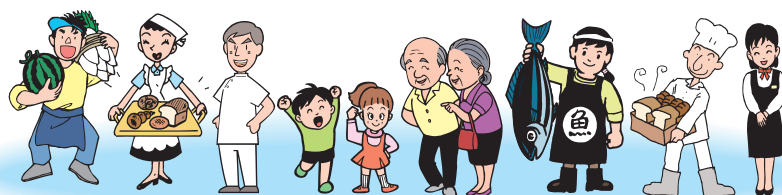
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
審議会等における女性委員の割合 ^{※1}	20.1 % (H6)	26.1 % (H11)	31.1 % (H16)	35.0 % (H22)	40.0 % (H27)
「男女共同参画地域推進員」 ^{※2} 登録者がいる市町村の割合	—	59.2 % (H12)	77.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
男女の地位が平等になっていると感じている者の割合	—	—	16.6 % (H16)	20.0 % (H22)	25.0 % (H27)

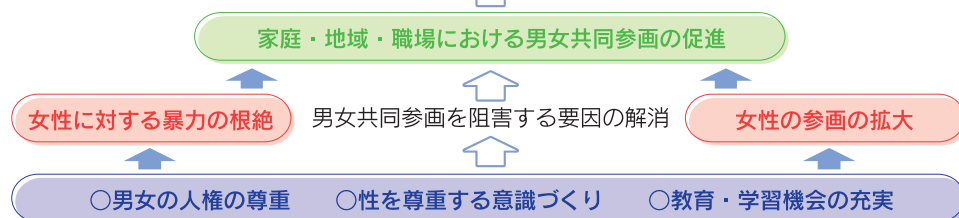
※1 県の附属機関（全委員の9割以上が充て職委員で占められている機関を除く。）における女性委員の割合

※2 男女共同参画社会の実現を目指し、地域において自主的に活動する者（知事が委嘱）

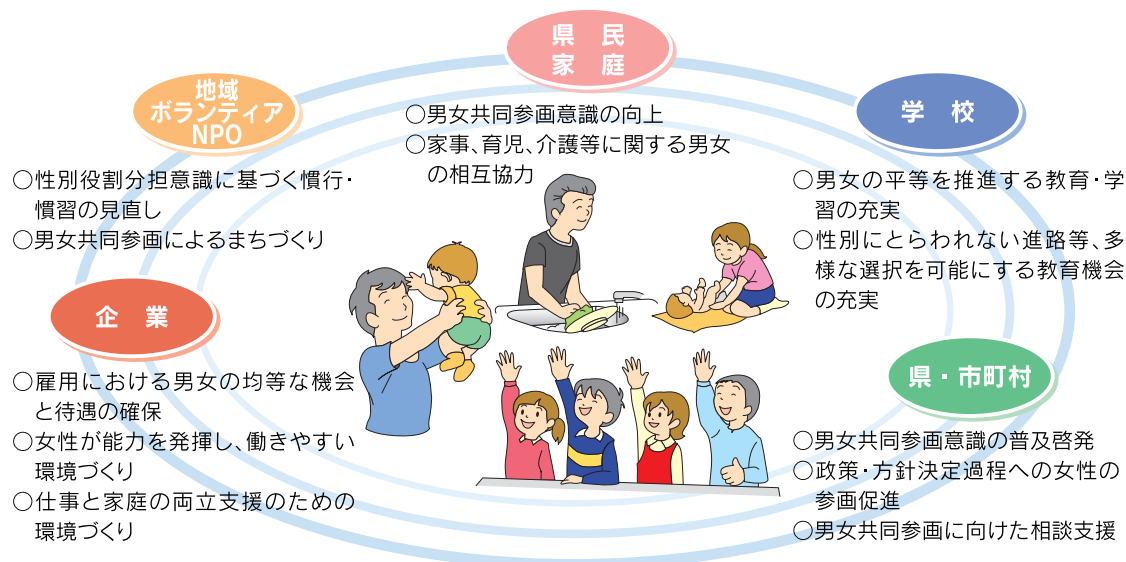


男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会のすそ野を拡大



期待される主な主体の役割





保育園のお遊戯会での子どもたち

子どもは、未来をつくり出す「社会の宝」です。安心して子どもを生み、育てることができる社会、子どもが健やかに育ち笑顔と歓声の絶えることのない社会が明るい未来をつくれます。



シルバー大学校卒業生の皆さん

高齢者がいつまでも元気で、生き生きと活躍している社会は、豊かで活力に満ちています。県では、活力ある地域社会を築くため、高齢者の生きがいづくりを積極的に進めています。

政策22 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

目標

すべての県民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い、共に生きる福祉社会を実現します。

現状と課題

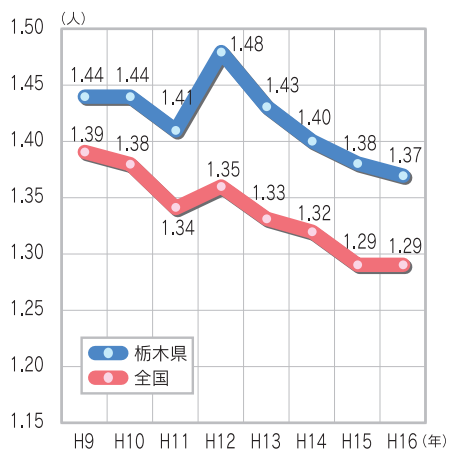
少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、すべての人が家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を安心して送ることができる社会を築いていくことが重要になっています。

そこで、県民一人ひとりが互いに支え合い、家庭や地域などが連携することによって、次の時代を担う子どもたちを安心して生み育て、そして、高齢者や障害者をはじめ支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくことが求められています。

取組の方向

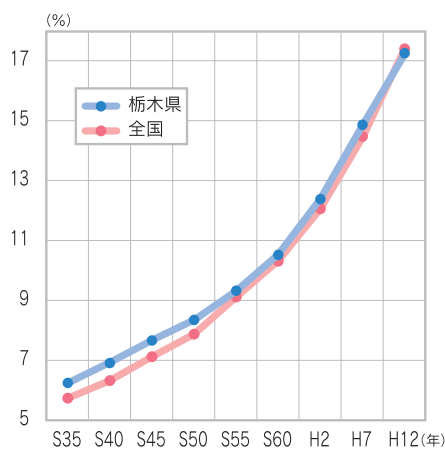
- 子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てられる社会環境を整備します。
- 高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。
- 障害者が、その人らしく自立して暮らし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。
- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」

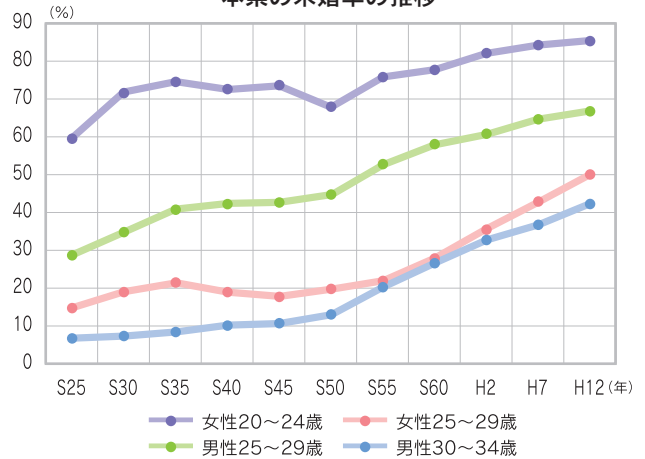
施策の目標

子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てられる社会環境を整備します。

現状と課題

- 未婚化、晩婚化の傾向が一層進むとともに、家庭や地域の養育力の低下が指摘されています。また、保育サービスに対するニーズが多様化しています。
- 児童虐待相談受付件数が急増し、その内容も複雑・多様化しています。
- 妊娠や出産、子育てに対する不安や、育児に係る心理的・経済的な負担を強く感じる人が増えています。また、働く女性の仕事と家庭の両立の負担が大きな問題となっています。
- 離婚件数が高い水準にあり、近年、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が増加しています。

本県の未婚率の推移



施策の展開

参照：第3部 P183～P184

地域における子育て支援

地域における子育ての支援体制を充実するとともに、子育て家庭を社会全体で暖かく見守り支える意識を醸成して、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

- 地域の子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置の促進
- 県民のニーズに応じた多様な保育サービスの充実

保護を必要とする子育て家庭等への支援

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応から保護者への指導・支援、家族の再統合に至るまでの総合的な支援体制を整備します。

- また、ひとり親家庭等への子育て・生活・就労の支援など自立を促進する施策を充実します。
- 被虐待児の心のケアを図る心理療育施設の設置促進
- 児童相談所等の体制強化及び市町村等関係機関との連携の強化

母子保健医療対策の充実

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、母子保健医療や小児医療の充実を図るとともに、相談体制を整備します。

また、思春期の男女が健やかに成長し、健全な母性・父性意識を養えるような相談体制や健康教育を充実します。

- 子どもに対する医療費助成の充実
- 不妊や不妊治療に関する相談・支援の実施
- 母子の健康を確保する健康診査、健康相談等の充実
- 思春期教室の実施や思春期ピアカウンセリング※1事業の充実

職業生活と家庭生活の両立の推進

父親の育児参加の促進や育児休業の取得促進など、男女ともに働きながら、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

※1 「ピア」とは「仲間」の意。価値観を共感・共有する同世代の仲間が、同じ思春期の子どもたちに対して、望ましい意思決定ができるように相談支援すること。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

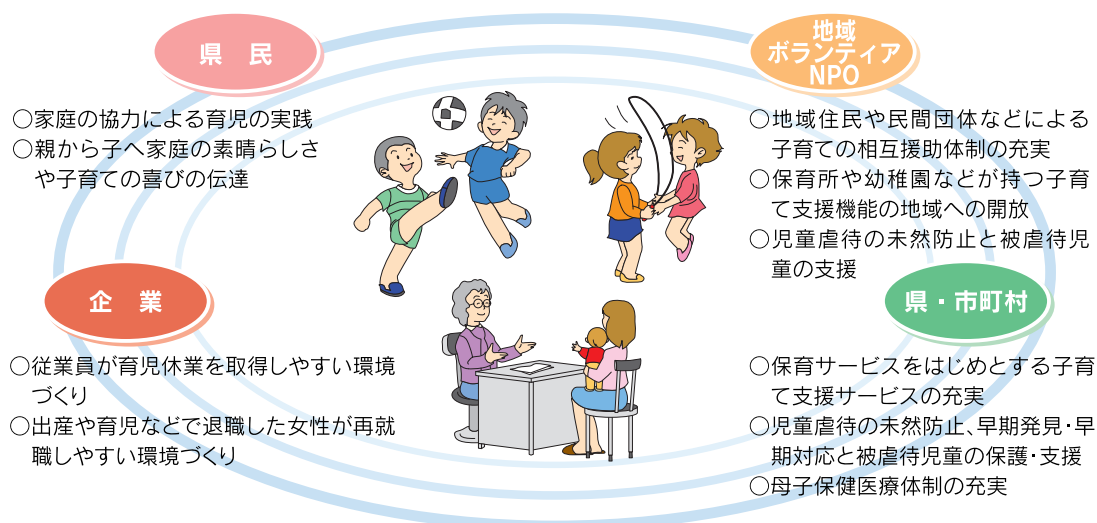
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
小学校の通学区域内に子育て支援施設のある地域の割合	—	16.2 % (H12)	38.6 % (H16)	53.0 % (H22)	70.0 % (H26)
延長保育を実施している保育所の割合	—	44.8 % (H12)	64.2 % (H16)	80.0 % (H22)	90.0 % (H26)
ファミリー・サポート・センター※2設置市町村の割合	—	2.0 % (H12)	20.5 % (H16)	48.5 % (H22)	60.0 % (H26)

※2 育児や介護に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支え合う組織



元気に遊ぶ子どもたちの様子

期待される主な主体の役割



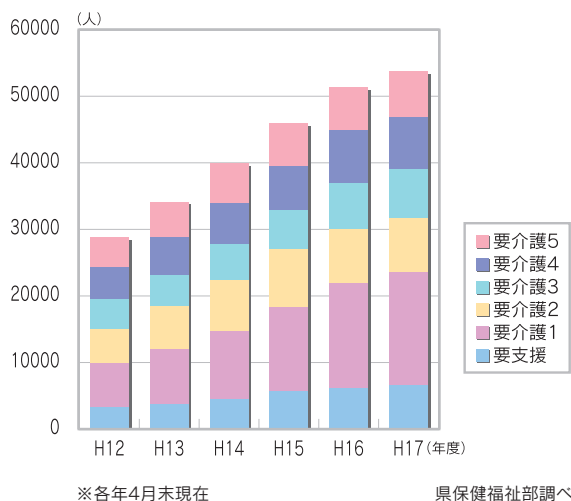
施策の目標

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。

現状と課題

- 平均寿命の伸長や価値観の多様化などに伴い、積極的に社会活動に参加する元気な高齢者が増えています。
- ひとり暮らし等の高齢者の増加とともに、身近な地域で自立した生活を送ることが困難な高齢者が増えています。
- 介護保険制度は、施行後5年が経過し、介護サービス供給基盤の充実やサービス利用の拡大など、老後の生活を支える制度として着実に定着しています。
- 要支援や要介護1の軽度の要介護（要支援）認定者が大幅に増加しています。

要介護（要支援）認定者数の推移



施策の展開

参照：第3部 P185

生きがいづくりの推進

高齢者がいつまでも元気で、自ら地域社会を支えていけるよう、学習機会の確保や様々な社会活動への参加を促進します。

- シルバー大学校における地域活動推進者の養成
- 高齢者の生きがいと健康づくりなどを図る文化・スポーツイベントの開催

総合的な介護予防システムの確立

高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、また、重度化しないようにするため、介護予防対策の充実を図ります。

- 要支援者を対象とした新予防給付の促進
- 要支援、要介護となるおそれの高い高齢者を対象とした地域支援事業の促進
- 生活援助員を配置したシルバーハウジング等の整備促進
- 地域包括支援センター^{※1}の整備促進

介護サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域において、尊厳を持って生活できるよう、特別養護老人ホームや在宅介護サービスなど介護サービス供給基盤の整備と質の向上を促進します。

- 地域密着型サービス^{※2}の普及・定着の促進
- 利用者の事業者選択に資する介護サービス情報の公表の促進
- 認知症対策の充実
- 高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくりの促進

※1 市町村が設置する、公正中立な立場から地域の(1)介護予防マネジメント(2)総合相談・支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的マネジメントを担う中核的な機関

※2 高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される認知症高齢者グループホームや認知症高齢者専用デイサービス、定員30人未満の特別養護老人ホームなどのサービス

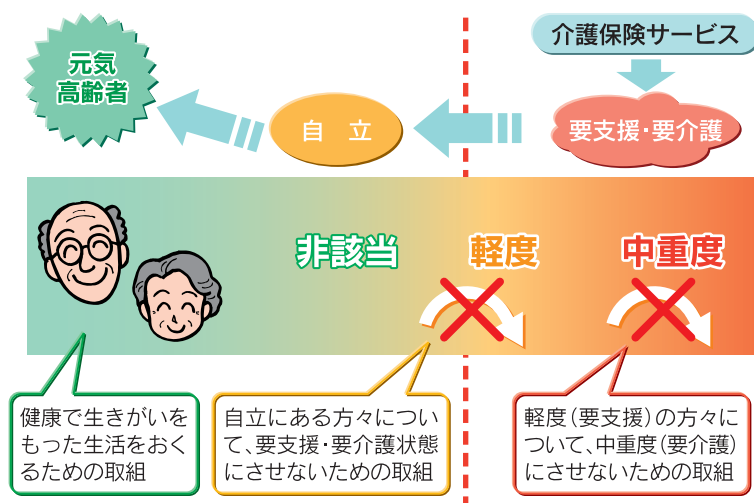
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
要介護認定率	—	8.4 % (H12)	13.7 % (H16)	16.4 % (H22)	17.7 % (H26)
新予防給付及び地域支援事業のサービス提供量※3	—	—	0 千回 (H16)	953 千回 (H22)	1,493 千回 (H26)
高齢者の競技団体加入率	—	—	4.1 % (H17)	4.2 % (H22)	4.3 % (H27)

※3 要支援者や要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に実施する、立つ・歩くといった身体活動能力の向上や栄養改善のための指導、食べ物を噛む・飲み込むといった能力の向上などの介護予防サービスのデイサービスセンター等における提供回数

介護予防を重視した施策展開

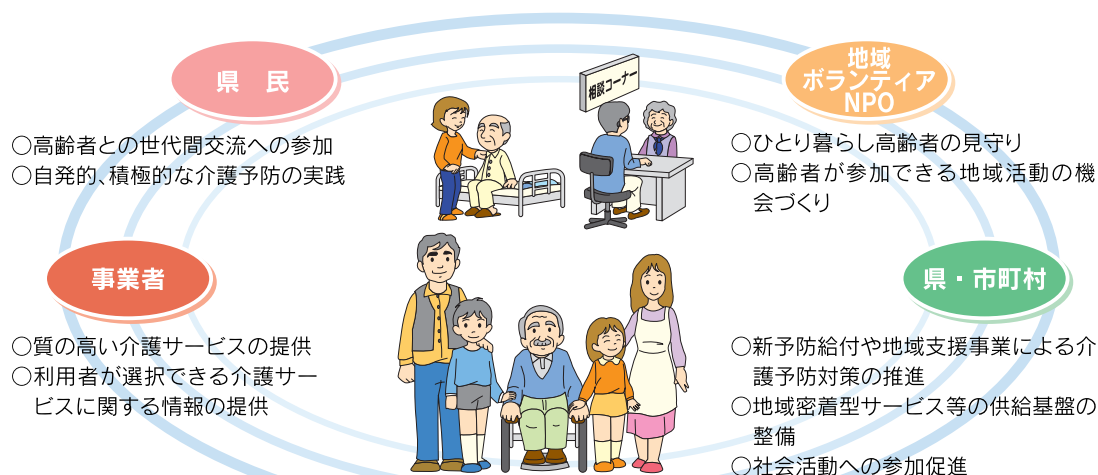


シルバー大学校でのパソコン授業の風景



介護予防のための運動に取り組む老人ホームの高齢者

期待される主な主体の役割



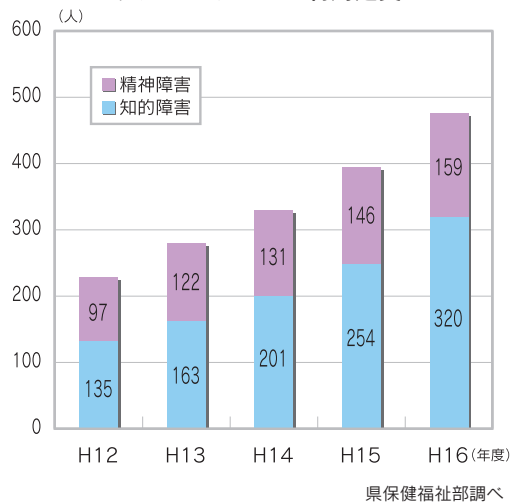
施策の目標

すべての障害者が、身近な地域で必要なサービスを自分の意思で選択することができ、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会活動にも参加できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、持続可能な制度の確保を柱とする障害保健福祉施策の改革が進められています。
- 地域における障害者の自立した生活を支えるための相談支援体制やサービス供給体制の確立が課題となっています。
- 授産施設などの整備は進んでいますが、一般就労を始め、働く意欲と能力がある障害者の働く場の確保が、まだ十分ではありません。

グループホームの利用定員



施策の展開

参照：第3部 P186

障害者の自立の促進

日常生活における様々な相談に応じることができるよう相談体制をより充実させるなど、身近な地域で、継続かつ一貫した支援を提供できる環境を整備します。

- 発達障害者支援体制の充実
- 障害者施設の相互利用等の促進
- 県北・県南地域におけるリハビリテーション拠点施設の整備促進

障害者の安全で安心な暮らしの実現

地域で生活していく上で必要となる住まいや各種のサービスを確保するとともに、犯罪被害や事故・災害から身を守るための仕組み・体制を整備します。

- 就労支援などを行う障害者の自立支援施設等の整備促進
- 在宅福祉サービスなど生活の継続に必要な支援体制の確保
- 障害児放課後対策の促進

障害者の社会参加の促進

社会のバリアフリー化^{※1}を図るとともに、障害者の雇用拡大や情報・コミュニケーション支援を進めることにより、障害者の社会活動への参加を促進します。

- 障害者就業・生活支援センターの整備促進
- 労働関係機関との連携による障害者雇用の促進

※1 段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁、情報面や意識上の障壁を含む、すべてのバリア（障壁）を取り除くこと。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
介護給付費等 ^{※2} の支給決定件数	—	—	10,269 件 (H16)	12,424 件 (H22)	14,412 件 (H27)
グループホーム ^{※3} ・ケアホーム ^{※4} 利用者数	68 人 (H6)	163 人 (H11)	479 人 (H16)	1,748 人 (H22)	3,343 人 (H27)
障害者雇用者数	1,731 人 (H6)	1,722 人 (H11)	1,869 人 (H16)	2,000 人 (H22)	2,150 人 (H27)

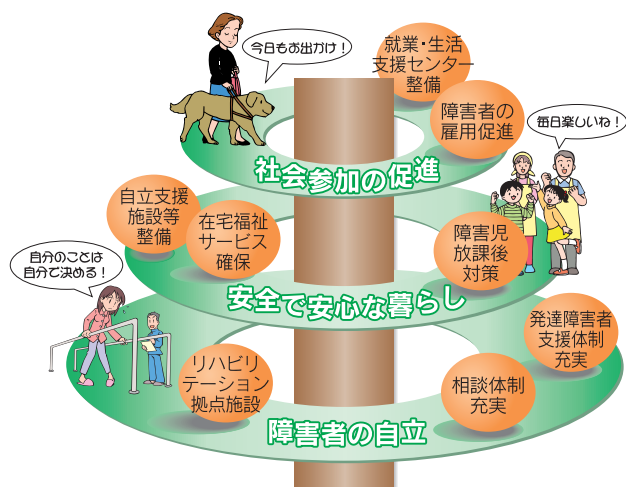
※2 障害者が、訪問介護や短期入所等の「介護給付」、自立支援や就労移行支援等の「訓練等給付」などのサービスの提供を受けた際に支給される費用のこと。

※3 就労又は自立訓練等を受けている知的障害者・精神障害者を対象に、少人数を単位として自宅に近い状態で共同生活を送る中で、食事提供等の日常生活上の世話を提供する施設

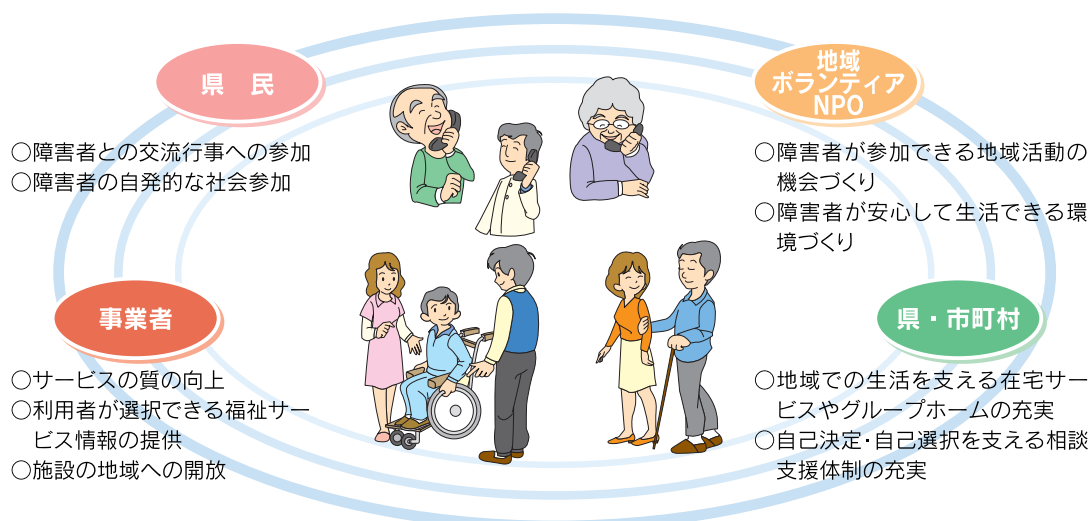
※4 介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を提供する施設



障害者スポーツ大会（アーチェリー）



期待される主な主体の役割



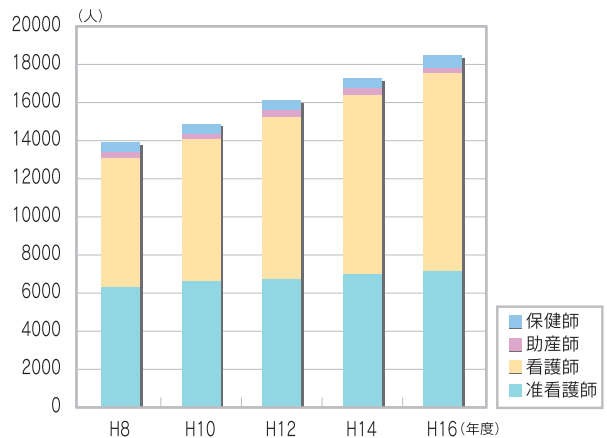
施策の目標

住み慣れた地域社会において県民誰もが安心して生活できるよう、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

現状と課題

- 県民の保健・医療・福祉に対するニーズが多様化、高度化しています。
- 高齢者や障害者等の支援を必要とするすべての人々の自立や社会参加が進んでおり、より一層、ノーマライゼーションの考えを広めていくことが重要となっています。
- 高齢化の進行や保健医療を取り巻く環境の変化により、看護・介護職員に求められる技術等が高度化するとともに幅広い分野での活動が進んでいます。

看護職員数の推移



県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P187～P188

総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

支援を必要とする人々を含むすべての人が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、福祉サービスの質の向上や保健・医療・福祉が一層連携した総合的なサービス提供体制の整備を進めます。

- 健康危機管理^{※1}体制の充実
- 福祉サービス第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の普及促進
- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用促進

社会福祉活動への県民参加の促進

地域福祉の推進に関する市町村計画の策定に対する支援などを進め、福祉ボランティアや民生委員・児童委員活動等を促進します。

- ボランティアコーディネーターの配置支援、リーダー等養成研修の実施

ひとにやさしいまちづくりの推進

誰もが利用しやすいよう建築物、道路、公園等の公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに、ひとにやさしいまちづくりに対する県民一人ひとりの意識高揚に努め、すべての県民が社会参加できる生活環境の整備を推進します。

- ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設の整備促進
- 県・市町村・事業者・県民が連携した普及啓発

保健・医療・福祉を支える人材の育成

質の高い看護職員の養成を図るとともに、看護職員及び介護職員の県内への定着や離職者の再就業の促進により、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保を推進します。

また、看護職員及び介護職員に対する専門研修を充実・強化し、資質の向上を図ります。

- 看護師等養成所などへの支援・指導
- 福祉人材・研修センターやナースセンターによる就労の斡旋・相談・普及啓発の推進
- 健康づくりセンターや福祉人材・研修センターによる体系的な研修の推進

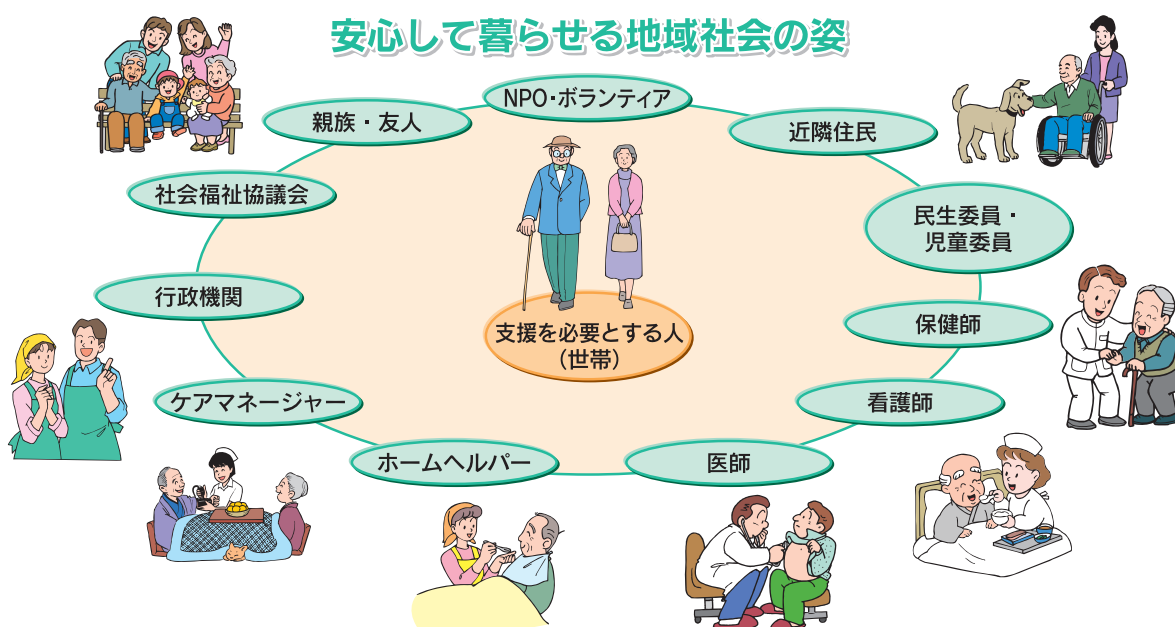
※1 健康危機管理とは、感染症・食中毒・医薬品・自然災害などによって起こる「命や健康の安全を脅かす事態」に対して行われる健康被害の発生予防・拡大防止・治療等に関する業務をいう。

成果指標

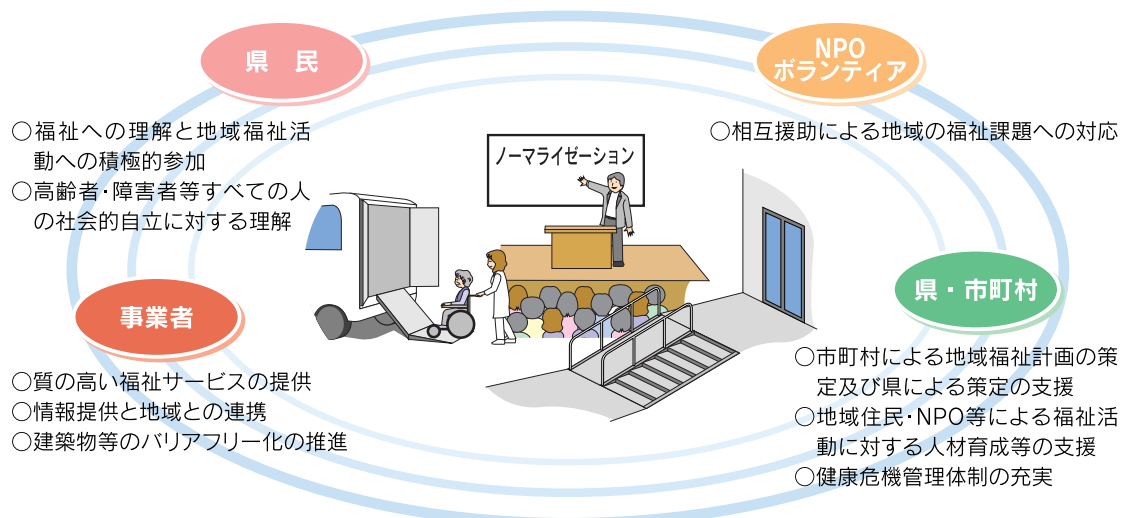
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
福祉サービス第三者評価実施施設※2の割合	—	—	0 % (H16)	50.0 % (H22)	60.0 % (H27)
ひとにやさしいまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設数	—	66 施設 (H12)	595 施設 (H16)	1,500 施設 (H22)	2,000 施設 (H27)
看護職員従事者数	12,646 人 (H6)	14,966 人 (H10)	18,608 人 (H16)	20,000 人 (H22)	—

※2 障害者福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設等の福祉サービスの提供者が、サービスの質の向上や利用者への情報提供等を目的として第三者である評価機関の評価を受ける制度



期待される主な主体の役割





食生活改善活動

脳卒中などの生活習慣病を予防し、健康な生活を送るため、食生活改善の活動を通して、栄養バランスのとれた食事と、3食楽しくきちんと食べる食生活の実践を推進しています。



多くの尊い生命を救う献血活動

若者による献血の様子です。献血は、現代の医療において欠くことのできないものです。安全で安心な医療を確保するためにも、若者を中心とした多くの方々による献血を推進しています。

政策23 健やかで安心な生活を守る

目 標

すべての県民が健康で生き生きと暮らし、安心して快適に生活できる社会を実現します。

現状と課題

平均寿命が伸び続ける中、健康寿命を伸ばし、生涯にわたり元気で快適に暮らしていくことは、すべての県民の願いです。

しかし、生活習慣病については、がんや心臓病、糖尿病などが増加傾向にあり、脳卒中も死亡率は依然として全国よりも高い水準にあります。

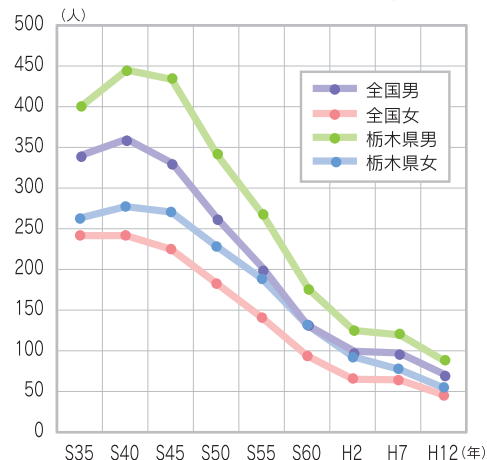
また、医学・医療技術の進歩、県民の健康や医療、食品の安全性に対する意識の高まりなどにより、保健・医療・生活衛生に対する県民ニーズが多様化・高度化しています。

そこで、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、すべての県民が良質かつ適切な医療を効率的に受けられるよう医療提供体制などの整備・充実を図ることや、食品の安全性確保対策の推進など、県民が安全で快適に暮らせる生活衛生を確保していくことが求められています。

取組の方向

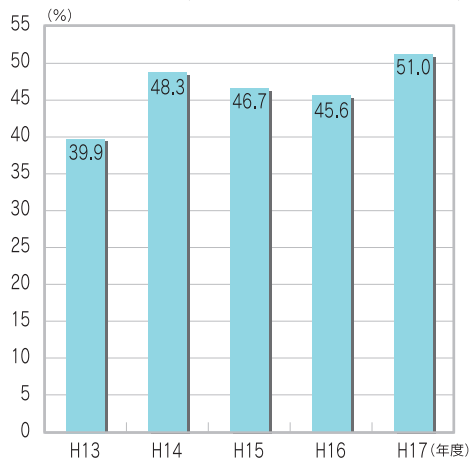
- すべての県民が健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。
- すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。
- 食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

脳卒中による年齢調整死亡率の推移（人口10万対）



資料：厚生労働省「都道府県別にみた死亡の状況
平成12年都道府県別年齢調整死亡率の概況」

県政への要望（医療対策への要望の割合）



資料：県政世論調査

施策の目標

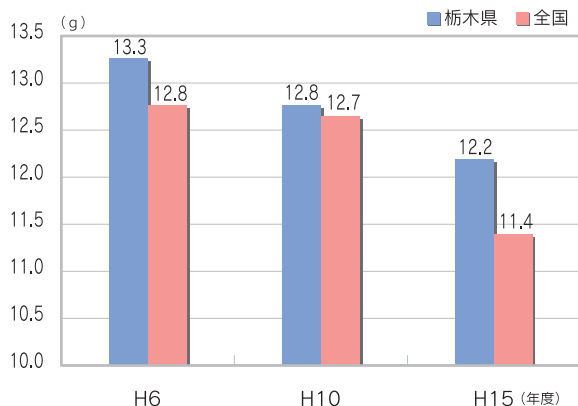
乳幼児から高齢者まで、県民一人ひとりが健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。

現状と課題

- 脳卒中の年齢調整死亡率は、改善傾向にあり、全国平均との差も縮まっているものの、全国順位で見ると依然として高い状況にあり、特に女性の高さが目立っています。
- がんによる死亡率は、増加傾向にあり、昭和61年以降死因の第1位を占めています。
- 最近では、アジアにおいてSARSや高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、我が国においても動物由来感染症^{※1}の発生リスクが高まってきています。

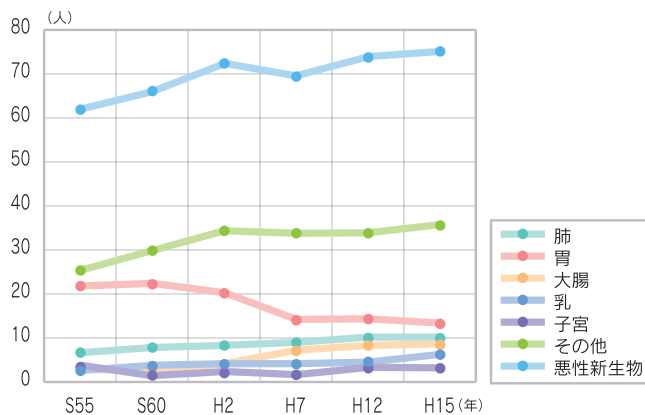
※1 SARS、高病原性鳥インフルエンザ、ペスト、エキノコックス症、狂犬病など、動物から人間へ感染する疾病

食塩摂取量



資料：平成15年県民健康・栄養調査

65歳未満がん部位別死亡率の推移（人口10万対）



資料：総務省「国勢調査」平成15年栃木県人口動態統計

施策の展開

参照：第3部 P189

健康づくりの推進

食生活や運動等の生活習慣の改善やがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防に関する具体的な目標を掲げ、県民運動の展開や健康診査の受診率向上など、総合的な健康づくりを推進します。

- 一次予防重視の生涯健康づくりの推進
- 生活習慣病改善のための調査分析及び普及啓発
- 予防、早期発見・治療等の体系的ながん総合対策の推進
- 健診未受診者・未治療者・医療中断者の指導強化などの糖尿病対策の推進
- 予防から療養に至る総合的な脳卒中对策の推進

疾病予防対策の推進

結核やエイズ等の感染症に関する正しい知識の普及啓発や予防対策の実施、迅速な対応など健康リスクの低減に向けた取組を推進します。

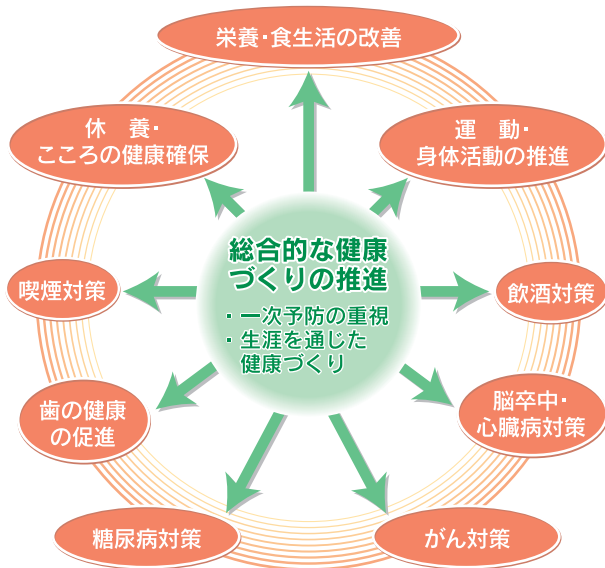
- 結核予防対策の推進
- 動物由来感染症対応体制の整備
- 若年層を対象とした性感染症予防対策の推進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

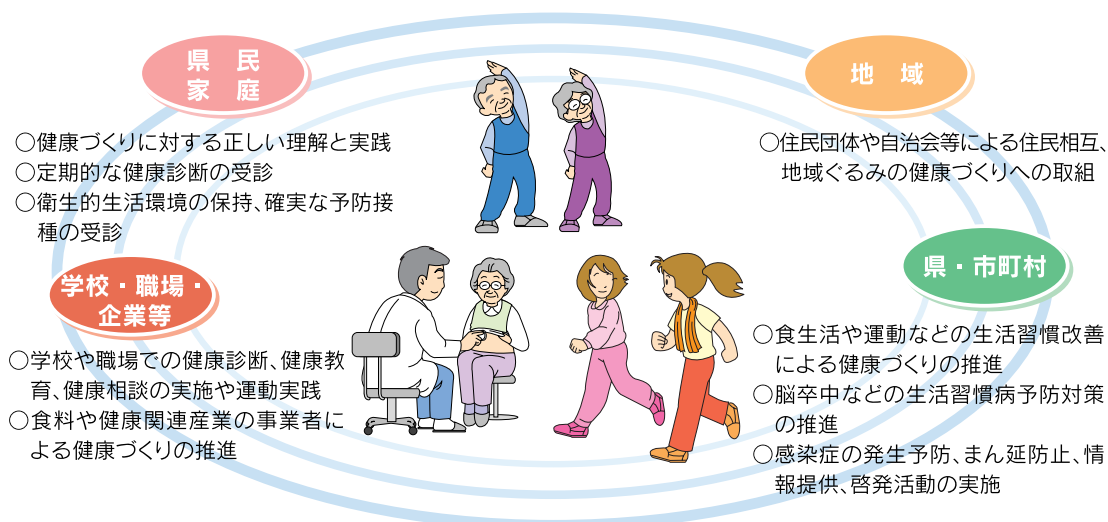
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
基本健康診査の受診率	38.2 % (H6)	43.1 % (H11)	47.7 % (H15)	55.0 % (H22)	60.0 % (H27)
正常血圧者の割合※2	60.8 % (H5)	59.3 % (H10)	62.7 % (H15)	65.0 % (H22)	66.0 % (H27)
結核罹患率(人口10万対)	28.1 人 (H5)	25.9 人 (H10)	17.9 人 (H15)	10.0 人 (H22)	8.0 人 (H27)

※2 基本健康診査受診者の内、血圧値が正常域(140/90mmHg未満)とされる者の割合。本県は依然として全国よりも脳卒中死亡率が高い水準にあるため、脳卒中発症の大きな要因となる高血圧の予防を生活習慣の改善などの取組により進めている。



基本健康診査

期待される主な主体の役割



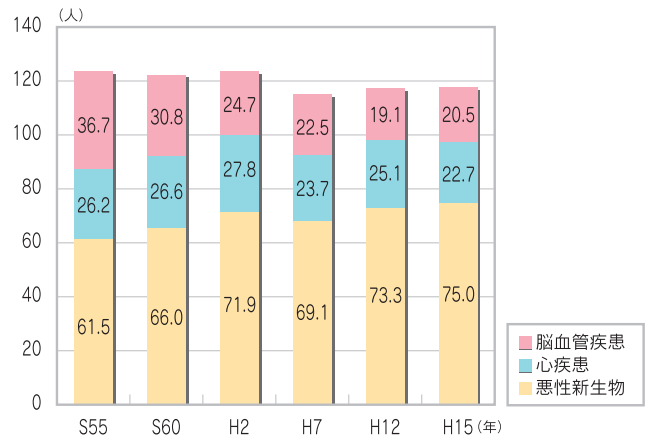
施策の目標

多様化・高度化する医療需要に的確に対応し、すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

現状と課題

- 医療技術の急速な進歩発展に伴い、医療内容の高度化・専門化が進むとともに医療サービスに対する要求もより多様化・高度化しています。
- 医療の高度化・専門化をはじめ、患者の大病院志向や病院勤務医の開業の増加などにより、地域の中核病院における医師不足が深刻になっています。
- 国際化の一層の進展に伴い、SARS等新興感染症の感染の危険性が増しています。
- 疾病構造の変化や県民の健康に対する関心の高まりと相まって、安全で有効な医薬品等に対する関心も高まっています。
- 医療費の増大により、市町村の国民健康保険財政への負担が大きくなっています。

65歳未満三大死因死亡率の推移（人口10万対）



資料：総務省「国勢調査」平成15年栃木県人口動態統計

施策の展開

参照：第3部 P190～P191

良質で適切な地域医療の充実

医療機関相互の連携強化を図るとともに、医療技術の進展や新たなニーズに対応した高度先進医療や特殊医療機能の確保など、良質な医療を効率的に提供する体制の整備を促進します。

- 子ども医療センターの運営の支援
- 公的病院等における小児科、産科、内科の医師確保への支援
- がんセンターと地域の医療機関との連携推進による高度専門医療の充実
- かかりつけ医の普及定着

救急医療体制の充実

初期救急医療体制の拡充を図るとともに、患者の症状に応じた効率的な救急医療を提供できる体制の整備を促進します。

- 関係機関との連携による小児救急医療体制の未整備地域の解消
- 救急医療体制における初期、二次、三次の機能分化の促進
- 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの救護体制の充実

感染症・難病・精神医療対策の充実

感染症患者に対する医療の確保をはじめ総合的な難病患者支援体制や精神科医療体制の充実など、個々の疾患に応じたきめ細かな保健医療対策を推進します。

- 新興感染症等対応医療機関の確保
- 難病患者の居宅生活支援事業の促進
- 予防・治療から社会復帰までを支援する総合的な精神障害者対策の推進

血液の確保と移植医療対策の推進

献血者の安定的な確保を図るとともに、臓器や骨髄の円滑な移植実施のための体制を整備します。

- 400ml献血などの効果的な広報啓発
- 院内移植コーディネーターの設置促進

医薬品などの有効性と安全性の確保

事業者への監視指導を充実し、医薬品や医療機器などの有効性や安全性の確保を進めます。

- 医薬品等取扱施設に対する計画的・効果的な監視指導の実施

国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町村への総合的な支援を行います。

- 市町村に対する国民健康保険財政安定化のための支援
- 医療費の適正化推進のための助言・支援

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
65歳未満の三大死因(がん、心臓病、脳血管疾患)における死亡率(人口10万対)	—	116.7人 (H11)	118.2人 (H15)	110.0人 (H22)	110.0人 (H27)
(財)日本医療機能評価機構の評価受審病院数	—	—	17 病院 (H16)	30 病院 (H22)	60 病院 (H27)
小児救急に対応できる救急医療圏の割合	—	10.0 % (H11)	30.0 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

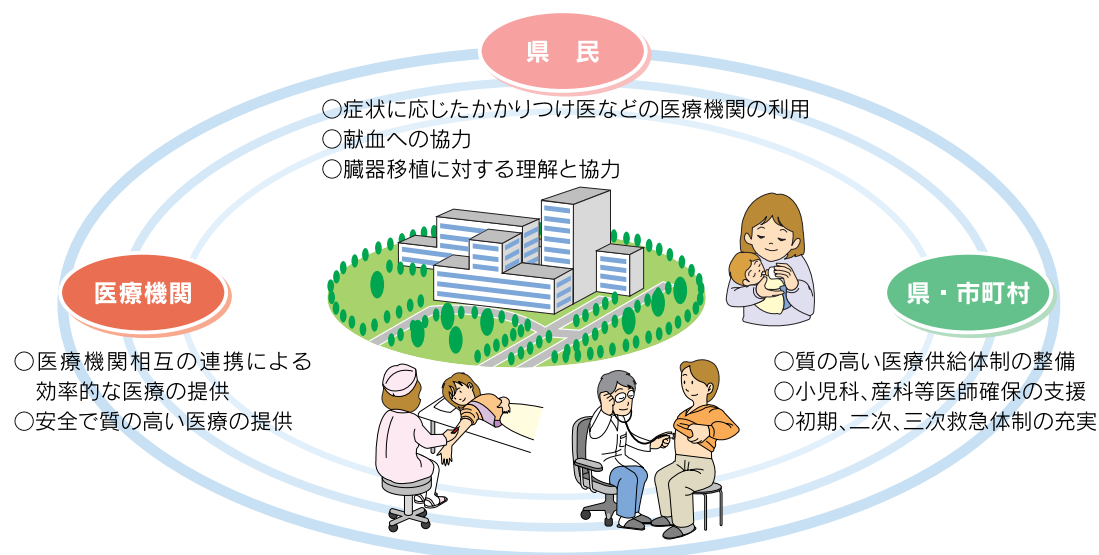


自治医科大学とちぎ子ども医療センター (完成予想図)



獨協医科大学とちぎ子ども医療センター

期待される主な主体の役割



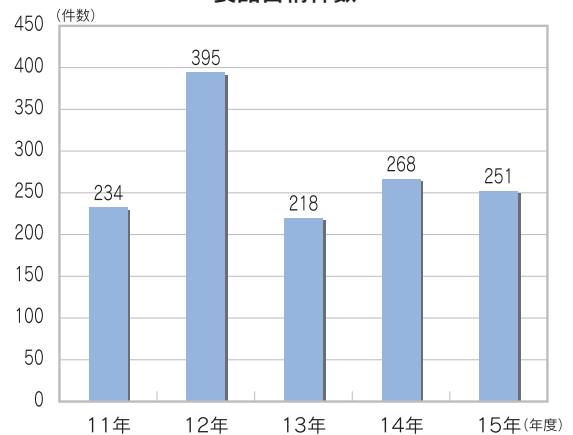
施策の目標

県民が安心して快適な生活ができるよう、食品関係営業者等による自主管理などを促進し、食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

現状と課題

- BSE問題や食品の産地偽装表示など、食品の安全に対する県民の信頼を損ねる事件・事故が多発しています。
- ノロウイルス等による集団食中毒や入浴施設でのレジオネラ感染など施設の衛生管理に起因する事故が発生しています。
- 海外からの愛玩動物の輸入増加に伴う動物の種類の多様化や動物と寝食を共にするなどの飼養形態の変化に伴い感染症の増加などの問題が生じています。

食品苦情件数



県保健福祉部調べ

施策の展開

参照：第3部 P192

食品の安全性確保の推進

食品の生産から流通までの安全性を確保し、食品に起因する事故の発生を防止するため、食品関連事業者に対する監視指導や栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ^{※1}）の導入推進など安全・安心な食品供給体制の確立を進めます。

- とちぎハサップに基づく食品営業施設等の認証の推進及び認証施設等の情報提供
- 食品営業施設等における監視指導の計画的実施
- JAS法など関係法令に基づく適正な表示の監視指導

生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

理・美容業や公衆浴場などの生活衛生関係営業施設に対する自主管理の推進や監視指導、経営相談等を通して施設の衛生水準の向上を図ります。

また、特定建築物や住居について、衛生に関する指導や助言を実施し、衛生的環境の確保を図ります。

- 生活衛生関係営業者に対する指導及び施設への監視指導の実施
- 住居衛生に関する相談業務の実施

動物の適正飼養の推進

狂犬病等動物から人に伝播する感染症の予防や危険動物の適正管理を指導するなど動物の適正飼養を推進します。

- 動物愛護指導センターにおける動物の正しい飼育等に関する普及啓発事業の実施
- 動物取扱業者への指導の実施

※1 食品営業施設の衛生水準の向上と食品の安全確保を図るとともに、県民の安全・安心な食生活に寄与することを目的に、HACCP（ハサップ）方式を取り入れて、食品関連事業者の自主的な衛生管理方法を認証する制度
HACCP方式：原材料の仕入れから出荷までの各工程で、危害防止に繋がるポイントを監視・記録することで、製品の安全性を確保するシステム

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
とちぎハサップ認証施設数	—	—	20 施設 (H17)	100 施設 (H22)	150 施設 (H27)
食品検査※2の違反率	0.4 % (H6)	1.7 % (H11)	2.0 % (H16)	0.5 % (H22)	0.3 % (H27)
食中毒発生件数	13 件 (H6)	29 件 (H11)	17 件 (H16)	10 件 (H22)	10 件 (H27)

※2 食品製造所及び店頭における食品中の添加物、細菌、異物、表示などに関する検査（収去検査）

安全で快適な生活

快適な生活環境

- 理・美容所、旅館等の衛生の保持と健全な経営
- ビル等の衛生管理

理美容事業者

クリーニング事業者

旅館事業者

ビル事業者

経営特別相談員

安全で安心な食品

- 食品関連事業者の自主的衛生管理（とちぎハサップ）
- 食品等の検査
- 食品取扱施設の監視指導
- 適正な食品表示の実施指導
- 消費者への情報提供と意見交換

食品関連事業者

食品衛生推進員

食品衛生指導員

食生活改善推進員

食品表示ウォッチャー

動物との共存

- 犬の登録・予防接種の実施
- 動物愛護の普及
- 危険動物の適正管理
- 動物取扱業者への指導

動物取扱業者

動物管理指導員

動物愛護推進員

期待される主な主体の役割



基本目標 3

確かな技術と創造性に富む産業づくり

〔農林・商工サービス・労働〕

政策の体系

政策
31

魅力ある農林業を確立する

施策

- 311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立
- 312 農業を支える基盤づくり
- 313 人と環境にやさしい農業の展開
- 314 活力ある林業・木材産業の振興

政策
32知恵と技術による商工サービス業の振興と
雇用の安定を図る

施策

- 321 地域経済を牽引する産業の振興
- 322 地域に根ざした産業の振興
- 323 成長性に富む企業の立地・定着促進
- 324 産業人材の育成と円滑な就労の促進

政策31 魅力ある農林業を確立する

目標

首都圏に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、収益性が高く、産地間競争にも打ち勝つ農林業を確立するとともに、県内外の多くの消費者に信頼される農産物や県産材を供給します。

現状と課題

本県の農林業は、全国有数の生産県として、生活の基礎となる食料や良質な木材を安定的に供給するという役割を果たすとともに、県土の保全や水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的機能を発揮しています。

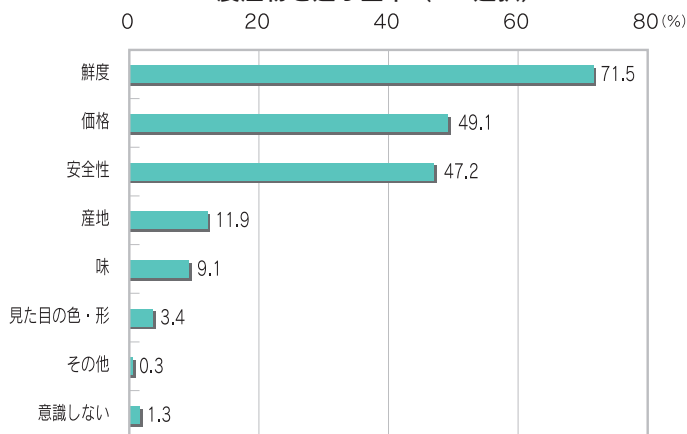
一方で、担い手の高齢化と減少、経済のグローバル化を背景とした輸入農産物や外材の増加、産地間競争の激化、さらには安全・安心な農産物供給の要請など、解決すべき課題も数多くあります。

本県農林業が今後とも持続的に発展していくためには、消費者の理解を得ながら、活力ある担い手の確保や効率的で需要対応力の高い生産・流通体制の確立を図るなど、収益性の高い生産構造としていく必要があります。

取組の方向

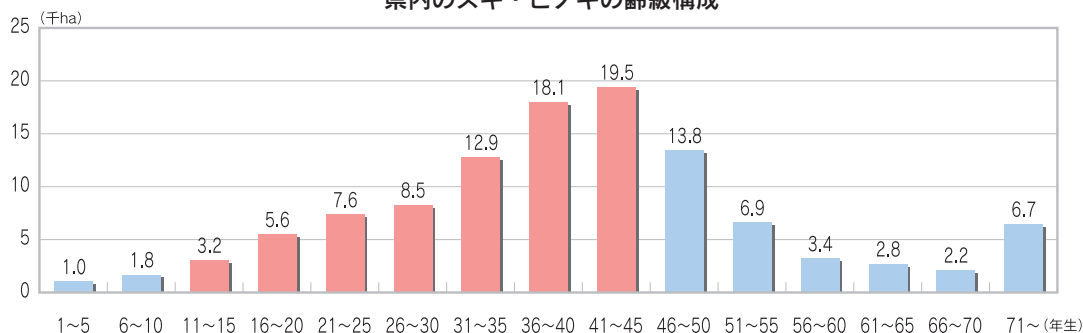
- 多様なニーズに対応し、競争力のある農業を確立します。
- 優れた担い手や農地、新品種・新技術の開発普及など本県の農業を支える基盤づくりを進めます。
- 環境保全を重視した農業生産を進めるとともに、食育や地産地消等を推進します。
- 森林資源の循環利用を推進し、活力ある林業・木材産業を確立します。

農産物を選ぶ基準（2つ選択）



資料：「県政世論調査」（平成16年）

県内のスギ・ヒノキの齢級構成



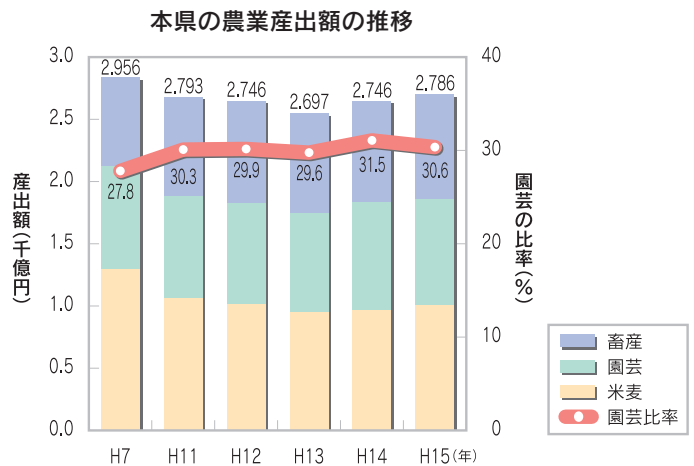
資料：1～10：下刈りの実施時期 11～45：除伐、間伐の実施時期 46～：主伐の実施時期 県林務部調べ（平成16年度）

施策の目標

消費者や食品産業などの多様なニーズに対応できる、生産性が高く競争力のある農業を確立します。

現状と課題

- 食生活の変化等に伴い、農産物に対する消費者や食品産業のニーズが多様化しています。
- 本県農業は首都圏に位置するという地理的優位性を活かし、米麦・園芸・畜産のバランスの取れた農業生産を進めてきましたが、今後需要の増加が期待できる野菜・果樹・花き等の園芸産出額の比率が伸び悩むとともに、本県の主要作物である米についても、価格が低下している状況にあります。
- BSE(牛海綿状脳症)の発生や残留農薬等の問題から、農産物の安全性等に対する消費者の関心が高まっています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

施策の展開

参照：第3部 P194～P196

需要対応力の高い園芸産地の育成

用途を重視した商品性の高い園芸生産の振興や新たな生産システムの導入、効率的な供給拠点の整備促進などにより、需要の変化に即応できる競争力の高い園芸産地を育成します。

また、食生活を彩る地域性豊かな青果物の生産を振興し、産地の多様性と魅力を高めます。

- 業務・加工需要への対応力強化をめざした産地改革の推進
- 食品産業等との連携による野菜産地の活性化

水田農業生産構造の改革推進

品質、価格、用途等多様なニーズに対応した米、麦、大豆づくりと、効率的で安定的な経営体が土地利用型農業の中心を担う生産構造を確立します。

- 大規模農家や営農集団が中心となった生産構造の実現
- 実需者※と産地が結びついた米、麦、大豆の契約取引の促進

畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

家畜の生産能力向上、飼養管理技術の高度化、自給飼料基盤の拡大等を通じた畜産経営の体質強化を図るとともに、安全・安心や健康などの需要に即した畜産物生産を促進します。

- 水田を利用した自給飼料の増産による飼料自給率の向上

多彩な地域特産物等の生産振興

かんぴょう、そば、アユなど多彩な地域特産物やきのこなど特用林産物の生産の振興と需要の拡大を図るとともに、地域ならではの新たな特産物づくりを促進します。

- 生産技術の向上による低コスト化
- 加工等による高付加価値化の促進

とちぎブランド農産物の多様な流通の促進

新たなブランド品目の育成や観光地旅館等への提供など、県産農産物の有利販売に向けたマーケティング対策を推進します。

また、本県の優れた農産物の輸出を促進します。

農産物の安全・安心対策の推進

農産物の生産履歴等を情報公開するトレーサビリティシステムの導入や、栽培から収穫、出荷、輸送に至る各段階での管理方法を明確にした適正農業規範（GAP）の導入などにより、県産農産物の安全・安心対策を推進します。

- GAPに取り組むモデル産地の育成

※1 小売・卸売業者、加工業者、外食業者などをいう。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県内食料自給率（カロリーベース、%）	—	74.0 % (H11)	76.0 % (H15)	78.0 % (H22)	80.0 % (H27)
園芸産出額の全国順位	18 位 (H5)	19 位 (H10)	14 位 (H15)	12 位 (H22)	11 位 (H27)
適正農業規範（GAP）に取り組む生産組織数	—	—	0 団体 (H16)	15 団体 (H22)	30 団体 (H27)

～農業生産を伸ばすには～

産地として

「作ったモノを売るProduct out」から「求められるモノを作るMarket in」へ体質を改革する。

高品質・低コスト等を追求した生産流通技術の高度化

新たな価値を創造し、需要を創出する。

産業として

～施策の方向～

安全・品質に対する信頼性向上

産地の需要対応力強化

他産業との新たな連携促進

新たなアグリビジネス

競争力の強い農業

地域経済の発展

消費・需要の拡大

期待される主な主体の役割



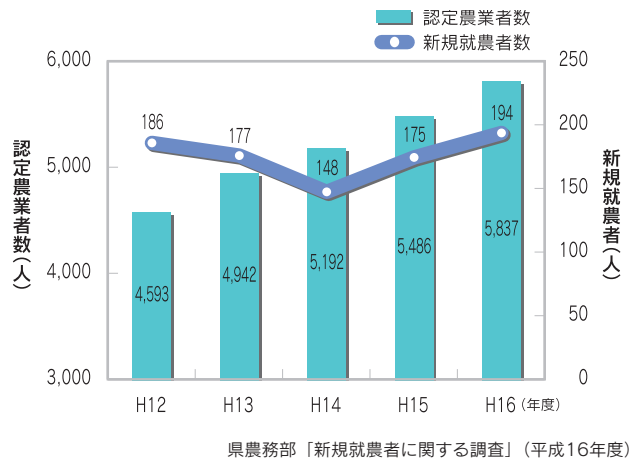
施策の目標

優れた担い手の育成をはじめ、生産基盤の整備や新品種・新技術の開発普及など本県の農業を支える基盤づくりを進めます。

現状と課題

- 農業就業人口の減少や高齢化が進行する中、米・麦等の土地利用型農業を中心に担い手の確保が十分ではない状況にあります。また、新規就農者のうちUターン就農や非農家からの参入が6割以上を占めています。
- 農業生産性の向上を図るために実施しているほ場整備の進捗状況に地域差があります。また、多くの農業水利施設では老朽化が進んでいます。
- 近年、産地間競争の激化に伴い、全国的に新品種や新技術の開発が活発化しているとともに、新品種等の知的財産権の侵害により、本県産農産物への影響が懸念されています。

認定農業者と新規就農者数



施策の展開

参照：第3部 P196～P197

経営感覚に優れた担い手の育成

経営改善に意欲ある農業者を認定農業者^{※1}として確保し、規模拡大や生産性向上などのための支援を総合的かつ重点的に実施し、地域農業の中核となる担い手の育成を図ります。

併せて、米麦等の土地利用型農業における担い手を確保するため、集落営農組織の育成と法人化を推進します。さらに、こうした担い手への農地利用集積などにより、農地の有効活用を促進します。

○品目横断的経営安定対策^{※2}に対応した担い手の育成

多様な人材等の確保

Uターン就農や新規参入、さらには定年帰農等も含めた多様な就農希望者に対して、技術等の研修や制度資金の融資、農地の取得などの各種支援を行い、円滑な就農を支援します。

また、女性農業者の経営参画や高齢農業者による営農活動を促進するとともに、地域の農業を支える農業公社や農業サービス事業者等の育成を図ります。

○就農準備校の開設

生産性向上に向けた農業生産基盤整備

環境との調和に配慮しながら、水田の区画整理や汎用化^{※3}、さらには農業水利施設の更新など農業生産基盤の計画的な整備を進め、農作業の効率化等による生産性向上を図ります。

○担い手への農地利用集積と一体となった生産基盤の整備

新品種・新技術の開発普及

試験研究機能の充実や産学官の連携促進などにより、新品種・新技術の開発と、生産現場への迅速な普及を図ります。

また、登録された新品種や特許出願された新技術など、農業分野における県内の知的財産権の保護と活用を図ります。

○試験研究機関の総合化

○農産物知的財産権センターの設置

※1 経営の一層のステップアップを図るための目標（農業経営改善計画）を立て、市町村が地域における担い手として認定した農業者

※2 麦、大豆などの品目別の価格対策ではなく、担い手の経営全体に着目した直接支払いの導入と販売収入変動緩和策を内容とする経営安定対策

※3 水田として利用してきた農地を畑地としても利用できるように整備すること

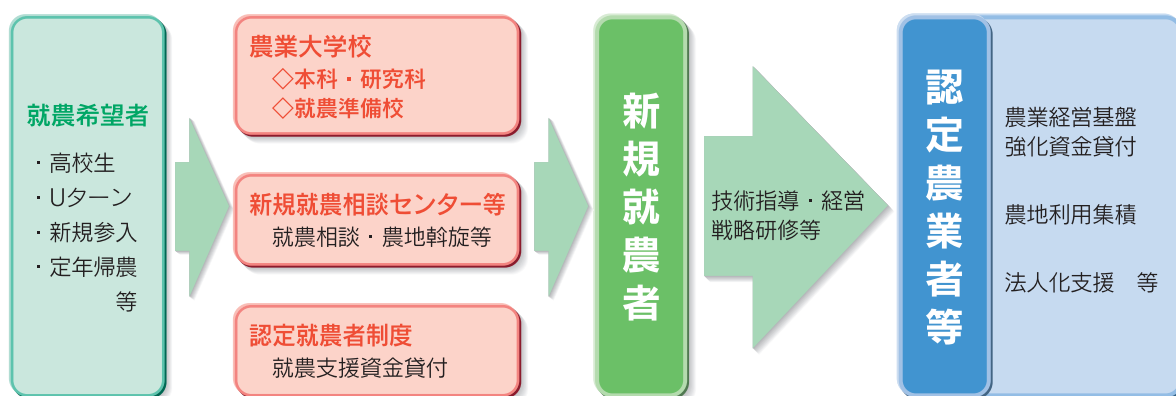
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
認定農業者数	386 人 (H6)	4,374 人 (H11)	5,837 人 (H16)	8,000 人 (H22)	8,000 人 (H27)
新規就農者数 (5年間の累計、人)	480 人 (H3~7)	693 人 (H8~12)	890 人 (H13~17)	1,000 人 (H18~22)	1,000 人 (H23~27)
担い手への農地の利用集積率 ^{※4}	—	28.2 % (H12)	33.3 % (H16)	50.0 % (H22)	60.0 % (H27)

※4 全農地のうち認定農業者等の中核的な農業者が利用する農地面積の割合

注) 新規就農者数は、平成13年度から調査基準の変更があったため、それ以前との比較はできない。



期待される主な主体の役割



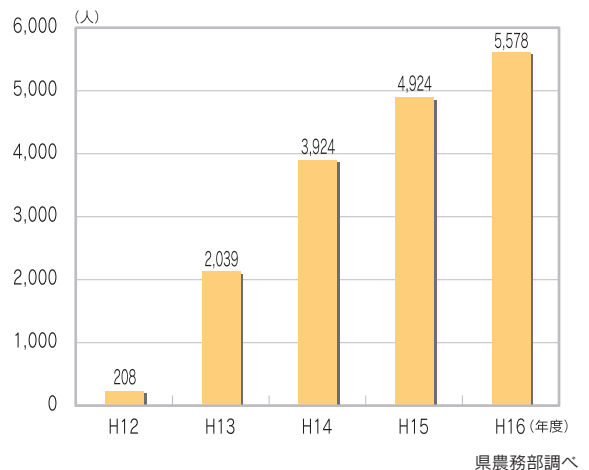
施策の目標

食育や地産地消の推進を通して人と農業との結びつきを高めるとともに、環境保全を重視した農業生産を進め、人と環境にやさしい農業を展開します。

現状と課題

- 「食」に対する理解が不足していることなどにより、栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活に関する問題が生じています。
- 環境問題に対する関心の高まりから、園芸農家を中心にエコファーマーの認定数が増加するなど、環境にやさしい農業の取組は進んでいますが、技術開発の面では、解決すべき課題が多く残されています。
- 使用済みとなった農業用生産資材のリサイクルが増加するなど農業分野での資源循環利用は進みつつありますが、家畜排せつ物から作られる堆肥については、米麦や園芸農家との連携による利用が思うように進んでいない現状にあります。

エコファーマー認定者数の推移



施策の展開

参照：第3部 P198

食育・地産地消の推進

すべての人が健全な食生活を実践できるよう、家庭、学校、保育所、地域など社会のあらゆる分野において食育を推進するとともに、消費者と生産者との信頼関係を強化する地産地消を進めます。

- 食育推進計画の策定
- 食育に携わるボランティアの活動促進

環境と調和のとれた農業生産の推進

化学農薬や化学肥料の使用量を削減した栽培管理技術の開発・普及を進めるとともに、環境にやさしい農業生産を実践するエコファーマーの育成・支援を図ることにより、環境への負荷を軽減した農業生産を推進します。

- 各種防除技術を組み合わせた総合的な病害虫・雑草管理の普及

堆肥等資源の有効活用

家畜排せつ物や稲わら等の堆肥としての農地還元や、資源作物^{※1}を原料とした生分解性プラスチック^{※2}の利用を促進するなど、農業内での資源循環利用を進めます。

- 耕畜連携による堆肥利活用^{※3}のシステムづくり

※1 ひまわりやとうもろこしなど、燃料やパルプ、緑肥等の原料として栽培される作物

※2 使用後は自然界の微生物によって水と二酸化炭素に分解され、自然に還るプラスチックのこと

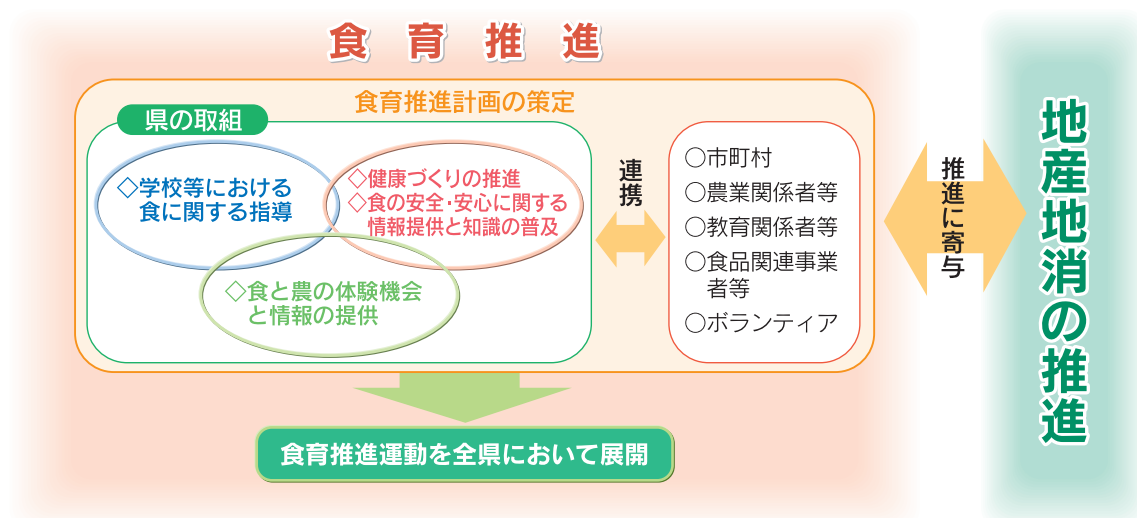
※3 耕種農家と畜産農家が、牛の餌となる稲わらや飼料作物と家畜のふん尿から作る堆肥を交換するなど、連携して資源循環に取り組むこと

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
市町村食育推進計画策定率	—	—	0 % (H17)	100 % (H22)	100 % (H27)
エコファーマーの認定者数	—	208 人 (H12)	5,578 人 (H16)	8,000 人 (H22)	10,000 人 (H27)
堆肥の生産履歴表示 ^{※4} に 取組む畜産農家戸数	—	—	0 戸 (H17)	500 戸 (H22)	2,000 戸 (H27)

※4 耕種農家が堆肥を利用しやすいよう、原料である家畜ふん尿や副資材の種類、堆肥化の方法、成分等を表示すること



期待される主な主体の役割



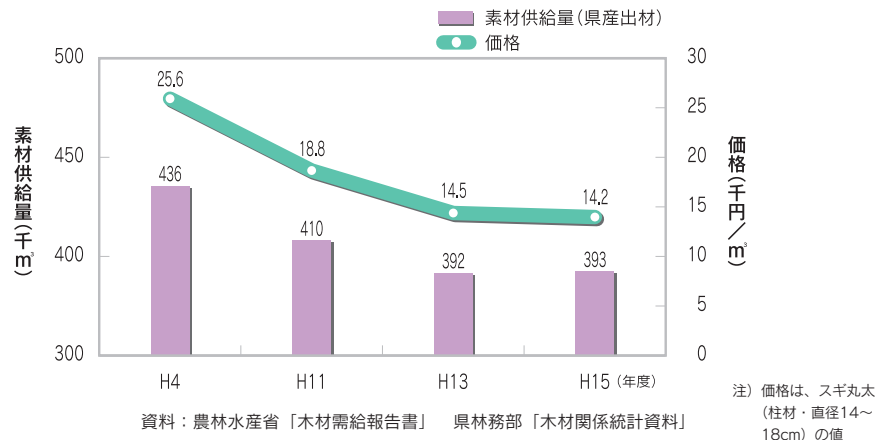
施策の目標

森林資源の循環利用を推進し、活力ある林業・木材産業を確立します。

現状と課題

- 輸入木材との競合等による国産材の需要減少・価格低迷が続き、林業・木材産業は活力が低下しています。
- 林業の担い手は高齢者が多くを占めており、円滑に世代交代が行われていない現状にあります。
- 森林を育てて、成熟した資源を木材として利用し、また育てるという森林資源の循環利用が滞っていることから、水源かん養や二酸化炭素吸収などの森林の持つ公益的機能の低下が危惧されています。

県内素材価格及び素材供給量



施策の展開

参照：第3部 P199

森林資源の充実と循環利用を支える人とシステムづくり

間伐等の森林整備を促進し、健全で木材生産機能の高い森林をつくります。
また、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため優れた林業担い手を育成するとともに、林業事業者の体質強化を図ります。

○森林施業の集約化等の促進

低コスト林業の基盤づくり

森林の適正な管理や効率的な林業生産活動に不可欠な林道・作業道などの生産基盤を整備するとともに、高性能林業機械の導入を図り、低コスト林業を推進します。

県産材の安定供給と利用拡大

消費者ニーズに対応し、品質の高い県産材を安定的に供給する体制を整備するとともに、環境にやさしい自然素材である木材の利用拡大を図ります。

○県産材利用住宅の建設促進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県内製材品出荷量（国産材）	353 千m ³ (H5)	291 千m ³ (H10)	276 千m ³ (H15)	290 千m ³ (H22)	290 千m ³ (H27)
森林組合作業員の1日当たりの素材生産量	2.4 m ³ /人日 (H5)	2.5 m ³ /人日 (H10)	2.7 m ³ /人日 (H15)	2.9 m ³ /人日 (H22)	3.1 m ³ /人日 (H27)
森林組合作業員の平均年齢	56 歳 (H5)	57 歳 (H10)	53 歳 (H15)	48 歳 (H22)	48 歳 (H27)



期待される主な主体の役割





全国に誇る農産物

いちごは昭和43年から連続して生産量全国1位。「栃木米」や「とちぎ和牛」も全国で高い評価を受けています。
元気な農産物が、とちぎから“つぎつぎ”に生まれています。



収穫の喜び ～農業体験～

ほぼすべての小学校で農業を体験する学習が取り入れられています。健全な食生活を実践できる人が育つこと、本県農業の元気な担い手が生まれてくることなどを期待しています。



とちぎものづくりフェスタ2005
「優秀技能者デモンストレーション」

ものづくりの大切さやすばらしさを多くの人たちに知ってもらうとともに、技能や技術の維持・継承を図るなど、これからの栃木を担う産業人材の育成を進めています。



高校生のインターンシップ（職場体験）

企業などでの職場体験を通して実際の仕事に直に触れることにより、働くことの大切さや難しさなどを学ぶことで、明日を担う若い力が育っていきます。

政策32 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

目 標

豊かな産業集積や知的財産などを活用し、創造性ある産業を一層振興するとともに、安定した雇用の確保を図ります。

現状と課題

本県は、全国的に高い水準にある製造業の集積に加えて、商業・サービス業も着実な成長を遂げ、一人当たりの県民所得は、全国有数の水準を誇っています。

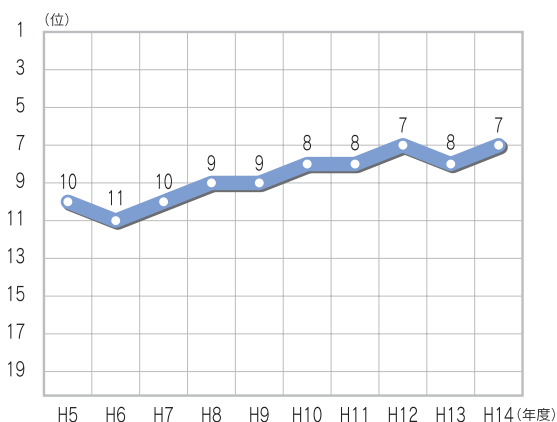
一方では、経済のグローバル化の進展等により、地域間や企業間の競争が激化しているほか、産業構造が変化する中、雇用のミスマッチや、フリーターやニート等の若年労働力問題も顕在化しており、経済や雇用を取り巻く環境は、大きく変化してきています。

今後、これまでの県民生活を維持し、さらに向上させていくためには、知恵と技術の活用や多様な連携等による付加価値の高い新事業の創出や産業の育成、産業の担い手である、創造力とチャレンジ精神に満ちた豊かな人材の育成などが求められています。

取組の方向

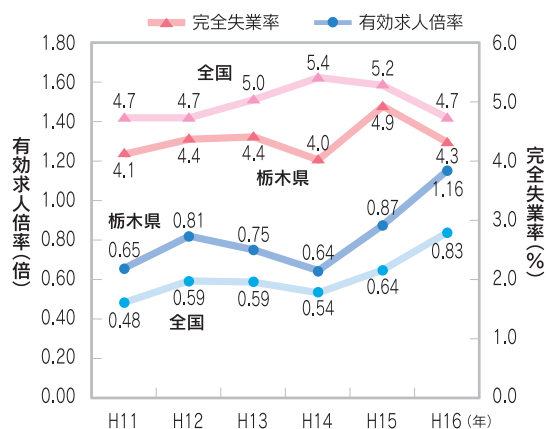
- 県内中小企業の競争力の強化と産業の高度化を図ります。
- 地域住民に身近な商工・サービス業などの地域に根ざした産業の振興を図ります。
- 経済発展の基盤となる成長性に富んだ企業の立地及び定着を促進します。
- 産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応した産業人材の育成と、多様な能力を発揮できる就労を支援するとともに、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

栃木県の1人当たり県民所得全国順位の推移



資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報」（平成17年度版）

有効求人倍率と完全失業率の推移



有効求人倍率：厚生労働省栃木県労働局平成17年4月発表
完全失業率：総務省統計局「労働力調査」（平成17年）

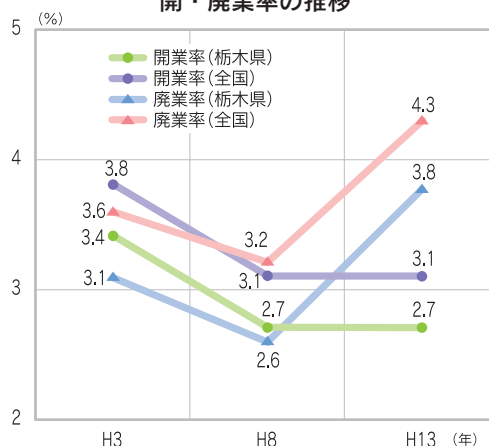
施策の目標

県内中小企業の競争力の強化と本県産業の高度化を図ります。

現状と課題

- 本県における開業率は、平成8年から13年までの年平均で見ると2.7%で、全国平均を下回っており、低調な状況にあります。
- 本県における製造品出荷額等は、過去3年間を見ると回復傾向にありますが、その7割を誘致工場が占めています。
- 本県産業の高度化に向けては、産学官連携による共同研究開発への取組が重要ですが、近県と比べると十分とはいえない状況にあります。

開・廃業率の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

施策の展開

参照：第3部 P200～P201

創業の促進

意欲に満ち創造性あふれる創業希望者が、創業しやすい環境をつくるとともに、既存企業の新分野展開を支援します。

- とちぎベンチャーサポートプラネット21^{※1}による総合的な支援体制の強化
- 創業や新分野展開のための相談機能の充実や資金調達環境の改善

技術や経営に優れた企業の創出

本県産業をリードする競争力の高い中小企業の創出に向け、新技術・新製品の開発や経営革新の取組などを支援します。

- マーケティングや販路開拓など企業の課題やニーズに対応した重点的な支援
- 企業間連携による新技術・新製品開発に向けた取組への支援
- とちぎ産業創造プラザ^{※2}を拠点とした支援体制の強化

産学官連携の推進

とちぎ産業創造プラザや大学、地元企業などが連携し、それぞれの持つ知的財産を結集して研究開発を推進するとともに、科学技術の振興を図ります。

- とちぎ発の先駆的研究開発プロジェクトの創出

※1 (財) 栃木県産業振興センターを中核とし、創業から事業化に至る取組に対して産学官連携による総合支援を行う体制

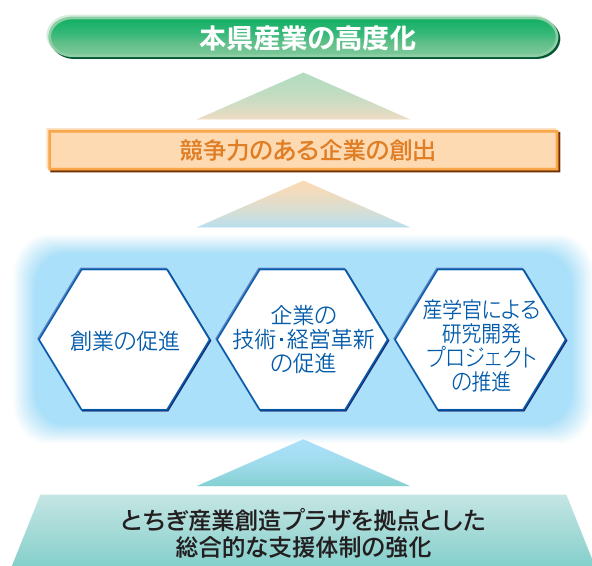
※2 工業試験研究機関である「栃木県産業技術センター」と新事業や新分野への取組などを支援する「とちぎ産業交流センター」を一体的に整備した施設

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
創業 ^{※3} 件数（県支援分）	—	173 件 (H13)	200 件 (H16)	300 件 (H22)	300 件 (H27)
製造品出荷額等	77,532 億円 (H5)	79,669 億円 (H10)	77,045 億円 (H15)	81,183 億円 (H22)	84,273 億円 (H27)
産業技術センターの技術 移転累計件数	—	—	20 件 (H16)	190 件 (H22)	360 件 (H27)

※3 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（会社設立法人化、個人商店の開業等）。ここでは、企業等が既存の事業とは別な組織で新たな事業を展開する「第2創業」を含む。



とちぎ産業創造プラザ

期待される主な主体の役割



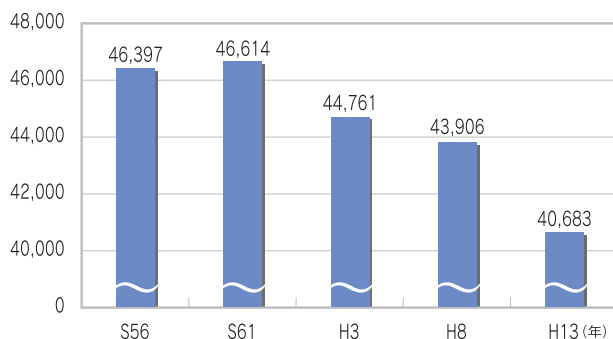
施策の目標

地域住民に身近な商工・サービス業などの地域に根ざした産業の振興を図ります。

現状と課題

- 経済のグローバル化に伴う地域間・企業間競争の激化や、大企業のコスト削減に向けた下請け見直しなどに伴い、県内中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。
- 多様化する消費者ニーズへの対応の立ち遅れや車社会の進展に伴う郊外型大型店の立地などにより、中心商店街から活気やにぎわいが失われています。
- まちづくり、福祉、環境、教育など地域社会が抱える様々な課題に対して、地域資源を活用して事業を起こすなど、新たな展開が見られます。

県内卸売・小売業等の事業所数の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

施策の展開

参照：第3部 P201

地域を支える商工・サービス業の振興

商工団体等との連携により、地域を支える中小企業の経営資源の充実を支援するとともに、地域ニーズを踏まえ、新規雇用にも繋がる新たなビジネスの創出を図ります。

また、地域が自ら考え、活動することによる、街の魅力づくりや集客の仕掛けづくり等を支援し、中心商店街の活性化を促進します。

- 制度融資の活用促進等による中小企業の経営基盤の強化
- 商店街等が行う商業活性化の取組への支援
- 地域資源を活用した地域密着型ビジネスの振興

地場産業や伝統工芸品産業の活性化

地域経済と密接に関わる地場産業や伝統工芸品産業などの地域産業における、販路開拓・新商品の開発などの事業展開に対する支援を強化します。

- 異業種間の連携・広域的な交流への支援強化

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
商業・サービス業の県内総生産額	2,110,056 百万円 (H5)	2,306,100 百万円 (H10)	2,270,674 百万円 (H15)	2,583,334 百万円 (H22)	2,832,689 百万円 (H27)
主要地場産業の製造品出荷額等(食料品、繊維、木工、プラスチック等)	—	1,484,972 百万円 (H10)	1,399,880 百万円 (H15)	1,400,000 百万円 (H22)	1,400,000 百万円 (H27)
タウンマネジメント機関設立件数	—	1 件 (H11)	9 件 (H16)	14 件 (H22)	19 件 (H27)



期待される主な主体の役割



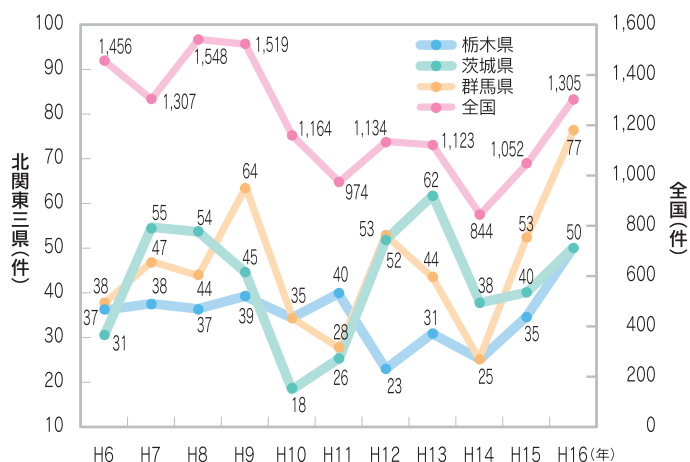
施策の目標

経済発展の基盤となる成長性に富んだ企業の立地及び定着を促進します。

現状と課題

- 経済のグローバル化等を背景として、既立地企業が工場再編等により県内から撤退するケースが見受けられます。
- 企業誘致活動は熾烈な地域間競争の様相を呈しており、今後の誘致活動には、優遇制度の内容及び道路アクセス等の立地環境の充実が重要になってきています。

企業立地の動向



資料：経済産業省「工場立地動向調査」

施策の展開

参照：第3部 P202

戦略的誘致活動の推進

本県の優れた立地環境や既存の産業集積・地域資源を活かした、戦略的かつ積極的な誘致活動を行い、県外から本県への企業誘致や本社機能、研究開発機能の集積を図るとともに、既立地企業の設備増強などの更なる投資を促進します。

- トップセールスの実施等による誘致活動の強化
- 企業立地を促進する協力員の配置等による誘致体制の強化
- 戦略的企業誘致のための優遇制度の充実

立地環境の向上

産業団地の機能の高度化や立地企業への支援を強化するとともに、高速道路などから産業団地へ短時間にアクセスできる道路を整備するなど、企業の立地環境の向上を図ります。

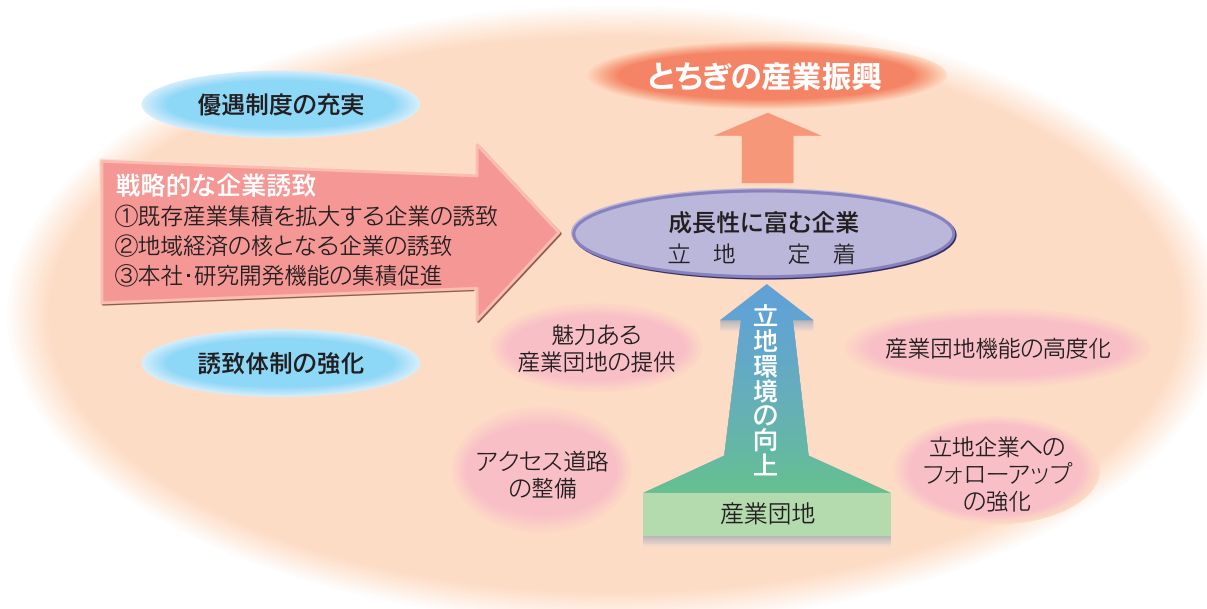
- 立地企業のフォローアップの強化
- 魅力ある産業団地の提供

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
企業立地件数（研究所を含む）※1	37件 (H6)	40件 (H11)	52件 (H16)	55件 (H22)	55件 (H27)
分譲済産業団地の操業面積率	—	—	98.0% (H16)	100% (H22)	100% (H27)
分譲中産業団地の分譲面積率	—	—	42.6% (H16)	70.0% (H22)	100% (H27)

※1 製造業、電気業、ガス業、熱供給業の事業者が工場や研究所を建設する目的で1,000m²以上の土地を取得した年間の件数



期待される主な主体の役割



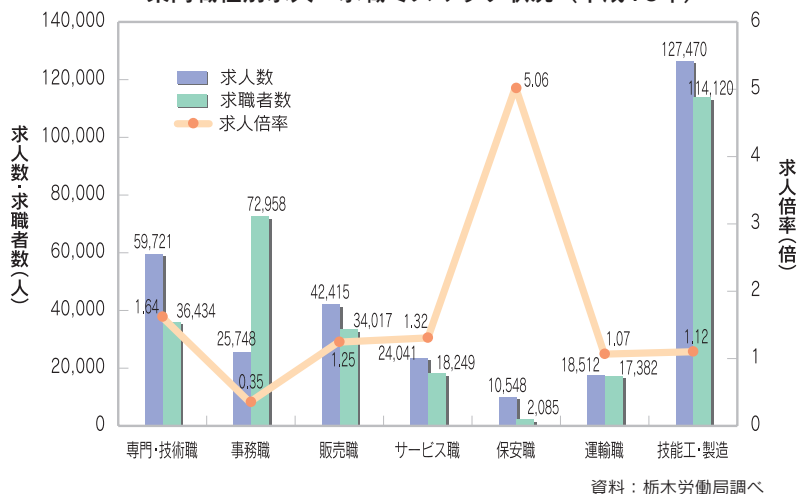
施策の目標

産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応した産業人材の育成と、多様な能力を発揮できる就労を支援するとともに、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

現状と課題

- 産業構造の変化や企業の人材ニーズの多様化等を背景に、雇用における需要と供給のミスマッチが発生し、企業が求める人材が不足しています。また、失業率は依然として高水準で推移し、フリーターなどの不安定就労者やニートと呼ばれる若年無業者が増加しています。
- 長年にわたりものづくり現場を支えてきた団塊の世代の技能者の多くが、2007年以降に定年を迎え、円滑な技能継承が懸念されるなど、産業を支えるものづくり人材の確保が課題となっています。
- 育児休業制度規定等の未整備企業が依然として多いなど、仕事と家庭の両立のための労働環境の整備が十分ではありません。

県内職種別求人・求職ミスマッチ状況（平成16年）



施策の展開

参照：第3部 P203～P204

産業の明日を担う人材の育成

若年者等の職業意識・能力の向上や、在職者の職業能力の開発、さらには技能の維持・継承等を支援することにより、産業構造の変化や企業の人材ニーズに対応した人材の育成を図ります。

- とちぎ就職支援センターにおけるカウンセリング等を通じた若年者のキャリア形成^{*1}支援
- 高校生、大学生等の勤労観・職業観の育成に向けた取組の充実
- ものづくり意識の形成から職業能力開発、高度技能の継承に至る総合的なものづくり人材の育成

中高年齢者、障害者等が能力を発揮できる就労の支援

中高年齢者、障害者等が適性に合った職業に就くことができるよう、職業能力の開発や就職活動を支援します。

- ハローワークなどの関係機関との連携強化による就職支援

働きやすい労働環境づくり

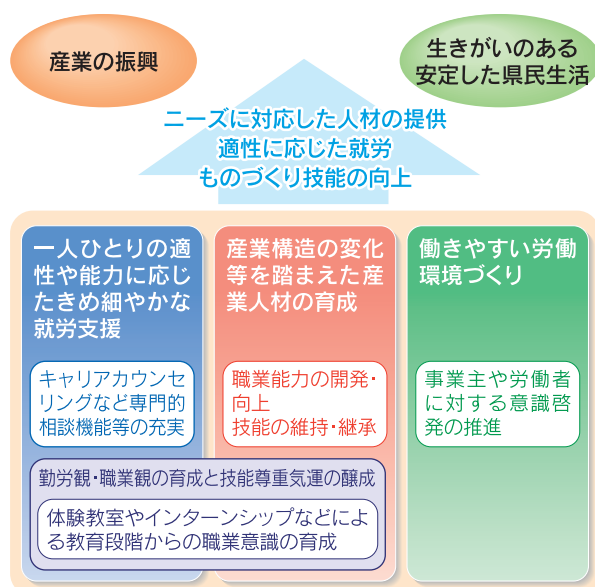
職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方ができるよう、事業主や労働者に対する意識啓発の推進等により、労働環境の整備を促進します。

※1 個人が自らの職業生活設計に基づいて、段階的に職業訓練や職務経験を重ねることにより、実践的な職業能力を高めていくこと。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
新規卒卒者（大学）の就職内定率	94.7 % (H6)	86.7 % (H11)	87.5 % (H16)	95.0 % (H22)	100 % (H27)
とちぎ就職支援センター利用者のうち就職決定者数	—	—	347 人 (H16)	600 人 (H22)	1,000 人 (H27)
企業の育児休業制度の整備率	—	—	53.1 % (H15)	73.0 % (H22)	100 % (H26)



ロボット制御実習
(県央高等産業技術学校制御システム科)

期待される主な主体の役割



基本目標 4

快適でにぎわいのある交流地域づくり

〔社会基盤・観光・国際化〕

政策の体系

政策
41

快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

施策

- 411 安全で安定した水の供給
- 412 生活排水処理施設の整備・普及
- 413 公共交通ネットワークの整備
- 414 体系的な道路網の整備

政策
42

魅力とるおいのある生活空間をつくる

施策

- 421 個性の輝く地域づくり
- 422 活気あふれるまちづくり
- 423 いきいきとした農山村づくり
- 424 美しい景観とみどりづくり
- 425 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり

政策
43

にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

施策

- 431 魅力ある“観光とちぎ”づくり
- 432 国際化の推進
- 433 社会貢献活動の促進
- 434 情報ネットワーク社会の推進

政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

目 標

県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会資本を、効率的・効果的に整備・充実することで、快適で活力のある暮らしを確保します。

現状と課題

上下水道、公共交通機関、道路等のすべての人の暮らしを支える社会資本については、既存ストックを有効活用しながら、県民の多様化するニーズに応えた整備が求められています。

このため、全ての人が快適に生活できるように、県民の価値観やニーズを踏まえ、日常生活における利便性の向上や、活力ある社会経済活動を確保できるように、これまでも増して社会資本を効率的・効果的に整備・充実する必要があります。

取組の方向

- 水資源を開発・保全するとともに、安定的な水の供給を図ります。
- 「生活排水処理構想」に基づき生活排水処理施設の整備・普及を図ります。
- 公共交通ネットワークと体系的、効率的な道路網の整備により、「新たな県土60分構想」を推進します。

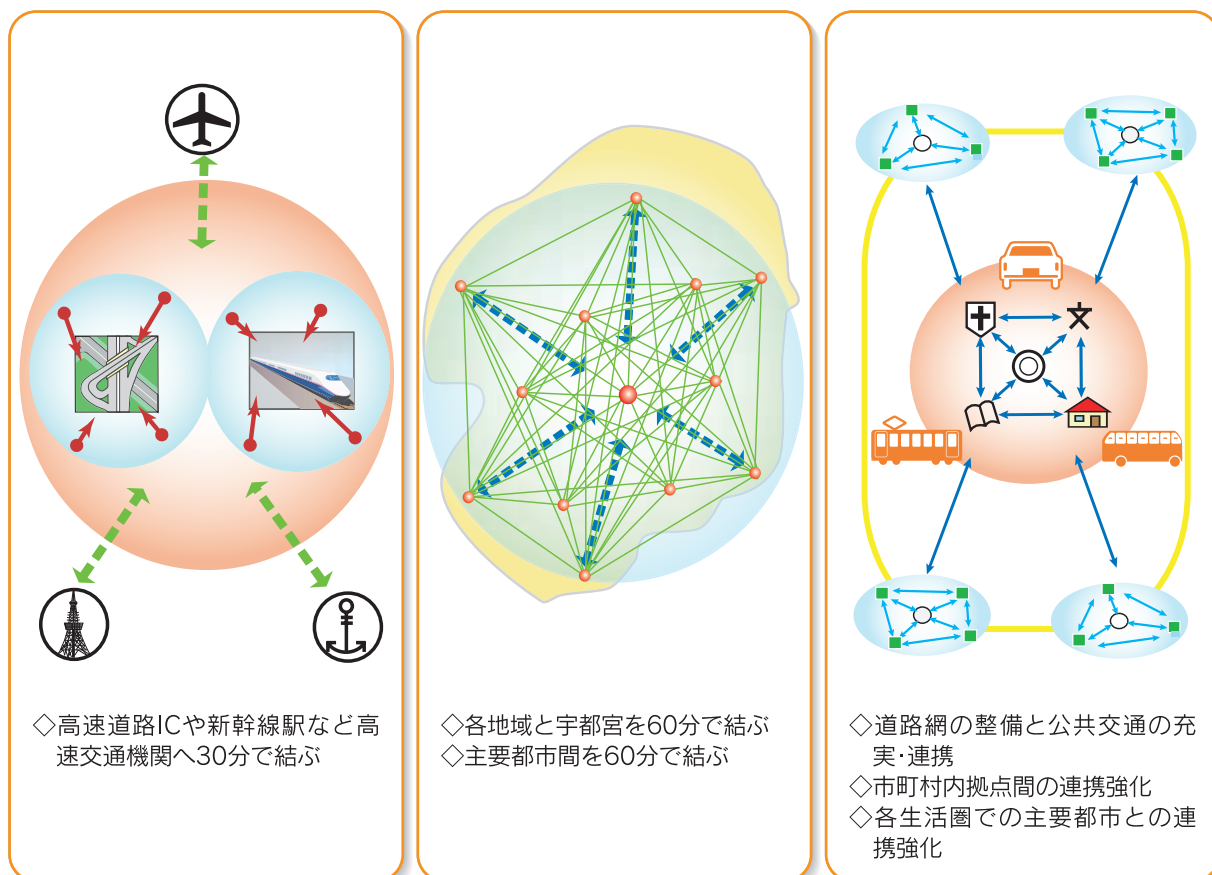
県内水需要の見通し

単位：百万t

	H5 (1993)	H10 (1998)	H14 (2002)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)
水道用水	256 (96.6)	268 (101.1)	265 (100.0)	270 (101.9)	268 (101.1)	265 (100.0)	261 (98.5)	255 (96.2)
工業用水	180 (126.8)	162 (114.1)	142 (100.0)	141 (99.3)	142 (100.0)	143 (100.7)	146 (102.8)	152 (107.0)
農業用水	2,269 (101.3)	2,261 (101.0)	2,239 (100.0)	2,213 (98.8)	2,191 (97.9)	2,196 (98.1)	2,200 (98.3)	2,205 (98.5)

下段（ ）書きは平成14年度に対する率
県企画部（平成17年10月推計）

～新たな県土60分構想～「誰もが、どこから、どこへでも、安全・スムーズに移動できる交通網の整備」



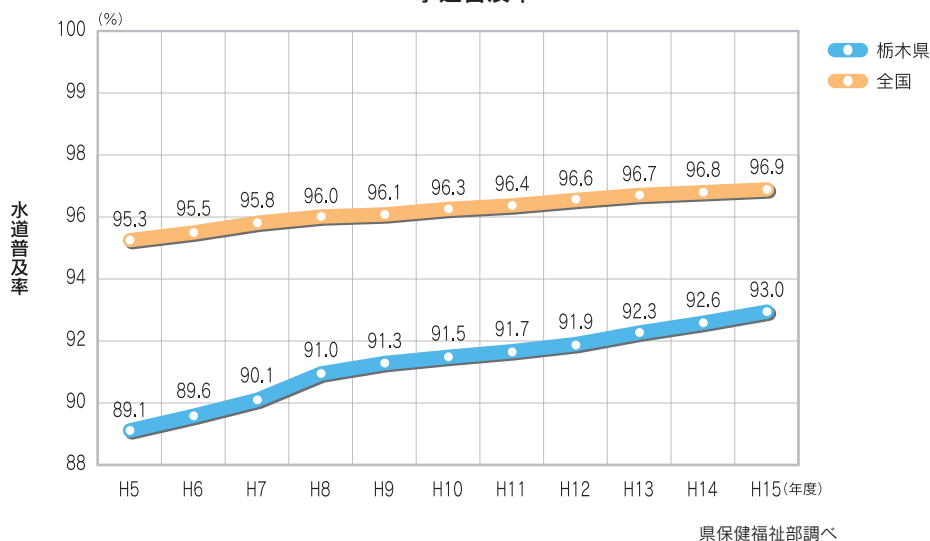
施策の目標

今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、安全な水を安定的に供給できるようにします。

現状と課題

- 水道の普及率は着実に伸びていますが、全国順位35位と低位です。
- 水道水源の地下水への依存度は全国平均よりも極めて高い状況にあります。
- 林業の採算性の悪化等により、森林管理が適正に行われにくい状況にあり、森林の水源かん養機能の低下が危惧されています。

水道普及率



施策の展開

参照：第3部 P206

水道の普及促進

水道施設整備や災害に強い水道管路整備を促進するとともに、新たな水道の広域化^{※1}を推進し、安全な水を安定的に供給します。

- 市町村が行う水道未普及地域解消事業への支援
- 広域水道事業のあり方検討

水資源の確保と保全

事業中の多目的ダムの建設促進等により水資源の確保を図るとともに、地下水採取規制のあり方を検討するなど、地下水の適正利用のための取組を推進します。

また、森林の適切な整備や保安林の指定を推進し、水源かん養機能の維持増進を図ります。

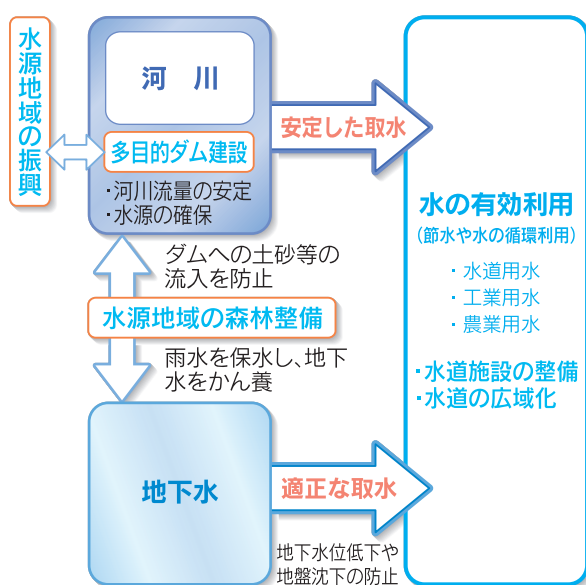
※1 従来の配水管を広域的・一体的に布設する等の施設整備に加え、施設の経営や運転管理を一体化する等の多様な形態の広域化を進めることをいう。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

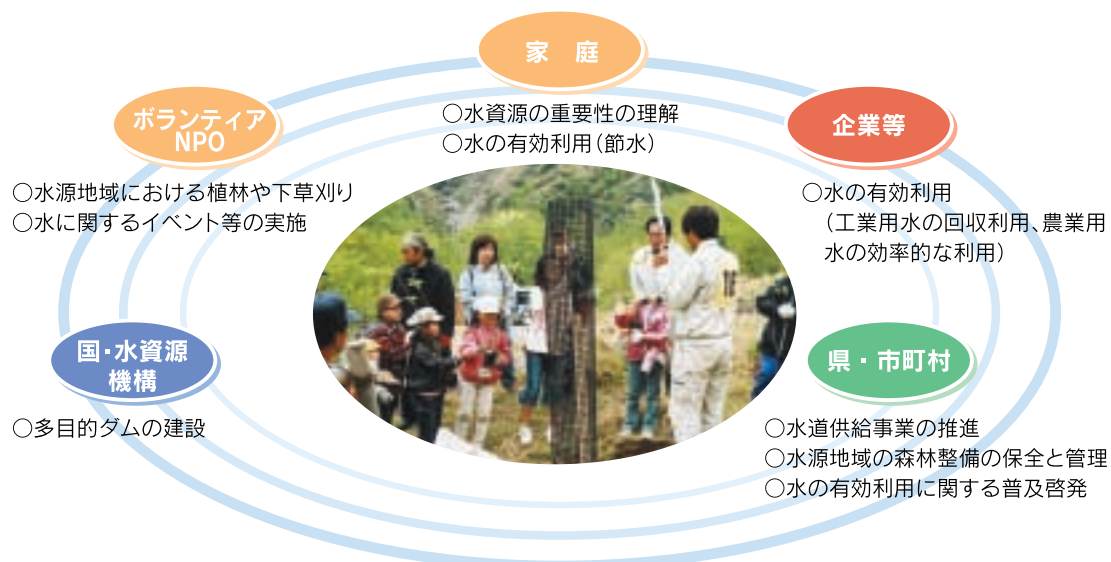
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
水道普及率	89.1 % (H5)	91.5 % (H10)	93.0 % (H15)	94.1 % (H22)	94.8 % (H27)
老朽管 ^{※2} の更新率	75.2 % (H5)	82.5 % (H10)	89.4 % (H15)	92.0 % (H22)	93.0 % (H27)
水源かん養保安林の指定面積	45 千ha (H6)	46 千ha (H11)	49 千ha (H16)	58 千ha (H22)	76 千ha (H40)

※2 布設後20年以上経過した鋳鉄管・コンクリート管等



尚仁沢湧水 (塩谷町)

期待される主な主体の役割



412 生活排水処理施設の整備・普及

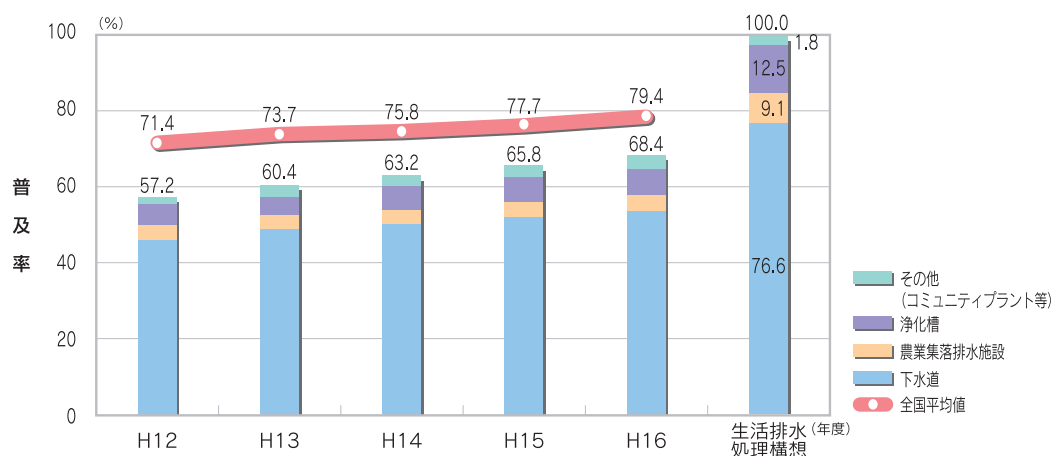
施策の目標

県民5人に4人が利用可能な生活排水処理施設を計画的・効果的に整備します。

現状と課題

- 本県の生活排水処理人口普及率は68.4%（平成16年度末）で、県民の3人に1人は生活雑排水が未処理となっています。また、全国（79.4%）と比べると低い状況にあります。
- 生活排水処理施設の整備・普及により今後、下水汚泥が増加することが予想され、その処理が課題となっています。

生活排水処理人口普及率



県土木部調べ

施策の展開

参照：第3部 P206～P207

下水道の整備・普及

市街地及びその周辺地域を二つ以上の市町村にまたがる流域下水道や市町村が実施する公共下水道の整備・普及により、良好な環境の形成と水質の保全を図ります。

さらに、発生する汚泥を貴重な資源となるよう適正に処理します。

農業集落排水施設の整備・普及

農業集落排水施設の整備・普及を支援し、農村地域の生活環境の改善と水質の保全を図り、快適な農村を形成します。

さらに、コンポスト施設の整備を推進し、発生する汚泥を肥料として適正に処理します。

浄化槽の設置促進

下水道、農業集落排水施設等の整備を行わない地域において、生活環境の改善と水質保全を図るため、浄化槽の設置を促進します。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
生活排水処理人口普及率※1	39.5 % (H5)	54.9 % (H11)	68.4 % (H16)	81.0 % (H22)	86.4 % (H27)
身近な水路の水質改善※2 箇所数	—	—	0 箇所 (H17)	80 箇所 (H22)	160 箇所 (H27)
汚泥リサイクル量※3	—	—	80 千t (H16)	104 千t (H22)	114 千t (H27)

※1 行政人口に対する下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備人口の割合

※2 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備を行う区域で、小河川、用水路の水質が改善された箇所数の5年間の累計

※3 下水道、農業集落排水施設から発生する汚泥を再生処理した量（建設資材、肥料等）



北那須浄化センター水処理施設（大田原市）



栃木県下水道資源化工場（宇都宮市）



「生活排水処理構想」は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等を効率性・経済性の観点から、地域の特性に応じた適正な整備手法を定めています。

期待される主な主体の役割



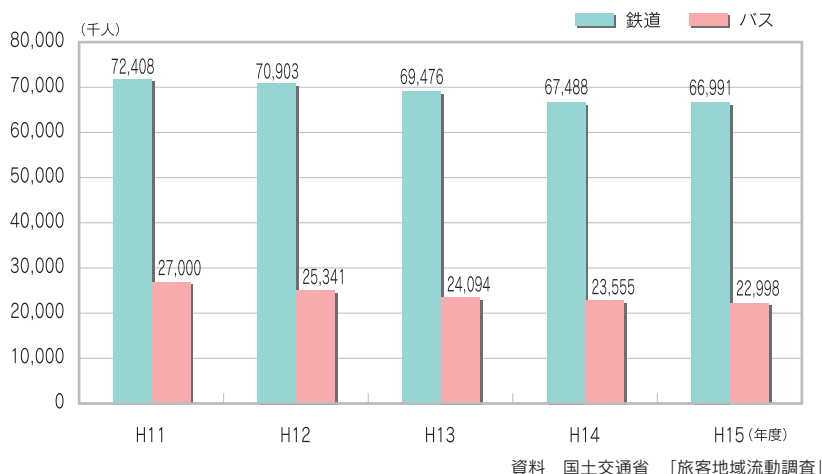
施策の目標

自動車交通などの他の移動手段とのバランスの取れた公共交通ネットワークを整備します。

現状と課題

- 鉄道の利用者数は、多くの路線で横ばいないし減少傾向にあります。バスについても、利用者数の減少により路線数や便数が減少し、さらに利用者のバス離れを加速するという悪循環となっています。
- マイカーから公共交通への利用転換が進んでいません。
- 自動車を運転できない人や観光客の移動手段の確保をはじめ、交通渋滞の緩和、環境負荷の軽減の観点から、公共交通の維持・充実が必要となっています。

県内の鉄道・バス利用者数の推移



施策の展開

参照：第3部 P207

公共交通の利便性、快適性の向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の連携を図りながら、公共交通の利便性、快適性を高めるとともに、公共交通への利用転換を促進します。

また、高齢者や障害者をはじめすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入などを促進します。

- 鉄道駅のバリアフリー化促進
- 新交通システムの導入検討

公共交通を支える道づくり

駅前広場などの交通結節点の機能を向上させるとともに、鉄道駅へのアクセス道路の整備やバス・タクシーの円滑な走行空間の確保により、公共交通機関の利用促進を図ります。

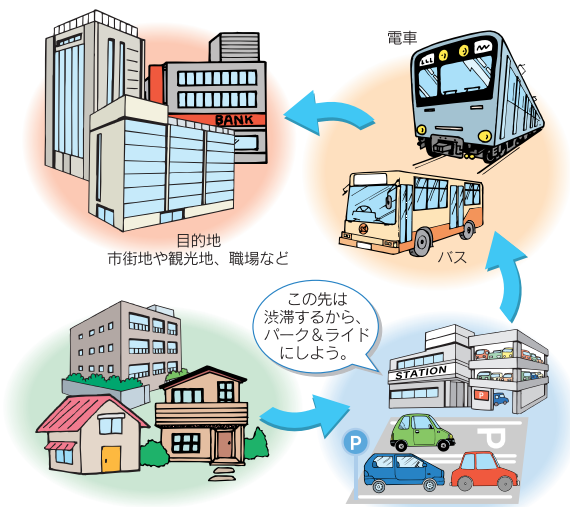
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
鉄道・バス等の輸送分担率 ^{※1}	14.6 % (H5)	11.7 % (H10)	8.7 % (H15)	10.0 % (H22)	15.0 % (H27)
鉄道駅へのアクセス道路の整備延長	—	14.4 km (H12)	15.8 km (H17)	24.5 km (H22)	61.0 km (H42)
鉄道駅のバリアフリー化施設整備率 ^{※2}	0 % (H6)	0 % (H11)	40.0 % (H16)	90.0 % (H22)	100 % (H27)

※1 全交通手段のうち、鉄道、バス、タクシー等を利用した人の割合

※2 1日の平均利用者数が5,000人以上ある駅のエレベーター等の設置率

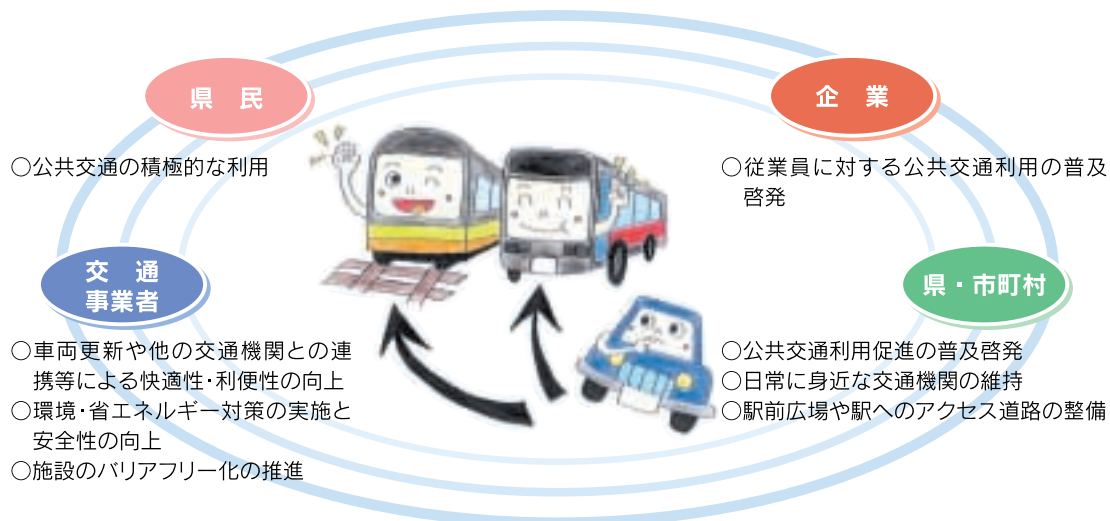


パーク・アンド・ライドのイメージ



バリアフリー化された駅構内

期待される主な主体の役割

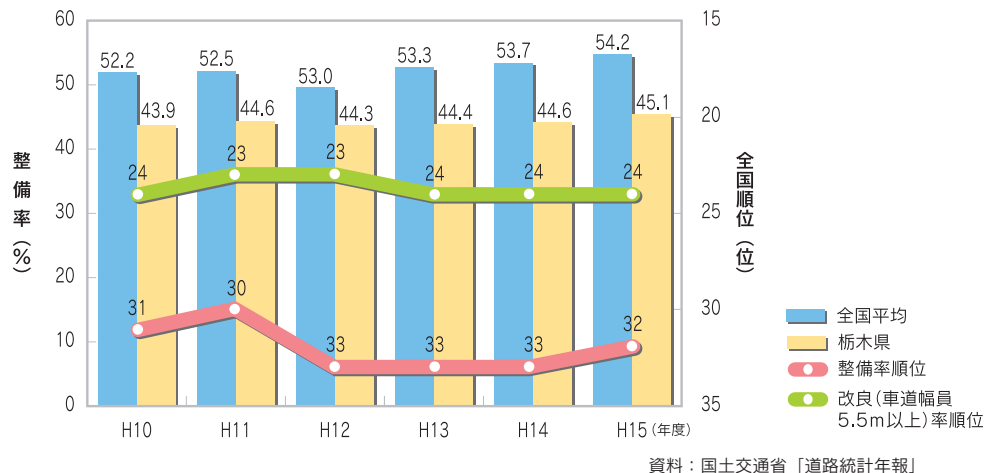


施策の目標

誰もが、どこへでも安全でスムーズに移動できる道路ネットワークの形成により、県土の発展と県民生活の利便性向上を図ります。

現状と課題

- 多くの機能が集積する宇都宮市など広域市町村圏中心都市や、全国への移動窓口となる高速道路インターチェンジへのアクセスに時間を要する地域が多く残されています。
- 日常生活で利用する道路に、すれ違いが困難な区間や、急カーブ・急勾配の区間が数多く残されており、交通の利便性や安全性が損なわれています。
- 都市中心部等において、著しい渋滞が発生し、産業発展や生活の利便性を損なうとともに、環境への負荷が生じています。

国・県道の整備率^{※1}の推移

※1 安全にすれ違いができ、かつ混雑しないように整備された道路の割合。なお、本県の場合、改良率は全国平均で推移しているが、渋滞箇所が多いことなどにより、整備率は低くなっている。

施策の展開

参照：第3部 P208～P209

県内外との交流・連携を高める道づくり

国土レベルの交流圏形成の基盤となる道路や都市間連絡道路を整備し、県内外との交流連携の拡大、物流の効率化、産業の振興、観光周遊の促進などを支援します。

- 北関東自動車道など高規格幹線道路の整備促進
- 鬼怒テクノ通りなど地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進
- 黒磯インターチェンジ（仮称）追加などによる既存の高速道路の利便性向上

日常生活を支える道づくり

通勤通学や買い物・医療など、日常の暮らしにおける便利で安全な移動を確保する生活道路の整備を推進するとともに、高度道路交通システム（ITS）^{※2}の構築により、道路利用者の利便性向上を図ります。

- 地域間の交流連携を支える道路の整備推進
- すれ違い困難箇所の整備推進
- 都市の環状道路や都市内道路の整備推進

渋滞のない道づくり

主要渋滞ポイントを中心に、立体化等による交差点改良やバイパス整備に加え、交通需要マネジメント（TDM）^{※3}や交通管制システムの高度化等により、渋滞の解消や環境負荷の軽減を図ります。

- 宇都宮環状北道路などの主要交差点や築瀬立体などの鉄道交差点の立体化

※2 情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でひとつに結び、渋滞問題等を解決する交通システム

※3 道路利用者に、公共交通機関の利用や相乗り・時差出勤など、時間・経路・交通手段・自動車利用法の変更や工夫を促し、交通混雑の緩和を図る方法

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県庁へ60分以内で到達できる人口の割合	68.0 % (H7)	70.3 % (H12)	75.6 % (H17)	83.0 % (H22)	91.0 % (H42)
高速道路インターチェンジへ30分以内で到達できる人口の割合	63.0 % (H7)	71.3 % (H12)	76.0 % (H17)	86.8 % (H22)	91.9 % (H42)
県民1人当たりの渋滞損失時間	—	30.9 時間/年 (H14)	28.9 時間/年 (H17)	27.4 時間/年 (H22)	22.8 時間/年 (H42)



新鬼怒川渡河道路完成予想図



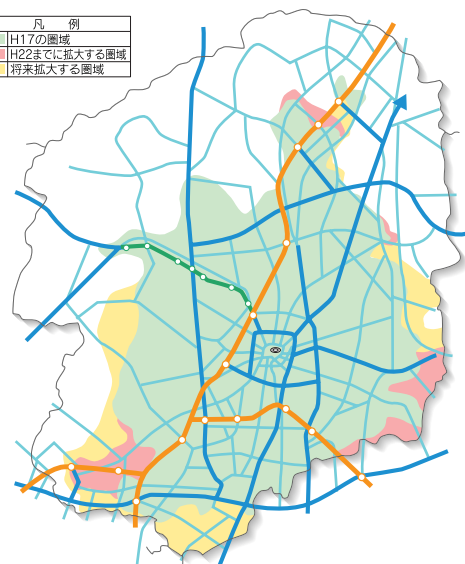
黒磯インターチェンジ(仮称)完成予想図



鬼怒テクノ通り完成予想図

凡 例

- H17の圏域
- H22までに拡大する圏域
- 将来拡大する圏域



県庁へ60分圏域図

期待される主な主体の役割





北関東自動車道（真岡インターチェンジ（仮称））
および鬼怒テクノ通り完成予想図

北関東自動車道および国道408号「鬼怒テクノ通り」の建設が着々と進んでいます。「活力あるとちぎ」を実現するため、県民が真に必要なとする社会資本を、今後も着実に整備します。



ふるさと宮まつり

毎年、夏に開催される「ふるさと宮まつり」。地域の人々が主役となり、「街の顔」とも言うべき、中心市街地を活性化させ、まちなかに“元気”を取り戻します。

政策42 魅力とうるおいのある生活空間をつくる

目 標

県民誰もがうるおいのある生活を実感でき、地域住民の交流が促進される魅力ある生活空間を創出します。

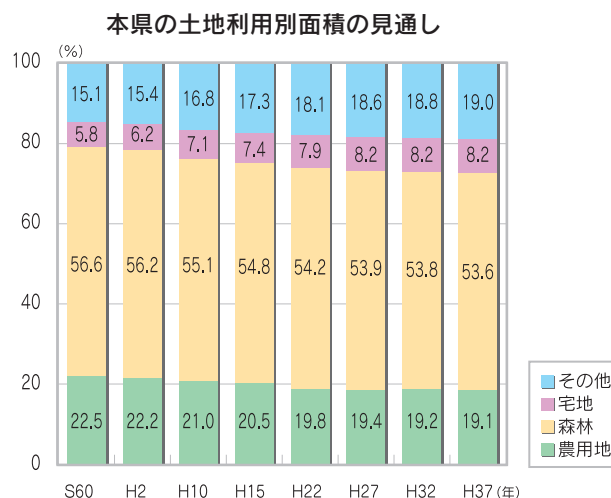
現状と課題

少子高齢化の進行や環境意識の高まり、ライフスタイルの多様化等により、「にぎわい」「活力」「ゆとり」「うるおい」をはじめ多様な価値観を満たす生活空間の創造が今まで以上に求められ、県民のニーズが変化しています。

このため、誰もが安全・快適にいきいきと生活できるまちづくりやむらづくりを進め、その活力を高めるとともに、地域の特性を活かした美しい街並みや里山等の原風景を保全し、緑あふれる空間や憩いの場づくりを進めることで、魅力とうるおいのある生活空間づくりを推進していく必要があります。

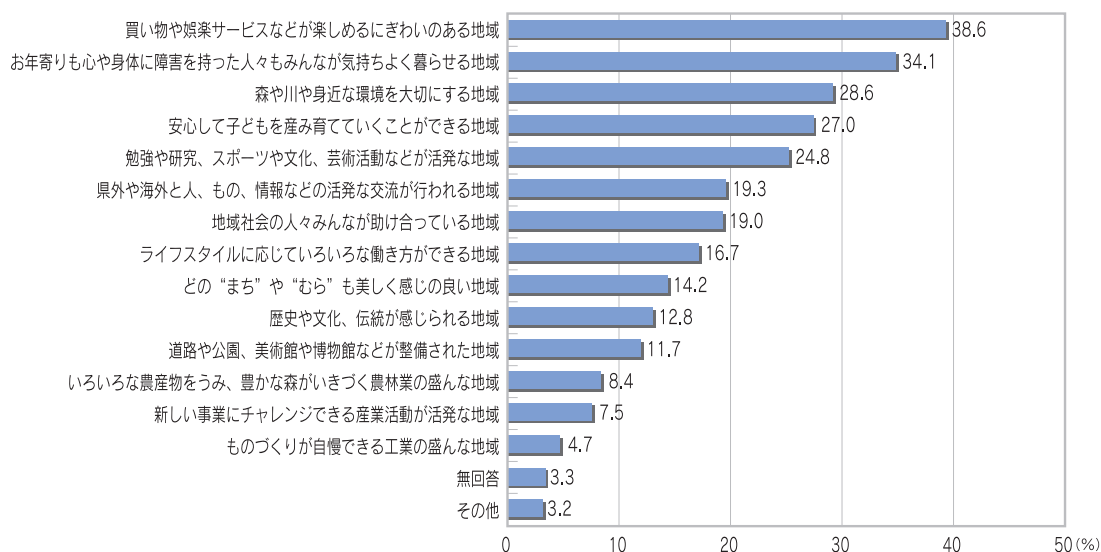
取組の方向

- 総合的かつ計画的な土地利用、地域特性を生かした地域づくりを推進します。
- 都市計画の適切な運用のもと、快適で活力あるまちづくりを推進します。
- 都市と農村の多様で広域的な交流を促進します。
- 地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに、県民参加によるみどりづくりを推進します。
- 県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間等を創出します。



資料：県企画部（平成17年10月推計）

あなたやあなたのまわりの人々にとって、これからの“とちぎ”がどのような地域になると思いますか



21世紀の“とちぎ”づくりに関する若者意向調査（H16）

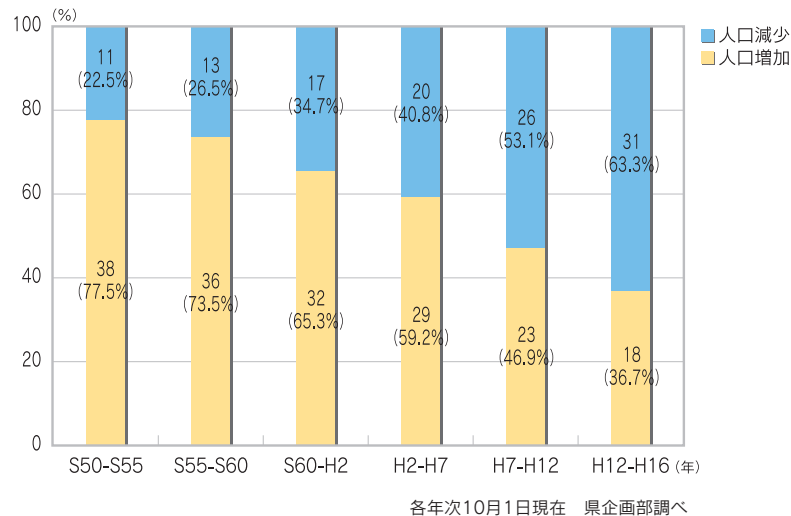
施策の目標

総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地域の特性を活かした地域づくりを進め、さらに広域交流・連携を推進します。

現状と課題

- 人口減少時代を迎え、定住人口の減少等による地域活力の低下が危惧されています。
- 地域への誇りや愛着の希薄化により、コミュニティの崩壊が危惧されている一方で、個々の地域においては、人々を引きつける地域独自の資源が十分に活用されていません。
- 社会経済情勢の変化や地域の課題に対応した適正な土地利用が求められています。

県内における人口の増加市町村と減少市町村の割合



施策の展開

参照：第3部 P210

総合的かつ計画的な土地利用の推進

県土利用の基本方針である国土利用計画県計画、県土の総合的かつ計画的な利用を図るための土地利用基本計画及び都市計画法や農地法などの個別規制法を適切に運用するとともに、市町村における総合的な土地利用計画の策定を促進します。

- 適切な土地利用の誘導及び土地利用情報の充実

地域資源を活かした「わがまち」づくり

市町村における地域独自の特色をもった地域づくりの施策展開を促進するため、住民協働のもと、地域が主体となった地域づくり計画の策定や地域の活性化策の支援を行います。

- 市町村に対する地域再生計画^{※1}・特区計画^{※2}の策定・支援
- 地域独自の自発的な地域づくり活動への支援

広域交流・連携による地域づくり

交流人口の増大による地域の活性化を図るため、地域資源を活用した、市町村のネットワーク化を進めます。

- また、県内にとどまらず、県域を越えた交流事業を推進します。
- 市町村間の連携事業への支援
- 県域を越えた広域連携事業の推進
- 広域交流拠点施設整備への支援

※1 地域再生法に基づき、地域が行う自主的・自立的な取組による地域活力の再生を図るための計画

※2 構造改革特別区域法に基づき、地域の特性に応じた規制緩和の特例措置を設けるための計画

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

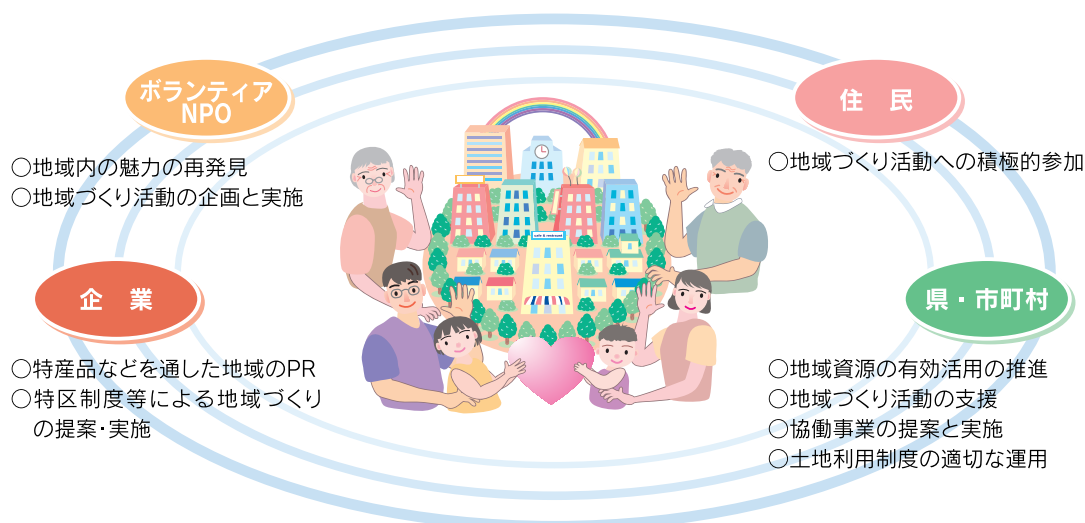
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
国土利用計画市町村計画等、市町村の土地利用計画策定率(面積ベース)	17.5 % (H6)	32.4 % (H11)	44.6 % (H16)	75.0 % (H22)	100 % (H27)
地域再生計画・特区計画の認定市町村割合	—	—	20.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
まちづくり活動を主とするNPO法人数	—	8 法人 (H11)	68 法人 (H17)	101 法人 (H22)	134 法人 (H27)

地域づくりの推進



FIT交流フェスティバル

期待される主な主体の役割



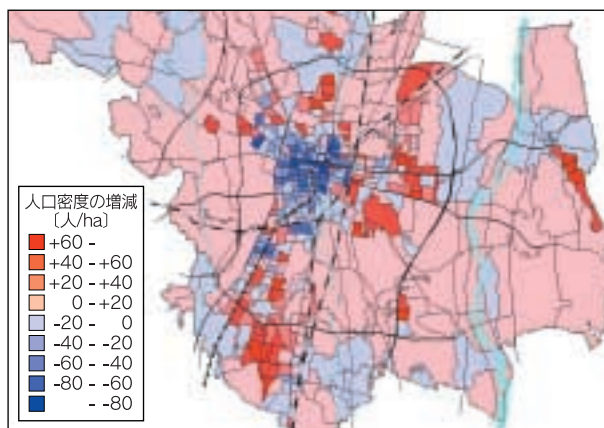
施策の目標

都市計画の適切な運用のもと、住み良い居住環境の形成を進めるとともに、快適で活力あるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本県の多くの都市では、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化の進展に伴い、都市の郊外へと開発が拡散的に進められてきました。その結果、中心市街地の空洞化や密集市街地の防災性の低下等多くの課題を抱えるとともに、魅力ある歴史文化等の地域特性を失いつつあります。
- このため、社会経済活動の中心となる都市について、今後、急激に進む少子高齢化等、時代の変化に対応した都市の再生を進め、その魅力と活力を高めることが望まれています。

宇都宮市の夜間人口密度の推移(昭和50年～平成12年)



県土木部・宇都宮市調べ

施策の展開

参照：第3部 P211～P212

機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

県、市町村が連携して、まちづくりの将来像・具体計画となる「都市計画」を住民参加のもとに定め、土地利用計画・都市施設計画を適切に運用します。

都市の骨格となる都市計画道路の整備とともに土地区画整理事業などにより総合的な都市基盤の整備を進め、活気あふれる良好な市街地の形成を図ります。

- 幹線街路や都市環状道路の整備推進
- 土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

中心市街地の活性化

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤の整備やまちなか居住の推進、商業活性化策の支援を一体的に行うなど、中心市街地の活性化に取り組みます。

- 市街地再開発事業等による魅力ある賑わい空間の創出等の促進

地域の創意工夫を活かしたまちづくり

都市の再生や観光地の魅力向上を実現するため、まちづくり交付金事業などを活用した地域の特性や創意工夫を活かした住民参加型のまちづくりを促進します。

良好な住まい・住環境づくり

県民が安心して生活できる住まいと住環境を実現するため、安全性に優れ、環境や少子高齢化への配慮がなされた良質な住宅づくりを推進します。

- 住宅性能表示制度の普及促進による安全性に優れた住宅づくりの推進
- 地域住宅交付金制度^{※1}の活用による地域の創意工夫を活かした住環境の創出

※1 地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし住宅の整備や居住環境など地域の暮らしをトータルに支援する制度

成果指標

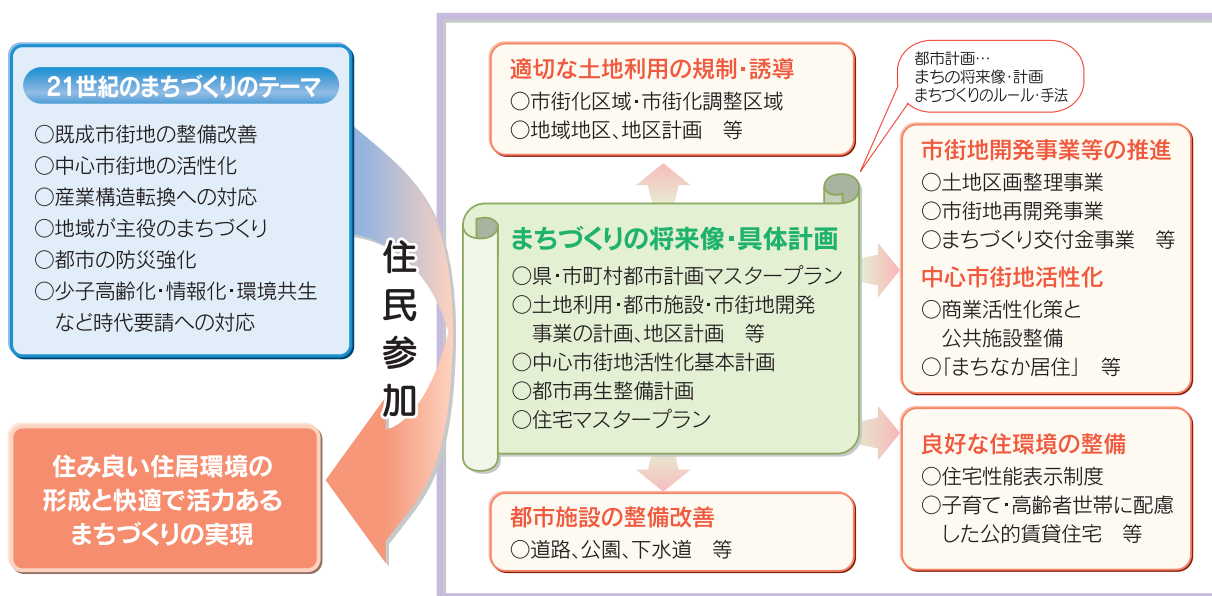
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
市街地内幹線道路の整備率 ^{※2}	47.4 % (H7)	51.1 % (H12)	54.3 % (H16)	60.0 % (H22)	65.0 % (H27)
道路・公園などが整備された安全で住みやすい市街地面積の割合 ^{※3}	18.0 % (H7)	21.0 % (H12)	23.2 % (H16)	23.8 % (H22)	25.0 % (H32)
地域の創意工夫を活かしたまちづくり実践市町村割合 ^{※4}	—	12.0 % (H12)	55.0 % (H17)	76.0 % (H22)	100 % (H27)

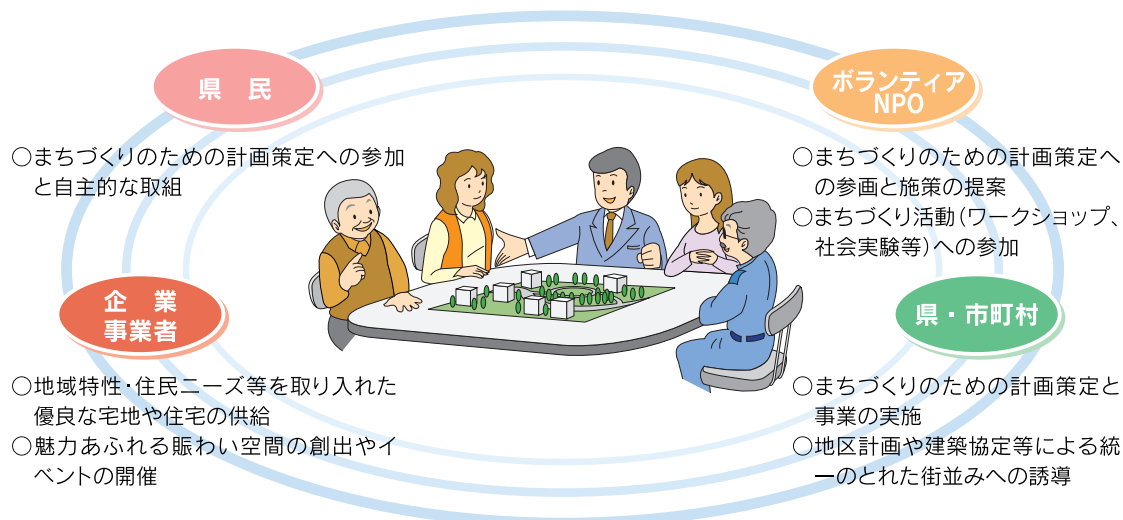
※2 市街化区域内等において、都市計画決定済みの幹線となる道路の整備率

※3 土地区画整理事業により、整備した市街地の面積の割合

※4 まちづくり交付金事業により、都市再生・地域再生を行っている市町村の割合



期待される主な主体の役割



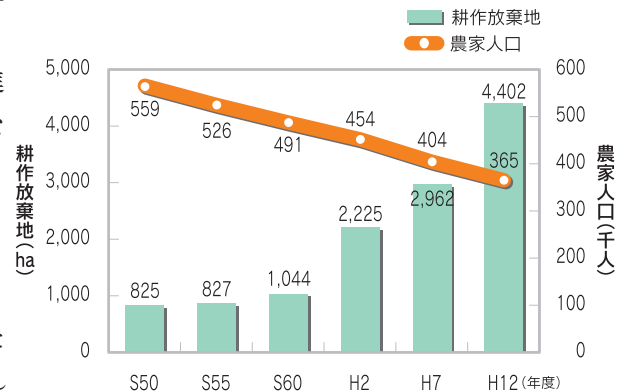
施策の目標

農山村の持つ豊かな地域資源を保全・継承・有効活用し、地域住民が都市住民と積極的に交流する農山村づくりを推進します。

現状と課題

- 農山村地域においては、過疎化、高齢化の進展等により、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、農業生産活動の停滞、地域の連帯感の希薄化が進んでおり、集落組織や伝統文化の継承が困難になりつつあります。
- 県民からは農山村に対して、美しい景観と「ゆとり」や「やすらぎ」のある場としての期待が高まっています。
- 農産物直売所や農村レストラン等を核とした新たな農業生産や地域連帯、協働のシステムが生まれつつあります。

農家人口と耕作放棄地の推移



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

施策の展開

参照：第3部 P213

農山村の持つ豊かな地域資源の保全・継承

農村景観・自然環境などの地域資源や伝統的な行事・芸能などの農山村活動に対する地域住民等の理解と関心を高めるとともに、農山村が持つ豊かな自然や里山の生態系の保全を図ります。

- 良好な農村景観形成のための景観農業振興地域整備計画^{※1}の策定促進

都市農村交流の活発化

農村の持つ美しい自然や景観、貴重な伝統文化や食文化など、農村特有の地域資源を有効に活用し、都市と農村の交流基盤の整備や地域コミュニティづくりを通して都市農村交流の活発化を促進します。

- 地域資源を活用した農村滞在プログラムの開発
- 市民農園等の農作業体験施設の設置促進

快適な農山村空間の創造

地域の特性を踏まえ、農地や農林道などの生産基盤と農業集落排水・情報通信施設などの生活環境基盤を一体的に整備するとともに、地域住民が主体となった農村環境の保全や形成を促進します。

特に、中山間地域については、中山間地域等直接支払制度^{※2}等を活用して、継続可能な農業生産活動や多様な地域活動の展開を促進します。

- 中山間地域等直接支払制度の推進による耕作放棄地の解消

※1 景観法に基づく景観計画区域内において、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、区域を指定して農業上の利用や農用地等の保全に関する事項などを定める計画

※2 中山間地域等の耕作放棄を防止するため、集落内で協定に基づき5年以上継続して農業生産を行う農業者等に交付金が支払われる制度

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
市民農園利用区画数	1,365 区画 (H6)	2,414 区画 (H11)	3,015 区画 (H15)	5,000 区画 (H22)	10,000 区画 (H27)
農村における都市住民ボランティア活動参加者数※3	—	370 人 (H11)	730 人 (H15)	2,000 人 (H22)	5,000 人 (H27)
地域住民等による豊かな自然環境創造取組地区数※4	7 地区 (H6)	19 地区 (H11)	26 地区 (H15)	36 地区 (H22)	50 地区 (H27)

※3 「とちぎ夢大地応援団」など、農業・農村の持つ豊かな地域資源の保全を目的とするボランティア組織の活動への参加者数

※4 生態系や景観に配慮した農業生産基盤整備事業などを計画策定段階から地域住民が参画して取り組む地区数



期待される主な主体の役割



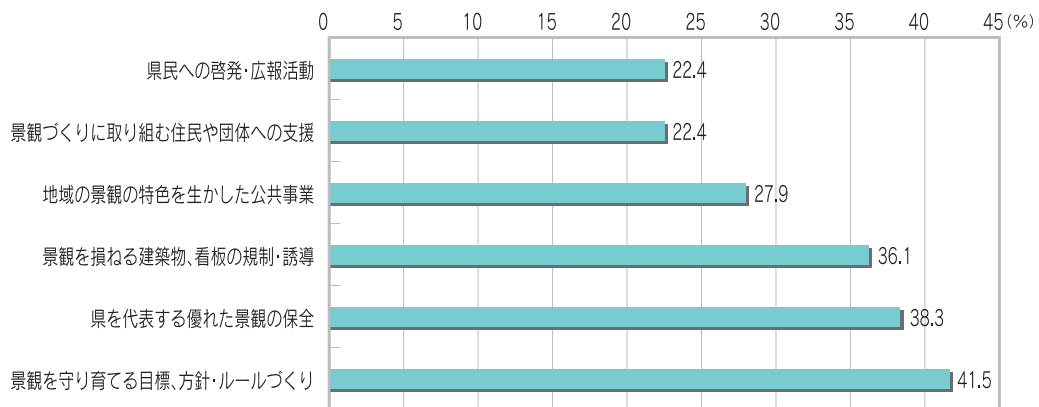
施策の目標

ふるさと“とちぎ”の自然・都市・農村等の地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに県民参加によるみどりづくりを推進します

現状と課題

- 平成17年6月に全面施行された景観法に基づく新たな取組として、景観に配慮した道づくりや川づくりなど、地域の特性を生かした景観形成の施策展開が課題となっています。
- 「花と緑づくり活動」に関する県民意識調査によると、ボランティア活動に参加したいという希望が増えています。

景観づくりに求められる行政の役割



平成16年度県政モニター

施策の展開

参照：第3部 P214

良好な景観の誘導

景観法に基づく市町村景観計画の作成や地域住民の景観形成の活動を指導・支援し、自然・都市・農村等の地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。

- 市町村等への景観アドバイザーの派遣
- 地域住民との協働による違反広告物の除却推進

花と緑づくり活動の推進

地域の花や緑づくりを担う組織や人材を育成し、植樹体験などを通じた普及啓発により、住民参加による花や緑づくり活動、緑地の保全活動を促進します。

- 市町村緑化推進組織の設立促進及びボランティア団体ネットワークの構築
- 花や緑づくり活動の普及啓発や指導者の養成
- 平地林や都市緑地の保全活動への住民参加の促進

美しい街や個性的な地域を形成する道や川づくり

地域の歴史や文化等を活かした街並みの形成や景観に配慮した道づくりを進めるとともに、河川本来の美しい景観を保全・整備します。

- 目抜き通り等における道路の無電柱化^{※1}の推進
- 道路の緑化、歩道的美装化の推進

※1 電線の地下埋設等により道路から電柱・電線を無くすこと

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
景観計画策定市町村割合	0 % (H6)	0 % (H11)	0 % (H16)	27.3 % (H22)	100 % (H27)
市町村緑化推進組織の設立率	16.3 % (H7)	40.8 % (H12)	33.3 % (H17)	63.6 % (H22)	100 % (H27)
市街地内幹線道路の無電柱化率	3.1 % (H6)	6.2 % (H11)	10.2 % (H16)	14.2 % (H22)	17.0 % (H27)



街の顔となる道づくり (城内坂・益子町)



学校緑化活動

期待される主な主体の役割



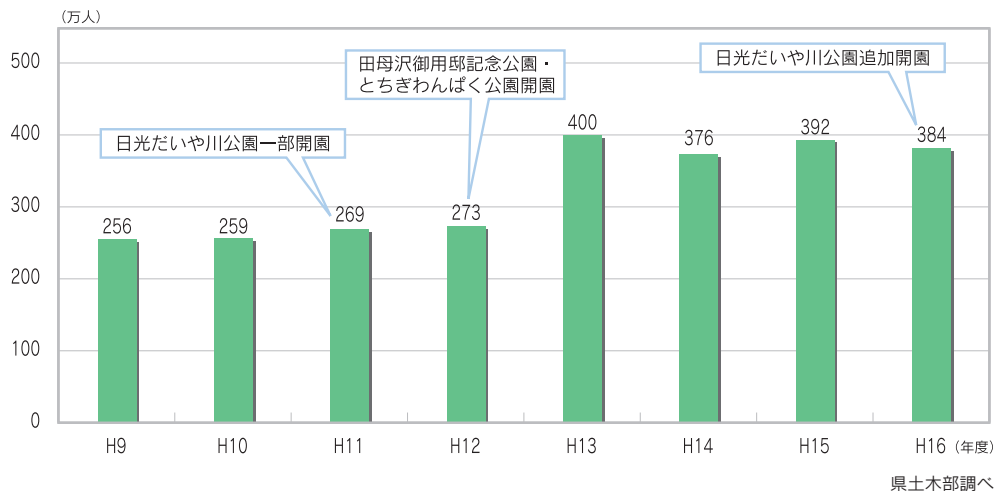
施策の目標

県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出します。

現状と課題

- 少子高齢化等の社会構造の変化や県民意識の多様化等を背景として公園や水辺空間に対するニーズも多様化しています。
- 健康で心豊かな生活を実現するためには、花と緑と水に囲まれた美しい環境の中で、スポーツ、健康維持のための活動、コミュニティ活動など様々な余暇活動が繰り広げられる場となる公園や水辺空間が必要となっています。

県営都市公園の利用者数



施策の展開

参照：第3部 P215

親しみのある都市公園づくり

県民の多様なニーズに対応でき、誰もが安全で安心して過ごせる都市公園の機能向上等を図ります。

- 季節の花々に関するイベント、地域の特色を活かした体験イベント等の開催
- 県民とともに取り組む公園づくりの推進

うるおいのある水辺空間の整備と利用促進

地域と調和した水辺空間の整備や良好な自然環境を有する河川の保全を行うとともに、有効活用を促す情報提供をするなど、レクリエーションの場ともなる水辺空間の利用促進を図ります。

- 親水性のある河川の整備と適正な維持管理
- 地域住民と取り組む水辺づくりの推進

成果指標

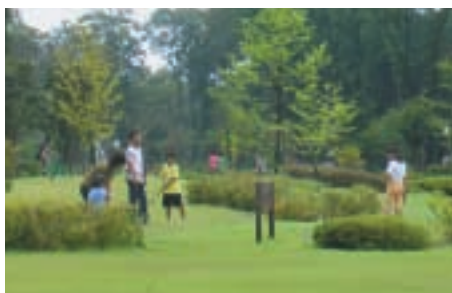
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県営都市公園の利用者数	273 万人 (H6)	269 万人 (H11)	384 万人 (H16)	420 万人 (H22)	450 万人 (H27)
愛パークとちぎ ^{※1} の団体数	— (H6)	— (H11)	9 団体 (H16)	15 団体 (H22)	20 団体 (H27)
河川愛護活動の参加人数	— (H6)	140,126 人 (H11)	103,703 人 (H16)	110,000 人 (H22)	130,000 人 (H27)

※1 地域住民等が公園毎にボランティア活動団体として登録し、公園内の環境美化活動等を実施するもの



井頭公園バラまつり (真岡市)



日光だいや川公園パークゴルフ場 (日光市)



とちぎわんぱく公園コスモス畑 (壬生町)



松田川ダム 森と湖に親しむつどい (足利市)

期待される主な主体の役割





小学校での国際理解教育

国際交流員は県内小中高等学校等の児童・生徒等を対象にして、国際理解促進のための講座を開催しています。



日光東照宮例大祭「百物揃千人武者行列」

地域の人たちの努力と協力で伝統的な祭りが守り伝えられ、多くの県内外、広くは海外の人たちとの交流の輪が拡がり、地域全体の活力の源となっています。

政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

目 標

交流と連携を促進していくことで、地域の個性と活力を高め、出会いとふれあい、そしてにぎわいにあふれる地域社会を創造します。

現状と課題

グローバル化の進展や情報通信技術・交通手段の急速な発達により、様々な交流と連携の輪が、地域を越え、国境を越えて広がっています。

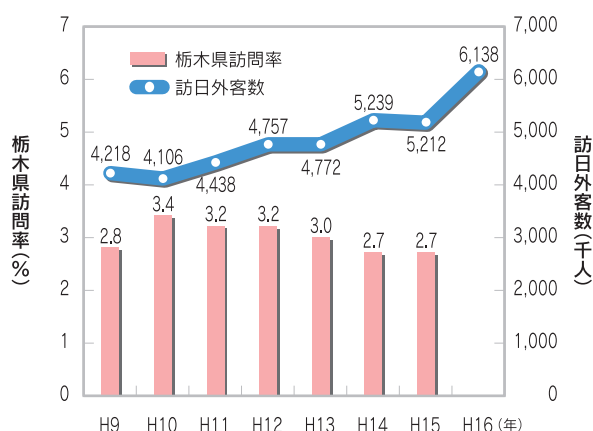
今後ますます活発化する人々の交流を活かして誘客を促進するなど観光の振興を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組などを進めることにより、国際化時代にふさわしい魅力ある地域づくりを推進していくことが課題となっています。

また、交流と連携の基盤を確立していくため、ユビキタスネットワーク社会の構築を進めるとともに、すべての人が積極的に社会に参画し、知恵と力を出し合って地域の自立と持続的な発展を目指す連携・協働の地域社会を構築していくことが重要になっています。

取組の方向

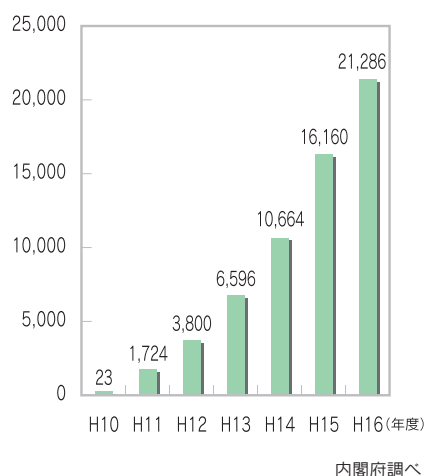
- 多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを進めます。
- 教育、文化、産業など幅広い分野での国際化を推進し、魅力ある地域をつくります。
- ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくりま
- す。
- 必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

訪日外客数と栃木県への訪問率



資料：訪日外客数（国土交通省集計）
 栃木県訪問率（（独）国際観光振興機構「訪日外国人旅行者調査」）

特定非営利活動法人（NPO法人）数（全国）



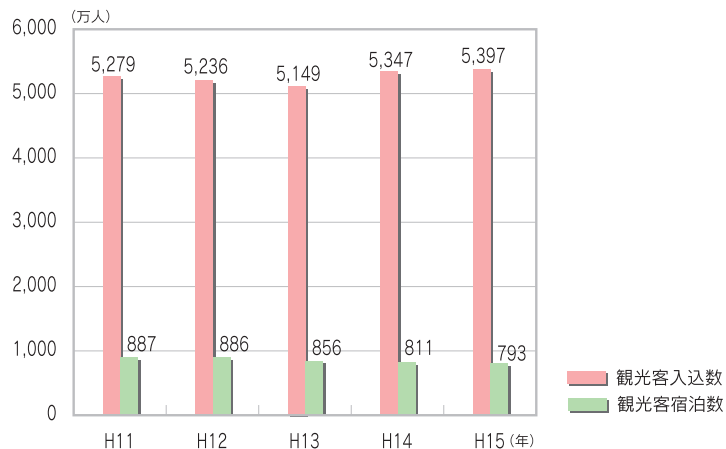
施策の目標

観光立県に向け、多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを推進します。

現状と課題

- 景気の低迷、旅行ニーズの多様化などを背景に、観光地間の競争が激化しています。
- 県内観光客入込数は増加していますが、平成3年以降、県内主要温泉地の宿泊客数は減少傾向にあります。
- 近年、訪日外国人旅行者数は増加していますが、日本人の海外旅行者数に比べ、その数はまだまだ少ない状況にあります。
- 観光産業は、人口が減少に向かう中で、交流人口を増大させ、地域社会や経済を支えるリーディング産業としての期待が高まっています。

栃木県観光客入込数・宿泊数の推移



資料：栃木県「栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査」

施策の展開

参照：第3部 P216～P217

地域の魅力を生かした誘客の推進

本県ならではの観光資源を生かし、地元市町村、関係機関との連携を図りながら、各種メディアの活用、旅行エージェントや交通事業者とのタイアップ等を進め、国内外からの誘客を推進します。

- 首都圏をはじめ関西や東北地域等からの国内誘客対策の強化
- 東アジアを中心とした外国人誘客対策の充実
- フィルムコミッション※1活動の推進

地域の特性を踏まえた観光地づくり

体験型、交流型などの地域観光資源の発掘・創出を進めるとともに、観光地・地域観光資源間のネットワーク化や滞在型観光の促進、受入体制の整備・充実等を図り、多彩な観光資源が揃った魅力ある観光地づくりを推進します。

- 観光地のブランド力の向上と環境整備の推進

観光地へのアクセス向上

アクセス道や観光拠点間の道路整備を進めるとともに、公共交通の利便性の向上を促進し、広域的な観光交通の円滑化を図ります。

- 観光地アクセス道や周遊道の整備、道路案内標識・道路情報板の設置等

※1 映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、支援する組織であり、ロケ地に関する情報提供や相談、撮影への同行などを行う。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
観光客入込数	—	—	71,582 千人 (H16)	73,600 千人 (H22)	75,700 千人 (H27)
観光客宿泊数	—	—	8,715 千人 (H16)	8,900 千人 (H22)	9,100 千人 (H27)
外国人宿泊者数	—	—	89 千人 (H16)	145 千人 (H22)	200 千人 (H27)

注) 観光客入込数・宿泊数は、平成16年から調査基準の変更があったため、それ以前との比較はできない。

施策展開のイメージ



期待される主な主体の役割



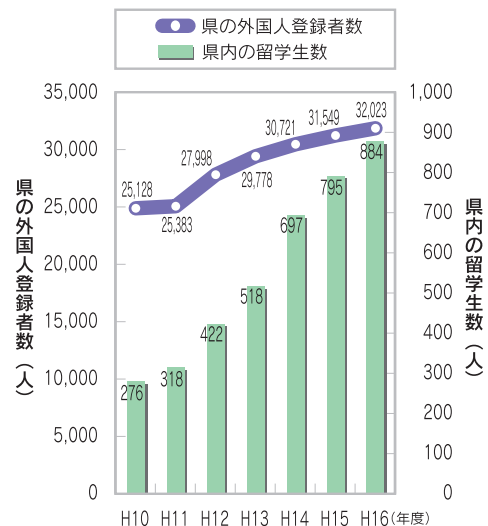
施策の目標

教育、文化、産業など幅広い分野での更なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、国際化時代にふさわしい魅力ある地域をつくります。

現状と課題

- 本県に在住する外国人が年々増加していますが、地域社会の中で日本人と外国人が、互いに文化や考え方を理解し合い、尊重し合える環境づくりが重要となっています。
- グローバル化や情報化の進展等により大きく変化している社会情勢に的確に対応した産業や観光振興を図っていくことが課題です。
- 現在、民間国際交流団体等を中心に様々な国際交流が展開されていますが、今後、県民による幅広い国際交流や草の根レベルの国際協力が、より大きな役割を担っていくものと考えられます。
- 日常生活が国際社会との関わり抜きには成り立たなくなっている中、県民の外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際社会への理解を深めていくことが重要となっています。

県の外国人登録者数と県内の留学生数



資料：とちぎの国際化の概要（2005）

施策の展開

参照：第3部 P217～P218

多文化共生地域づくりの推進

日本人と外国人が、互いに文化や考え方を理解・尊重し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

- 外国人にもわかりやすい生活情報等の提供や外国人の日本語学習の促進

産業分野における国際化の推進

貿易相談窓口の機能充実などにより県内企業の海外への市場展開や農産物の輸出拡大を支援するとともに、県内への外国企業や外国人観光客の誘致を促進します。

- 投資や観光分野での本県の魅力発信

県民主体による国際交流・国際協力の促進

県民が国際活動に取り組みやすい環境づくりを進め、幅広い分野における外国人との交流を推進するとともに、多様な国際協力への取組を促進します。

- 県民の国際活動促進のための情報提供の充実
- 友好交流先等との交流のすそ野拡大
- 草の根レベルの多様な国際協力の促進

国際感覚豊かな人材の育成

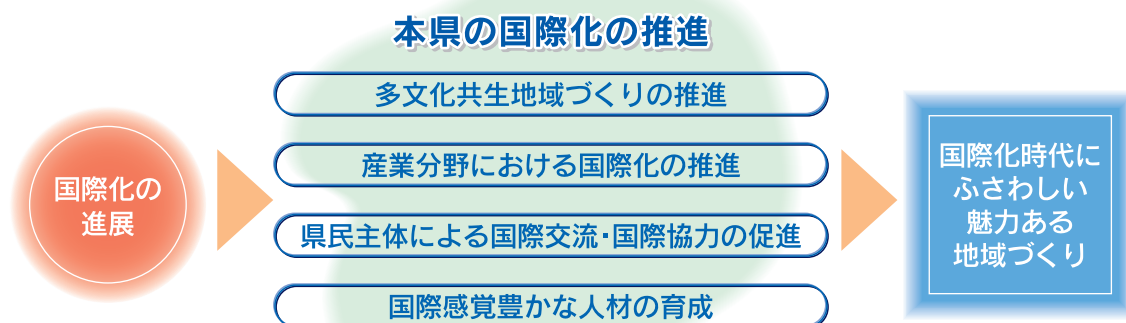
県民の国際理解の一層の促進を図るとともに、国際化に対応した教育を推進し、国際感覚豊かな人材を育成します。

- 国際理解のための講座等の開催の促進
- 学校教育における外国語教育や外国人児童生徒・帰国児童生徒への教育の充実
- 国際感覚に優れた地域リーダーの育成促進

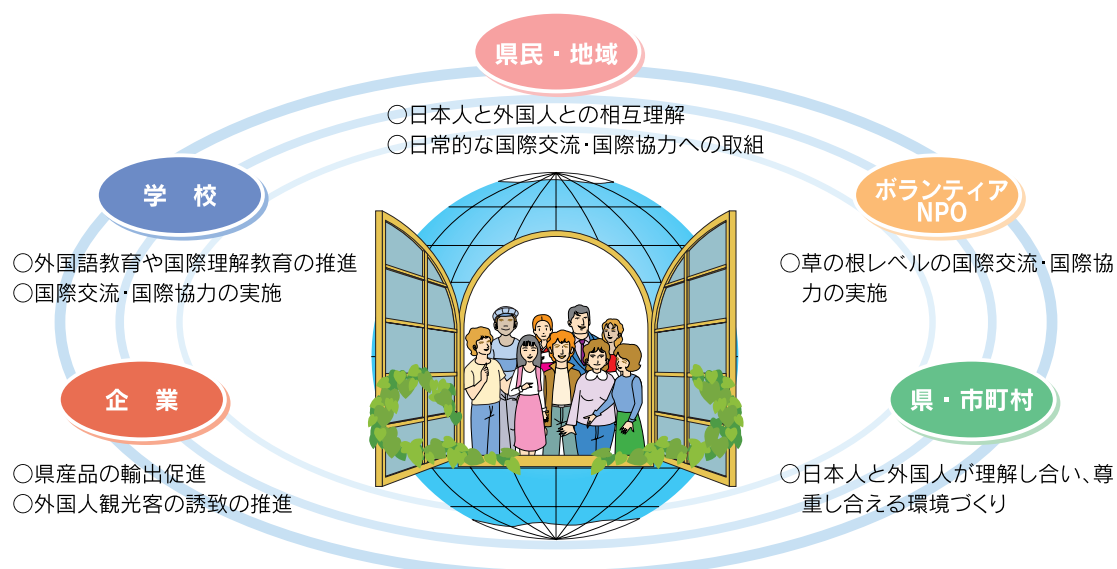
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
国際交流・国際協力の経験のある県民の割合	—	29.8 % (H12)	28.4 % (H17)	40.0 % (H22)	45.0 % (H27)
外国語により生活情報を提供している市町村の割合	—	36.7 % (H10)	43.0 % (H15)	57.0 % (H22)	67.0 % (H27)
県内の貿易額 (H15を100とする指数)	—	99.0 (H10)	100.0 (H15)	107.0 (H22)	110.0 (H27)



期待される主な主体の役割



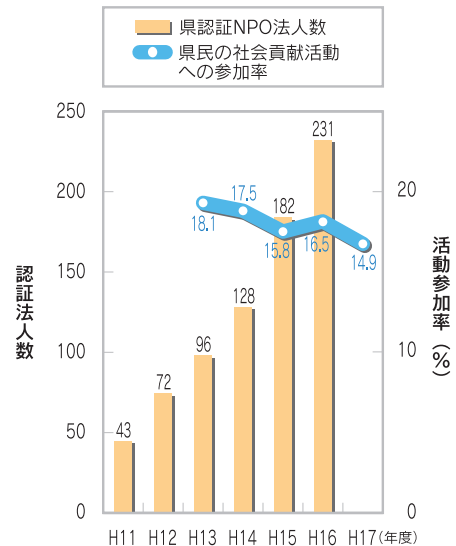
施策の目標

社会貢献活動の健全な発展を促進し、ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくります。

現状と課題

- 社会・経済環境や住民意識等が変化する中で、自主的、迅速、柔軟に対応できるボランティアやNPO等による社会貢献活動が注目を集めています。が、関心を持ちながらも、きっかけがないなどの理由により、具体的な行動に結びつかないという現状があります。
- 県民だれもが活動への理解を深め、また、意欲を持つだれもが社会貢献活動に参加しやすい環境が十分とは言えない状況にあります。
- ボランティアやNPOと企業、行政等が互いの特性を活かして共通の目的のもと、地域の課題解決に向けた取組を進めていくための仕組みやお互いが理解することができる機会の確保が重要になっています。

県認証NPO法人数と
県民の社会貢献活動への参加率



県生活環境部調べ

施策の展開

参照：第3部 P218～P219

ボランティア・NPO活動促進のための環境づくり

全ての県民が社会貢献活動への理解を深めるとともに、活動に興味・関心を持つだれもが、活動に関する情報を容易に得ることができ、気軽に参加できる環境づくりを進めます。

- 人と情報の交流等の拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能充実
- NPO等の人材育成等組織基盤の強化

協働を推進するための環境づくり

ボランティアやNPO、企業、行政等が、それぞれの特性を活かし、相互理解に基づく対等な関係のもと、地域の課題解決に向けて取り組めるよう環境づくりを進めます。

- 全県的に協働を推進するための仕組みづくり
- 提案・実践型協働推進事業の実施

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県民の社会貢献活動への参加率	—	18.1 % (H13)	14.9 % (H17)	25.0 % (H22)	33.3 % (H27)
NPO法人与行政との協働事業実施率 ^{※1}	—	—	14.2 % (H17)	20.0 % (H22)	25.0 % (H27)
社会貢献活動支援データベース登録団体数	—	—	193 団体 (H16)	500 団体 (H22)	700 団体 (H27)

※1 県認証NPO法人のうち、県又は市町村と何らかの協働事業を実施している法人の割合



とちぎボランティアNPOセンター
「ほ・ほ・ら」での活動風景

期待される主な主体の役割



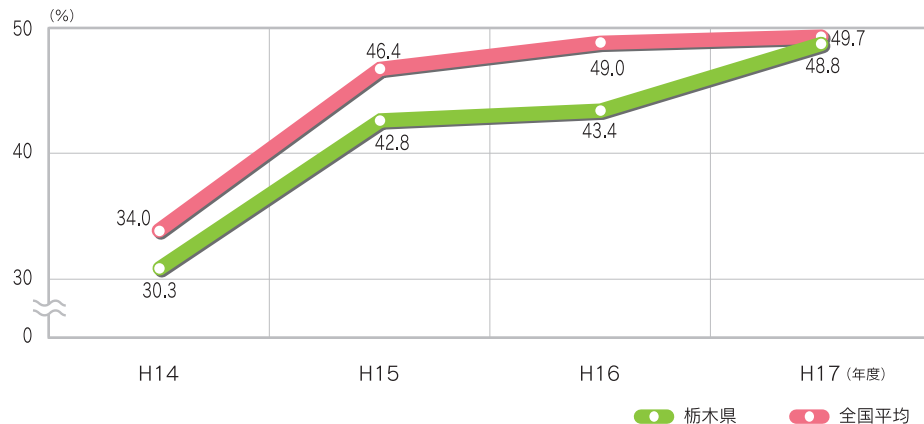
施策の目標

いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

現状と課題

- 採算性等の理由により情報通信基盤の整備が進まない地域が残されています。
- 高齢者や障害者など情報通信サービスを利活用できない人がいます。
- 情報通信基盤の整備が進んでいるにもかかわらず、実際の利用者が少ない状況となっています。
- 地上デジタル放送が開始され、その有効活用が期待されています。

インターネット人口普及率



資料：総務省「情報通信に関する現状報告」(H17)

施策の展開

参照：第3部 P219

情報ネットワーク社会の実現に向けた環境の整備促進

山間地等情報通信の格差を是正するため、通信事業者による自主事業取組の促進や整備への支援など、国、市町村、事業者と連携して整備を促進します。

情報ボランティア等の育成に取り組み、県民の情報活用能力の向上に努めます。

- 山間地等における情報通信基盤の整備促進
- すべての県民における情報リテラシー(活用能力)の向上

情報通信サービスの利活用促進

県民生活に密着した魅力ある情報コンテンツ(内容)の充実を図るとともに、県民が、インターネットを通じて各種行政手続サービスを利用できるようにします。

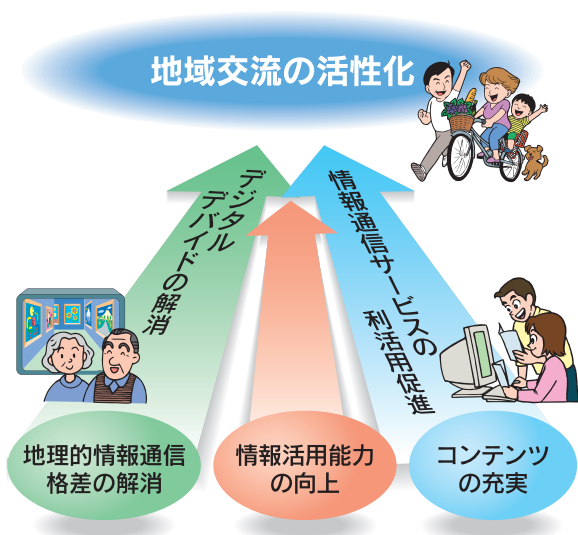
- 県民が行政手続きの申請や行政情報の入手、行政参加を行う際の IT 利活用の促進
- 地理情報を活用したわかりやすい情報提供の充実
- 行政における地上デジタル放送の利活用方策の検討

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

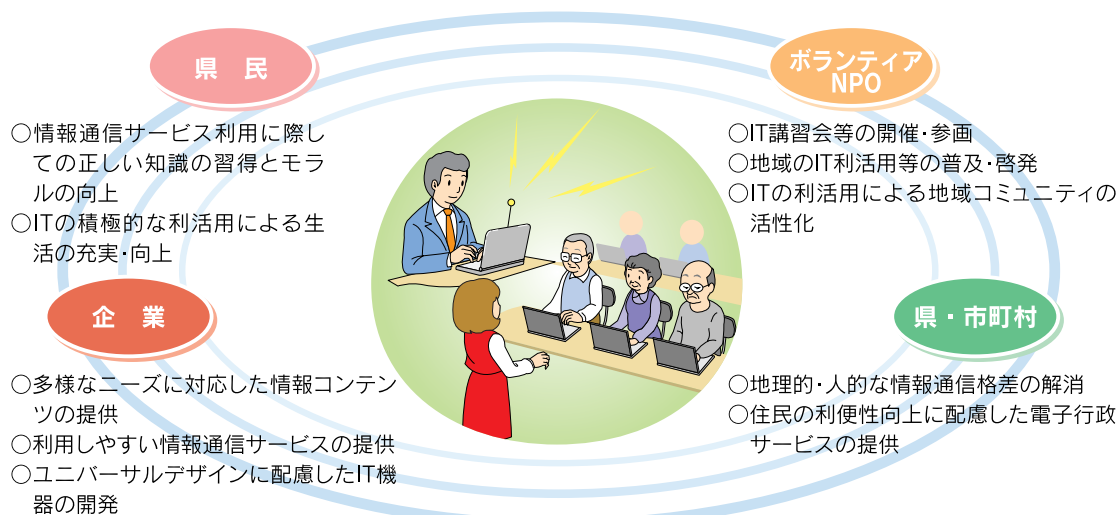
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
ブロードバンド ^{※1} 契約世帯の割合	—	5.5 % (H14)	33.8 % (H16)	50.0 % (H22)	65.0 % (H27)
県ホームページアクセス件数	—	438 千件 (H11)	5,500 千件 (H16)	10,000 千件 (H22)	15,000 千件 (H27)
IT講習会延べ受講者数	—	370 人 (H12)	124,669 人 (H16)	180,000 人 (H22)	200,000 人 (H27)

※1 光ファイバーやCATVなど、高速度で大容量の通信回線により提供されるサービスの総称



NPOによるIT講習会

期待される主な主体の役割



基本目標 5

安心のくらしを支える環境づくり

〔環境保全・防犯・防災〕

政策の体系

政策
51豊かな環境を守り育て、
地球にやさしい循環型社会を構築する

施策

- 511 良好な地域環境の保全
- 512 3Rの推進
- 513 廃棄物処理対策の推進
- 514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進
- 515 環境を支える森林づくり
- 516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

政策
52

安全な暮らしを守る

施策

- 521 安全で安心なまちづくりの推進
- 522 総合的な交通安全対策の推進
- 523 安心できる消費生活の実現

政策
53

災害・危機に強い県土づくりを推進する

施策

- 531 防災・危機管理対策の充実
- 532 防災基盤の整備

政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

目標

かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくため、豊かな自然環境を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、持続的な発展が可能な循環型社会を構築します。

現状と課題

日光国立公園に代表される優れた自然や里山などの多様な生態系は、全国に誇れる県民共有の財産であり、将来にわたって保全していく必要があります。

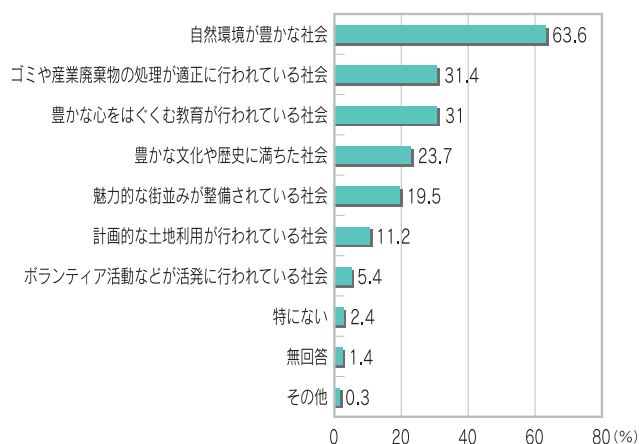
しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、エネルギー消費の拡大、廃棄物の増大など、環境への負荷の増大による悪影響が懸念されており、近年では温室効果ガスによる地球温暖化などの地球規模の環境問題も発生しています。

このため、県民すべてが、自然の大切さを認識し、豊かな自然環境を守り育てるとともに、これまでの産業活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会を構築していくことが求められています。

取組の方向

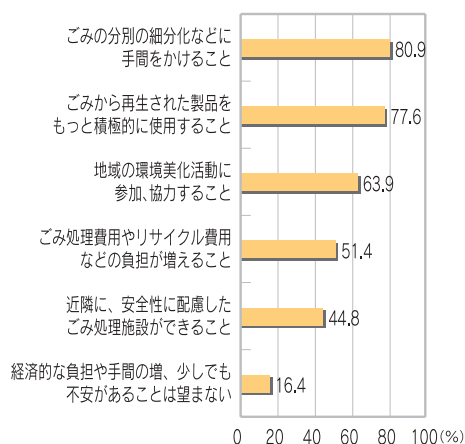
- 大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。
- 循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。
- 適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼の確保及び不適正処理の防止を図ります。
- あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。
- 公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。
- 優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

「美しさに満ちた郷土：とちぎ」という言葉から連想する社会



資料：「県政世論調査」（平成16年度）

ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進する際やむを得ないと思われること



資料：「県政モニター」（平成17年度）

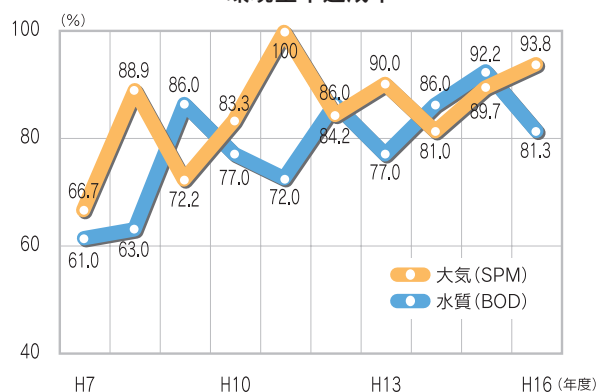
施策の目標

大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。

現状と課題

- 大気や水などの環境は、経年的に改善の傾向にありますが、一部の地域や光化学オキシダントなどの項目では環境基準が達成されていない状況にあります。
- 県南部における地盤沈下は、ここ数年沈静化の傾向にありますが、依然として進行しています。
- 化学物質による環境や生態系への影響が懸念されていますが、これらの化学物質の有用性や有害性などについて、県民・事業者・行政の共通理解を図ることが課題となっています。

環境基準達成率



県生活環境部調べ

施策の展開

参照：第3部 P221～P223

大気環境の保全

大気汚染物質の排出規制等の事業者指導などにより、大気環境の汚染の未然防止を図るとともに、光化学スモッグ発生時の注意報発令等の対応を迅速に行い、健康被害を未然に防止します。

- アスベスト飛散防止対策の徹底
- 揮発性有機化合物の排出規制等の実施

水環境の保全

水質汚濁物質の排出規制等の事業者指導などのほか、生活排水対策等により、水環境の汚染の未然防止を図ります。

河川等の水質の情報と汚濁発生源の情報を活用し、地域の特性に合わせた環境保全対策を効果的に行うとともに、更なる水質改善に向けて環境基準や排出基準等の見直しを検討します。

- 環境基準未達成の流域における水質浄化対策の推進
- 地下水汚染の監視及び未然防止対策の推進

土壌環境、地盤環境の保全

有害物質使用事業場に対し有害物質の地下浸透防止に係る管理基準の指導を徹底し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、汚染土壌については浄化対策の指導を実施します。

また、県南部で進行している地盤沈下を防止するため、沈下状況の把握や地下水採取に関する指導等を行うとともに、条例による地下水採取規制のあり方についての検討を行います。

- 県南部における地盤沈下の常時監視及び防止対策の実施

騒音・振動、悪臭の防止

市町村が実施する騒音・振動、悪臭の発生源対策に対する技術的な助言などの支援を行うほか、交通騒音対策の推進などにより、生活環境への影響の低減を図ります。

化学物質対策の推進

化学物質排出抑制対策を推進することにより、工場・事業場から排出される化学物質の抑制を図ります。また、様々な化学物質の環境への残留状況を把握するため環境監視を行うとともに、化学物質に対する県民、事業者等の理解の向上を図ります。

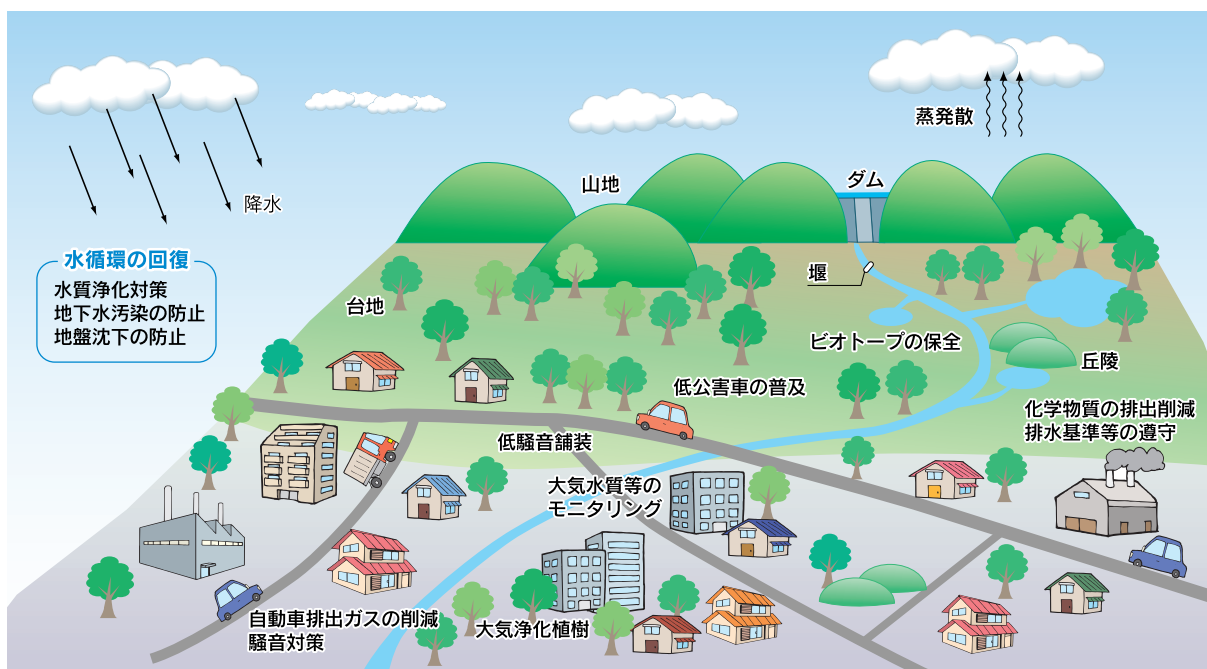
- 工場・事業場における化学物質の管理計画の策定・公表の指導
- リスクコミュニケーション^{※1}の普及促進

※1 リスク（有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ）に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。これが適切に行われると、各主体の自主的、積極的なリスク削減に向けた行動が促進される。

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
大気環境基準（SPM（浮遊粒子状物質））達成率	31.3 % (H6)	100 % (H11)	93.8 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
水質環境基準（BOD(生物化学的酸素要求量)）達成率	61.0 % (H6)	72.0 % (H11)	81.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
騒音に係る環境基準達成率（道路に面する地域）	—	84.0 % (H13)	83.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)



期待される主な主体の役割



施策の目標

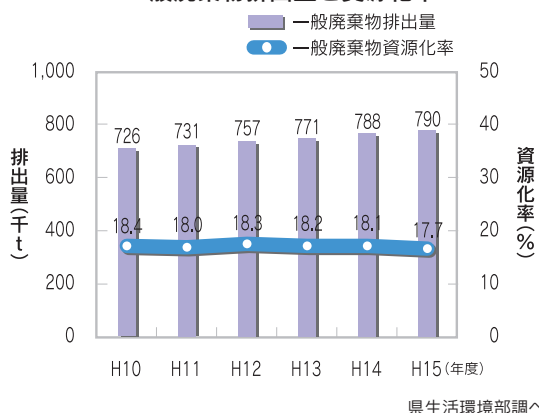
循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。

現状と課題

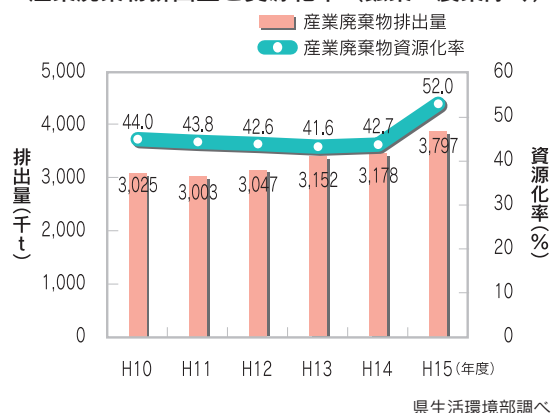
- 社会経済の発展に伴う大量生産、大量消費により、廃棄物が大量に発生する一方で、資源化率はほぼ横ばいで推移し、廃棄物最終処分場の残余容量のひっ迫など深刻な問題が発生しています。
- 循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生を抑制する意識の醸成が十分とは言えません。
- 畜産、農林業が盛んな本県の特徴から、これらの産業を中心に多くのバイオマス^{※1}が発生していますが、資源として十分に有効活用されていない現状にあります。

※1 再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。具体的には農林水産物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

一般廃棄物排出量と資源化率



産業廃棄物排出量と資源化率（鉱業・農業除く）



施策の展開

参照：第3部 P223～P224

廃棄物の減量化の推進

県民・事業者と連携しながら、廃棄物の発生を抑制し、再使用を図るなど、廃棄物の減量化を推進します。

- 県民のライフスタイルの変革等を促進するための普及啓発の実施

廃棄物のリサイクルの推進

県民・事業者・行政の自主的な取組を促進するとともに、各主体の連携を図る施策を展開し、リサイクルを推進します。

また、各リサイクル関連法の円滑な運用を促進し、廃棄物の種類ごとのリサイクルを推進します。

- イベントの開催等による普及啓発の実施
- 循環資源の有効活用に向けた地域循環モデル構築の支援
- リサイクル製品等の購入及び有効利用の促進

バイオマスの利活用の促進

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することにより地域の特性を活かしたバイオマスの利活用を促進します。

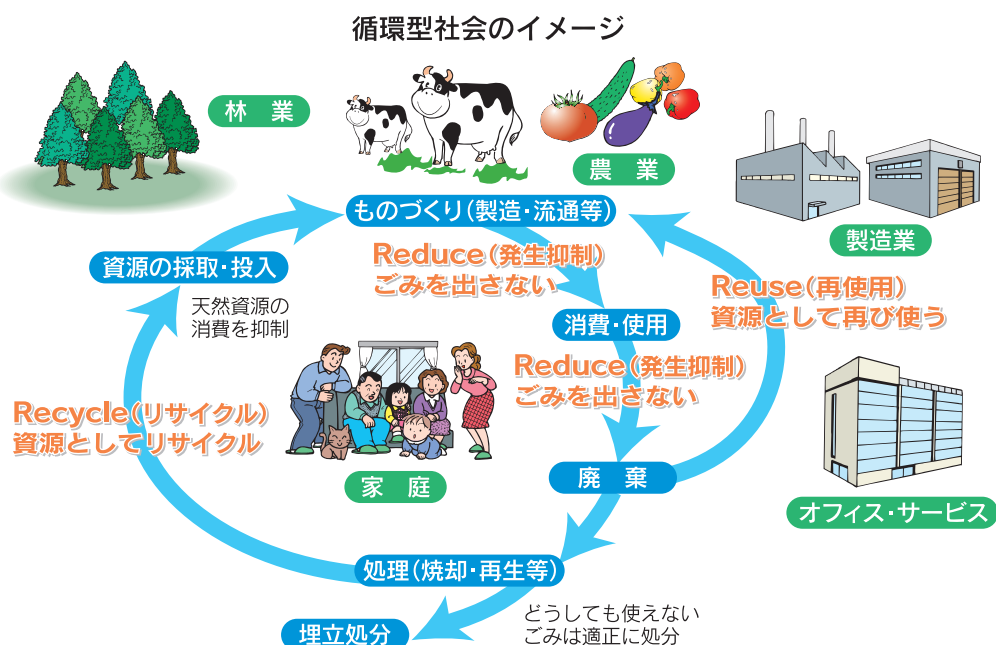
- 市町村等によるバイオマスタウン構想等計画策定の支援
- バイオマスタウン構想に基づく地域循環システム構築の支援

成果指標

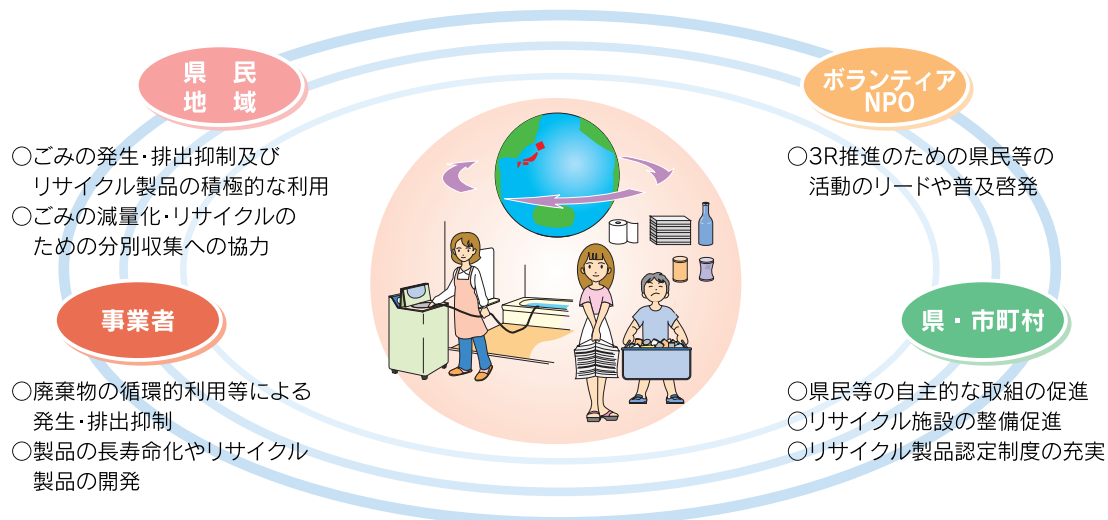
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
一般廃棄物資源化率	12.5 % (H5)	18.4 % (H10)	17.7 % (H15)	30.0 % (H22)	—
とちの環エコ製品認定数※2	—	—	17 件 (H16)	85 件 (H22)	110 件 (H27)
バイオマスタウン構想等 策定市町村の割合	—	—	0 % (H16)	24.2 % (H22)	100 % (H27)

※2 県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県が認定したもの



期待される主な主体の役割



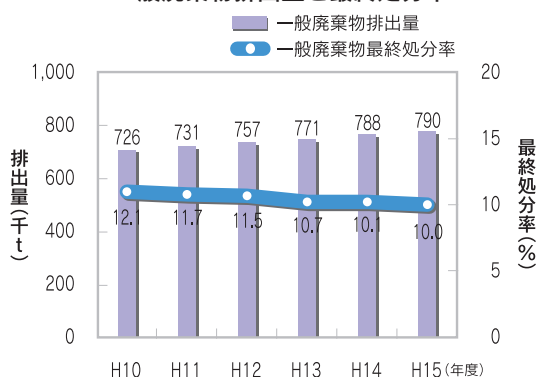
施策の目標

適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼を確保するとともに、不適正処理を防止します。

現状と課題

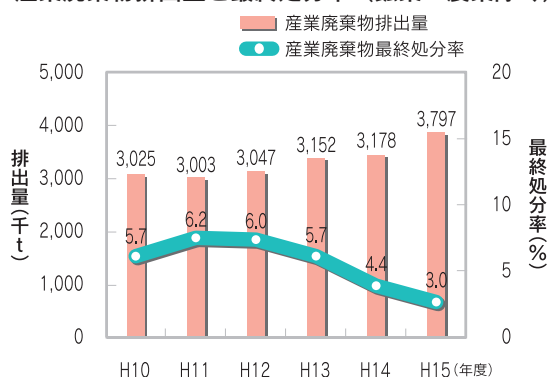
- できる限り廃棄物の排出を抑制し、更に再使用、再生利用を進めていますが、焼却等処理をせざるを得ない廃棄物が発生しています。
- 廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たず、地域住民の廃棄物処理に対する不安感や不信感が依然として根強いことなどから、適正処理のために必要な処理施設の確保が困難となっています。

一般廃棄物排出量と最終処分率



県生活環境部調べ

産業廃棄物排出量と最終処分率（鉱業・農業除く）



県生活環境部調べ

施策の展開

参照：第3部 P225

廃棄物の適正処理の推進

市町村の一般廃棄物の広域的な施設整備を促進するとともに、産業廃棄物を適正に処理するための施設を確保します。

また、廃棄物排出事業者や処理業者に対して、廃棄物処理基準の遵守等、適正な処理処分について監視指導を徹底します。

- 広域的な一般廃棄物焼却施設の整備促進
- 必要な産業廃棄物処理施設の確保
- 県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備推進

不法投棄対策の強化

不法投棄の未然防止と早期発見に努めるとともに、行為者等に対し不法投棄物の早期撤去を指導します。

- 夜間・休日等の監視体制の強化
- 警察等の関係機関と連携した不法投棄物の撤去指導
- キャンペーンや講習会等による不法投棄防止啓発活動の充実

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
ごみ処理の広域化計画に対応した焼却施設の整備数(市町村設置分)	0 施設 (H5)	0 施設 (H10)	3 施設 (H16)	7 施設 (H22)	16 施設 (H30)
産業廃棄物の不法投棄件数	32 件 (H5)	68 件 (H10)	27 件 (H15)	23 件 (H22)	20 件 (H27)
廃棄物監視員を設置する市町村の割合	34.7 % (H6)	46.9 % (H11)	59.2 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)



とちぎクリーンプラザ (栃木地区広域行政事務組合)

※市町村が設置する焼却施設では、サーマルリサイクル(ごみの焼却により発生する熱エネルギーを回収し、熱供給や発電等を行う)を推進しています。

期待される主な主体の役割



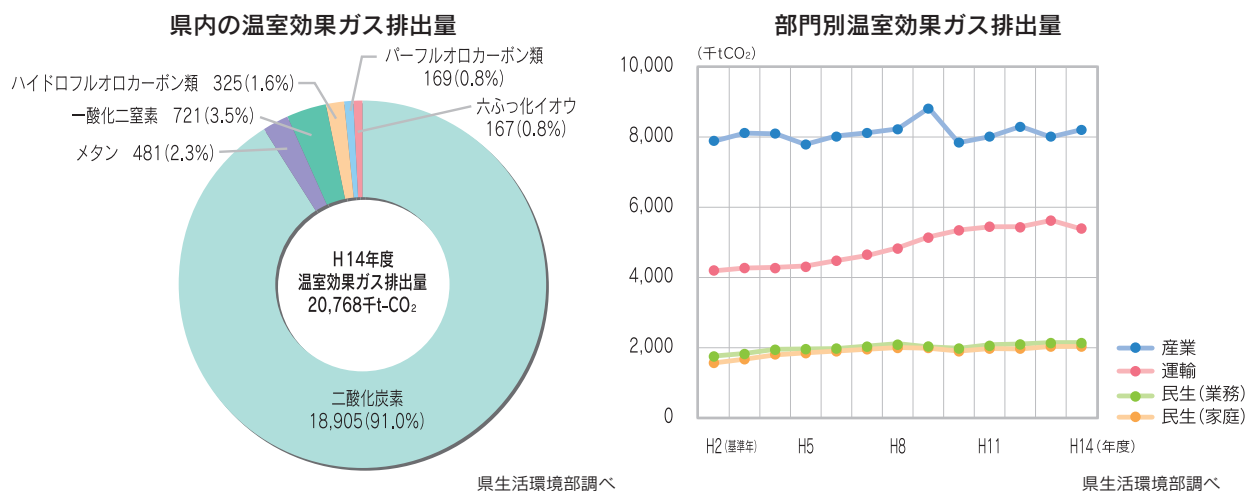
施策の目標

県民、事業者、行政の適切な役割分担と連携の下、あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。

現状と課題

- 京都議定書が平成17年2月に発効し、国として温室効果ガスの排出量の削減の義務^{※1}が課されましたが、県内の温室効果ガスの排出量は、基準年に比較して大幅に増加しており、特に民生部門や運輸部門の伸びが目立っています。
- 地球温暖化や廃棄物の増大などの様々な環境問題は、社会経済システムのあり方やすべての人々の日々の生活に起因しており、これらの問題を解決するためには、すべての県民が、日常生活や事業活動により環境へ様々な負荷を与えている事実を認識することが重要です。
- 環境問題への関心は高まっていますが、環境保全に向けた実践活動が十分とは言えない状況にあります。

※1 京都議定書の発効により、我が国は温室効果ガスを基準年（H2）に比較して、平成20年から平成24年までの間に全体で6%削減するという国際的な義務を負うことになった。



施策の展開

参照：第3部 P226～P227

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

温室効果ガスの削減に向けて、普及啓発などの各種施策により県民、事業者等の積極的な取組を促進するとともに、県自ら率先して省エネルギーの実践やクリーンエネルギーの導入等を図ります。

- 各主体が一体となった地球温暖化防止対策の推進
- 県有施設へのESCO事業^{※2}の導入推進

自主的な環境保全活動の促進

「とちの環県民会議」等の環境保全団体との連携・協力の下、各種の普及啓発活動を推進し、県民総ぐるみにより、日常生活や事業活動における自主的な環境保全に向けた取組を促進します。

- 県庁のISO14001の認証取得

環境学習の推進

学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進するとともに、県民の自主的な環境学習を支援する体制を充実します。

- 環境学習拠点施設の整備
- 環境学習情報ネットワークの構築

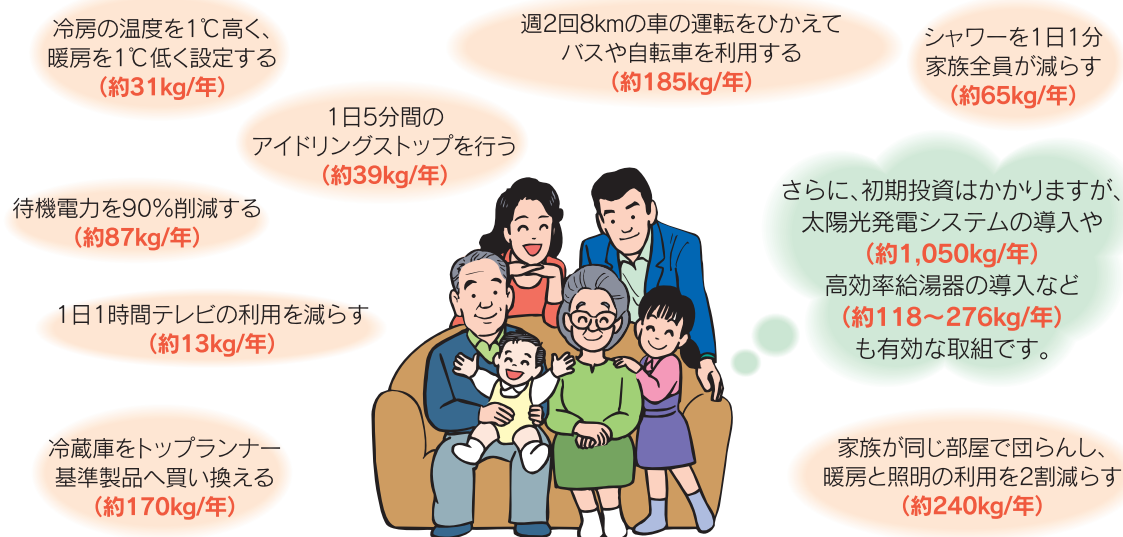
※2 工場やビルなどがエネルギー設備を省エネルギー型に改修し、改修費用をエネルギー節減分の一部で賄う仕組みの事業であり、改修する側される側の両者にメリットがあり、ひいては地球温暖化防止に貢献することにもなる。

成果指標

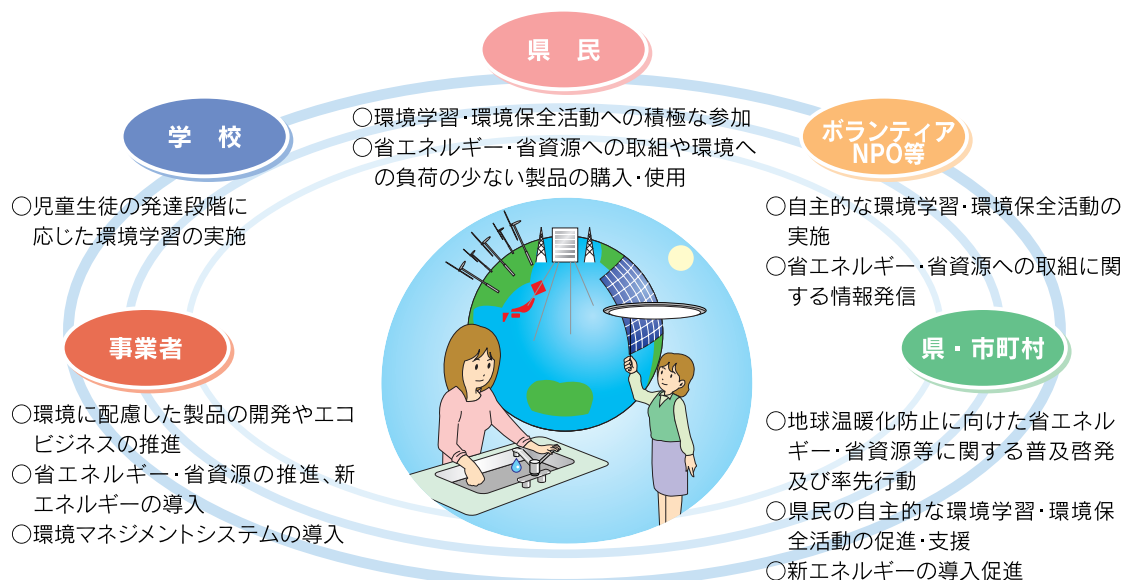
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
県庁の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）	—	59,883 t (H10)	64,825 t (H16)	59,040 t (H22)	—
ISO14001審査登録件数	—	106 件 (H11)	292 件 (H16)	400 件 (H22)	425 件 (H27)
環境学習関連事業を実施している市町村の割合	—	44.9 % (H14)	46.9 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

家庭でできる取組（一世帯当たりの年間二酸化炭素削減効果）



期待される主な主体の役割



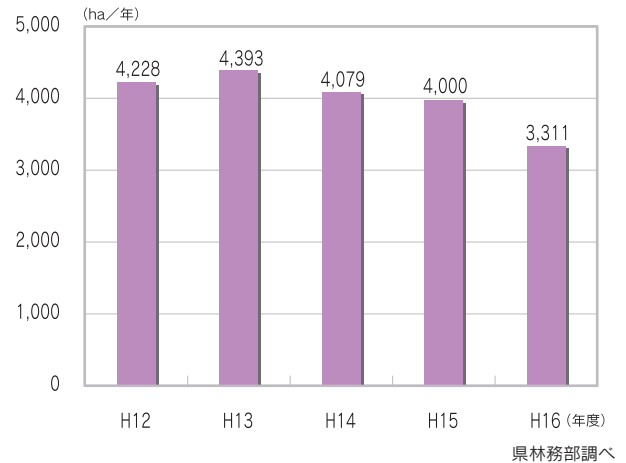
施策の目標

水源かん養、二酸化炭素吸収機能など、公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。

現状と課題

- 林業の採算性の悪化等により、適正な森林の管理が行われにくい状況にあり、水源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、二酸化炭素吸収機能などの森林の持つ様々な公益的な機能の低下が危惧されています。
- 京都議定書が平成17年2月に発効し、我が国は、温室効果ガス削減目標の6%のうち3.9%を上限に、森林による二酸化炭素吸収量として算入することが認められましたが、現在の森林整備の水準では、目標の達成が難しい状況にあります。

人工林の間伐実施面積



施策の展開

参照：第3部 P227

森林の公益的機能の向上

水源のかん養など森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、多様な森林の整備を促進します。

森林ボランティア・NPO・民間企業等による森林整備活動を促進します。

- 人工林の間伐等による森林整備の促進
- 新たな財源による森林環境保全対策の充実

森林の適正な管理

森林管理や計画的な森林整備を図るため、森林の分布や生育状況などの各種森林情報を一元的に管理する体制を構築します。

森林の公益的機能の高度発揮と維持増進を図るため、保安林制度や林地開発許可制度を適切に運用します。

- 森林GISを活用した森林管理体制の構築
- 計画的な保安林適正配備の推進

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
人工林の間伐実施面積	3,034 ha/年 (H6)	3,669 ha/年 (H11)	3,311 ha/年 (H16)	6,000 ha/年 (H22)	3,600 ha/年 (H32)
保安林の指定面積	64 千ha (H6)	65 千ha (H11)	68 千ha (H16)	76 千ha (H22)	100 千ha (H40)
森林ボランティアの活動人数	320 人 (H9)	575 人 (H11)	450 人 (H16)	1,000 人 (H22)	5,000 人 (H32)



荒廃した森林



適正に管理された森林

期待される主な主体の役割



施策の目標

自然公園をはじめとする優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

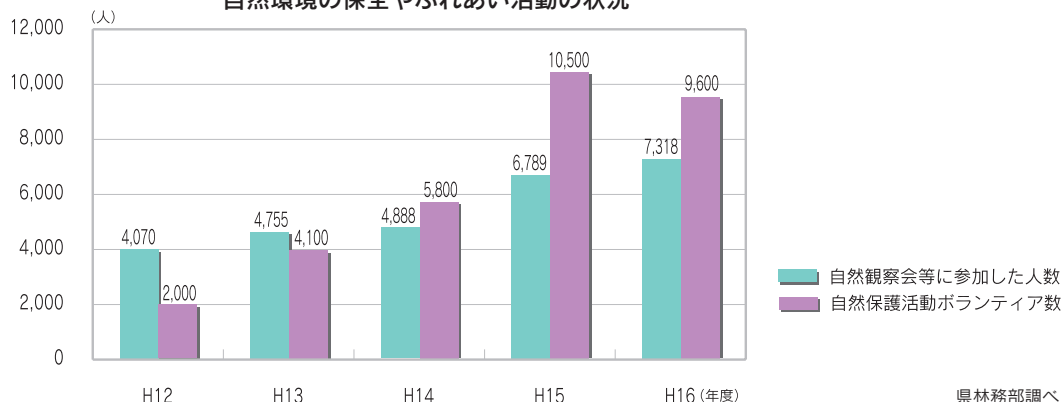
現状と課題

- 農林業従事者の高齢化、過疎化等によって里地里山^{※1}の荒廃が進行し、身近な希少動植物種が減少傾向にあるため、自然環境の再生や生態系等の保全が課題となっています。
- ラムサール条約^{※2}登録湿地「奥日光の湿原」においては、人為的な影響による乾燥化等が懸念されています。
- 野生鳥獣の生息域の拡大等により、農林水産業への被害拡大が危惧されています。
- 県民の自然とのふれあい活動は進展していますが、自然保護活動を行うNPO等民間団体との交流・連携は十分とは言えません。

※1 雑木林や田んぼ、ため池、草原など、暮らしと関わりが深い身近な自然のことを指す。

※2 特に貴重な水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を進めることを目的とした国際条約

自然環境の保全やふれあい活動の状況



施策の展開

参照：第3部 P228

自然環境の保全と再生

県版レッドデータブック^{※3}の普及など、広く県民に自然環境に関する情報を提供することによって、自然の恵みを大切にする心を醸成し、協働により里地里山や湿地、希少な野生動植物の保全などを推進するとともに、自然環境に配慮した土地利用を推進します。

- 生態系の保全の強化と自然環境の再生等を図る総合施策の推進
- ラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」の保全

野生鳥獣の保護管理

人と野生鳥獣との共存に向け、適正な保護管理を進めるとともに、農林水産業への被害の防止を図ります。

- 健全な地域個体群の維持
- 農林水産業被害対策の充実

自然とのふれあい活動の推進

活動の指導者となる人材を養成するとともに、自然観察会を開催するなど、自然とのふれあい活動を推進します。また、歩道や園地などの自然公園施設を整備し、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供します。

- 自然とふれあう機会や情報提供の充実
- NPO等と連携した自然とのふれあい活動の推進

※3 県内において絶滅のおそれのある野生生物種等の生息状況等を明らかにした冊子

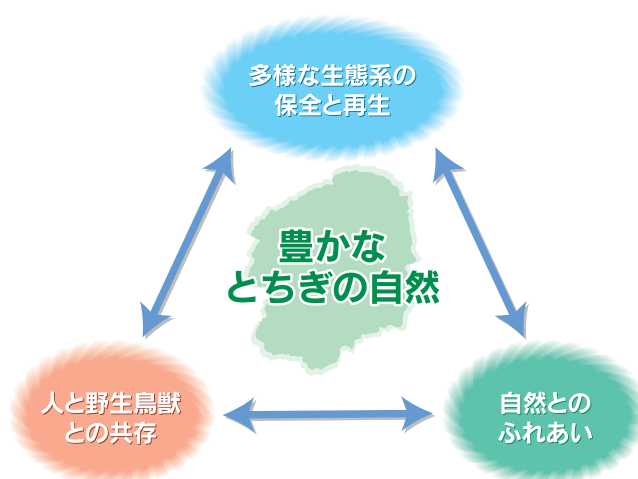
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

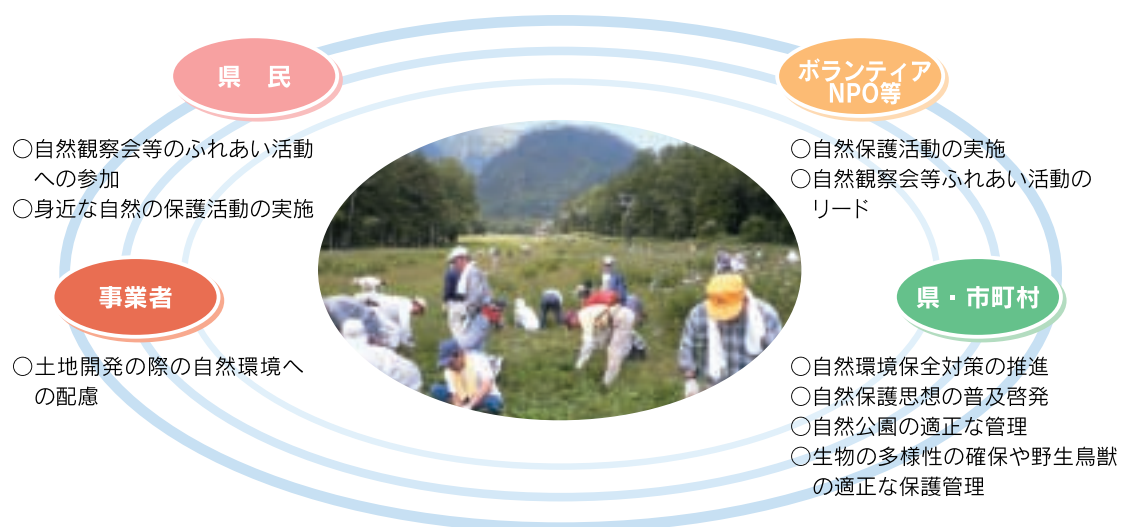
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
自然保護活動ボランティア数	680人 (H7)	2,000人 (H12)	9,600人 (H16)	15,000人 (H22)	20,000人 (H27)
シカの生息密度	11.7頭/km ² (H7)	8.0頭/km ² (H11)	6.5頭/km ² (H16)	5.0頭/km ² (H22)	5.0頭/km ² (H27)
自然観察会等に参加した人数	3,060人 (H7)	4,070人 (H12)	7,318人 (H16)	11,000人 (H22)	14,000人 (H27)



里地里山



期待される主な主体の役割





“とちぎ”の環境を守ります!!

地球環境にやさしい暮らしについて参加・体験しながら学べるイベントなどを開催し、子どもの頃から環境を守る意識を育み、環境保全に向けた自主的な取組を促進しています。



“とちぎ”の緑を育てます!!

子どもたちの自主的団体「緑の少年団」は、平成17年4月現在の団員が37,855名（191団）で全国第2位を誇っており、活発に活動しています。

政策52 安全な暮らしを守る

目 標

地域を支えるすべての人々が連携して、やすらぎある暮らしの基本となる安全を確保し、犯罪や事故のない明るい地域社会を実現します。

現状と課題

近年、高度情報ネットワーク化を背景としたハイテク犯罪や暴力団・来日外国人等による組織犯罪が多発する中、少年非行の深刻化や地域社会の連帯意識の希薄化等様々な要因が相まって、犯罪の増加や凶悪化の傾向が強まっており、県民の体感治安が低下しています。

また、本県は全国的に見て自動車の普及率が高いことが一因となり、人口当たりの交通事故死者数の割合が高いという憂慮すべき状況が続いています。

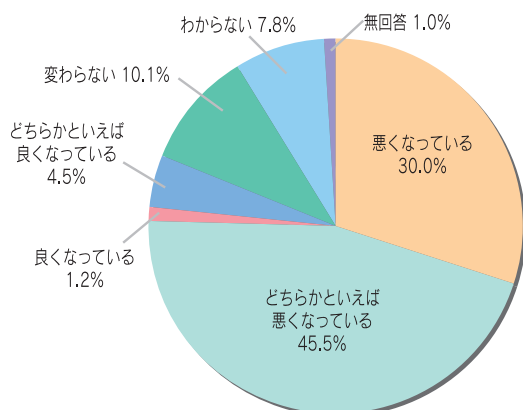
さらに、多様な販売形態が一般化する中、架空請求など消費生活の安定を脅かす事件も多発しています。

こうした状況の中、地域を支えるすべての人々が連携して、犯罪や事故の未然防止に努めるとともに、被害者等の相談・支援体制を確立し、安全と安心を実感できる地域社会の実現が求められています。

取組の方向

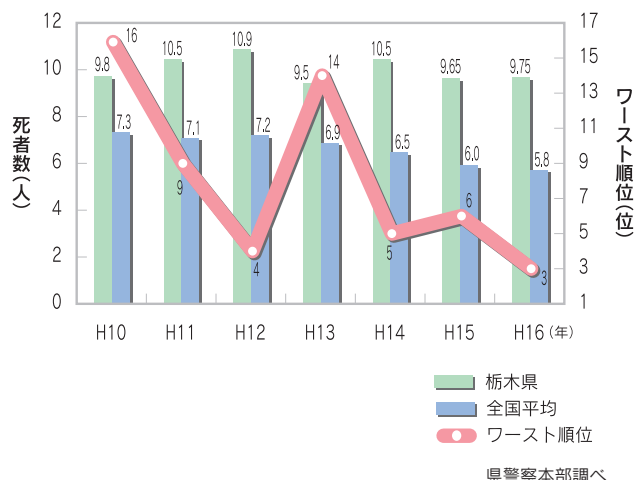
- 県民や警察及び自治体が連携し、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 交通事故の発生を抑止するために、県民総ぐるみで交通安全対策を推進します。
- 合理的な消費行動がとれるよう消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

最近の治安状況



資料：「県政世論調査」（平成17年度）

人口10万人当たりの交通事故死者数及び全国順位



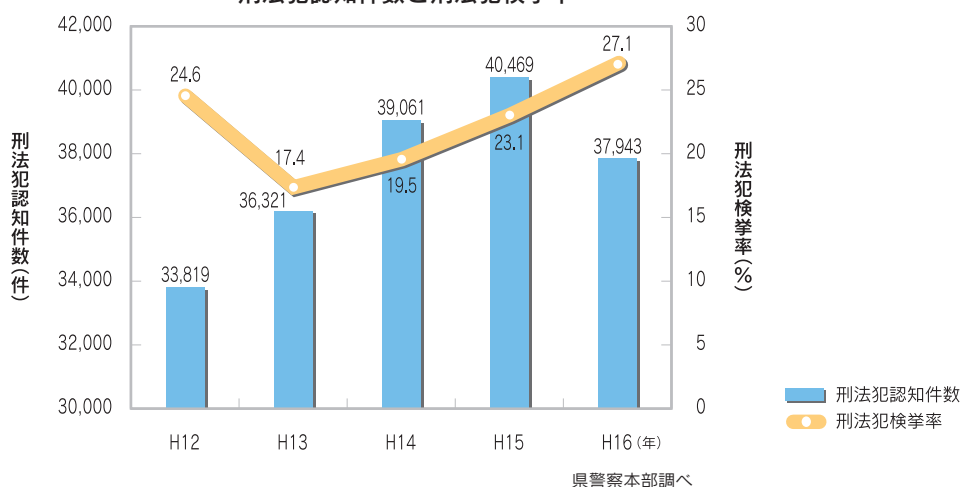
施策の目標

県民、警察及び自治体が連携し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを進めます。

現状と課題

- 都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会規範意識の低下などを主要因として、犯罪が高水準で発生している状況にあります。
- 刑法犯認知件数は、平成16年に若干減少したものの、検挙率は20%台と低水準に止まっています。
- 犯罪被害者に対する、精神的・身体的負担の軽減や経済的支援などの取組の充実が、今後の大きな課題となっています。

刑法犯認知件数と刑法犯検挙率



施策の展開

参照：第3部 P229～P230

地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

県民運動の推進や各種広報活動を通じ、県民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、市町村、地域住民と連携し、犯罪の生じにくい社会環境の整備、治安悪化エリアの浄化対策の実施などの犯罪抑止活動を推進します。

- 自主防犯活動の活性化に向けた支援
- 繁華街や犯罪多発地域における犯罪抑止対策の実施
- 交番・駐在所の機能の強化

犯罪捜査活動の強化

県民が安心して生活できるよう、空き巣やひったくり、車上ねらい等の身近な犯罪をはじめとして、強盗や殺人等の重要犯罪、暴力団等による組織犯罪の取締りを強化します。

- 捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムの充実

犯罪被害者等支援の充実・強化

犯罪被害者やその家族のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行うとともに、ポスター、インターネット等を活用した広報啓発活動を実施して、犯罪被害者等の現状に対する県民の理解を促進します。

- (社)被害者支援センターとちぎとの連携による支援強化

成果指標

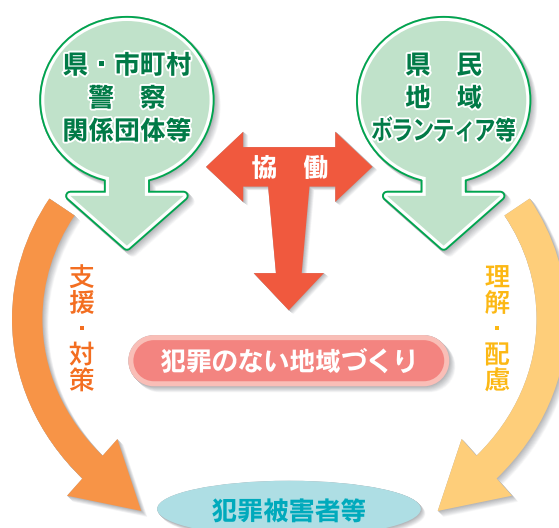
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
刑法犯認知件数	25,078 件 (H6)	31,996 件 (H11)	37,943 件 (H16)	32,000 件 (H22)	25,000 件 (H27)
刑法犯検挙率	51.9 % (H6)	33.3 % (H11)	27.1 % (H16)	33.3 % (H22)	50.0 % (H27)
自主防犯活動団体数 ^{※1}	0 団体 (H6)	2 団体 (H11)	156 団体 (H16)	350 団体 (H22)	500 団体 (H27)

※1 県警が把握している継続的に自主防犯活動を行う団体の数



自主防犯パトロール



期待される主な主体の役割



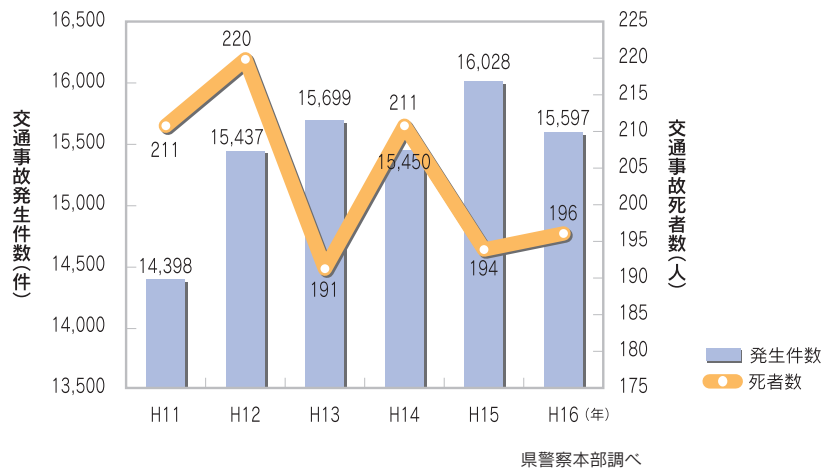
施策の目標

交通秩序の維持と安全な道路交通環境の確保を図り、交通事故の発生を抑止します。

現状と課題

- 本県の交通事故は、増加傾向にあり、平成15年には統計史上最多の16,028件の人身事故が発生しました。
- 交通事故死者数に占める高齢者の割合は約40%に上っています。
- 飲酒運転による死亡事故やひき逃げ事故など悪質な事故が多発しています。また、暴走族による危険な行為は減少しつつも、グループは細分化され実態把握が困難になっています。

交通事故発生状況



施策の展開

参照：第3部 P230～P231

交通安全に関する啓発の推進

幼児から高齢者までの世代間交流による交通安全教育を広く展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

○高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育の推進

交通違反の取締り強化

悪質で危険な飲酒運転、著しい速度超過、交差点違反のほか、迷惑性の高い駐車違反など交通事故に直結する交通違反の取締り及び暴走族対策を強化します。

交通安全施設の整備

安全で利用しやすい交通環境にするため、信号機や道路標識及び歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

○信号機や標識表示等の整備 ○自転車歩行者道の整備

道路施設の安全確保

道路利用者が常に安全で快適な通行ができるよう、路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設の適切な計画的な維持管理を推進します。

○道路の適切な舗装修繕等の実施 ○落石・土砂崩落対策施設の整備

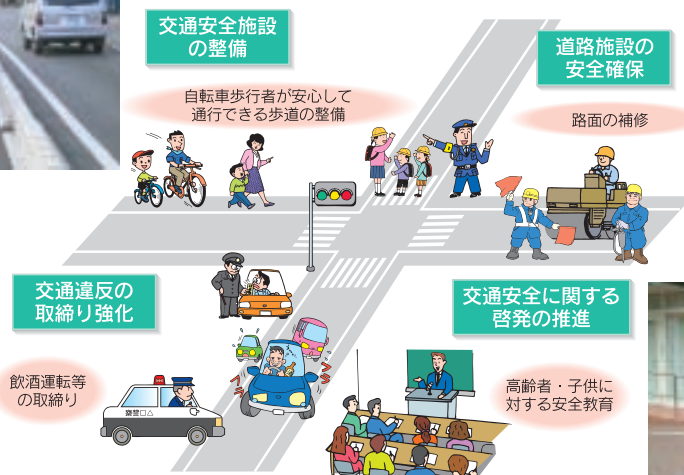
成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
交通事故発生件数	14,337 件 (H6)	14,398 件 (H11)	15,597 件 (H16)	13,000 件 (H22)	10,000 件 (H27)
交通事故死者数	282 人 (H6)	211 人 (H11)	211 人 (H16)	145 人 (H22)	120 人 (H26)
通学路の歩道整備率	36.1 % (H6)	41.3 % (H11)	44.4 % (H16)	48.3 % (H22)	52.1 % (H27)



通学路の安全対策



交通安全教室

期待される主な主体の役割



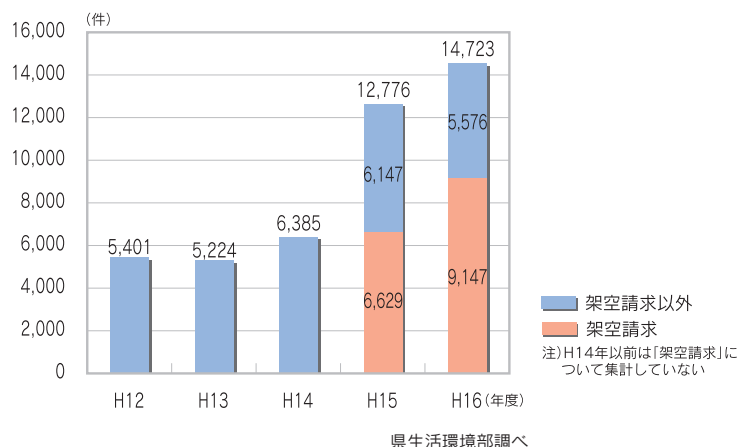
施策の目標

消費者が自らの判断に基づいた合理的な消費行動がとれるよう、消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

現状と課題

- 近年、商品やサービス等が複雑・多様化したことに伴い、架空請求や不当請求、悪質商法をはじめとした様々な消費者問題が発生しています。
- 県の消費生活センターに寄せられる相談件数は、架空請求に関する相談が急増したことにより、平成15年度以降大幅に増加しています。

栃木県消費生活センターにおける相談件数の推移



施策の展開

参照：第3部 P232

消費者の自立支援

各種講座や多様な媒体を通じ、正しい消費知識の普及を図るとともに、食品や住宅など消費生活に役立つ情報の提供を行います。

また、消費者の自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体の活動を促進します。

○若者や高齢者を対象とした消費者教育・啓発事業の実施

消費生活相談体制の充実

消費生活センターなどの相談体制を充実し、消費生活相談による助言等を通じ、消費者トラブルの解消を図ります。

また、計量や表示の適正化等を推進し、消費者取引の適正化を図ります。

○複雑・多様化する消費生活相談に対応できる相談体制の充実・強化

○市町村における相談業務の充実化への支援

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

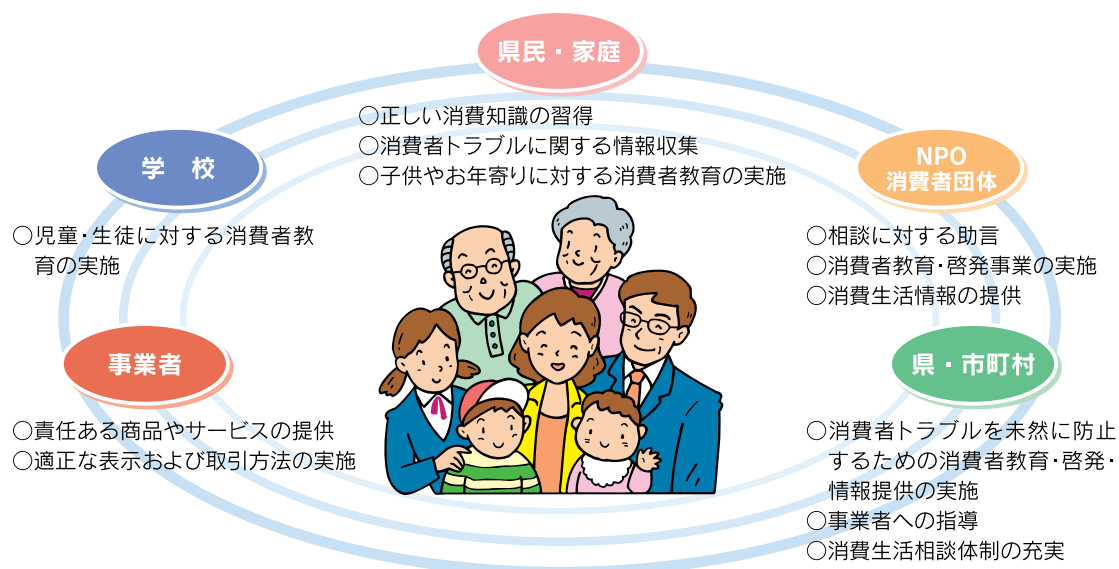
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基 準	目 標	長期目標
消費生活リーダー養成講座修了者数	1,331 人 (H6)	1,618 人 (H11)	1,819 人 (H16)	2,050 人 (H22)	2,250 人 (H27)
県・市町村消費生活相談員数	—	39 人 (H11)	46 人 (H16)	55 人 (H22)	60 人 (H27)
高齢者等 ^{※1} の消費者啓発講座受講者数	—	941 人 (H11)	902 人 (H16)	1,200 人 (H22)	1,500 人 (H27)

※1 高齢者及び高齢者を取り巻く人々（民生委員、ホームヘルパー等）



消費者フォーラム

期待される主な主体の役割





中学生による防犯パトロール活動

身近な犯罪を防ぐために、学校周辺を中学生と警察官が合同でパトロールを行い、安全な地域づくりに努めています。



応急手当訓練に取り組む参加者

毎年、各種機関、団体から多くの方の参加を得て、大規模な災害に備えた総合防災訓練を実施しています。

政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

目 標

大規模災害やさまざまな危機事象に対し、迅速・的確に対応できる体制や防災基盤を整備するとともに、災害に強い県土づくりを推進し、安全で安心な県民生活を確保します。

現状と課題

産業構造の変化、都市化、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、災害の様相も複雑・多様化し、大規模化してきています。

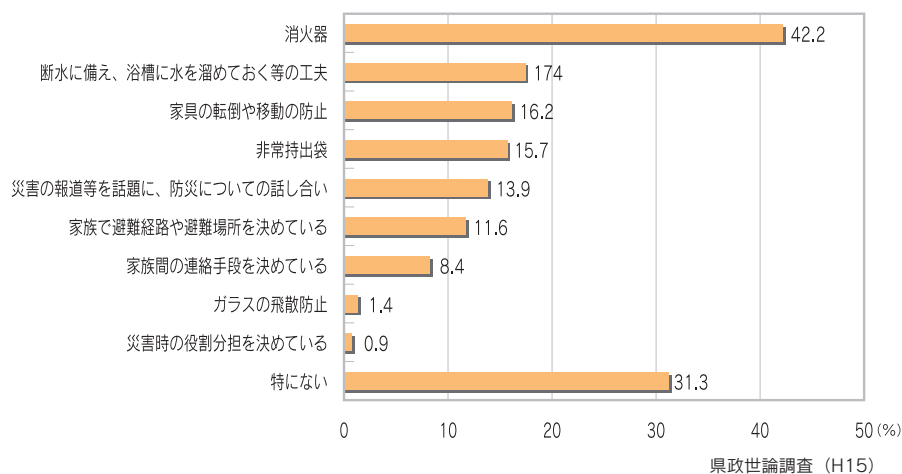
さらに、テロ、情報ネットワークシステムへの脅威、さらには武力攻撃等の新たな危機事象の発生も想定しなければなりません。

このような災害やさまざまな危機事象から県民の生命・財産等を守るためには、県民の防災意識の高揚をはじめとして、防災拠点や緊急輸送道路、避難路などの基盤整備、治山・治水・砂防対策の推進、安全に避難できる防災情報収集伝達システムの充実、防災・危機管理体制の強化を図ること等により、予防・応急・復旧対策を、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

取組の方向

- 県民の防災意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携がとれた防災体制の充実を図ります。
- 水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

家庭での災害に対する備え（複数回答）



平成10年8月の豪雨により落橋した余笹橋（国道4号）

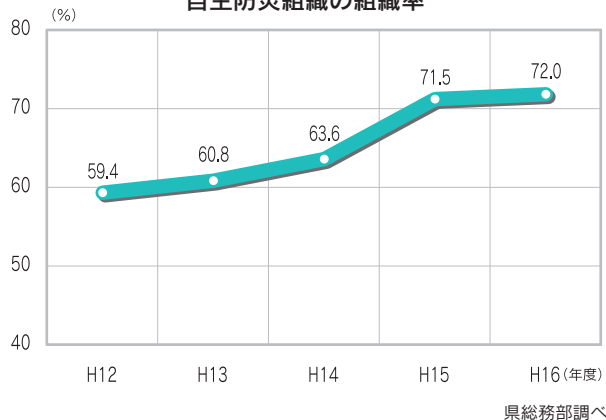
施策の目標

災害や危機に迅速・的確に対応できる地域防災力の向上を図ります。

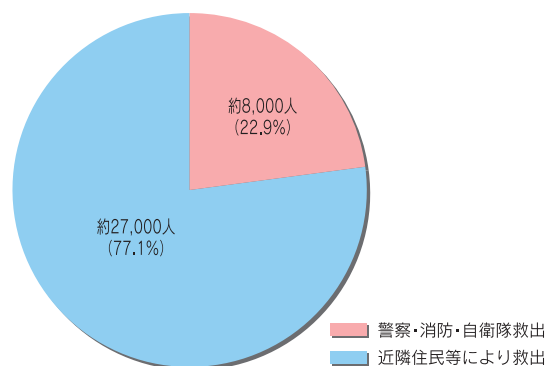
現状と課題

- 近年、全国各地で地震や水害等の大規模災害や様々な危機事象が多数発生しており、本県でも大規模な災害等の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。
- 大規模災害時における負傷者救出や初期消火など、地域住民や自主防災組織、消防団等の役割は非常に重要ですが、県民の防災・危機管理意識は高くない状況です。
- 大規模災害や危機事象へ迅速かつ的確に対応するための体制や施設設備、防災関係機関との連携が必ずしも十分とは言えません。

自主防災組織の組織率



阪神淡路大震災における要救助者の救出方法



資料：内閣府「平成16年版防災白書」

施策の展開

参照：第3部 P233～P234

防災・危機管理意識の高揚

防災訓練や各種防災関連行事を通じて防災意識を啓発し、県民の意識高揚を図るとともに、自主防災活動を促進します。また、災害のおそれのある区域の情報を提供します。

- 防災館等を活用した防災活動の普及促進
- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定
- 洪水、土砂災害ハザードマップの作成支援

防災・危機管理体制の強化

防災拠点の整備を推進するとともに、市町村をはじめ防災関係機関や近県等との連携を強化し、災害時における応急体制の整備充実を図ります。

また、特殊災害や大規模事件・事故等へ迅速に対応できる危機管理体制及び対策の充実を図るとともに国民保護体制の整備・確立を図ります。

- 防災センター（仮称）の整備
- 水防警報河川の指定拡大による水防体制の強化
- 震災建築物応急危険度判定士^{※1}等の養成及び体制の整備

防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

災害・危機事象の発生に対し迅速かつ的確な対応ができるよう充実した防災情報^{※2}の一元化を図るとともに、住民等に的確な避難情報等を提供できる収集伝達システムの充実を図ります。

- 防災情報収集伝達システムの充実
- 土木部総合情報センター（仮称）の整備

消防力の充実

消防施設・設備の整備促進や消防職・団員の教育訓練、消防団の活性化等を図るとともに、消防本部の広域再編を促進し、地域における消防力の充実を図ります。

また、災害時の負傷者や急病者に対応する救急搬送体制の充実を図ります。

※1 被災した建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定する者

※2 気象情報、地震情報、危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、被災情報など

成果指標

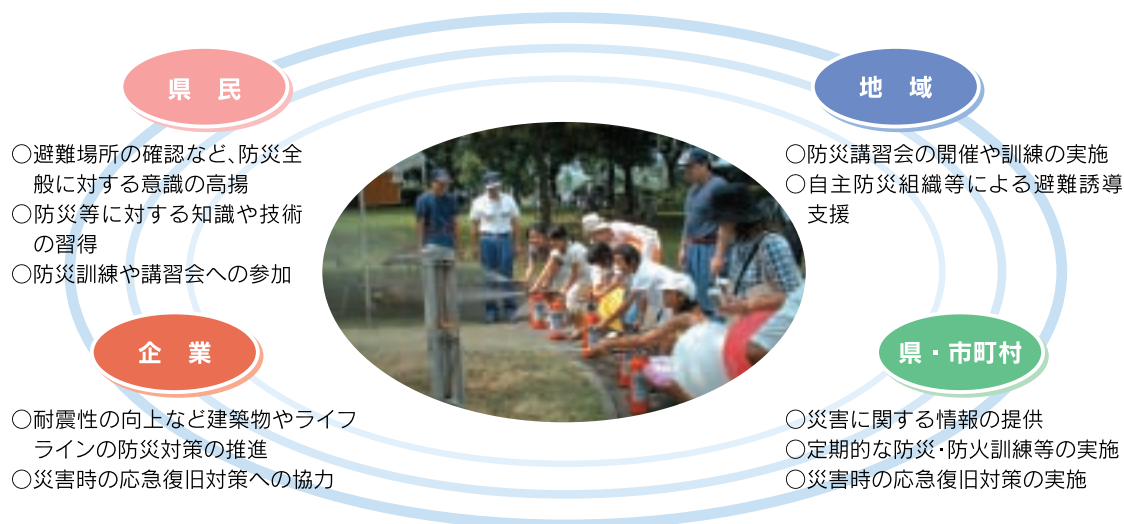
(施策の達成状況を見る尺度)

成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
自主防災組織の活動状況 (年間活動回数／組織数)	—	1.5 回 (H11)	1.6 回 (H15)	1.8 回 (H22)	2.0 回 (H27)
出火率 (人口1万人当たりの 出火件数)	5.5 件 (H6)	5.7 件 (H11)	5.9 件 (H16)	5.3 件 (H22)	4.8 件 (H27)
洪水・土砂災害ハザード マップ※3を配布している 市町村の割合	—	6.0 % (H12)	12.1 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)

※3 予測される災害などの発生に関する情報と避難先や緊急連絡先などの災害時の避難に必要な諸情報を分かりやすくまとめた地図



期待される主な主体の役割



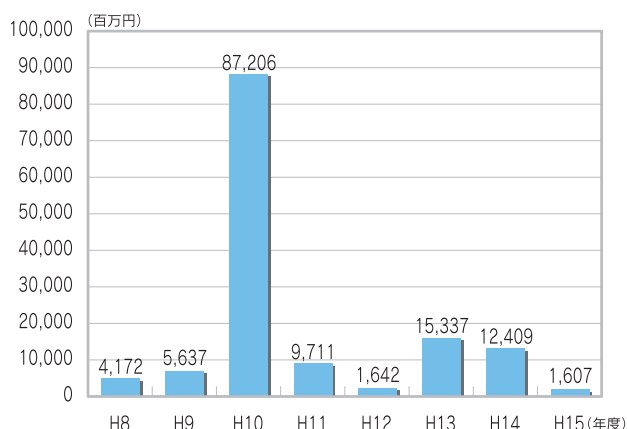
施策の目標

水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

現状と課題

- 新潟・福井豪雨や新潟中越地震等、近年全国各地において自然災害が多発しています。本県においても、豪雨や地震等の自然災害の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。
- 自然災害から県民の生命、財産を守るための施設整備が求められています。
- 災害発生後、救援・避難・復旧活動の拠点となる公共施設や道路の整備、耐震化は着実に進んでいますが、必ずしも十分とは言えません。

台風や大雨等による被害額



※栃木県の水害による一般資産、公共土木施設、山地災害被害額の合計
県土木部調べ

施策の展開

参照：第3部 P234～P235

治水対策の推進

地域の意見を反映させた河川整備計画や下水道計画に基づき、災害に強い河川の整備や都市内の雨水排水施設整備を推進するとともに、事業中の多目的ダムの建設促進や、既存河川管理施設の適正な維持管理や運用により河川の安全性を確保します。

- 流域特性に応じた効率的、効果的な河川等の整備
- 破堤を防止するための堤防強化対策の実施

土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等に対する土砂災害防止施設の整備を推進し、土砂災害の未然防止を図るとともに、避難場所や災害時要援護者施設等の安全性を確保します。

治山対策の推進

災害により被災した荒廃山地の復旧と併せ、防災機能の高い森林の整備を進め、山地災害の未然防止を図ります。

防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

防災拠点となる公共建築物等の耐震化を図るとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路等を確保します。

また、災害直後から応急活動を円滑かつ確実に行うため、緊急輸送道路に指定した道路等の整備を推進します。

- 緊急輸送道路の橋梁耐震化

成果指標

(施策の達成状況を見る尺度)

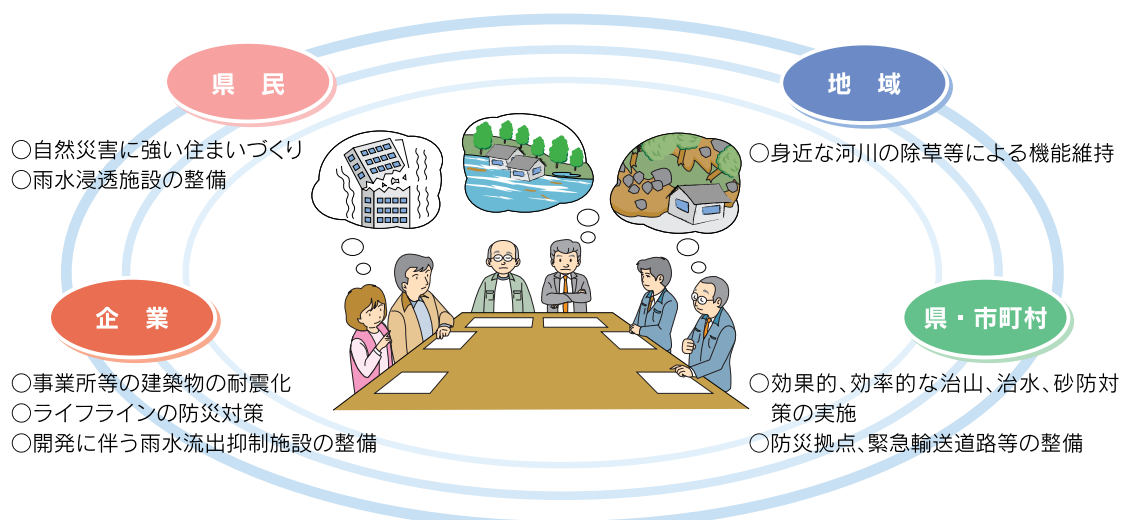
成果指標名	概ね10年前	概ね5年前	基準	目標	長期目標
災害に強い河川 ^{※1} の整備率	47.6 % (H6)	55.7 % (H11)	60.7 % (H16)	62.5 % (H22)	64.0 % (H27)
土砂災害危険箇所 ^{※2} の整備率	16.9 % (H6)	20.0 % (H11)	23.3 % (H16)	26.3 % (H22)	29.1 % (H27)
山地災害危険地区の整備率	36.8 % (H6)	40.2 % (H11)	43.8 % (H16)	47.5 % (H22)	51.0 % (H27)

※1 時間雨量30～50mm程度の雨を安全に流下することができる河川

※2 土砂災害が発生するおそれのある箇所では人家が5戸以上あるいは、公共施設の立地する場所



期待される主な主体の役割



1 “県民との協働による県政”を推進する

少子高齢化や価値観の多様化が進む今日、複雑・高度化する行政ニーズに対応し、きめ細やかで質の高いサービスを効果的・効率的に提供していくためには、「新たな“公（おおやけ）”を拓く」という考え方に立ち、県民と県とが連携・協力していくことが必要です。

県民一人ひとりとはもとより、ボランティアやNPO、企業など“とちぎ”づくりの多様な主体との相互理解と適切な役割分担のもと“県民との協働による県政”を推進していくことで、県民満足度の高い県政を実現することができると考えます。

このため、県民が主役となる県政運営を目指すための「自治基本条例」の制定に向けた検討を進めるなど、説明責任の徹底と県民の積極的な県政参画による開かれた県政を推進し、県民との間に信頼と責任あるパートナーシップを構築します。

そして、その強固なパートナーシップのもと、県民と目的意識を共有し、相互の特性を認識・尊重しながら連携・協力する県政を推進していきます。

(1) 県民とのパートナーシップの構築

① 説明責任の徹底

情報公開制度の適正な運用に引き続き取り組むとともに、とちぎ政策マネジメントシステムを始めとした各種の評価制度を活用して、県政の成果と課題等に関する情報を積極的に発信します。また、ホームページの充実を図っていくほか、テレビ・ラジオの県政番組の放送や広報紙「とちぎ県民だより」の配布などの幅広い広報活動を実施し、県民との確かな信頼関係を築く基礎となる説明責任の一層の徹底を図ります。

② 県民の県政参画の促進

県政モニター制度を充実するとともに、「とちぎ元気フォーラム」や「知事にアクセス」など、県民から直接意見を伺う広聴活動を積極的に実施します。さらに、県政世論調査や県民満足度調査などを実施し、県民の意見やニーズを的確に把握して政策立案等に活かしていきます。

また、各種審議会等における公募委員を拡充するほか、県民生活に広く影響を与える県の基本的な計画の策定等に当たっては、県民から意見を募集するパブリック・コメント制度を活用するなど、県民の多様な意見を県政に反映させていきます。

(2) 積極的な協働の推進

① 協働の基盤づくり

県民と県とのしっかりとしたパートナーシップのもと、協働による“とちぎ”づくりを進めていくためには、“とちぎ”づくりの多様な主体の自発的な活動を促進していくことが必要です。

このため、活動に関する人と情報の交流拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能を充実し、多様な主体間のネットワークを構築するほか、NPO等の組織基盤の強化を図ります。

さらに、協働の意義や手法等について理解を深めるための講座等の開催や協働の具体的な取組事例の紹介による意識醸成など、市町村とも連携しながら、協働を進めていくための基盤づくりに取り組みます。

② 多様な協働の展開

民間の活力やノウハウなどを県の業務執行に取り入れ、多様で質の高いサービスを提供していくため、NPOやボランティア、企業等と連携・協力しながら幅広く協働を進めていきます。

さらに、地域の特性を踏まえながら、協働による新たな価値の創造を目指し、県民から協働の提案を受けて事業を展開していく手法や全県的に協働を推進する仕組みの構築などに取り組みます。



とちぎ元気フォーラム

2 “地方分権時代をリードする県政”を推進する

地方分権時代において、市町村は、自立性の高い行政主体にふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、暮らしやまちづくりなど住民に身近な行政サービスを提供していくことが求められ、そして県は、こうした市町村と連携・協力しながら、県民の自己実現を可能とする地域社会を形成していく必要があります。

そのため、県は、市町村の自主性を尊重し、権限移譲などを積極的に進めることによって、地域のニーズに即した市町村行政が実現されるよう支援するとともに、市町村域を越えた行政課題への対応や市町村間の連絡調整など、広域自治体としての役割を積極的に担い、“とちぎ”の新たな魅力や活力を創出していきます。

さらに、近隣県との連携や独創的・先進的な取組を進めることによって、地方分権の実現のために積極的に行動していきます。

こうした取組を進めることで、市町村が真に輝きを放つ、地方分権時代の県政を推進していきます。

(1) 市町村重視の県政の推進

① 市町村の自主性・自立性の向上に向けた支援

市町村が、地域における総合的な行政主体としての役割を果たしていけるよう、県の権限の積極的な移譲や県と市町村間の人事交流、市町村の行財政基盤確立に向けた「総合的助言制度」の活用などにより、住民ニーズに的確に対応できる市町村の自主的で効率的な行財政運営を支援します。

また、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に基づき、引き続き自主的・主体的な市町村合併を推進します。

さらには、住民がそれぞれの地域に誇りと郷土愛を持ち、そして全国や世界に向けて魅力を発信できるよう、地域資源の発掘や新たな活力の創出など市町村による個性あふれる地域づくりを支援します。

② 広域的機能の発揮

市町村との適切な役割分担のもと、市町村域を越えて展開すべき産業の振興や雇用対策、防災対策、社会資本の整備、教育や医療における人材の確保、さらには専門性の高い高度医療や先端的な試験研究など、広域自治体として戦略的かつ効果的な行政を展開します。

また、新たな行政ニーズや全県的な課題への対応、本県の将来のあるべき姿の実現などについて、県と市町村とが連携して取り組んでいくため、市町村長会議や政策懇談会などを開催します。

さらには、将来の道州制の導入等も見据え、地方分権時代にふさわしい広域自治体としての役割を発揮できるよう、本庁から出先機関への権限移譲などを進めます。

(2) 地方分権時代に向けた積極的な対応

経済活動や住民生活の広域化等に伴い、都道府県の区域を越えて対応すべき行政課題が増えています。

こうした動きや課題に的確に対応していくため、「21世紀FIT構想」（福島県、茨城県、栃木県及び県際地域市町村）や「両毛広域都市圏総合整備事業」（群馬県、栃木県及び両毛地域市町村）において、これまで進めてきた県際地域のポテンシャルを生かした先導的拠点の形成や一体となったまちづくり・観光振興などについての近隣県連携を一層緊密なものとしていくとともに、北関東自動車道の全線供用によって拡大する高速交通ネットワークや進展する高度情報ネットワークなども積極的に活用し、災害対策や環境保全対策など様々な分野におけるさらなる広域連携を進めます。

また、市町村合併が進展する中で、国と地方を通じた効率的・効果的な行政体制の構築や都道府県域を越えたブロック単位での地域戦略策定の必要性などの観点から、道州制などの新たな広域自治制度のあり方が議論されており、本県としても、積極的に検討を進めていきます。

こうした取組を通じて、独創的で先進的な政策の形成を図るとともに、規制緩和や税財源・権限移譲などについても国に対して必要な提言を行うなど、真の地方分権型社会の実現に向けて積極的に行動していきます。

さらには、地方分権等国政全般の改革や東京一極集中の是正、我が国の災害対応力の強化を図るため、引き続き「栃木・福島地域」への国会等の移転の実現に向け、地元市町や関係府県と連携した取組を進めていきます。



5県（群馬・茨城・福島・新潟・栃木）知事会議

厳しい行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、これまでも増して力強く、行財政改革を進めていく必要があります。

そのため、県は、県民益の最大化を図る観点から、政策評価システムの適切な運用等による施策の重点化を図るとともに、行政と民間の役割分担や各種規制のあり方などを常に問い直していきます。

また、限りある行政資源を有効に活用するため、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、簡素で機動的な組織体制の整備や職員の政策形成能力の向上などを図っていきます。

こうした取組を「栃木県行財政改革大綱」に基づき着実に進めるなど、効率的で効果的な県政運営に努めていきます。

(1) 選択と集中による業務の推進

① 政策評価システムの有効活用

“県民生活がどのように改善されたか”という成果の視点から、県が実施する各種施策を評価・検証する「とちぎ政策マネジメントシステム」の有効活用を図り、新たな課題や重点的に取り組むべき事項を明確にすることによって、効率的で効果的な政策形成を図ります。

② 事務事業の見直し

社会経済情勢の変化や地方分権の進展などにともない、県の果たすべき役割や県として実施すべき業務が大きく変化してきています。県の行っている業務のあり方について、日々の行政活動の中でその必要性や意義を問い直し、真に必要な業務に集中できるよう、継続的に事務事業の見直しを実施します。

③ 多様な民間活力の活用

県民のニーズに対応した質の高いサービスを効率的に提供するために、これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識や技術力、企画運営力、維持管理ノウハウなどを活用した方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについて、アウトソーシングを推進するなど、企業やNPOなどの民間活力の積極的な活用を図ります。

(2) 職員と行政組織の活性化

① 職員の意識改革と人材育成

行財政改革を全庁を挙げて推進していくにあたっては、まず職員全員が改革の必要性・重要性について共通の認識を持つことが大変重要です。そしてコスト意識やスピード重視、成果重視の徹底を図るなどの意識改革に努め、全庁を挙げての県民サービス向上運動や日々の業務の中での「改善のための気づき」を促す取組を進めていきます。

また、前例にとらわれない自由な発想に基づき、県民サービスの向上につながる効果的な施策を企画立案する能力や問題解決能力を備えた人材の育成にも力を入れます。

② 地方分権時代にふさわしい組織体制の構築

県民中心、市町村重視の県政運営を推進し、新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、各部局の予算編成における裁量の拡大や、県民や市町村により身近な出先機関への権限の移譲など、県庁内分権を進めるとともに、新たな定員管理計画に基づく適正な定員管理と適材適所の職員配置を行い、簡素で効率的な政策形成型組織の構築を図ります。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

① 自律的な財政運営に向けた取組の推進

今後、県の財政状況は一層厳しさを増すと見込まれる中で、総合計画で掲げた施策を着実に推進するためには、中期的財政運営の指針となる向こう5年間の「中期財政収支見込み」を作成するほか、将来世代に重い負担を残さないという観点から、県債に依存しない財政構造を確立するため、中長期的に県債残高を減らしていく目標値を設定するなど、自律的な財政運営に向けた取組を推進します。

② 歳出の抑制と税収入等の確保

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事業の見直しや公共事業のコスト削減、執行体制のスリム化など、歳出の抑制を図ります。

また、地域産業の活性化など県税収入の増加に結びつく施策を推進するとともに、県税滞納額縮減の取組や未利用財産の積極的な処分を進めるほか、広報媒体等を活用した広告収入の確保や県が提供するサービスの受益者負担の適正化を検討するなど、税収入等の確保に努めます。

中期財政収支見込み



第3部

“とちぎ”づくりプログラム

第2部の「基本政策」に基づき、計画期間内に実施する具体的な取組を、単位施策ごとに明らかにしています。

◆
基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり

◆
基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり

◆
基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり

◆
基本目標4 快適でにぎわいのある交流地域づくり

◆
基本目標5 安心の暮らしを支える環境づくり

基本目標 1

知恵にあふれ心豊かな人づくり

〔教育・文化〕

政策 11

多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい 青少年を育成する

- 111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実……………171
- 112 心の教育の推進……………172
- 113 健康な体づくりと学校安全教育の充実……………173
- 114 個性を生かす特色ある教育の充実……………174
- 115 自立した青少年の育成……………175
- 116 青少年を取り巻く環境の整備……………176

政策 12

生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する

- 121 生涯学習の推進……………178
- 122 県民文化の振興……………178
- 123 県民総スポーツの推進……………179

111 学ば力をはぐくむ教育の充実

参照：第2部 P38

111-1 基礎的・基本的な学力の向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
学習指導の改善・充実	◇教員の指導方法、指導技術等の改善・充実を図り、児童生徒にとってわかりやすい授業を提供します。 ◇少人数学級・少人数指導を推進し、習熟の程度に応じた指導等、個に応じた指導の充実を図ります。 ◇児童生徒の個に応じた適切な指導を行うため、補充的な学習や発展的な学習の推進を図ります。 ◇外部人材との連携を図った授業など、児童生徒の興味・関心を喚起するための指導体制の充実を図ります。	教委学校教育課 教委教職員課
児童生徒の学習意欲の向上	◇各学校が家庭と連携を図り、予習・復習等の家庭学習の習慣化を図ります。	

111-2 特別支援教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
教育内容・方法の工夫改善	◇通常の学級に在籍する発達障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導計画を作成し、指導の体系化を図ります。 ◇小・中学校や盲・聾・養護学校の教員を対象に、内地留学や特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育の推進者を育成します。	教委特別支援教育室
交流及び共同学習の推進	◇盲・聾・養護学校の幼児児童生徒が居住地域において、小・中学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にするための交流及び共同学習を推進します。	
養護学校の機能強化	◇特色あるコースの展開や産業現場等における実習の実践など、自立し社会参加するために必要な進路指導、職業教育を充実します。 ◇障害のある児童生徒が障害種にとらわれずに身近な地域において専門的な教育を受けられるよう、養護学校の機能強化について検討します。 ◇発達障害児を含め障害のある生徒の職業的な自立に向けた多角的な検討を進めます。	

111-3 教員の資質向上と適正配置

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
教員の採用方法の改善	◇個に応じたきめ細かな実践的指導力など、優れた資質能力を持った教員を採用できるよう、面接内容の工夫など採用方法を改善します。	教委教職員課
教員研修の充実と教員評価システムの確立	◇初任者研修などの総合教育センターでの研修、長期の社会体験研修、内地留学等の教員研修を充実し、教員の資質能力の向上を図り、更にリーダーシップを持った視野の広い教員を育成します。 ◇幼稚園・保育所・小学校教職員の連携を図る研修を実施し、幼稚園・保育所から小学校への円滑な教育の接続に生かします。 ◇研修と連動した適正な教員評価システムの確立を図ります。	教委総務課 教委教職員課 教委学校教育課
教員の適正配置と定数の改善	◇個に応じたきめ細かな指導ができるよう、教職員の定数改善や非常勤講師の活用など教職員の適正な配置を推進します。	教委教職員課

111-4 学校施設・設備の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
耐震補強及び大規模改造	◇県立学校の耐震補強工事を計画的に推進します。 ◇県立学校施設の老朽化に対応した大規模改修を行います。	教委施設課
県立学校校舎及び設備等の整備	◇建物の耐用年数が近い学校について実態調査を行い、中長期的な対応を検討します。 ◇南那須養護学校高等部の設置に伴い、高等部棟を整備します。 ◇教材及び情報関連機器などの設備を整備します。	
市町村立学校の施設整備に対する指導	◇多様な学習環境に対応できるような市町村立学校の施設整備に対する指導を行います。	

112 心の教育の推進

参照：第2部 P40

112-1 道德教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
教育活動全体を通じた道德教育の充実	◇道德の時間をはじめとして、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの特質に応じた道德教育を推進します。 ◇人間としての生き方やあり方についての道德教育を推進するための資料集や手引書を作成します。 ◇道德教育に関する研修を充実させ、教師の指導力の向上を図ります。 ◇読書習慣の形成・確立から自主的な読書活動に至るまで、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。	教委学校教育課
道德の時間の質の向上	◇様々な体験を生かした道德の授業を工夫し、児童生徒の内面に根ざした道德的実践力を育成します。 ◇他の教育活動との関連を図ったり心に響く読書教材を活用した指導を行ったりしながら、道德の時間の多様な展開を図ります。	
規範意識や道德性の育成	◇家庭への啓発を推進し、幼児教育の充実を図るとともに、あいさつ運動やボランティア活動を推進し、児童生徒の規範意識や社会性・他人を思いやる心などの道德性の育成を図ります。	

112-2 児童生徒への指導・援助の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
関係機関等との連携	◇家庭・関係機関との連携を図った取組事例等を研究し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解消に努めます。 ◇関係機関との連携を図りながら、いじめなどに対応するサポートチームの積極的な編成を奨励します。	教委学校教育課
「いじめ、不登校等対策チーム」等による学校支援の充実	◇いじめ、暴力行為、不登校等の多い学校に対して専門チームを派遣し、指導体制や児童生徒への対応の仕方について、指導・助言を行います。 ◇いじめ、不登校対策について、効果的な方法や実践事例などを継続的に研究します。 ◇スクールカウンセラーなどによる児童生徒や保護者、教員を対象とした来所相談や電話相談を充実し、児童生徒の社会的自立を促します。	
教員研修の充実	◇県内すべての公私立学校の児童・生徒指導担当者を対象とした全体研修会や教育事務所単位の研修会を開催し、学校の指導体制及び教員の指導力の向上に努めます。 ◇学校関係者、有識者等からなる委員会を開催し、本県の児童・生徒指導に関する幅広い提言を得ながら、児童・生徒指導のあり方について一層の充実を図ります。	

112-3 体験活動の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
職場体験等の充実	◇児童生徒が自らの生き方を見つめることができるよう、学校や地域の状況に応じた職場体験等の改善・充実を図ります。	教委学校教育課
コミュニケーション能力の育成	◇児童生徒のコミュニケーション能力を育成するため、異年齢集団を有効に活用した体験活動を充実します。	
豊かな心の育成	◇幼児や高齢者、障害のある人々などと交流する福祉体験や自然や環境に関わる自然体験の充実を図り、児童生徒の豊かな心をはぐくみます。 ◇児童生徒が発達段階に応じて必要な体験活動を行えるよう、小・中・高を通じた体系的な体験活動の充実を図ります。	

113 健康な体づくりと学校安全教育の充実

参照：第2部 P42

113-1 健康教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
学校保健委員会運営の活性化	◇児童生徒が生活行動をより良く改善し、健康の保持増進を図れるよう、各種研修会等において、学校、家庭及び地域社会との連携を促すための中核的な組織である学校保健委員会の活性化を促進します。 ◇「学校保健委員会マニュアル」や「学校保健活動推進マニュアル」の活用を促進します。	教委健康福利課
学校全体で取り組む性教育の推進	◇保健（体育）主事研修会や養護教諭研修会等において、「性教育指導プログラム集」を活用した授業の展開例等を紹介します。 ◇性に関する専門医等を学校に派遣し、学校における発達段階に応じた性教育の実施を支援します。	
食に関する指導の充実	◇各学校において、朝食の摂取を含め「食に関する指導」の年間計画を作成し、体系的に食育を推進します。 ◇「学校給食地場産物活用事例集」や「食に関する指導の手引」の活用を促進します。	

113-2 体力の向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
体力向上の推進	◇体力テストなどを通して体力向上に関する資料を作成し、児童生徒の発達及び体力の現状を把握します。 ◇作成・配布した資料等をもとに、発達段階に応じた健康の増進・体力の向上について啓発します。	教委スポーツ振興課
運動部活動の推進	◇地域や関係団体等との連携を図りながら、運動部への外部指導者の派遣を充実します。	

113-3 学校安全教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
教職員の危機管理意識の向上と児童生徒の安全対応能力の育成	◇各学校における危機管理マニュアルの充実及び危機管理に関する研修会を通して、教職員の危機管理能力の向上を図ります。 ◇日常生活に潜む様々な危険を予測し、児童生徒自らの確かな思考と判断に基づく適切な意志決定や行動の選択ができる力を育成します。 ◇学校や登下校時の通学路等を巡回警備する学校安全ボランティアなど、地域と連携した防犯体制を確保します。	教委学校教育課
防災教育の充実	◇火災や様々な自然災害等の危険についての理解を促すとともに、災害発生時において適切に行動できるための教育を充実します。	
交通安全教育の充実	◇道路等の危険や安全な通行に関する教育を充実します。 ◇自転車の正しい乗り方や自動車乗車時の安全な行動の仕方等、及び交通法規や運転者の義務と責任についての理解を促す教育を充実します。	

114 個性を生かす特色ある教育の充実

参照：第2部 P44

114-1 国際化・情報化等社会の変化に対応した教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
ふるさと学習等の推進	◇児童生徒が、本県の豊かな自然や伝統・文化を正しく知り、その価値を認識できるよう、ふるさとの「ひと・もの・こと」を題材にした学習を推進し、ふるさとを大切にする心を育てます。 ◇自然や身近な環境とふれあう体験を実施し、環境を大切にする心をはぐくみます。	教委学校教育課 教委総務課
国際化に対応した教育の充実	◇外国語による実践的コミュニケーション能力を育成し、国際化に対応できる人材を育てるため、外国語指導助手等を高等学校等に配置します。 ◇中高生を対象に1週間程度の英語キャンプを開く「イングリッシュ・フォーカス・ウィーク事業」を実施します。 ◇小学校で行われている英語活動の内容を提案・コーディネートできる「小学校英語活動推進者」を養成します。	
情報教育担当教員の指導力の向上	◇情報活用能力を育成するための情報教育担当教員の研修を充実し、教員の指導力向上を図ります。	

114-2 キャリア教育と産業教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
キャリア教育の推進	◇小・中・高校における連続性、一貫性のある学習プログラムを開発し、発達段階に応じた学習を充実することで、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。	教委学校教育課
インターンシップ・民間講師招へい事業の充実	◇一定期間企業等の中で自分の将来に関連のある就業体験を行うインターンシップや民間人等を講師とした授業を実施し、実際に産業界で使われている専門知識・技能の体験機会を充実します。	
科学技術高校の整備	◇工業及び情報に関する高度な専門知識・技術を習得でき、大学等への進学にも対応する科学技術高校を整備します。	教委学校教育課 教委施設課 教委総務課

114-3 魅力と活力ある県立学校づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
魅力と活力ある県立学校づくり	◇各県立学校の特色化・個性化を推進します。 ◇中高一貫教育校や総合選択制高校等の新しいタイプの学校の設置を推進します。 ◇男女別学校の共学化を推進します。 ◇県立高等学校再編後期実行計画（H22-26）を策定し、高校の規模と配置の適正化を図ります。	教委総務課 教委施設課 教委学校教育課

114-4 地域の教育力を活かした学校づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域社会との連携の充実	◇学校が、外部の人材（研究者、技術者を含む）を招へいして学習活動を展開するなど、地域社会と連携して児童生徒の興味・関心や知的探究心等を高めます。 ◇各界で活躍する人材による指導を参考に、教師の指導力の向上を図ります。	教委学校教育課
信頼される学校づくり	◇より一層信頼される学校づくりを推進する観点から、各学校の実情に応じた実効性のある学校評価を実施します。 ◇学校評議員制度の積極的な活用等充実を図ります。 ◇地域が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」の研究を進めます。	教委学校教育課 教委総務課

114-5 私学教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
私立学校の特色ある教育に対する支援	◇国際化・情報化に対応した教育を推進する私立学校に対し支援します。 ◇きめ細かな教育や体験学習、社会人の活用等の特色ある教育を実施する私立学校に対し支援します。 ◇特別支援を要する園児が就園する私立幼稚園に対し支援します。	文書学事課
私立幼稚園の子育て支援に対する支援	◇預かり保育を行う私立幼稚園に対し支援します。 ◇私立幼稚園の施設や教育機能を地域に開放し、交流の機会を提供する取組を支援します。 ◇子育て家庭の経済的負担の軽減のため、保育料の軽減を図る事業を推進する市町村に対し支援します。	
私立学校の運営経費等に対する支援	◇保護者の経済的負担の軽減と私立学校の経営の安定を図るため、私立学校の教育に必要な経常的経費に対し支援します。 ◇私立学校の教職員が加入する共済、退職金団体及び私学関係団体にに対し支援します。 ◇私立学校が行う授業料減免事業に対して支援します。	

114-6 大学等における高等教育の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
高等教育機関の連携促進	◇県民の多様化する就学・学習ニーズに対応し、県内の高等教育機関がそれぞれの特色を活かしながら魅力あふれる教育の機会を提供できるよう、相互の連携を促進し、高等教育の充実を図ります。	企画調整課

115-1 県民総ぐるみ運動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
ルネッサンス運動の展開	◇運動推進県民大会の開催やテレビ・ラジオ番組の制作・放送等の啓発事業の一層の充実を図ります。 ◇県民に対し青少年に関する情報を積極的に提供するとともに、青少年育成団体などの支援を図り、「とちぎ心のルネッサンス」運動への参加を促進します。 ◇運動賛同団体などの青少年育成のための活動状況をまとめた「とちぎ心のルネッサンス」運動年間行動計画の策定を促進します。	女性青少年課
青少年育成活動の促進	◇地域での青少年育成活動を支援し、地域の教育力の活性化を図ります。 ◇「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及に努め、広く家族ふれあいの場などを充実し、家庭の教育力の活性化を図ります。	

115-2 家庭教育支援の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
家庭教育指導者の養成及び活動支援	◇地域で家庭の教育力の向上を図るボランティアである家庭教育オピニオンリーダー等家庭教育指導者を養成し、その活動を支援します。 ◇市町村等関係機関と連携し、地域で家庭教育支援を行う団体を支援します。	教委生涯学習課
家庭教育の啓発及び学習機会の提供	◇親学習プログラムの活用を促進するなど、家庭教育に関する学習機会を拡充します。 ◇家庭教育資料を作成・配布するなど、家庭教育の重要性について啓発します。	
家庭教育相談体制・相談活動の充実	◇ホットほっと電話相談（家庭教育ホットライン、いじめ相談さわやかテレホン）を実施し、家庭教育に関する電話相談を充実します。 ◇メール等による相談窓口を設置し、相談体制を拡充します。 ◇多様化する相談に的確に対応するため、相談員の資質向上を図るための研修を実施します。	

115-3 地域教育機能の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
青少年育成推進体制の充実	◇青少年育成市町村民会議の設立を促進するとともに、青少年育成団体などの活動を支援し、連携強化を図ります。 ◇「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」等を推進し、学校・家庭・地域社会が連携協力して、地域で子どもをはぐくむ環境づくりを進めます。 ◇図書館、学校などの関係機関、民間団体などの関係者からなる子どもの読書活動の総合的な推進体制を充実します。	女性青少年課 教委総務課 教委生涯学習課
青少年育成指導者の養成	◇PTA指導者研修や子ども会指導者研修などを実施し、地域の青少年育成指導者を養成します。	教委生涯学習課

115-4 人材育成の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
青少年リーダーの育成	◇地域の青年リーダーを育成するため、多彩なカリキュラムによる研修を行い、人間性の向上と郷土に貢献していくためのスキルアップを図ります。 ◇体験活動・交流活動事業や青少年リーダー研修等をととして、青少年リーダーを育成します。	女性青少年課 教委生涯学習課
青少年団体の活動支援及び連携強化	◇ジュニアリーダースクラブ等青少年団体に対し情報提供・相談を行い、一層の活動支援の充実を図ります。 ◇青少年教育事業活性化協議会の実施等をととして、関係団体との連携を強化します。	教委生涯学習課
青少年教育施設の再編整備と青少年活動の充実	◇老朽化した青少年教育施設を統廃合し、新しいタイプの青少年教育施設の整備検討を行います。 ◇青少年に体験活動や交流活動の場と機会を提供し、青少年活動を促進します。 ◇青少年教育施設において自然体験、生活体験活動事業を推進します。	

116 青少年を取り巻く環境の整備

参照：第2部 P48

116-1 非行防止対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
啓発活動の充実	◇7月及び11月の青少年の健全育成に係る強調月間を中心に各種啓発事業を実施し、県民意識の高揚を図ります。 ◇薬物乱用防止等非行防止に関する情報発信機能を充実強化し、社会全体での取組を支援します。 ◇薬物乱用防止教室等の開催や薬物乱用防止啓発演劇の上演、小・中・高校生へのリーフレットの配布等により、児童生徒の意識啓発を図ります。 ◇薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を開催します。	女性青少年課 警察少年課 業務課
補導活動の充実	◇少年相談、街頭活動、被害少年の支援等非行防止啓発活動を強化します。 ◇少年警察ボランティア（少年指導委員）の資質向上を図り、不良行為少年の発見を目的とした街頭活動の強化と少年の規範意識の向上を図ります。	警察少年課
指導相談機関等の機能充実と連携強化	◇研修会や連絡会議等の実施による指導相談機関等の機能充実と相互の連携強化を図ります。 ◇少年相談室の整備と相談体制を強化し、より身近な場所で少年問題に関する専門員による指導助言を行います。 ◇少年補導職員等相談員の資質向上を図り、少年へのカウンセリング等継続的な支援の充実を図ります。	女性青少年課 警察少年課

116-2 社会環境浄化活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
青少年育成のための良好な社会環境づくりの推進	◇青少年に良好な社会環境づくりへの理解を促進します。 ◇優良興行・図書等の推奨や有害興行・図書等の指定を行い、青少年育成を阻害するおそれのある有害環境の排除を促進します。 ◇ビデオ・雑誌自販機及び関係事業所等への広域的な立入調査を実施します。 ◇少年警察ボランティア（少年指導委員）の資質向上を図り、環境浄化を目的とした街頭活動の強化と少年の規範意識の向上を図ります。 ◇児童買春児童ポルノ法等少年関係法令の適切な運用による指導取締りを徹底し、清浄な環境づくりを推進します。	女性青少年課 警察少年課

121 生涯学習の推進

参照：第2部 P52

121-1 生涯学習の推進体制の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
市町村、大学等高等教育機関及び民間団体との連携	◇市町村及び大学等高等教育機関、民間教育事業者等と連絡会議を開催し、連携協力の強化を推進します。	教委生涯学習課
社会教育施設の充実と利用促進	◇図書館資料の充実を図るとともに、利用者サービスの向上を図ります。 ◇歴史や自然などの学習活動の場として、県立博物館の機能を充実します。	教委生涯学習課 文化振興課

121-2 多様な生涯学習活動の支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
学習機会の提供及び生涯学習ボランティア活動の支援	◇県立学校の教育機能を開放し、学習機会を提供する「アカデミアとちぎ」を実施します。 ◇学習の成果を活かしたボランティア活動の紹介や相談を行うなど、生涯学習ボランティアセンターの機能を充実します。	教委生涯学習課
社会教育指導者の養成・研修	◇社会教育主事有資格者をはじめ女性教育指導者や青少年指導者等、社会教育指導者の計画的な養成を行います。 ◇社会教育指導者の資質向上とその活動を支援するため、PTA指導者や人権教育指導者等を対象に研修を実施します。	
学校・家庭・地域社会等のネットワークの充実	◇市町村等社会教育関係機関との連携協力体制の充実を図ります。 ◇学校・家庭・地域社会の連携を促進する社会教育主事有資格者や女性教育指導者等の地域教育指導者の活動を支援します。 ◇学習の成果をボランティア活動、地域社会の発展などに活かすための体制づくりを支援します。	

122 県民文化の振興

参照：第2部 P54

122-1 多彩な文化活動の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
文化の鑑賞・発表機会の充実	◇県総合文化センターにおける「とちぎ舞台芸術アカデミー」等の文化事業を支援します。 ◇県民の多様な芸術活動の発表の場として、県芸術祭を開催します。 ◇児童生徒が芸術文化公演を鑑賞したり体験できる機会を充実します。 ◇県立美術館及び県立博物館での企画展等を通じて、文化・芸術についての理解や関心を深めるとともに、国内外の優れた美術等の鑑賞機会を提供します。 ◇県立美術館の耐震化補強も含めたりリニューアルを実施します。	文化振興課 教委生涯学習課
文化の担い手の育成・支援	◇本県文化の振興に著しい功績のあった文化功労者の表彰を実施します。 ◇県内の芸術文化団体を支援し、その育成を図ります。 ◇新進音楽家コンクール「コンセールマロニエ21」等を開催し、若手の人材の育成を図ります。 ◇児童生徒の学校における文化活動を促進します。 ◇文化芸術振興のための基本条例制定の検討を行います。	

122-2 文化財の保存・活用

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
文化財保存に対する支援	◇県内各地の文化的な遺産の調査、指定等を推進し、文化財としての保存を図ります。 ◇国・県指定等文化財の保存修理事業や防災対策事業、史跡の保存整備事業等を支援します。 ◇地域で行われている民俗芸能や伝統行事等の保存・継承を支援します。	教委文化財課
文化財の活用促進	◇インターネット等の活用により、県内の指定等文化財に関する情報を県民に広く提供します。 ◇風土記の丘資料館の企画展示や体験学習など各種講座を充実させるとともに、県立博物館と連携して企画展等を実施します。 ◇指定文化財を訪れる人々の理解促進のため、文化財説明板等の設置を促進します。	教委文化財課 文化振興課
日光杉並木街道保護対策の推進	◇並木杉の樹根を保護するため保護用地の公有化を推進するとともに、保護用地のモデル的な活用事業を進めます。 ◇並木杉の自然環境調査に基づき策定した「日光杉並木樹勢回復事業計画」により、効果的な樹勢回復事業を実施します。 ◇杉並木オーナー制度を県内外に普及します。 ◇「日光杉並木街道」の世界遺産登録に向けて環境を整備します。 ◇会津西街道、例幣使街道、日光街道等のバイパス整備と街道復元整備を推進します。	教委文化財課 道路建設課 道路維持課

123 県民総スポーツの推進

参照：第2部 P56

123-1 生涯スポーツ活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
参加機会の充実	◇スポーツに参加する機会を増やすため、「栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の充実に努めます。 ◇総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。	教委スポーツ振興課
指導者の養成と確保	◇総合型地域スポーツクラブの設立や運営、活動等を効率的に支援する広域スポーツセンター機能を充実します。 ◇総合型地域スポーツクラブ育成の核となるクラブマネジャーを養成します。	

123-2 競技スポーツレベルの向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
選手強化対策の充実	◇強化練習会や大会等への派遣を充実し、選手の育成・強化を積極的に推進します。 ◇高等学校指定・重点運動部強化事業を充実します。 ◇地域の特性を生かしたスポーツの育成を図ります。	教委スポーツ振興課
指導者養成及び指導体制の整備	◇各競技の特性に応じた一貫指導マニュアルの作成、各種指導者研修会の開催、及び中央研修会等への派遣を推進します。 ◇ジュニア期からの一貫した指導体制の確立を図ります。	

123-3 公共スポーツ施設の整備促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
公共スポーツ施設の整備促進	◇県体育館の移転によるスポーツ拠点施設の整備検討を行います。 ◇公共スポーツ施設の効率的な管理運営を図ります。	教委スポーツ振興課

基本目標 2

いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

政策
21

一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

- 211 人権尊重の社会づくり……………181
- 212 男女共同参画社会の実現……………181

政策
22

互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

- 221 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり……………183
- 222 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進……………185
- 223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現……………186
- 224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり……………187

政策
23

健やかで安心な生活を守る

- 231 健康づくりと疾病予防対策の推進……………189
- 232 安心で良質な医療の確保……………190
- 233 食品の安全と生活衛生の確保……………192

211 人権尊重の社会づくり

参照：第2部 P60

211-1 人権意識の高揚

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
人権教育・啓発の推進	◇市町村等関係機関と連携しながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等、様々な人権課題に関する啓発資料の作成・配布、講演会・イベント等の開催など、幅広い啓発事業を実施します。 ◇人権意識の高揚を図る教育を充実するとともに、各種指導者研修会等の開催により指導者を養成します。 ◇人権に関する啓発冊子や視聴覚教材、講師等に係る情報をデータベース化し、広く活用できるようホームページ等により発信します。	人権司政課 女性青少年課 国際交流課 児童家庭課 高齢対策課 障害福祉課 健康増進課 教委総務課 教委学校教育課 教委生涯学習課

211-2 人権侵害の未然防止と被害者支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
相談・支援体制の充実	◇DVに関する相談・支援の窓口となる市町村のDV相談支援センターや児童虐待に関する地域の福祉・保健・教育などの関係機関をネットワーク化する市町村の要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。 ◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な者を支援します。	児童家庭課 高齢対策課 障害福祉課 健康増進課 医事厚生課

212 男女共同参画社会の実現

参照：第2部 P62

212-1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
制度慣行の見直しや意識改革の推進	◇男女共同参画地域推進員の活動の支援等を通して、固定的役割分担意識の解消と社会の慣習・慣行の是正に向けた啓発を推進します。 ◇地域における男女共同参画を推進するためのリーダーを養成します。 ◇市町村や団体等との連携によるネットワークを構築するとともに、事業所における男女共同参画の取組を支援します。	女性青少年課
互いの性を尊重する意識づくりの推進	◇男女の人権を尊重する観点から、性を大切にする意識づくりを推進します。	女性青少年課 教委学校教育課
教育・学習の充実	◇男女平等の視点に立った学習指導・進路指導の充実を図ります。 ◇子どものうちから男女共同参画の意識を育てるため、成長期に応じた教育や啓発を推進します。 ◇とちぎ男女共同参画センターなどを活用し、地域における多様な学習機会の充実を図ります。	女性青少年課 教委学校教育課 教委生涯学習課

212-2 女性がいきいきと参画できる環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画拡大の推進	◇県の審議会等への女性委員の参画を推進するとともに、市町村における政策決定過程への女性の参画を促進します。 ◇企業や団体、農林業や商工自営業、地域活動等における方針決定過程への女性の参画を促進します。 ◇女性の参画、活躍を支援するための総合的な情報提供を行うとともに、女性の人材育成、交流を図ります。	行政改革推進室 女性青少年課 産業政策課 経営技術課 林業振興課
女性に対する暴力根絶の取組の推進	◇DVを始めとする女性に対するあらゆる暴力を根絶するための普及啓発活動を推進します。 ◇DV対策基本計画に基づき、女性自立支援センター（仮称）を整備する等、DV被害者などの女性に対する相談支援体制の充実を図ります。	女性青少年課 児童家庭課

212-3 男女が共に輝く社会づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
家庭生活・地域活動における男女共同参画の推進	◇子育て、介護、家事等家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たすような意識啓発や学習機会の提供をします。 ◇男女がともに地域づくりに参画していくための普及啓発を行います。	女性青少年課
就業の場における男女共同参画の推進	◇働く意欲のある女性が能力を十分に発揮できるよう、研修会の開催や啓発資料の配付等を通して、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を促進します。 ◇働きがいのある農業経営を確立するため、経営方針や就業条件を明確にする家族経営協定の締結を推進します。	労政課 経営技術課
家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援	◇育児・介護休業等の取得促進や労働者の生活や健康に配慮した労働時間の設定推進など、男女が家庭生活と職業生活・地域活動との調和を保ちながら働き続けられるよう、事業主の理解を深めるための普及啓発を行います。 ◇仕事と家庭の両立に関する意識啓発を進めるための学習機会を提供するとともに、事業所への働きかけを行います。	労政課 女性青少年課

221 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

参照：第2部 P66

221-1 地域における子育て支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
社会全体で子育てを支える意識の醸成	◇各界各層の代表で構成する「子育て環境づくり推進会議」において、幅広い視点から、子育て環境づくりの推進のための対策を検討します。 ◇子育て情報誌「笑顔いっぱい」の発行や、テレビ、広報誌などを活用し、少子化や子育てに関する情報提供、家庭や地域の役割について意識啓発を図ります。 ◇子どもの人権尊重に関する啓発を行い、子どもの健やかな成長や発達を図ります。	児童家庭課 人権同対策課 教委総務課 教委学校教育課
家庭や地域における子育て支援サービスの充実	◇地域の子育て支援施設としての地域子育て支援センターや児童館などの整備を促進し、子育てに関する相談と情報提供、遊びを通じた子どもの健全育成を図ります。 ◇ファミリー・サポート・センターの設置等を促進し、地域の相互扶助による子育て支援を促進します。 ◇栃木県子ども総合科学館の展示機能や普及教育活動を充実し、子どもたちの科学する心や態度、創造性を育みます。	児童家庭課
保育サービスの充実	◇地域の実情に応じた保育所整備を促進します。 ◇低年齢児保育、延長保育、休日保育、障害児保育、特定保育など多様な保育サービスや幼稚園での預かり保育の充実を促進します。 ◇放課後児童クラブの設置促進や障害児の受入れ促進、開設日数の拡大など放課後児童対策を充実します。	児童家庭課 文書学事課 障害福祉課 教委学校教育課

221-2 援護を必要とする子育て家庭への支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応	◇市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。 ◇虐待を受けた児童に対して、医師やセラピストなどによる専門的な心のケアを行う情緒障害児短期治療施設の設置を促進します。 ◇児童相談所への児童福祉司の増員・資質の向上や教員・保健師等の専門職員の配置による複眼的な視点での児童虐待等への対応を図ります。	児童家庭課 教委学校教育課
児童福祉施設及び相談機関等の機能の充実	◇児童相談所における休日夜間の相談支援体制の充実、市町村との連携、児童養護施設等における相談機能の充実など、地域に密着した児童相談体制を充実します。 ◇健康福祉センター、婦人相談所、とちぎ男女共同参画センター等において、それぞれの専門性を活かした相談支援体制の充実を図ります。 ◇家庭環境に恵まれない子や被虐待児の自立支援のため、里親制度や退所後のケアを含めた児童養護施設の機能充実を促進します。	児童家庭課 女性青少年課 障害福祉課
ひとり親家庭に対する自立支援の推進	◇ひとり親家庭が日常生活などについて、身近なところで相談できるよう相談機能等を充実します。 ◇ひとり親家庭が安心して子育てや仕事を行えるよう家庭生活支援員の派遣や保育所への優先入所などの施策を促進します。 ◇母子家庭等就業支援センターやとちぎ男女共同参画センター等において母子家庭の母に対する就業支援を推進します。	児童家庭課 女性青少年課 職業能力開発課

221-3 母子保健医療対策の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
子どもや母親の健康の確保	◇妊娠中における健康教育等の充実、ハイリスク妊婦の早期把握・医療機関との連携により、安全な妊娠出産の確保を推進します。 ◇妊産婦や新生児に対する高度専門医療機能を担う総合周産期母子医療センターを中心に、地域の周産期医療機関との連携を強化するなど、周産期医療システムを充実します。 ◇乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療育、子育て家庭への支援のため乳幼児健康診査及び相談支援体制を充実します。 ◇乳幼児の突然死や事故防止、歯の衛生、栄養・食生活等の啓発事業により、乳幼児の健康づくりを推進します。	児童家庭課 医事厚生課 健康増進課
思春期保健対策の充実	◇思春期教室や思春期ピアカウンセリングによる性に関する正しい知識の普及啓発、思春期相談センターでの健康教育や悩み相談等を充実します。 ◇家庭や学校、地域保健等の連携を図りながら、性教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を充実します。	児童家庭課 健康増進課 薬務課 教委健康福利課
小児医療及び不妊対策の充実	◇子どもに対する医療費助成の充実により、子育て家庭への経済的な負担を軽減します。 ◇体外受精などの不妊治療の経費の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターなどにおける情報提供や相談体制を充実します。 ◇高度専門医療等の機能を持つ子ども医療センターや地域における小児救急医療体制など子どもの健やかな成長を支える小児医療体制を整備します。	児童家庭課 医事厚生課 健康増進課

221-4 職業生活と家庭生活の両立の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
男性を含めた働き方の見直し	◇事業主に対する情報提供や意識啓発により、子育てに参加しやすい職場風土づくりを促進します。 ◇「父子手帳」の配付や父親の子育てを支援する講座の実施、各種広報媒体を活用した意識啓発などにより、父親の育児参加を促進します。	児童家庭課 女性青少年課 労政課
仕事と子育ての両立の推進	◇次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の取組を支援するとともに、年次有給休暇や育児休業の取得促進などの労働条件の整備促進に努めます。 ◇子育てと仕事の両立を支援する先駆的取組を実施している事業所を表彰し、その取組を普及促進します。 ◇とちぎ就職支援センターにおいて出産や育児などで退職した女性の再就職を支援します。	

222-1 生きがいの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域活動を推進する高齢者の養成と生涯学習の場の確保	◇シルバー大学校において、地域における社会活動やボランティア活動などを実践する高齢者を養成します。 ◇とちぎ県民カレッジの開催や市町村が行う高齢者学級との連携・支援を進めます。	高齢対策課 教委生涯学習課
いきいき働く場の確保	◇福祉関係の事業や地域の特性を生かした事業など新たな就業分野の開拓を進めます。 ◇運営方法の指導・助言等の支援を行い、市町村シルバー人材センターの活性化を図ります。	高齢対策課
社会活動への参加促進	◇広く県民が参加し様々な世代が交流できるスポーツ・文化交流大会を開催します。 ◇伝統文化の伝承、世代間交流、ボランティアなど、高齢者の持つ豊かな知識や経験を生かした社会活動への参加を促進します。	

222-2 総合的な介護予防システムの確立

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
総合的な介護予防対策の推進	◇要支援者を対象とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの新予防給付を促進します。 ◇要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を対象とした介護予防事業や総合相談等を中心とする地域支援事業を促進します。	高齢対策課 健康増進課
高齢者向け住宅の整備	◇高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯が安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化に対応し、緊急時通報システムなどを備えた高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジングの整備を促進します。	住宅課
地域における包括的介護予防マネジメントの推進	◇地域における一貫性、連続性のある介護予防システムの中核となる地域包括支援センターの整備を促進します。 ◇主任介護支援専門員の養成と介護支援専門員の資質の向上を図ります。	高齢対策課

222-3 介護サービスの充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
介護サービス供給基盤の整備	◇在宅サービスを充実し、高齢者の自立した生活を支援します。 ◇自宅及び施設以外の多様な住まいの普及を図ります。 ◇地域の実情に応じて特別養護老人ホーム等の整備を促進します。	高齢対策課
介護サービスの質の向上	◇グループホームの外部評価を推進するほか、介護サービスの質の向上と利用者の事業者選択に資する介護サービス情報の公表を促進します。 ◇事業者及び施設に対する指導・監督を徹底します。 ◇介護保険施設の個室化やユニットケア化など生活環境の改善を推進します。 ◇認知症高齢者の権利の擁護と福祉サービス利用援助を推進します。 ◇高齢者虐待への対応のため関係機関と連携し、地域支援ネットワークの形成を図ります。	
地域密着型サービスの普及・定着の促進	◇住み慣れた地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護や定員30人未満の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスの普及・定着を図ります。	

223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現

参照：第2部 P70

223-1 障害者の自立の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
相談支援体制の充実	◇障害者の相談窓口となる市町村との連携を強化するとともに、広域的、専門的な観点から市町村の支援を行うことにより、障害者に対する相談支援体制の充実を図ります。 ◇発達障害者支援センターを中心に市町村や療育機関など関係機関と連携し、発達障害児者に対する相談支援、療育支援などの支援体制を充実強化します。	障害福祉課 健康増進課
ケアマネジメント実施体制の充実	◇相談業務従事者の人材育成やアドバイザーの派遣、広域的調整などの支援を実施し、ケアマネジメント実施体制の充実を図り、障害者個々の心身の状況などを踏まえた適切なサービスの給付を促進します。	
保健・医療・福祉の連携したサービス提供体制の充実	◇1つの施設で異なる障害を持つ人にサービスを提供できるよう施設の相互利用を促進します。 ◇医療機関や施設等と連携したサービス提供体制を促進し、障害者の地域生活を支援します。 ◇県北及び県南地域のリハビリテーション拠点施設の整備を促進するとともに、効果的にリハビリテーションが受けられるようにします。	障害福祉課 医事厚生課

223-2 障害者の安全で安心な暮らしの実現

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
グループホーム、ケアホームの充実及び日中活動の場の整備促進	◇障害者が地域で生活するための拠点となるグループホームや介護が必要な重度の障害者のためのケアホームの整備を促進します。 ◇授産施設や作業所など、障害者の日中活動の場を確保するとともに、就労支援を行い障害者の自立を支援する施設の整備を促進します。	障害福祉課 健康増進課
居宅介護事業等の充実と利用促進	◇ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの居宅支援サービスを提供する事業所について、地域バランスに配慮した整備を促進します。 ◇サービス供給従事者への研修等を充実し資質の向上を図ります。 ◇地域における障害児の放課後の活動の場を確保する障害児放課後対策の取組を支援します。	
権利擁護・安全確保対策の推進	◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な者を支援します。 ◇市町村と連携し、災害時の情報提供や避難誘導体制、犯罪から身を守るための体制等を整備します。	障害福祉課 消防防災課 医事厚生課

223-3 障害者の社会参加の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
スポーツ、文化芸術活動の振興	◇障害者スポーツ大会、障害者文化祭を開催します。 ◇障害者スポーツ指導員を養成し、スポーツ教室を充実します。	障害福祉課 健康増進課
就業・雇用の促進	◇障害者就業・生活支援センターの活動を充実するとともに、その整備促進を図ります。 ◇労働関係機関と連携し、企業に対して、障害者についての理解を促進するとともに、障害者雇用に関する情報提供を行い、障害者の雇用促進を図ります。	障害福祉課 健康増進課 労政課
情報・コミュニケーション支援及び外出支援体制等の充実	◇障害者の移動、コミュニケーションに必要な手話通訳者、要約筆記者等の養成を促進するなど、障害者が自らの意思で地域行事などに参加できるよう支援します。 ◇各種メディア等による障害者理解の啓発を行い、社会のバリアフリー化を推進します。	障害福祉課

224-1 総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
総合的なサービス供給体制の整備	◇身近な市町村でニーズに応じた総合的な福祉・保健・医療サービスの利用や相談が受けられるよう、体制の整備を促進します。 ◇健康福祉センターや児童相談所等各種相談機関の専門性を高め、県民や市町村等に対し、適切な情報提供やアドバイスのできる体制の充実を図ります。	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 児童家庭課
健康危機管理体制の充実	◇警察、消防、市町村などの関係機関、関係団体と県が連携しながら健康危機管理体制を充実します。	
福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	◇福祉サービス第三者評価推進機構の運営を支援し、福祉サービスの質の向上や利用者のサービス選択に資する第三者評価の実施とその結果の公表を促進します。 ◇介護サービスの質の向上や利用者のサービス選択に資する介護サービス情報の公表制度を促進します。 ◇地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図り、判断能力が不十分な高齢者や障害者が自立した生活を送れるよう支援します。	

224-2 社会福祉活動への県民参加の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域福祉の推進と福祉活動への県民参加の促進	◇市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画の策定及び計画に基づく地域福祉の推進に向けた取り組みを支援します。 ◇社会福祉協議会やとちぎボランティアNPOセンターなどによる意識啓発活動等を支援します。 ◇研修会や情報提供などを行うことにより民生委員や児童委員の活動を支援します。	医事厚生課 文化振興課
ボランティア活動への支援	◇ボランティア活動の拠点となるとちぎ福祉プラザボランティアルームやとちぎボランティアNPOセンターの活用を促進します。 ◇市町村における活動拠点となるボランティアセンターの整備を促進します。 ◇ボランティアリーダー、コーディネーターの養成研修等の実施やその配置など、ボランティア活動への支援を行います	

224-3 ひとにやさしいまちづくりの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民意識の啓発の推進	◇推進協議会による研修会や広報誌の発行、表彰の実施など、県民と一体となった啓発活動や情報提供活動を行います。 ◇「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」を意味するユニバーサルデザインの考え方について、県民や企業等へ普及啓発を図ります。	医事厚生課 建築課
県有施設・公共的施設等のバリアフリー化の推進	◇ハートビル法やひとにやさしいまちづくり条例に基づき、公共的施設の整備に対し指導助言を行い、バリアフリー化を促進します。 ◇県有施設、公営住宅等の公共建築物へのエレベーターの設置や段差解消などのバリアフリー化を推進します。 ◇段差解消や点字ブロック設置、無電柱化等による安全で快適な歩行エリアの整備や園路、広場の段差解消等による安全で快適に利用できる公園施設の整備を推進します。 ◇市町村や民間事業者等へ助成を行い、公共交通機関（駅エレベーター設置、ノンステップバス導入）、市街地等のバリアフリー化を促進します。	医事厚生課 交通対策課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 住宅課 建築課

224-4 保健・医療・福祉を支える人材の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
看護職員、介護職員の養成の確保	◇看護師等養成所や介護福祉士等養成所に対する支援及び指導を行い、質の高い看護職員、介護職員の養成を図ります。 ◇訪問介護員養成研修指定事業者に対し、研修内容の相談や指導を行い、質の高い訪問介護員の養成を図ります。	保健福祉課
看護職員、介護職員の県内定着や再就業の促進	◇看護師等養成所、介護福祉士等養成所の学生に修学資金を貸与することにより、県内の看護・介護職員の安定確保を図ります。 ◇福祉人材・研修センターやナースセンターにおいて求人情報のネットワーク化や看護職、介護職に関する情報提供、就職相談等を行い、円滑な再就業を促進します。 ◇病院内保育施設の運営に対する支援を行い、看護職員の離職防止と再就業の促進を図ります。	保健福祉課 医事厚生課 労政課
看護職員、介護職員の資質の向上	◇有識者や県医師会、県看護協会等の関係機関で構成する看護職員資質向上推進委員会において効果的な研修計画や需給対策等について検討し、質の高い看護職員の確保を図ります。 ◇看護職員実務研修の実施や専任教員の養成講習会派遣により、看護職員の資質の向上を図ります。 ◇健康づくりセンターや福祉人材・研修センターにおいて地域保健に携わる職員や介護職員等への業務別専門研修等を実施し、資質向上を図ります。	保健福祉課

231 健康づくりと疾病予防対策の推進

参照：第2部 P76

231-1 健康づくりの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
健康づくりの推進	◇とちぎ健康21プランの普及を図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。 ◇運動・身体活動を通じた健康づくりや食育などを通じた食生活の改善を図ります。 ◇受動喫煙防止の環境づくりや禁煙支援、多量飲酒の防止などの喫煙飲酒対策を推進します。 ◇こころの健康に関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実など、こころの健康づくりを推進します。 ◇8020運動の推進など歯科保健の充実を図ります。	健康増進課
健康診査の受診率向上と保健指導の充実	◇基本健康診査やがん検診の受診率を向上させることにより、疾病や生活習慣病の早期発見を図ります。 ◇健康診査未受診者に対する受診の勧奨、未治療者や治療中断者に対するフォローアップなど、県民に対する保健指導の充実を図ります。	
生活習慣病対策の総合的推進	◇がん検診の推進による早期発見、がんセンターを中心とした治療の推進などがん対策を推進します。 ◇健診後の指導の充実や治療の早期実施、継続的な治療による病気の進行と合併症の予防などの糖尿病対策を推進します。 ◇専門医の確保、リハビリテーション体制の整備等の脳卒中専門医療機関等の機能充実や消防機関等と連携した救急搬送体制の確立による脳卒中早期治療体制の充実などの脳卒中対策を推進します。 ◇メタボリックシンドロームの概念の普及定着と予防を推進します。 ◇がんや脳卒中の発生动向把握等の生活習慣病に関する調査を実施します。	健康増進課 医事厚生課 障害福祉課

231-2 疾病予防対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
感染症対策の推進	◇感染症発生动向調査委員会などによる感染症発生状況の把握や、その状況を踏まえての迅速な対応に努めるなど、SARSや鳥インフルエンザ等の動物由来感染症も含め、総合的な感染症対策を図ります。	
結核対策の推進	◇予防の適正化、きめ細かな個別対応、地域格差への対応などを基本とした効率的な結核対策を推進します。 ◇保健所、医療機関等が連携したDOTS ^{※1} 事業を実施します。 ◇高齢者や医療機関従事者、社会福祉施設入所者など、発病のリスクの高い者に重点化した定期健康診断の実施を推進します。 ※1 医療スタッフの指導の下、結核患者が薬を確実に服用していることを確認しながら治療を進める治療法	健康増進課
エイズ等性感染症対策の推進	◇各広域健康福祉センターにおいてエイズに関する相談やHIV抗体検査を実施します。 ◇エイズに関する正しい知識の普及啓発の充実など、若年層も含めた性感染症予防対策を充実強化します。	

232-1 良質で適切な地域医療の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
良質な医療の確保	◇かかりつけ医の普及定着を促進するとともに、かかりつけ医と地域中核医療機関との連携体制を強化し、かかりつけ医を中心とした地域医療体制の整備を図ります。 ◇ドクターバンク事業、研修資金の貸与を始め栃木県医師確保支援センター等による情報提供などにより、公的病院等の小児科、産科、内科の医師確保を図ります。 ◇(財)日本医療機能評価機構の評価受審を促進するとともに、医療安全相談センターの相談・情報提供機能の充実を図ります。 ◇公的医療機関等の施設・設備の整備充実を促進し、地域における高度医療機能の確保を図ります。	医事厚生課
高度・先進・専門医療の充実	◇先天性心疾患や小児精神等に対応する自治医科大学こども医療センターの整備促進と血液疾患や内分泌疾患に対応する獨協医科大学子ども医療センターの運営を支援していきます。 ◇地域の医療機関との連携を始めがん診療従事者の育成・研修など、がんセンターを中心としたがん診療のネットワークを構築します。	
へき地医療の確保	◇へき地拠点病院が行うへき地巡回診療の一層の充実を図ります。 ◇へき地診療所及びへき地医療拠点病院への助成を行い、へき地医療体制の充実・強化を図ります。 ◇自治医科大学卒医のへき地診療所等への配置を推進します。	

232-2 救急医療体制の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
救急医療体制の充実	◇かかりつけ医の普及定着の促進や子ども救急電話相談の実施、休日夜間急患センターの整備促進等により初期・二次・三次の機能分化を促進するとともに、地域の中核病院等への患者の集中の解消を図ります。 ◇病院群輪番制病院の確保と重症患者に対する診療機能の強化により、二次救急医療体制を充実します。 ◇高度専門医療機能の強化を図り、第三次救急医療を担う救命救急センターを充実します。 ◇小児休日夜間急患センター及び小児救急拠点病院の整備を促進し、小児救急医療体制の未整備地区の解消を図ります。	医事厚生課
病院前救護体制の充実	◇救急救命士の処置範囲の拡大及び救急救命士に対する医師の指示体制の構築等、救急現場から医療機関に搬送されるまでの病院前救護体制の充実を図ります。	医事厚生課 消防防災課
災害時医療体制の充実	◇災害拠点病院のライフライン維持機能の整備等を支援するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実を図ります。 ◇広域災害・救急医療情報システムの効果的な運用を図ります。	

232-3 感染症・難病・精神医療対策の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
感染症に係る医療提供体制の確保	◇新興感染症等に対応できる病床の整備・指定を促進します。	健康増進課
難病対策の推進	◇在宅で療養している難病患者等に対し、健康福祉センターや難病相談支援センターなどが療養や生活などに関する相談・支援を行うことにより、安心して療養できる環境の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。 ◇ホームヘルプサービス事業や短期入所事業など難病患者に対する居宅生活支援を促進します。	
精神科医療体制の充実	◇県立岡本台病院における基幹的病院としての専門医療体制の充実や、民間精神科病院との連携の強化を図り、地域の精神科医療体制の充実を図ります。 ◇医療機関や警察、消防等との連携強化、措置入院に係る措置診察指定医輪番システムの充実などにより、精神科救急医療体制の充実を図ります。	

232-4 血液の確保と移植医療対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
臓器移植の推進	◇臓器提供意思表示カードの配付等により、県民意識の向上や臓器移植の推進を図ります。 ◇院内移植コーディネーターの養成や設置を促進し、円滑な移植実施のための体制を整備します。	健康増進課
骨髄バンク登録の推進	◇骨髄提供希望者の登録の機会を増やすとともに、県民の骨髄バンク登録に対する理解促進のための普及啓発活動を推進します。	薬務課
成分献血・400ml献血の推進	◇市町村等と連携し、様々な広報媒体を通じて広報活動を行い、20歳代の若者を中心とした献血を推進します。	

232-5 医薬品などの有効性と安全性の確保

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
医薬品等の監視指導の充実と医薬分業の推進	◇薬事監視指導体制を充実し、無承認医薬品や不良医薬品の流通防止など、医薬品等の有効性と安全性の確保を図ります。 ◇県民に対してかかりつけ薬局の普及啓発などを行うことにより、医薬分業を推進します。	薬務課
麻薬適正使用の推進	◇病院等の麻薬・向精神薬等の取扱者に対して、立ち入り検査を実施し、不正流通や不正使用を防止します。 ◇薬物乱用に関する正しい知識を広く県民に伝え、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。	
温泉利用施設に対する監視指導の充実	◇温泉利用施設の監視指導等を実施し、適切な管理や温泉源の保護、温泉利用の適正化を図ります。	

232-6 国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
国民健康保険制度の安定的運営の確保	◇市町村の事業運営・保険資格適用の適正化に関する助言及び財政安定化のための調整交付金の交付を行います。 ◇保険税（料）の適正賦課・収納率向上対策の助言を行います。	国保医療課
医療費の適正化推進	◇市町村に対するレセプト点検指導を行います。 ◇医療費データの分析・活用の助言を行います。 ◇重複・頻回受診者対策の推進の助言を行います。	

233-1 食品の安全性確保

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
計画的な監視指導	◇営業施設や給食施設の監視指導を計画的に実施します。 ◇農産物、畜水産食品、加工食品、輸入食品等の収去検査を実施します。 ◇農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の監視を強化します。 ◇食品表示110番や食品表示ウォッチャーを活用し、適正な表示の監視指導を実施します。	生活衛生課 経営技術課 畜産振興課 経済流通課
事業者の自主衛生管理の促進	◇とちぎハサップに基づく食品営業施設等の第三者機関による認証及び認証施設等の情報提供を推進します。 ◇GAP（適正農業規範）実践マニュアルの策定やモデル的な生産組織の取組を促進します。 ◇畜産物の生産段階へのHACCP方式の導入を促進します。	生活衛生課 生産振興課 畜産振興課
食品の安全確保のためのリスクコミュニケーションの推進	◇食品安全推進懇話会や食品安全フォーラムを開催し、食品関連事業者や消費者など食品に関わる全ての人が食品のリスクに関する情報を共有できるようにするとともに、相互の意思疎通を図ります。	生活衛生課 経済流通課

233-2 生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
生活衛生営業指導の推進	◇生活衛生関係営業施設の監視指導を行い衛生的サービス水準の維持向上を図ります。 ◇経営特別相談員の巡回指導等を実施し自主管理体制の確立を図ります。	生活衛生課
生活環境の衛生の確保	◇特定建築物への監視指導を実施し建築物衛生の確保を図ります。 ◇建築物衛生講習会を開催します。 ◇保健所でシックハウス等の住居衛生に関する相談を実施します。	

233-3 動物の適正飼養の普及

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
動物の適正飼養の普及	◇動物愛護指導センターが開催する動物愛護フェスティバル、動物ふれあい教室、しつけ方教室など様々な機会を通じて、終生飼養や衛生的な飼育など動物の適正飼養について普及啓発を行います。 ◇動物愛護関係研修会や動物取扱業者への講習会を開催します。 ◇狂犬病予防等研修会を開催します。	生活衛生課

基本目標 3

確かな技術と創造性に富む産業づくり

〔農林・商工サービス・労働〕

政策 31

魅力ある農林業を確立する

- 311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立……………194
- 312 農業を支える基盤づくり……………196
- 313 人と環境にやさしい農業の展開……………198
- 314 活力ある林業・木材産業の振興……………199

政策 32

知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

- 321 地域経済を牽引する産業の振興……………200
- 322 地域に根ざした産業の振興……………201
- 323 成長性に富む企業の立地・定着促進……………202
- 324 産業人材の育成と円滑な就労の促進……………203

311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立

参照：第2部 P84

311-1 需要対応力の高い園芸産地の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
産地改革の推進	◇需要変化に対応した産地戦略づくりへの支援や産地リーダーの育成などにより、園芸産地の構造改革を促進します。 ◇園芸作物の生産流通方式の革新や新たな商品開発など、産地が行う先進的、独創的な研究開発等を支援します。 ◇産地、食品企業、研究機関の連携による産業クラスター形成を促進し、野菜産業の活性化を図ります。	生産振興課
魅力ある多彩な産地の育成	◇企業のいちご経営の確立や先進的技術の導入、夏秋いちごを活用した周年供給体制の確立等を支援し、次世代型の魅力あるいちご産地づくりを推進します。 ◇青果物マーケットマッチメーカーの育成や契約取引への支援により、外食や中食などの業務・加工需要への対応拡大を推進します。 ◇食生活の多様化や健康志向に対応した新たな野菜生産に取り組む産地や地域の給食、レストラン等へ食材キットを供給する地産地消型の産地を育成します。	
生産・供給体制の高度化	◇野菜・花きの低コスト耐候性ハウスや養液栽培システム、果樹の根圏制御技術等の導入を支援し、生産基盤の向上を図ります。 ◇多様な需要に機動的に対応できるパッケージセンターや高度選果施設等の整備等を支援します。 ◇機械化一貫体系への支援や野菜価格安定制度の活用促進により、露地野菜の産地化を推進します。	

311-2 水田農業生産構造の改革推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
効率的な生産構造の確立	◇農地流動化や共同利用機械・施設などの条件整備を支援することにより、大規模農家や営農集団など効率的かつ安定的な経営体が水田農業の生産の中心を占める生産構造を早期に確立します。 ◇土地利用型作物（米・麦・大豆等）の適切な組み合わせによる2年3作等の効率的な土地利用を推進します。 ◇共同乾燥施設等の基幹施設の適切な整備や、水稻の直播栽培、大豆の不耕起播種栽培などの省力化技術の導入を支援し、生産コストの低減や経営規模の拡大を推進します。	生産振興課
多様なニーズに対応した供給体制の整備	◇実需者ニーズに対応した米・麦・大豆の生産を促進し、競争力のある産地を育成するとともに、減農薬・減化学肥料栽培や低タンパク質米の生産等、多様な米づくりを推進します。 ◇契約取引や業務用販売の拡大等、米・麦・大豆の安定的な販売を推進するとともに、県内食品産業や旅館等への利用拡大を促進します。	生産振興課 経済流通課

311-3 畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
健全で生産性の高い畜産経営の推進	◇受精卵の雌雄判別などの先端技術利用による家畜改良や優良家畜の増殖を推進し、生産性の向上と畜産物の品質向上を図ります。 ◇家畜防疫体制の強化や家畜飼養衛生管理基準の遵守の徹底により、家畜伝染病の発生予防と家畜の生産性の向上を図ります。	畜産振興課
自給飼料増産の推進	◇水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大と国産稲わらの飼料としての利用拡大を促進します。 ◇公共牧場の広域利用や再編整備を促進し、乳用牛と肉用牛のほ育から育成・種付けまでの一貫預託制度の確立を支援します。 ◇遊休農地、野草地等の低・未利用地や水田を利用した放牧を促進します。	
多様なニーズに対応し得る畜産物生産の促進	◇トレーサビリティシステムを活用した生産・流通履歴情報の提供など、生産者等が自主的に取り組む畜産物の安全・安心対策を促進します。 ◇低脂肪の牛肉や乳タンパク質率の高い牛乳など多様な消費者ニーズに対応した畜産物の生産や、乳製品・手作りハム等地域の特性を活かした特産品づくりを促進します。	

311-4 多彩な地域特産物等の生産振興

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
特用作物や特用林産物の生産拡大と高付加価値化	◇かんぴょうやあさ、こんにやく等特用作物やそば、中山かぼちゃなどの地域特産物の作業の効率化や高品質生産を図るとともに、契約栽培を促進し、産地の維持発展を図ります。 ◇しいたけ等の生産施設の整備を促進するとともに、新たな栽培品目の開発・普及等を進め、高品質で競争力の高い特用林産物の生産振興を図ります。 ◇加工等による高付加価値化の取組や直売・インショップなどの多様な流通チャンネルを視野に入れた地域ならではの特産物づくりを促進するとともに、消費拡大のための料理方法の普及などを図ります。	農政課 経済流通課 生産振興課 林業振興課
水産の振興	◇ニッコウイワナやヒメマス、アユなど地域の特色を持った水産物の生産拡大を促進します。 ◇天然そ上アユを親魚とした「栃木県産アユ」の放流など魅力ある漁場づくりを促進するとともに、地域特産魚の種苗生産を支援します。	生産振興課

311-5 とちぎブランド農産物の多様な流通の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県産農産物の総合的なマーケティング対策	◇いちご、米、牛肉など主要品目について、それぞれの特徴に応じたマーケティング対策を実施し、ブランド力の向上を図ります。 ◇本県の優れた農産物の海外輸出、食品産業や外食・中食産業などとの契約取引、旅館等への県産農産物の供給を通じた観光との連携、ITを活用したネット販売など、流通チャンネルの拡大を促進します。 ◇県産農産物に関する情報発信やPR活動を実施し、販路拡大やイメージアップを図ります。	経済流通課 生産振興課
特色ある県産農産物のブランド化の推進	◇地域の特色を活かした農産物や品質等に優れ安全・安心にこだわった農産物等、新たなブランド品目の育成を支援します。 ◇県産農産物を活用した菓子類、麺類、酒類など食品産業における新たな加工食品の研究開発と販路拡大を促進します。	経済流通課

311-6 農産物の安全・安心対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
トレーサビリティシステムの導入と情報公開の促進	◇農産物の生産に使用した農薬や肥料、畜産物の生産に使用した飼料や動物用医薬品などの生産履歴の記帳と、その情報公開を促進します。 ◇化学農薬や化学肥料を慣行の半分以上で栽培した特別栽培農産物の生産拡大と、その情報公開を促進します。	経済流通課 生産振興課 畜産振興課
衛生・品質管理の充実	◇GAP（適正農業規範）導入のための実践マニュアルの策定やモデル的な生産組織の育成を図り、農産物の生産段階における安全性を高めます。 ◇畜産物の生産段階におけるHACCP手法の導入を促進するとともに、家畜伝染病の発生防止に向けた家畜飼養衛生管理基準の遵守を徹底します。	生産振興課 畜産振興課
食品表示制度の普及啓発と監視指導	◇食品表示110番や食品表示ウォッチャーを活用し、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。 ◇JAS法等の食品表示制度について、消費者や食品製造業者等を対象とした研修会を開催します。	経済流通課 生活衛生課

312 農業を支える基盤づくり

参照：第2部 P86

312-1 経営感覚に優れた担い手の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
認定農業者の確保・育成	◇地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手や経営改善に意欲のある農業者を認定農業者として確保します。 ◇認定農業者に対して、農業制度資金や補助事業等の各種施策を重点的に実施するとともに、担い手育成総合支援協議会による情報提供や研修会の開催などにより、経営改善目標の達成を支援します。 ◇認定農業者等が品目横断的経営安定対策の対象要件を満たせるよう、経営規模の拡大を支援します。	経営技術課 経済流通課
集落営農組織の育成	◇兼業農家の多い地域や高齢化が進行し担い手の不足する地域において、経理の一元化や法人化を目指す集落営農組織を育成します。	経営技術課
農地の利用集積と遊休農地の解消	◇市町村や農業委員会による農地利用調整活動や農業公社等の農地保有合理化事業を支援し、規模拡大を志向する認定農業者等の担い手への農地の利用集積を図ります。 ◇遊休農地の多い地域において、担い手への農地のあっせんや特定法人の参入支援、都市住民のための市民農園の開設などにより、遊休農地の解消を図ります。	

312-2 多様な人材等の確保

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
新規就農者の確保育成	◇新規就農希望者等に対して、栃木県農業振興公社等の関係機関と連携しながら、就農に関する情報提供や相談活動、就農支援資金の貸付等を充実します。 ◇農業大学校において、実践的教育を通じた青年農業者の養成を行うとともに、就農準備校を開設し、Uターン就農や定年帰農者等が円滑に就農できるよう、農業経営に関する基礎的な知識や技術の研修を実施します。	経営技術課
農村女性及び高齢者グループの活動促進	◇家族経営協定の締結や女性認定農業者の拡大を推進するとともに、農村女性リーダーの育成等により、女性農業者の農業経営や地域社会への参画を促進します。 ◇高齢農業者による知識と技能を活かした営農・起業活動などを支援します。	
農業サービス事業体等の育成	◇農作業受託組織等の農業サービス事業体を育成し、担い手の不足する地域等における農業の維持を図ります。 ◇優良農地の維持管理や農地保有合理化事業を行う県及び市町村農業公社等の活動を支援します。	

312-3 生産性向上に向けた農業生産基盤整備

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
環境に配慮した農業生産基盤整備の推進	◇水田の区画整理や農地の汎用化など地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進し、生産性の向上等を図るとともに、担い手への農地利用集積を促進します。 ◇農村の景観や多様な生態系の維持・保全を図るため、環境に配慮した農業生産基盤整備を実施します。	農地計画課 農地整備課
農業水利施設の適切な維持保全管理の推進	◇土地改良区が行うダム・頭首工等の基幹的農業水利施設の適切な維持管理を支援し、農業用水の安定的な確保を図ります。 ◇農業水利施設の長寿命化を図るため、機能診断等の予防保全対策を推進するとともに、魚類等の生息に配慮しながら計画的な更新整備を促進します。	
土地改良区の体制強化	◇土地改良区の統合整備（合併・解散）を進め、事業運営基盤を強化し、土地改良施設を適切に維持管理できる体制づくりを支援します。	農地計画課

312-4 新品種・新技術の開発普及

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
新品種の開発普及	◇いちごなど本県主要農産物の新品種を開発するとともに、高品質で生産性に優れた品種を選定します。 ◇地域ブランドの創出や地産地消の推進に寄与する特色ある地域農産物を育成します。	経営技術課
新技術の開発普及	◇機械やIT等を活用した省力・低コスト生産技術や、加工・業務用需要、輸出などの多様なニーズに対応できる農産物の生産技術を開発します。 ◇化学農薬・化学肥料の使用を低減する環境保全型農業技術や資源循環型社会の形成に向けたバイオマスの利活用技術を開発します。 ◇農業・農村における水域生態系の維持・保全に向けた技術を開発します。	経営技術課 生産振興課 畜産振興課
農業試験研究機能の充実・強化	◇農業試験研究機関の総合化を計画的に進めるとともに、研究企画や評価などのマネジメント機能や、産学官連携、分野横断型研究を推進するコーディネート機能を強化します。 ◇農産物知的財産権センターを設置し、県内で開発された新品種や新技術等の知的財産権の取得や保護、活用を促進します。	農政課 経営技術課

313-1 食育・地産地消の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
食育の推進	◇食育推進に関する基本方針や目標等を明らかにした県食育推進計画を策定するとともに、市町村食育推進計画の策定を支援し、県民の健全な食生活の実践を促進します。 ◇食育に関する様々な情報の発信や生産・加工等の体験活動の促進、食育に携わるボランティアの活動支援により、地域の特性に応じた食育を推進します。 ◇学校においては、食生活学習教材等を活用した正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成等、発達段階に応じた食育を推進します。 ◇食の重要性についての普及啓発により、生活習慣の改善を図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。	農政課 教委健康福利課 健康増進課
地産地消の推進	◇新たなとちぎ地産地消推進方針に基づく第Ⅱ期県民運動を展開し、地域における消費者と生産者の交流や地域農産物の利用及び提供の拡大などを促進します。	農政課 農村振興室 経済流通課

313-2 環境と調和のとれた農業生産の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
環境にやさしい農業の普及・定着	◇環境との調和のために取り組むべき基本的なことがらを整理した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の県内全農家による実践を促進します。 ◇生産組織ぐるみでのエコファーマーの育成を図るとともに、環境にやさしい技術の導入などを一層促進し、エコファーマーの拡大を図ります。	経営技術課
化学農薬・肥料削減対策の推進	◇天敵を活用した技術等の開発や病虫害の発生増加を抑制するための指標策定を進め、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病虫害・雑草管理（IPM）の普及を図ります。 ◇農薬の安全で適正な使用の徹底を図るとともに、堆肥等有機物の積極的な施用を中心とした土づくりを促進します。 ◇土壌診断に基づく施肥や肥効調節型肥料の使用など、化学肥料の低減に繋がる施肥技術の普及を図ります。	

313-3 堆肥等資源の有効活用

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域に即した堆肥利用システムづくり	◇耕種農家の堆肥利用を促進するため、利用目的に応じた堆肥の生産や堆肥生産履歴の表示、堆肥の散布等の作業を請け負う組織の育成などを進めます。 ◇モデル地区の設定やその成果の普及など、地方堆肥利用促進協議会が実施する活動を支援し、地域の実情に応じた耕畜連携による堆肥の利活用システムの構築を促進します。	経営技術課 畜産振興課
農業分野の3Rの推進	◇農業者に対する研修会の開催等により、使用済みとなった農業用生産資材の分別回収やリサイクルを促進します。 ◇ハウスなどへの長期展張性フィルムや生分解性フィルムの使用を促進し、農業生産資材の廃棄物排出量の削減を図ります。 ◇バイオマスについての農業者の理解促進を図るとともに、ナタネやトウモロコシ、水稻など資源作物としての栽培と利活用手法及びバイオマスの製品利用やエネルギー利用の調査・研究に取り組みます。	農村振興室

314-1 森林資源の充実と循環利用を支える人とシステムづくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
計画的な森林整備と森林資源の充実	◇間伐等の森林整備を促進し、森林資源の充実を図るとともに、長定期施業や複層林施業等を促進して地域の特性に応じた森林づくりを進めます。 ◇森林計画制度や森林整備地域活動支援交付金制度等による計画的な森林整備を推進します。	造林課 林政課 林業振興課
林業担い手の育成と林業経営の集約化	◇林業経営を担う後継者対策や森林組合をはじめとする林業事業体の新規従事者確保対策を支援し、優れた担い手を育成します。 ◇林業技術者に対して、21世紀林業創造の森等を活用した研修により、高性能林業機械オペレータなどの技術者養成を支援します。 ◇森林所有者と森林組合等との長期受委託による森林施業の集約化を促進します。 ◇林業事業体の事業量の安定確保や雇用環境の改善等を指導するとともに、森林組合の広域合併を促進し、経営基盤の強化を図ります。 ◇多様な森林の造成に対応する育林技術や林業生産活動の効率性を高める作業システム等の研究を推進するとともに、その成果の普及指導を行います。	林業振興課

314-2 低コスト林業の基盤づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
林内路網の整備促進	◇地形や地質、作業形態などの地域特性に応じた林道・作業道の一体的な整備を促進します。	森林土木課
高性能林業機械化の促進	◇森林施業の共同化や作業システム導入により、森林整備の中核となる林業事業体における高性能林業機械の活用を促進します。	林業振興課 森林土木課

314-3 県産材の安定供給と利用拡大

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
品質の高い県産材の安定供給	◇素材の生産・流通の合理化を支援することにより、県産材の低コストで安定的な供給体制の整備を促進します。 ◇人工乾燥施設や高次加工機械設備の導入を促進し、品質・性能の明確な県産材の供給増大を図ります。 ◇木材業界や大学等との連携による加工技術や新用途開発などの試験研究を推進します。	林業振興課
県産材の利用拡大	◇「とちぎ木の県推進運動」のより一層の展開により、身近な暮らしへの木材利用の定着を図り、木材の地産地消を推進します。 ◇県有施設の木造・木質化や公共土木事業における県産材利用を推進するとともに、市町村等における利用促進を図ります。 ◇木材業者と大工・工務店等が連携して行う地域材を利用した家づくり等の取組等を支援し、県産材利用住宅の建設を促進します。 ◇製材工場等における木質残材の有効利用を促進するとともに、産学官の連携により木質バイオマスの新たな利活用についての研究開発を推進します。	

321 地域経済を牽引する産業の振興

参照：第2部 P94

321-1 創業の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
総合的支援体制の機能強化	◇産学官による総合的な支援体制「とちぎベンチャーサポートプラネット21」により、企業の成長段階や個別課題に応じた支援を行います。	産業政策課
創業の支援	◇相談機能や事業評価機能の充実、資金調達への支援等を通じて、創業しやすい環境を作ります。 ◇インキュベーション施設の提供や各種研修の実施等により、事業の立ち上げを支援します。	産業政策課 経営支援課
新分野展開の支援	◇金融機関等と連携し、新分野展開を図る企業の多様な資金調達を支援します。 ◇販路開拓や事業提携等に関するマッチング機能の強化を図ります。 ◇企業が持つ強みを連携させて新分野への参入を図る取組を促進します。	

321-2 技術や経営に優れた企業の創出

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
技術高度化及び知的財産活用の支援	◇とちぎ産業創造プラザを拠点とした総合的な支援体制を強化します。 ◇産業技術センターを核として、企業の技術の高度化や研究開発力の向上を支援します。 ◇プレス、金型、繊維、プラスチック等基盤的技術産業の高度化を促進します。 ◇企業のデザイン力を高め、製品の高付加価値化を図ります。 ◇知的財産の活用や企業の連携による新製品・新技術開発の取組を支援します。	工業振興課 産業政策課
経営革新の支援	◇「経営革新計画」の承認を行い、新商品の開発や生産、新役務の開発や提供など、企業の経営革新への取組を支援します。 ◇下請取引に係る情報提供や、広域商談会の開催など斡旋機会の創出に努め、下請中小企業の振興を図ります。 ◇フェアの開催や各種見本市への出展支援等により、企業の販路拡大を図ります。 ◇事業提携や資金調達等に関するマッチング機能の強化を図ります。 ◇情報通信技術（IT）を活用した経営革新の取組に対して支援します。 ◇マーケティングや販路開拓など企業の課題やニーズに対応した重点的な支援を行います。	経営支援課 産業政策課 工業振興課
人材育成の支援	◇産業技術センターにおける専門技術の研修等により、高度技術者を育成します。 ◇中小企業の経営基盤の強化・資質の向上に向け、経営管理、技術など体系的な研修を行います。	工業振興課 経営支援課 産業政策課

321-3 産学官連携の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
産学官連携による研究開発の推進	◇産業技術センターにおける企業ニーズに基づいた研究開発や企業、大学との共同研究等により、企業の事業化等を支援します。 ◇各種研究グループを積極的に支援し、プロジェクト形成への芽を育てます。 ◇各地域の産学官連携組織とのネットワークを強化し、共同研究等の新たな取組を促進します。 ◇とちぎ産業創造プラザを核とし、大型コンソーシアムを推進することにより、新技術・新製品の開発や新事業の展開を進めます。	工業振興課 産業政策課
科学技術の振興	◇工場や研究施設等の一般公開、発明展やシンポジウムなどの科学技術イベントの開催、科学技術体験施設の活用などにより、多様な学習機会を創出します。 ◇産学官における科学技術情報のデータベース化やネットワーク構築等による研究情報基盤の強化を図ります。 ◇本県の技術資源や産業集積を活かした産学官共同研究を進め、研究開発成果の普及を図ります。	

322 地域に根ざした産業の振興

参照：第2部 P96

322-1 地域を支える商工・サービス業の振興

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
経営基盤の安定・強化への支援	◇商工団体と連携し、経営、金融、税務経理、労務等に関する指導・助言等を通じて、経営基盤の強化を図ります。 ◇県制度融資の充実や活用促進を図るなど、金融機関等と連携し、資金調達の円滑化を支援します。	経営支援課
商業・サービス業の振興と商店街の活性化への支援	◇商店街等が行う商業の活性化に向けた取組を、ソフト・ハードの両面から支援します。 ◇商工団体等と連携し、各個店に対する経営等に関する指導・助言等の支援により、商店街の活性化を図ります。	経営支援課 観光交流課
地域密着型ビジネスの展開への支援	◇商工団体等と連携し、特色ある地域資源を活用した新たなビジネスの創出に結び付ける取組を強化します。 ◇県制度融資の活用促進などを通じて、創業や経営に係る資金調達を支援します。	経営支援課 産業政策課

322-2 地場産業や伝統工芸品産業の活性化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
新技術・新製品開発・ブランド化・販路開拓への支援	◇産業技術センター等を拠点として伝統工芸品・地場産品・食品加工品の技術の向上と製品開発を支援します。 ◇地場産業振興センターや地域の産地組合等が取り組む商品開発、ブランド確立、販路開拓等の取組を支援します。 ◇伝統工芸品の指定や伝統工芸士の認定を通じ、匠の技の伝承と伝統工芸品産業の振興を図ります。 ◇伝統工芸品製造者と企業とのマッチングを支援し、新たな取引やパートナーシップの構築を促進します。 ◇首都圏等における物産展の開催や各種見本市・フェア等への出展支援により、県産品の販路拡大を図ります。	工業振興課 観光交流課 農村振興室

323-1 戦略的誘致活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
優良企業の立地促進	◇本県の優れた立地環境や優遇制度、多様な分譲方式などについて、説明会や企業訪問及びホームページ・広告等を通じて、県外に向け積極的に情報発信を図ります。 ◇トップセールスの実施等による誘致活動の強化を図ります。 ◇企業誘致を促進する協力員の配置等による誘致体制の強化を図ります。 ◇優遇制度の充実と有効活用を図り、既存の産業集積の拡大や新たな産業集積の創出をもたらす核となる企業の誘致など、戦略的企業誘致活動を展開します。	産業政策課 企業局地域整備課
本社・研究開発機能の集積促進	◇優遇制度などを活用しながら、本社機能や研究開発機能の集積促進を図ります。	産業政策課

323-2 立地環境の向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
魅力ある産業団地の提供	◇企業ニーズを的確に捉え、立地環境の整った魅力ある産業団地を提供します。 ◇オーダーメイド方式による造成やリース・割賦による分譲を行います。	産業政策課 地域振興課 企業局地域整備課
産業団地へのアクセスルートの整備	◇高規格幹線道路等と一体となって、物流の効率化や広域連携の促進などに寄与する、高速道路インターチェンジから産業団地へのアクセス道路の整備を推進します。 ・国道293号鹿沼南バイパス（鹿沼市、西方町） ・県道田沼インター線（佐野市） ・県道小山結城線（都市計画道路小山結城線）陸橋（小山市） ・県道飛駒足利線名草下（足利市）等 ◇通勤環境の向上や企業間連携の促進などに寄与する、産業団地周辺道路の整備を推進します。 ・都市計画道路野高谷大塚線（宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業）（宇都宮市） ・都市計画道路亀山長田線（真岡インターチェンジ土地区画整理事業）（真岡市）等	道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室
産業団地の機能高度化と立地企業に対するフォローアップの充実	◇廃棄物再資源化システムの導入やエネルギーコストの削減などに向けた企業の共同の取組を支援します。 ◇本県進出企業との定期的な意見交換会の実施など、立地企業に対するフォローアップの向上を図ります。	産業政策課

324-1 産業の明日を担う人材の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
若年者等の主体的なキャリア形成支援	◇勤労観・職業観を育成するために、小・中・高校における連続性、一貫性のある学習プログラムを開発し、発達段階に応じた指導を充実します。 ◇新規卒者の就職を支援するため、求人企業合同面接会やビジネスマナー講習会等を開催します。 ◇とちぎ就職支援センターにおけるキャリアカウンセリングなど、専門的な相談機能を充実するとともに、職業意識を涵養するためのセミナーや就職基礎能力の習得講座、就業体験等を実施し、若年者の主体的なキャリア形成を支援します。 ◇県立高等産業技術学校において、新規卒者等を対象として、技能系職種を中心に、企業ニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施します。 ◇企業実習と教育訓練を組み合わせた職業訓練などにより、若年者の職業能力開発を支援します。	労政課 職業能力開発課 教委学校教育課
在職者の職業能力の開発支援	◇民間の認定職業訓練施設を支援し、職業能力の開発・向上の促進を図ります。 ◇県立高等産業技術学校において企業在職者を対象とした訓練を実施し、職業能力の開発・向上と個人のキャリア形成を支援します。	職業能力開発課
技能の維持・継承	◇「とちぎマイスター」など優れた技能者を活用し、熟練技能の維持・継承を図ります。 ◇技能検定試験等を実施し、技能水準の向上を図ります。 ◇次代を担う若者等への「ものづくり」のすばらしさや大切さなどの理解促進を通して、技能及び技能者が尊重される社会環境の整備を図ります。 ◇県立高等学校において、専門科目に関する新たな知識・技能を学ぶため、民間人等を講師とした授業を実施します。	職業能力開発課 教委学校教育課

324-2 中高年齢者、障害者等が能力を発揮できる就労の支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
離転職者の再就職支援	◇ハローワークなどの関係機関との更なる連携強化により、離転職者の再就職を支援します。 ◇離職者等に対し、企業ニーズに合った職業能力開発の機会を提供し、再就職を促進します。	労政課 職業能力開発課
高齢者・障害者等の就労支援	◇高齢者・障害者関連機関と連携し、各種情報の提供や職業紹介の実施等を通じて、雇用の一層の拡大を図ります。 ◇特に厳しい雇用情勢にある障害者を対象に多様な職業能力開発機会を提供し、個々の能力が発揮できるよう支援します。 ◇高齢者の幅広い就業ニーズに対応するため、福祉部門との連携や地域の特性を生かした事業の開拓などに取り組みます。 ◇母子家庭の母等を対象に、職業能力開発機会を提供するなど、女性の就職・キャリア形成を支援します。	労政課 職業能力開発課 高齢対策課 障害福祉課

324-3 働きやすい労働環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
労働環境の整備促進	◇各種セミナー、研修会の開催や専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、仕事と家庭を両立できる労働環境整備について事業主・労働者の意識啓発等を推進します。 ◇労働者の健康や生活に配慮した労働時間等の設定改善に向けた意識啓発を推進します。 ◇中小企業共済事業への加入促進を図ります。 ◇労働安全衛生の向上を促進します。	労政課
労使関係の安定確保	◇個別労使紛争などに適切に対応するため、労働相談の充実を図ります。 ◇労働教育講座や労政情報誌の発行等により、労働問題についての知識の普及と正しい理解を促進します。 ◇労使会議等により関係者相互の共通理解を促進します。	

基本目標 4

快適でにぎわいのある交流地域づくり

〔社会基盤・観光・国際化〕

政策 41

快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

- 411 安全で安定した水の供給.....206
- 412 生活排水処理施設の整備・普及.....206
- 413 公共交通ネットワークの整備.....207
- 414 体系的な道路網の整備.....208

政策 42

魅力とうるおいのある生活空間をつくる

- 421 個性の輝く地域づくり.....210
- 422 活気あふれるまちづくり.....211
- 423 いきいきとした農山村づくり.....213
- 424 美しい景観とみどりづくり.....214
- 425 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり.....215

政策 43

にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

- 431 魅力ある“観光とちぎ”づくり.....216
- 432 国際化の推進.....217
- 433 社会貢献活動の促進.....218
- 434 情報ネットワーク社会の推進.....219

411 安全で安定した水の供給

参照：第2部 P104

411-1 水道の普及促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
水道施設整備の促進	◇市町村が実施する水道未普及地域解消事業を支援します。 ◇施設の経営や運転管理を一体化するなど、多様な形態の新たな水道の広域化のあり方を検討します。 ◇水道普及の重要性を啓発します。	生活衛生課
災害に強い水道管路整備の促進等	◇市町村等水道事業体に、災害に強い水道管路の整備を推進するよう指導するとともに、広域的な応急給水体制を踏まえた施設整備について技術的助言を行います。 ◇北那須、鬼怒水道用水供給事業の施設の耐震化を推進します。	生活衛生課 企業局水道課

411-2 水資源の確保と保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
多目的ダムの建設促進等	◇事業中の多目的ダムの建設促進等により都市用水・かんがい用水を確保します。 ◇ダム建設に係る水没関係者の生活再建対策や水源地域の振興対策を実施します。	水資源対策室 河川課
水の有効利用と地下水適正利用のための対策	◇水の週間に関連する啓発事業等の実施により、水の有効利用を促進します。 ◇地下水採取規制のあり方を検討し、地下水の適正利用を推進します。	水資源対策室 環境管理課 環境政策課
森林の水源かん養機能の維持増進	◇複層林、広葉樹林等の多様な森林の造成や間伐等の森林整備を促進し、森林の水源かん養機能を高めます。 ◇保安林の指定を計画的に進めるとともに、適正な保全・管理を行います。	造林課 森林土木課

412 生活排水処理施設の整備・普及

参照：第2部 P106

412-1 下水道の整備・普及

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
流域下水道整備の推進	◇流域下水道の整備計画に基づき、幹線管渠及び処理施設の整備を推進し、公共用水域の水質改善を図ります。 ・鬼怒川上流流域下水道（上流処理区、中央処理区） ・巴波川流域下水道（巴波川処理区） ・北那須流域下水道（北那須処理区） ・渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区、思川処理区） ・渡良瀬川上流流域下水道（秋山川処理区）	下水道課
公共下水道の整備・普及	◇公共下水道の整備計画に基づき、管渠及び処理施設の整備を促進し、都市の健全な発達、公衆衛生の向上に努めます。 ◇下水道の適正な使用、利用の拡大等について、情報発信し、下水道の大切さの意識啓発を図ります。	
下水汚泥の適正な処理	◇下水汚泥を適正に処理し、貴重な資源になるよう下水道資源化工場の整備を推進します。 ◇下水道資源化工場の熔融スラグ、コンポストの利用の拡大に努めます。	

412-2 農業集落排水施設の整備・普及

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
農業集落排水処理施設の整備・普及	◇施設の整備・改築を推進し、農業用用水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を促進します。 ◇市町村と連携し、農業集落排水事業の理解・事業促進の普及に努めます。	農村振興室
農業集落排水汚泥の適正な処理	◇農業集落排水施設から発生する汚泥を肥料化し、農地に還元する等適正に処理します。	

412-3 浄化槽の設置促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
浄化槽の設置促進	◇浄化槽施設整備事業により個人が設置する浄化槽の整備を促進します。 ◇浄化槽市町村整備推進事業により市町村が設置する浄化槽の地域的な整備を促進します。	環境整備課

413 公共交通ネットワークの整備

参照：第2部 P108

413-1 公共交通の利便性、快適性の向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
既存鉄道・バスの維持充実	◇第三セクター鉄道の安全対策強化や経営に対する支援を行います。 ◇生活バス路線の維持を図ります。 ◇公共交通利用促進のPR等を通して、みんなで支えていくという県民意識を醸成します。	交通対策課
人と環境にやさしい公共交通の整備	◇鉄道駅やノンステップバスなど、公共交通のバリアフリー化を促進します。 ◇新交通システムの導入について宇都宮市をはじめ関係者とともに検討します。	
公共交通の利便性・快適性の向上及び各移動手段との連携強化	◇公共交通の利便性、快適性の向上を図ります。 ◇公共交通機関相互の連携強化を促進します。 ◇公共交通と自家用自動車、自転車、徒歩といった他の移動手段との連携強化を図ります。	

413-2 公共交通を支える道づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
駅前広場の整備や鉄道駅アクセス道路の新設・改良	◇駅前広場など交通結節点の機能を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ります。 ・ JR宇都宮駅東駅前広場（宇都宮駅東口土地区画整理事業）（宇都宮市） ・ 東武新鹿沼駅東西駅前広場（新鹿沼駅西土地区画整理事業等）（鹿沼市） ・ JR野崎駅前広場（野崎駅西土地区画整理事業等）（大田原市） ・ JR大平下駅前広場（JR大平下駅前土地区画整理事業）（大平町）等 ◇鉄道駅へのアクセス道路を整備し、公共交通機関の利用促進を図ります。 ・ 県道下野大沢停車場線木和田島（日光市） ・ 県道豊原高久線黒田原（那須町） ・ 県道鹿沼石橋線（都市計画道路安塚駅西線）安塚（壬生町） ・ 県道今市停車場線（駅間JR今市土地区画整理事業）（日光市）等	道路建設課 都市施設課 道路維持課 都市計画課 交通対策課
バス路線の整備やバス停機能の向上	◇バス路線について、道路の改良やバスベ이의設置、バス優先レーンの設置、公共交通優先システム（PTPS）の整備などを行い、バス・タクシーの円滑な走行空間の確保を図ります。 ・ 国道123号水橋拡幅（芳賀町） ・ 県道藤原宇都宮線田原（河内町）、中里（上河内町） 等	道路建設課 都市施設課 道路維持課 都市計画課 警察交通規制課

414 体系的な道路網の整備

参照：第2部 P110

414-1 県内外との交流・連携を高める道づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
北関東自動車道の整備や 地域高規格道路の整備	◇高規格幹線道路の整備促進を図るとともに、補完する地域高規格道路の整備を推進し、全国との交流連携の促進を図ります。 ・北関東自動車道の整備促進 ・東北縦貫自動車道黒磯インターチェンジ（仮称）（那須塩原市） ・国道119号宇都宮環状北道路（宇都宮市） ・国道408号真岡北バイパス（真岡市）真岡宇都宮バイパス（宇都宮市・真岡市） 等	道路建設課 高速道路対策室
県都宇都宮や高速道路 インターチェンジへア クセスする広域道路の 整備	◇広域道路の整備を推進し、教育・文化・経済の中心である宇都宮市や全国の移動の窓口となる高速道路のインターチェンジへのアクセスの向上を図ります。 ・国道400号大田原西那須野バイパス（大田原市、那須塩原市） ・国道293号大月拡幅（足利市） ・県道宇都宮亀和田栃木線（都市計画道路小山栃木都賀線）平柳（栃木市） ・県道矢板那須線（都市計画道路片岡西通り）片岡（矢板市） 等 ・県道宇都宮亀和田栃木線 合戦場（都賀町）	道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課
地域間の交流連携を支 える道路の整備	◇県内各地域の交流連携を促進する地域間連絡道路の整備を推進します。 ・県道栃木小山線 立木（小山市） ・県道宇都宮茂木線 祖母井（芳賀町）、市塙（市貝町） ・県道大田原氏家線 佐久山（大田原市） ・県道宇都宮烏山線 高瀬（那須烏山市） ・県道宇都宮鹿沼線（都市計画道路古峯原宮通り）千渡（鹿沼市）等	

414-2 日常生活を支える道づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
日常生活圏における道 路ネットワークの整備	◇生活圏における拠点間を結ぶ道路の整備を推進し、各生活圏での主要都市との連携強化を図ります。 ・国道294号小川湯津上バイパス（大田原市、那珂川町） ・国道461号船生バイパス（塩谷町） ・県道栃木栗野線 吹上（栃木市） 等 ◇すれ違い困難な道路や放射・環状道路など生活に必要な道路の整備を推進し、日常生活の安全生、利便性の向上を図ります。 ・県道栃木二宮線 大道泉橋（下野市、二宮町） ・県道雀宮真岡線 宮岡橋（真岡市、上三川町） ・県道栃木佐野線 小野寺（岩舟町） ・県道東野田古河線 南赤塚（野木町） ・宇都宮環状道路 ・鹿沼環状道路 ・栃木環状道路 ・小山環状道路 ・佐野環状道路 ・足利環状道路 等	道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課
適切な道路情報の提供	◇道路情報板の設置や高度道路交通システム（ITS）の構築により、道路利用者に適切な情報を提供し、円滑な交通を確保します。	道路建設課 道路維持課
住民参加の道路美化活動	◇道路愛護会や愛ロードなど、住民参加による美化活動の普及拡大により、道路美化の啓発と道路環境の維持・向上を図ります。	道路維持課

414-3 渋滞のない道づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
交通渋滞の解消、緩和による自動車交通の円滑化	◇道路の拡幅やバイパスの整備、主要交差点や鉄道交差点の立体化等、交差点の改良を推進し、交通渋滞の解消、緩和により円滑な道路交通を実現します。 ・ 県道宇都宮向田線 平出板戸（新鬼怒川渡河道路）（宇都宮市） ・ 県道矢板那須線 本町（矢板市） ・ 県道宇都宮笠間線（都市計画道路宇都宮水戸線） 築瀬立体（宇都宮市） ・ 県道宇都宮今市線（都市計画道路大通り） 一の沢（宇都宮市）等	道路建設課 都市施設課 道路維持課 都市計画課
交通需要マネジメント（TDM）施策の推進	◇県民、企業、交通事業者の合意形成を図り、時差通勤や相乗り通勤の実施やバスやタクシー等の公共交通機関の利用促進、既存の道路とのネットワークを有効活用することにより、交通渋滞を緩和します。	交通対策課 道路建設課 都市計画課
交通管制システムの高度化	◇交通情報板による交通情報の提供や、信号機の管制化にて交通の円滑化を図ります。	警察交通規制課

421 個性の輝く地域づくり

参照：第2部 P114

421-1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
国土利用計画等の策定促進	◇国土利用計画市町村計画等の策定を促進します。 ◇国土利用計画県計画、栃木県土地利用基本計画の適切な管理運営を行います。 ◇土地利用に関する課題についての総合的な検討を行い、調整を図ります。	土地利用対策課
事前指導要綱に基づく適切な土地利用誘導	◇大規模開発に対する事前指導を行います。 ◇大規模建築物の建築に対する事前指導を行います。	
土地利用情報の充実と適正管理	◇土地利用情報管理システムを適正に管理・運営します。 ◇地籍調査を推進し、地籍の明確化を図ります。	土地利用対策課 農地計画課

421-2 地域資源を活かした「わがまち」づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域づくり計画の策定支援	◇市町村が地域再生計画または特区計画を策定し、国の認定を受けられるよう支援します。 ◇特定地域等の地域活性化計画の策定に対し支援します。	
地域づくり事業への支援	◇地域の多様な資源を活かした地域づくりについて、地域自らの知恵と工夫により、市町村と住民等が協働して行う地域づくり事業を支援します。 ◇地域づくり計画が迅速に具現化できるよう支援します。	地域振興課
地域づくり担い手の育成・支援	◇研修会の開催等の普及啓発活動を通して、地域づくりの担い手を育成します。 ◇地域活性化を推進するための講演会等の開催を支援します。 ◇地域づくりを助言するアドバイザーを市町村へ派遣します。	

421-3 広域交流・連携による地域づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
市町村間の広域交流・連携の様々な取組への支援	◇共通の地域資源による地域おこしなどの県内市町村間の連携事業を支援します。 ◇市町村間の広域交流・連携の中核となる拠点施設の整備等を支援します。	
県域を越えた広域連携事業の推進	◇1都7県で首都圏整備事業の促進を図ります。 ◇福島・茨城・栃木3県の県際地域（FIT地域）において、21世紀にふさわしい拠点地域づくりを目指し、FIT構想に基づく各種事業を推進します。 ◇群馬・栃木両県と県際地域の11市町村の緊密な連携を図り、両毛地域の広域的な都市圏整備を推進します。 ◇北関東自動車道を活用した茨城・栃木・群馬3県の広域交流による地域づくりを推進します。 ◇茨城・栃木・群馬・埼玉の各県及び周辺市町村と連携し、渡良瀬遊水地の利活用を図ります。	地域振興課

422-1 機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
適切な都市計画の策定・運用	◇住民参加により、まちづくりの将来像・具体計画である都市計画マスタープランや総合都市交通計画を策定します。 ◇社会情勢の変化に対応した、都市計画区域、市街化区域・市街化調整区域、用途地域等の土地利用計画、道路、公園、下水道等の都市施設計画や開発許可制度等の適切な運用により、良好な市街地の形成を図ります。	都市計画課
都市計画道路の整備	◇都市の骨格となる都市計画道路や都市環状道路の整備を推進し、活力ある都市活動を支えます。 ・県道大田原氏家線（都市計画道路東大通り線）横町（さくら市） ・県道堀米停車場線（都市計画道路黒袴迫間線）若松町（佐野市） ・県道西那須野那須線（都市計画道路黒磯那須北線）上厚崎（那須塩原市） 等	都市施設課 道路建設課 道路維持課 都市計画課
市街地の整備・再生	◇土地区画整理事業等により、良好な市街地の整備を促進するとともに、地域の発展、産業構造転換に資する拠点市街地の形成を促進します。 ・宇都宮駅東口土地区画整理事業（宇都宮市） ・佐野新都市土地区画整理事業（佐野市） ・真岡インターチェンジ周辺土地区画整理事業（真岡市） ・那須塩原駅北土地区画整理事業（那須塩原市） ・住宅市街地総合整備事業 大日西地区（足利市） 等	都市計画課 建築課 地域振興課

422-2 中心市街地の活性化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
商業等の活性化策への支援	◇市町村とともに中心市街地活性化の実現に向けた調査研究や普及啓発活動等に取り組みます。 ◇商店街等が行う商業の活性化に向けた取組を支援します。	都市計画課 観光交流課
都市基盤の整備	◇中心市街地において、道路や公園等の都市基盤の整備や土地の高度利用、都市機能の更新を図り、まちなかの魅力と賑わいを創出します。 ・まちづくり交付金事業 宇都宮中央地区（宇都宮市） ・土地区画整理事業 中央地区（足利市） ・市街地再開発事業 馬場通り中央地区（宇都宮市） ・県道小山結城線（都市計画道路小山結城線）本郷町（小山市） 等	都市計画課 道路建設課 道路維持課 都市施設課 建築課
まちなかの住宅・宅地の供給促進	◇土地区画整理事業・市街地再開発事業により、まちなかの良好な住宅・宅地の供給を促進します。 ・土地区画整理事業 大日西地区（足利市） ・市街地再開発事業 馬場通り西地区（宇都宮市） 等 ◇市町村等と連携し、特優賃・高優賃制度や「まちなか居住」を誘導する制度を活用し、まちなかの居住者の定住化と増加を図ります。 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業（宇都宮市） 等	都市計画課 住宅課 建築課

422-3 地域の創意工夫を活かしたまちづくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
住民参加によるまちづくりの促進	◇まちづくり交付金事業等を活用し、都市再生・地域再生に向けた市町村による住民参加型のまちづくりを促進します。 ・まちづくり交付金事業 鬼怒川温泉地区（日光市） ・まちづくり交付金事業 宇都宮駅周辺地区（宇都宮市） ・まちづくり交付金事業 五十部地区（足利市） ・まちづくり交付金事業 壬生総合運動公園地区（壬生町） 等	都市計画課
地区計画・建築協定の促進	◇住民からの申出制度等を活用しながら、地区計画・建築協定の策定等を促進し、住民合意による個性的で特色あるまちづくりを実現します。	都市計画課 建築課

422-4 良好な住まい・住環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
安全で安心な住まいづくりの推進	◇公営住宅の機能向上を図るため、計画的な建て替えや住戸改善を推進し、県民の居住の安定を図ります。 ・大和団地、西原団地、江曾島団地（宇都宮市） ・富田団地（矢板市）、草川第4団地（さくら市） 等 ◇市町村における地域住宅交付金の浸透を図り、個性豊かな住まいづくりを促進します。 ◇住宅性能表示制度等の普及・啓発により、住宅の品質確保と居住水準の向上を図ります。	住宅課
住まいづくりを支える環境づくりの推進	◇住宅関連情報の提供や相談体制を整備し、消費者保護を推進します。 ◇県民及び宅地建物取引業者に対し講習会を開催し、不動産取引の適正化を図ります。 ◇完了検査等の周知徹底及び違反建築パトロールの実施や建築関係団体の協力を得て、住宅等の安全・安心を確保します。	住宅課 建築課
地域を活性化する住まいづくりの推進	◇土地区画整理事業等により、道路や公園等が整備された良好な宅地の供給を促進します。 ・長田土地区画整理事業（真岡市） ・小山東部第一、第二土地区画整理事業（小山市） ・上阿久津台地土地区画整理事業（さくら市） ・祖母井南部土地区画整理事業（芳賀町） 等 ◇自然環境にやさしい住まいづくり、環境づくりを推進します。	都市計画課 住宅課

423-1 農山村の持つ豊かな地域資源の保全・継承

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域資源の保全・継承	◇ワークショップ手法の導入等により、地域資源や農山村活動に対する地域住民等の意識啓発を図ります。 ◇豊かな農村文化や地域の食を伝承する人材を認証・養成するとともに、農村地域の名所、旧跡、古木、自然景観等を「おらが村自慢」として選定します。 ◇農地保全などのボランティア活動を支援する「とちぎ夢大地応援団」の積極的な展開を図ります。	農村振興室
美しい農山村の創造	◇市町村による景観農業振興地域整備計画の策定を支援し、農村景観と調和のとれた土地利用の誘導を図ります。 ◇農山村が持つ豊かな自然や里地里山の生態系の保全・復元・再生を推進します。 ◇石積護岸水路等の伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全・整備を図るとともに、田園散策のための遊歩道づくりや農道・水路の法面への植栽など地域の特徴ある景観づくりを進めます。	農村振興室 農地計画課 農地整備課 自然環境課

423-2 都市農村交流の活発化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
都市農村交流（とちぎグリーンツーリズム）の推進	◇農産物直売所や農村レストラン等交流施設の機能向上を支援するとともに、豊かな地域資源との連携による、都市と農村の多様で広域的な交流を促進します。 ◇市民農園等の農作業体験施設の設置や農産物オーナー制度の取組を促進します。 ◇都市農村交流の中核となる施設や廃屋・廃校を活用した交流拠点施設の整備を促進します。	農村振興室 経営技術課 林業振興課
地域資源を活用した滞在型交流の推進	◇農村地域の魅力を活かした地域農業観光プラン、交流拠点マップなど、都市住民受け入れのための滞在型交流構想の策定を支援します。 ◇観光業との連携を強化し、魅力ある農村活動体験メニューをはじめとした農村滞留プログラムの開発を促進します。 ◇IT等を活用し、幅広い農村情報を発信する体制を構築します。	農村振興室

423-3 快適な農山村空間の創造

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
快適な生活環境の整備	◇農地や農林道等の生産基盤と農業集落排水施設・集落道・情報通信施設などの生活環境基盤を一体的に整備し、利便性を向上することにより農山村地域における定住を促進します。	農村振興室 農地整備課 森林土木課 林業振興課
地域住民主体による農山村環境の保全・形成	◇直営施工やグラウンドワーク活動等、地域住民の主体的な取組による地域資源を活かした交流空間の整備を推進します。 ◇田園風景に配慮した農村公園や親水施設等の整備を促進します。 ◇都市住民やNPO等の参画による、農村活動などを活性化させる農村サポートシステムの構築を進めます。	農村振興室
条件が不利な中山間地域に対する支援	◇中山間地域等直接支払制度等の活用などにより、農業生産活動が維持される環境づくりを支援するとともに、耕作放棄地の解消を進めます。 ◇中山間地域における持続的な農林業生産活動が図られるよう、侵入防止柵の設置支援などの野生鳥獣被害対策を進めます。	農村振興室 林業振興課 造林課 自然環境課

424-1 良好な景観の誘導

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
景観に対する県民意識の向上	◇住民参加型違反広告物除却推進員の活動を推進し、良好な景観を維持保全します。 ◇栃木県マロニエ建築・景観賞の表彰事業により、景観やまちづくりに関する県民意識の向上を図ります。	都市計画課 建築課
市町村の景観づくりへの支援	◇景観アドバイザーの派遣、景観行政研究会による情報提供等により、市町村による自然・都市・農村等地域の特性を生かした景観計画の策定を促進します。 ◇良好な市街地景観の形成を図る街なみ環境整備事業を促進します。 ・例幣使通り地区（栃木市） ・日光東町地区（日光市） ・馬頭地区（那珂川町） 等	都市計画課 建築課 農地計画課

424-2 花と緑づくり活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
みどりづくり推進体制の強化	◇市町村における花や緑づくりを総合的に進める緑化推進組織の設立を促進します。 ◇ボランティア団体間の情報交換や交流等を進めるため、そのネットワーク化を図ります。	造林課 生産振興課
花や緑づくりの普及啓発や指導者等の育成	◇体験活動の充実やグリーンスタッフなどの指導者の養成により、緑づくり活動を支援します。 ◇花のまちづくりを効果的に推進するため、「全県フラワーパーク化推進運動」によるコンクールや実践者の懇談会等を行います。また、花の持つ各種の効用を発揮するための人材の育成や交流を図ります。	造林課 都市施設課 生産振興課
平地林や都市緑地保全活動の促進	◇地域住民等の参加による平地林や都市緑地の保全活動を促進します。	造林課 都市施設課

424-3 美しい街や個性的な地域を形成する道や川づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
街並みや景観に配慮した道路の整備	◇無電柱化や道路の緑化、歩道的美装化等により、まちのシンボルとなる魅力ある美しい道路の整備を推進します。 ・国道119号 池上町（宇都宮市） ・国道293号 旭町（足利市） ・県道栗宮喜沢線（都市計画道路栗の宮喜沢線）宮本町（小山市） 等 ◇地域の歴史や景観に調和した道路を整備し、まちづくりと一体になった美しい街並みを創出します。 ・国道119号 東町（日光市） ・国道293号 馬頭（那珂川町） 等	道路建設課 道路維持課 都市施設課 都市計画課
自然景観に配慮した河川の整備と保全	◇多自然型川づくりの実施等により河川本来の自然景観に配慮した河川の整備・保全を推進します。 ・荒川（那須烏山市） ・名草川（足利市） 等	河川課 砂防課

425-1 親しみある都市公園づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民ニーズにあった公園施設の魅力アップ	◇都市公園施設の計画的な機能向上を図り、常に県民ニーズにあった魅力ある施設を提供します。 ◇誰もが安全で安心して利用できるよう、計画的な施設の改修を行います。	都市施設課
地域の特色を活かした魅力あるイベントの開催	◇季節の花々に関するイベントや地域特有の自然や文化についての各種講座等を開催します。	
県民とともに取り組む都市公園づくりの推進	◇「愛パークとちぎ事業」をはじめとした住民参加による公園づくりを支援します。	

425-2 うるおいのある水辺空間の整備と利用促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
うるおいのある水辺空間の整備と保全	◇親水性のある河川の整備を推進し、地域と調和した水辺空間を創出します。 ・江川（宇都宮市） ・荒川（栃木市） ・彦間川（佐野市） 等 ◇良好な自然環境を有する河川空間を保全し、適正に維持管理します。	河川課 砂防課
川に触れ合える水辺空間の利用の促進	◇レクリエーションの場となる水辺空間の安全な有効活用を促す情報を提供します。 ◇「水辺の楽校」など、河川を活用した体験学習を支援します。 ・永野川（栃木市） ・秋山川（佐野市） 等	河川課
地域住民と取組む水辺づくりの推進	◇河川に関わる広報活動や河川愛護月間などを通じて、県民の河川愛護の意識を醸成します。 ◇河川美化等の活動を行う、河川愛護団体や愛リバー参加団体等の活動を支援します。	

431 魅力ある“観光とちぎ”づくり

参照：第2部 P126

431-1 地域の魅力を生かした誘客の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
観光立県に向けた誘客推進の強化	◇市町村や関係機関との密接な連携により、誘客推進体制の強化を図ります。 ◇フィルムコミッション活動の積極的推進により、地域の魅力を発信・創造し、誘客の推進を図ります。 ◇各種メディアの活用、観光キャンペーン、フェアの開催やフェスティバルへの参加等により、本県観光地をPRし、首都圏をはじめ関西や東北地域など、より広いエリアからの誘客を図ります。	観光交流課
外国人誘客対策の充実	◇各種海外メディアの活用やエージェントの招請、国際旅行博への出展など、効果的な誘客プロモーションを実施し、東アジアを中心とした外国人の誘客を図ります。 ◇外国語案内標識等の整備促進や通訳ガイド、観光案内所の充実など、外国人観光客が安心して観光を楽しめる受入体制の整備を図ります。	

431-2 地域の特性を踏まえた観光地づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域特性を踏まえた観光資源の発掘・創出	◇市町村等と連携して、地域特性を生かした観光資源の発掘・創出を図るとともに、観光地や地域観光資源間のネットワーク化に向けた取組を推進します。 ◇農産物直売所・農村レストランなどの農山村との交流空間の整備促進や、農林業体験・自然観察会など体験型・交流型観光のメニューの充実を図るとともに、既存資源との連携を進めることなどにより滞在型観光を促進します。 ◇多彩な観光資源の創出や有効活用、ホスピタリティあふれるサービスの提供などを通して、“観光とちぎ”のブランド力の向上を図ります。	観光交流課 農村振興室 林業振興課 自然環境課
受入体制の整備・充実	◇観光ボランティア等の人材育成など、地域におけるホスピタリティ向上に向けた機運の醸成を促進します。 ◇観光客の利便性や観光地のイメージの向上に必要なトイレ、遊歩道等の観光基盤の整備を進めます。 ◇外国語案内標識の普及促進を通じ、外国人観光客の周遊の利便性向上を図ります。	観光交流課

431-3 観光地へのアクセス向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
観光道路ネットワーク や道路案内の充実	◇観光地へのアクセスを支援するための道路整備を推進します。 ・国道400号下塩原バイパス、中塩原バイパス（那須塩原市） ・国道123号茂木バイパス（茂木町） ・県道黒部西川線湯西川（日光市）等 ◇観光地周遊道路や観光拠点周辺の道路整備を推進します。 ・県道草久足尾線古峰原（鹿沼市）、勝雲山（日光市） ・県道湯本漆塚線大島（那須町） ・県道下大羽益子線下大羽（益子町） ・県道飛駒足利線（中央、大日西土地区画整理事業）（足利市）等 ◇スムーズに目的地にアクセスできるよう、観光地への道路案内標識 や道路情報板などの設置を推進します。 ◇市町村が取り組む、地域の観光案内や観光振興施設等を備えた「道 の駅」の整備を支援します。	道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室
公共交通による観光地 へのアクセスの強化	◇鉄道の相互乗り入れや鉄道とバス路線の連携強化など、公共交通の 利便性の向上を推進します。	交通対策課
観光地における交通の 円滑化	◇観光地における交通需要を把握し、渋滞緩和や周遊機能向上のため のソフト対策を検討します。	道路建設課 都市計画課 交通対策課

432 国際化の推進

参照：第2部 P128

432-1 多文化共生地域づくりの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
外国人も暮らしやすい 地域づくり	◇地域のルールや習慣などについて、外国人にもわかりやすい情報提 供の普及促進を図ります。 ◇多言語による相談に応じるなど、相談体制の充実を図ります。 ◇外国人が地域で日本語を学習する機会の拡充を図ります。	国際交流課
外国人との協働による 地域づくり	◇外国人から意見等を聞く機会を拡充するとともに、地域での日本人 と外国人の主体的な交流を支援し、外国人が地域の一員として地域 活動やまちづくりなどに参加できる環境づくりを促進します。	

432-2 産業分野における国際化の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県内企業の海外販路拡 大等の支援	◇県内企業の貿易実務担当者を対象とした研修会を開催し、貿易に関 する知識の普及を図るとともに、産業振興センターに開設した「貿 易相談コーナー」の相談機能を充実します。 ◇香港駐在員を活用して、県産品の販路拡大のために県内企業に海外 との取引機会を提供します。	産業政策課
県産農産物等の輸出促進	◇海外での日本食に対する評価の高まり等によるビジネスチャンスを活 かし、本県の優れた農産物等の輸出を促進します。	経済流通課 生産振興課
外資系企業の県内誘致 の促進	◇県内に立地する外資系企業幹部との意見交換等を実施し、既進出企 業のアフターケアとともに立地環境の改善を図ります。 ◇外資系企業幹部を本県に招聘するインダストリアルツアーの実施な どにより、本県の投資環境を積極的にPRします。	産業政策課
外国人観光客の誘致促進	◇本県の魅力を広く世界に発信し、外国人観光客の本県への誘致を図ります。 ◇外国語表記や通訳ガイド、観光案内所の充実などにより、外国人観 光客を温かく迎え入れる環境づくりや気運の醸成を図ります。	観光交流課

432-3 県民主体による国際交流・国際協力の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
国際交流・国際協力への県民の参加促進	◇国際交流や国際協力、海外渡航等に関する情報を、様々な広報媒体を活用して県民に提供します。 ◇ホームステイの受け入れなど、県民のボランティア活動を促進し、県民一人ひとりが国際活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。	国際交流課
幅広い分野における国際交流の推進	◇文化・スポーツ・学術等多様な分野での交流を促進します。 ◇友好交流先である中国浙江省、フランス・ヴォークリューズ県、アメリカ・インディアナ州との交流については、県民への情報提供、観光交流の促進、人的なネットワークの活用等により交流のすそ野を拡大します。	
草の根レベルで展開する国際協力の推進	◇民間団体等や学校による国際協力活動のPR等を通じ、本県が有する人材や技術・ノウハウを活用した草の根レベルの国際協力を推進します。 ◇企業や民間団体等との連携による技術研修員の受入、青年海外協力隊等海外への人材派遣事業に関する啓発等により、海外支援のための人材の受入・派遣及び育成を図ります。	

432-4 国際感覚豊かな人材の育成

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民の国際理解の促進	◇産学官民で連携を図りながら、国際理解のための講座等を開催します。 ◇国際理解講座等を企画運営できる人材を養成し、市町村や民間団体等の創意工夫による講座の開催を促進します。 ◇国際感覚に優れた地域リーダーを育成し、地域における国際化を促進します。	国際交流課
国際化に対応した教育の推進	◇修学旅行による海外訪問、外国事情に通じた多様な人材の活用等により、国際理解教育の充実を図ります。 ◇英語キャンプの実施や外国語指導助手（ALT）の配置等により、外国語教育の充実を図ります。 ◇外国人児童生徒・帰国児童生徒が学校で円滑に教育を受けられるよう、受け入れ態勢の充実を図ります。	国際交流課 教委学校教育課

433 社会貢献活動の促進

参照：第2部 P130

433-1 ボランティア・NPO活動促進のための環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
社会貢献活動を促進するための環境整備の推進	◇社会貢献活動支援データベースでの情報提供や啓発誌の発行等により、ボランティアやNPOに関する知識等の啓発を図ります。 ◇ボランティアやNPO、企業、市町村、県等の交流の促進や情報の収集・提供等の充実などにより「とちぎボランティアNPOセンター」の機能強化を図ります。 ◇市町村のサポートセンターや民間の中間支援組織と連携することにより、県民の社会貢献活動への参加を促進します。	文化振興課
NPO等の組織基盤の強化支援	◇各種講座の開催によりNPO等の人材育成やNPO等の組織の維持・活性化のためマネジメントの向上を図ります。 ◇ボランティアコーディネーターの養成研修等への支援や生涯学習ボランティア等の育成を図ります。	文化振興課 医事厚生課 教委生涯学習課

433-2 協働を推進するための環境づくり

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
協働の推進体制の整備	◇ボランティアやNPO、企業、市町村、県等が相互理解を図るための機会づくりをはじめ、事業協力や情報交換等を行うことにより、全県的な協働の推進体制を構築します。 ◇新たな行政ニーズへの対応や地域の課題解決に向け、NPO等との提案・実践型協働事業に取り組みます。 ◇ボランティアやNPO、企業、市町村、県等の間をつなぐ役割を担う協働コーディネーターなどの地域人材の育成を図ります。	文化振興課

434 情報ネットワーク社会の推進

参照：第2部 P132

434-1 情報ネットワーク社会の実現に向けた環境の整備促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
情報通信基盤のエリア拡大	◇県民のIT活用を喚起し、通信事業者のサービスエリア拡大を促進します。 ◇情報通信格差解消に取り組む市町村と連携し、国の補助制度等を活用しながら地域の実情にあった基盤整備を促進します。	情報政策課
県民の情報リテラシー（活用能力）の向上	◇県民すべてが情報端末の基本的な操作ができるようIT講習会を開催するとともに、IT講習会等において講師及び補助者として情報ボランティアを活用します。 ◇青少年や地域住民のITモラルの向上を目指し、地域や学校における指導者の養成研修を開催します。 ◇シルバー大学校においてパソコン学習を授業に取り入れるとともに、視覚障害者や聴覚障害者を対象にパソコン教室を開催するなど、高齢者や障害者の情報リテラシーの向上に努めます。	教委生涯学習課 高齢対策課 障害福祉課

434-2 情報通信サービスの利活用促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
インターネットを通じた各種行政手続きサービスの利用促進	◇電子申請届出の対象手続きや、公共事業に係る電子入札の対象範囲を拡大するとともに、歳入手続きの電子化を進めるなど、県に対する各種手続きについて、インターネットを利用したオンライン化を推進します。	情報政策課 監理課 出納局管理課 出納局会計課
生活に密着した魅力ある情報コンテンツ（内容）の充実	◇ホームページについて、県有施設の空き情報、GISを活用した地理情報の提供など内容の充実を図るとともに、より見やすくかつ使いやすいものとなるよう努めます。 ◇地上デジタル放送について、国、市町村、事業者と連携し、行政における利活用方を検討します。	広報課 情報政策課 技術管理課

基本目標 5

安心のくらしを支える環境づくり

〔環境保全・防犯・防災〕

政策
51豊かな環境を守り育て、
地球にやさしい循環型社会を構築する

511	良好な地域環境の保全	221
512	3Rの推進	223
513	廃棄物処理対策の推進	225
514	地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進	226
515	環境を支える森林づくり	227
516	豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進	228

政策
52

安全な暮らしを守る

521	安全で安心なまちづくりの推進	229
522	総合的な交通安全対策の推進	230
523	安心できる消費生活の実現	232

政策
53

災害・危機に強い県土づくりを推進する

531	防災・危機管理対策の充実	233
532	防災基盤の整備	234

511 良好な地域環境の保全

参照：第2部 P136

511-1 大気環境の保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
自動車排出ガス対策の推進	◇自動車の効率的な使用、不要なアイドリングの停止等の普及啓発事業を実施します。 ◇公共交通への利用転換を促進するとともに、新交通システムの導入について検討します。 ◇バイパス道路の整備や道路の立体化等による交差点改良・交通管制システムの高度化などを推進し、交通の円滑化と自動車の走行性の向上を図ります。	環境管理課 交通対策課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室 警察交通規制課
広域大気汚染対策の推進	◇大気環境測定局において二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の常時監視を行うとともに、有害大気汚染物質や酸性雨の状況についてモニタリング調査を行います。 ◇「栃木県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、光化学スモッグ発生時に速やかに注意報等の発令を行うとともに、関係市町村への通報や緊急時協力工場へばい煙排出量の削減要請を行い、健康被害の未然防止を図ります。	環境管理課
工場・事業場等の発生源対策の推進	◇工場・事業場から排出される大気汚染物質について、法令等に基づき排出規制や排出低減の指導を実施します。特に、新たに規制対象となる揮発性有機化合物について排出実態の把握を行い、適切な対応を図ります。 ◇建物等に使用されているアスベストについて、関係機関・団体と連携しながら、建物等の解体・除去時等における飛散防止対策を徹底します。 ◇工場・事業場における自主管理体制の確立を促進するとともに、公害防止施設の整備等に対し、環境保全資金の融資による支援を行います。	環境管理課 管財課 技術管理課 建築課 企業局経営企画課 教委総務課 教委施設課 警察会計課

511-2 水環境の保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県内水環境の管理の推進	◇公共用水域、地下水の常時監視を行います。 ◇水質汚濁発生源データと公共用水域データなどの水質調査結果等を活用し、水質汚濁原因の解明、環境基準の類型あてはめ、排水基準の設定の見直し等を行います。	環境管理課
発生源対策の推進	◇工場・事業場から排出される水質汚濁物質について、法令等に基づき排水規制や汚濁物質低減の指導を実施するとともに、有害物質を原因とする地下水汚染の未然防止対策を推進します。 ◇「栃木県生活排水処理構想」に基づき、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進します。 ◇工場・事業場における自主管理体制の確立を促進するとともに、公害防止施設の整備等に対し、環境保全資金の融資による支援を行います。	環境管理課 環境整備課 農村振興室 下水道課
健全な水循環の維持・確保	◇「栃木県地下水汚染対策要領」に基づき、地下水汚染が確認された地域について、飲料水対策、発生源対策、モニタリング監視などを実施することにより、健康被害の防止と水質の改善を図ります。 ◇「栃木県異常水質対策要領」に基づき、水質事故（異常水質）の発生時には、関係機関と連携し速やかに被害拡大防止対策を実施します。 ◇湯ノ湖・中禅寺湖などの奥日光水域の水質保全を推進します。 ◇環境基準を達成していない流域については、河川の汚濁特性に応じた浄化対策を実施するとともに、河川の直接浄化施設の適正な維持・管理・運用を行います。	環境管理課 河川課

511-3 土壌環境、地盤環境の保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
土壌汚染対策の推進	◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用する特定事業場等に対して施設の管理と構造に関する基準の遵守を指導し、地下浸透などを原因とする土壌汚染の未然防止を図ります。 ◇「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可制度を適切に運用し、埋立土砂等の安全性を確保します。 ◇土壌汚染の判明時に浄化対策の指導を実施し、汚染拡大の防止を図ります。	環境管理課 環境整備課
地盤沈下防止対策の推進	◇精密水準測量、観測井での地盤変動量や地下水位の観測を実施します。 ◇地盤沈下が懸念される県南部において、地盤沈下テレメータシステムにより状況を常時監視するとともに、地下水位の急激な低下が観測された際には「小山市・野木町・藤岡町地盤沈下防止対策連絡協議会」を通じて利水者に節水等の要請を行います。 ◇「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、揚水施設設置に係る指導を実施するとともに揚水量の把握を行い、地下水の適正利用を推進します。 ◇地盤沈下防止対策をより一層推進するため、条例による地下水採取規制のあり方について検討します。	環境管理課 環境政策課

511-4 騒音・振動、悪臭の防止

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
発生源対策の推進	◇騒音・振動、悪臭について、法令に基づき規制地域の指定を行うとともに、発生源対策を行う市町村に対して、測定方法などの技術的な助言等の支援を行います。 ◇家畜排せつ物処理施設・機械の整備の促進や脱臭技術の研究・普及等により、畜産からの臭気低減を推進します。 ◇事業者による公害防止施設の設置、改善及び移転に対して、環境保全資金の融資による支援を行います。	環境管理課 畜産振興課
交通騒音対策の推進	◇道路騒音の常時監視を行うとともに、騒音の著しい区間について、騒音を低減する効果の高い高機能舗装への改修等により、沿道環境対策を推進します。 ◇新幹線による鉄道騒音・振動を測定し、関係機関に必要な対策の実施を要請するとともに、沿線にふさわしい土地利用への誘導を行います。	環境管理課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室
普及啓発の推進	◇「とちぎの良い音・良いかおり」の選定を行い、良好な音・かおり環境の保全を行うとともに、普及啓発等により、快適な生活環境の保全への取組を促進します。	環境管理課

511-5 化学物質対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
指定化学物質排出抑制対策の推進	◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、指定化学物質使用事業場による管理計画の策定・公表について指導を行います。 ◇事業者に対して、「PRTR法」（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の普及啓発を実施し、指定化学物質の排出抑制を促進します。	環境管理課
化学物質に関するリスクコミュニケーションの普及促進	◇化学物質に関するリスクコミュニケーション（リスク（有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ）に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。）の普及促進に向けた普及啓発を実施し、化学物質の情報の共有化を図り、効果的な排出抑制を促進します。 ◇化学物質の有害性に関する適切な情報提供を行います。	
環境中の化学物質の調査研究	◇化学物質の環境監視を行うとともに、有害化学物質による環境影響等について調査研究を実施します。	

512 3Rの推進

参照：第2部 P138

512-1 廃棄物の減量化の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民・事業者・行政の自主的な減量化への取組の促進	◇詰め替え可能商品等の選択、買い物袋持参によるレジ袋の辞退、フリーマーケットの活用など、より一層の廃棄物の削減努力を促進するための普及啓発事業を展開し、県民のライフスタイルの変革を促進します。 ◇廃棄物の排出を「ゼロ」にするゼロエミッションなど、事業者による先進的な取組を促進します。 ◇県の事務事業から発生する廃棄物の減量化に取り組みます。	環境政策課
建設廃棄物等廃棄物の発生抑制の推進	◇建築物の適切な分別解体により建設廃棄物等の発生抑制を推進します。	技術管理課 環境政策課 建築課

512-2 廃棄物のリサイクルの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民・事業者・行政の自主的なリサイクルへの取組の促進	◇「とちの環県民会議」等の活用を図り、イベントの開催や広報など、積極的な普及啓発事業を展開し、県民、事業者、行政が一体となった循環型社会の形成に向けた取組を推進します。 ◇「栃木県循環型社会推進指針」に掲げる地域循環モデルの構築を支援し、循環資源の有効活用を推進します。	環境政策課
廃棄物の種類ごとのリサイクルの推進	◇容器包装リサイクル法等の円滑な運用を図り、廃棄物のリサイクルを推進します。 ◇建築物の適切な分別解体により、コンクリート、木材、アスファルト等の特定建設資材の再資源化を推進します。 ◇使用済み農業生産資材の分別回収・リサイクルを推進します。 ◇下水汚泥から生産するエコスラグ（溶融スラグ）の建設資材等への利用拡大を図ります。	環境政策課 農村振興室 技術管理課 下水道課 建築課
グリーン購入・調達の推進	◇とちの環エコ製品（県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県がリサイクル製品認定制度により認定したもの）の普及を図り、本県の地域特性を生かした循環資源の利用を促進します。 ◇環境への負荷の少ない製品の購入を促進し、県自らも環境配慮物品の購入に努めます。	環境政策課 技術管理課 出納局会計課

512-3 バイオマスの利活用の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
バイオマスへの理解促進	◇講演会の開催等の普及啓発を実施し、県民のバイオマスへの理解促進を図ります。 ◇市町村等の取り組む普及啓発活動を支援します。	農村振興室 林業振興課
バイオマスタウン構想等の策定支援	◇市町村等によるバイオマスタウン構想等の計画策定を支援します。	農村振興室
バイオマス利活用の取組の推進	◇市町村等が策定したバイオマスタウン構想等に基づき実施するバイオマスの地域循環システムの構築を支援します。 ◇バイオマスプラスチックやバイオマスエネルギーの公共施設等における利活用を推進します。 ◇バイオマスの製品利用やエネルギー利用についての調査・研究に取り組めます。	

513-1 廃棄物の適正処理の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
広域的な一般廃棄物処理施設の整備促進	◇市町村の焼却施設について、「栃木県廃棄物処理計画」に基づき広域的な整備を進めるとともに、環境への配慮という観点から、焼却に伴い発生する熱の有効利用（サーマルリサイクル）を促進します。 ◇一般廃棄物処理施設の整備に係る周辺環境整備事業等に対し助成を行います。	環境整備課
産業廃棄物処理施設の確保	◇県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備を推進します。 ◇適正処理に必要な産業廃棄物処理施設に係る周辺環境整備事業等に対し助成を行います。	
廃棄物排出事業者等への指導	◇廃棄物排出事業者や処理業者に対して、法令等に基づく廃棄物処理基準の遵守など、適正な処理処分について監視指導を徹底します。 ◇廃棄物処理施設設置者に対して、地域の生活環境に十分配慮した処理施設の整備等について指導します。 ◇産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画の策定を指導します。	

513-2 不法投棄対策の強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
監視体制の強化	◇市町村の廃棄物監視員及び併任職員に対する支援により、全市町村へ監視員等を配置し監視体制を強化します。 ◇夜間・休日等における監視体制の強化や、監視カメラ、GPS発信器の活用等により、不法投棄の未然防止、早期発見を図ります。 ◇県内の事業者及び関係団体等と不法投棄情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の早期発見等に努めます。	環境整備課
不法投棄物の撤去指導	◇不法投棄の確認時には、関係機関と連携し、行為者等に対してすみやかに不法投棄物の撤去指導を行うとともに、応急対策を効果的に実施し、被害拡大等の防止を図ります。 ◇不法処理防止連絡協議会等により警察との連携を強化し、悪質事案への対応を図ります。	環境整備課 警察生活環境課
不法投棄防止啓発活動の推進	◇キャンペーンや講習会等により不法投棄防止啓発活動の充実を図り、県民や事業者等の協力を得ながら、不法投棄の未然防止等に努めます。	環境整備課

514-1 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
産業、民生、運輸部門等各部門における取組の推進	◇栃木県地球温暖化防止活動推進センター等との連携を強化し、県民、事業者、行政のすべての主体が行う地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減の取組を推進します。 ◇事業者へのコージェネレーションやESCO事業の導入を促進し、エネルギーの利用効率の向上を図ります。 ◇建築物の省エネ化を促進するとともに、住宅の省エネ化技術者の養成を推進します。 ◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画を策定する事業者に対して、技術的な支援を行います。 ◇フロン回収破壊法等に基づき、フロンの適正な回収・破壊を推進します。 ◇公共交通への利用転換を促進するとともに、新交通システムの導入について検討します。 ◇自動車の効率的な使用、不要なアイドリングの停止等の普及啓発事業を実施します。 ◇バイパス道路の整備や道路の立体化等による交差点改良などを推進し、自動車交通におけるエネルギー効率の向上を図ります。	環境政策課 交通対策課 環境管理課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 住宅課 建築課 高速道路対策室
県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減推進	◇ESCO事業を活用し県有施設の計画的な省エネ改修や省エネ機器の導入を推進するとともに、節電等により省エネルギーを推進します。 ◇職員一人ひとりの省エネに向けた意識改革を推進します。 ◇県有施設等の建設に当たっては、新エネルギーの導入を推進します。 ◇公用車への低公害車の導入を推進します。	環境政策課 管財課 出納局会計課 企業局経営企画課 教委施設課 警察会計課
環境にやさしいエネルギーの活用推進	◇「栃木県地域新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの導入や、廃棄物焼却余熱などの未利用エネルギー等の利用を促進します。 ◇環境保全資金の活用により、県民による太陽光発電や事業者の新エネルギーの導入を支援します。 ◇「とちぎバイオマスの環境推進プラン」等に基づき、バイオマスエネルギーの利活用について実証試験や技術展示に取り組みます。 ◇水資源を活用し、中小水力発電によりエネルギーを確保するとともに、マイクロ水力発電の調査・研究を行います。	環境政策課 環境管理課 農村振興室 林業振興課 企業局経営企画課 企業局電気課

514-2 自主的な環境保全活動の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民総ぐるみによる環境保全に向けた取組の推進	◇「とちの環県民会議」等の環境保全団体との連携・協力の下、各種の普及啓発活動を推進し、県民総ぐるみによる環境保全に向けた実践活動を促進します。 ◇イベントやフォーラムの開催など各種の普及啓発事業を展開し、県民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。	環境政策課
事業活動における環境配慮の促進	◇講習会の開催等により、事業者のISO14001やエコアクション21の認証取得等を促進します。 ◇環境保全資金の活用により、環境保全に取り組む中小企業を支援します。 ◇環境影響評価制度の適切な運用により、各種の開発事業に係る環境保全について適正な配慮を確保します。	環境政策課 環境管理課
行政の率先活動の推進	◇県庁の新本庁舎において、ISO14001の認証を取得します。 ◇「栃木県庁環境保全率先実行計画」に基づき、節電・節水等の環境への負荷低減に向けた取組を積極的に行います。 ◇「栃木県グリーン調達推進方針」に基づき、環境物品等の調達に努めます。 ◇市町村におけるISO14001、エコアクション21の認証取得や環境物品等の調達など環境負荷の低減に向けた市町村の取組の支援に努めます。	環境政策課 出納局会計課

514-3 環境学習の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
環境教育・学習の充実	◇環境保全に関する体験型・問題解決型の学習を通して、小・中学校や高校などにおける環境教育を推進します。 ◇こどもエコクラブ活動への支援をはじめ、各種体験活動、講座など多彩な環境学習機会の充実に努めます。 ◇環境学習指導者や自然ふれあい活動指導者など様々な環境問題に関する指導者の活用を図り、県民や民間団体などが行う環境学習・環境保全活動の取組を支援します。	環境政策課 自然環境課 教委学校教育課 教委生涯学習課
普及啓発及び広報の推進	◇各種の広報媒体を活用して、環境の現状や環境保全の重要性などについての広報を推進します。 ◇クリーンアップフェアなどの参加・体験型のイベントを開催するとともに、環境情報誌、インターネットなどを通じた情報提供を行い、環境保全に関する普及・啓発活動を推進します。	環境政策課
推進体制の整備	◇学習の機会や情報の提供などの機能を担う環境学習拠点施設の整備を進めるとともに、学校をはじめ青少年教育施設、試験研究機関、企業など環境学習関連施設間のネットワーク体制の構築に努めます。 ◇環境教育・学習に関する指導者を養成するとともに、教材・学習プログラムを作成します。	環境政策課 教委学校教育課 教委生涯学習課

515 環境を支える森林づくり

参照：第2部 P144

515-1 森林の公益的機能の向上

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
人工林の間伐等の促進	◇適時適切な人工林の間伐等による森林整備を促進し、公益的な機能を高度に発揮する健全な森林をつくります。 ◇保安林等の公益的機能の高度発揮が必要な森林において、高齢級森林の間伐を促進するなど、機能の持続的発揮に努めます。 ◇森林所有者による自主的整備が困難となり公益的機能の低下が見られる森林を対象に、治山事業や森林整備公社が行う事業などにより、森林整備を推進します。	造林課 森林土木課
多様な森林の整備	◇育成天然林施業や複層林施業、長伐期施業などにより多様な森林をつくります。 ◇生育不良等のため機能の低下した人工針葉樹林を、広葉樹林や針広混交林に転換します。	造林課
県民参加による森林づくり	◇森林ボランティア・NPO・民間企業等による県民参加の森林づくりを促進します。 ◇新たな財源による森林環境保全対策の充実を検討します。	

515-2 森林の適正な管理

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
森林計画制度による森林管理の推進	◇地域森林計画や市町村森林整備計画等に基づき、森林の保全・管理を進めます。 ◇各種森林情報を一元的に管理する森林GISの充実を図るとともに、市町村等への導入促進を図り、森林の適正な保全・管理体制を構築します。	林政課
保安林・林地開発許可制度による森林の保全・管理	◇保安林適正配備計画等により、特に公益性の高い森林を計画的に保安林に指定します。 ◇森林の開発を行う事業者に対し、法令等に基づき指導を行い、森林の有する機能の保全を図ります。	森林土木課

516-1 自然環境の保全と再生

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
自然環境の保全・再生等を図るための総合施策の推進	◇豊かな自然と緑を守り育てるための条例を整備し、自然環境の保全・再生等を図るための具体的な行動計画を策定します。 ◇希少動植物などの自然環境情報を収集・整備し、県版レッドデータブックやホームページ等により広く県民へ情報提供を行います。	自然環境課
多様な生態系の保全対策の推進	◇小川、池沼、草原、雑木林などの多様な生態系の広がる身近な里地里山の保全・再生を図ります。 ◇ラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」においては、保全と賢明な利用を推進します。 ◇自然公園や自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の優れた自然環境の適正な管理を行います。	
自然環境に配慮した土地利用等の推進	◇土地造成などの開発に際して、法令や自然環境保全協定制도에 基づく指導を行います。 ◇多自然型川づくり・溪流づくりや生態系に配慮した圃場等の整備を推進し、生物の生息環境の保全創出を図ります。	自然環境課 農村振興室 農地計画課 農地整備課 河川課 砂防課 都市計画課

516-2 野生鳥獣の保護管理

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
野生鳥獣に対する保護意識の高揚	◇野生鳥獣の観察会や愛鳥週間のポスターコンクール、傷病鳥獣の救護等を通して、野生鳥獣に対する保護意識の高揚を図ります。	自然環境課
シカ、サル、クマ等の科学的な保護管理	◇シカ、サル及びクマの特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息環境の保全、健全な地域個体群の維持を図るとともに、農林水産業被害対策を推進します。 ◇生息域が拡大し、農林水産業被害を引き起こしているイノシシやカワウの保護管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理を進めます。	林業振興課 造林課 自然環境課 農村振興室 生産振興課
鳥獣保護区の指定及び適正な狩猟の推進	◇特に保護すべき野生鳥獣の生息地を計画的に鳥獣保護区に指定します。 ◇狩猟規制や放鳥等を行い、狩猟資源と生態系バランスを維持します。	自然環境課

516-3 自然とのふれあい活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
自然ふれあい活動の推進	◇県立日光自然博物館や市町村の自然観察センターなどの県内自然ふれあい施設を活用し、自然観察会等を開催するとともに情報提供の充実を図ります。 ◇NPO等と連携した自然ふれあい活動を推進します。	自然環境課
人材の養成・活用	◇自然ふれあい活動指導者を養成・登録し、自然ふれあい活動を実施する市町村・民間団体等に紹介するなどその活用を図ります。	
自然とのふれあいの場の整備	◇日光国立公園や県立自然公園等において、国や市町村と連携して歩道・駐車場等の施設の整備・管理を行い、安全で快適なふれあいの場として利用を促進します。	

521 安全で安心なまちづくりの推進

参照：第2部 P150

521-1 地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
安全で安心なまちづくりの普及啓発	◇安全で安心なまちづくりフォーラムや各種広報媒体による普及啓発事業を実施し、県民の防犯意識を高めます。	文化振興課 警察生活安全企画課 警察地域課
自主防犯活動への支援	◇防犯に関する専門知識や技術の提供を行う、自主防犯リーダー養成教室を開催し、自主防犯活動団体の設立を促進します。 ◇市町村との協力の下、各警察署単位に、自主防犯団体の情報交換会を開催し、地域の防犯ネットワークを構築します。 ◇事業者等のネットワークセキュリティ対策を支援します。	文化振興課 警察生活安全企画課 警察地域課 警察生活環境課
犯罪抑止活動の強化	◇パトロール等の街頭活動を強化し、地域住民が不安を感じる犯罪の抑止、検挙活動を推進します。 ◇歓楽街等の治安悪化エリアにおける、各種取締り・官民合同パトロール等を推進し、環境浄化を図ります。 ◇地域住民との犯罪抑止活動の拠点である交番・駐在所の整備と併せ、コミュニティルームの整備を図ります。 ◇交番相談員の配置促進などの各種空き交番対策を講じ、一時的な空き交番状態においても地域住民の届出等の対応に努めます。 ◇警察本部及び警察署並びに交番・駐在所間のネットワークを整備し、地域安全情報を迅速に提供します。	警察地域課 警察生活安全企画課 警察警務課 警察情報管理課

521-2 犯罪捜査活動の強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
犯罪捜査活動の強化	◇捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムを充実させるとともに、犯罪捜査支援資機（器）材を整備して、捜査力の一層の向上を図ります。 ◇県民の体感治安を悪化させる空き巣やひったくり等の身近な犯罪をはじめ、暴力団犯罪や銃器薬物犯罪、来日外国人犯罪などの組織犯罪の取締りを強力に推進します。	警察刑事総務課 警察捜査第一課 警察捜査第二課 警察鑑識課 警察組織犯罪対策課 警察機動捜査隊 警察科学捜査研究所 警察生活安全企画課 警察生活環境課

521-3 犯罪被害者等支援の充実・強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
被害者支援の充実・強化	◇「(社)被害者支援センターとちぎ」との連携の下、電話や面接による相談活動及び法廷や病院への付き添い等の直接支援事業等を実施します。 ◇犯罪被害者等の支援に従事する警察職員やセンターで活動するボランティア相談員の養成及び資質の向上を図ります。 ◇犯罪被害者等に対する「被害者の手引」の配布、被害者連絡の実施等による情報提供を行います。 ◇犯罪被害に係る初診料の公費負担等経済的支援の充実を図ります。 ◇「(社)被害者支援センターとちぎ」との連携の下、ポスター等の配布、インターネットの活用、講演会の開催等による積極的な広報啓発活動を実施して、犯罪被害者の現状等について県民の理解を深めます。 ◇犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることのないよう、被害者等の安全の確保に努めます。	警察警務課 警察刑事総務課 警察交通指導課 交通対策課

522 総合的な交通安全対策の推進

参照：第2部 P152

522-1 交通安全に関する啓発の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
交通安全教育の推進	◇高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育をはじめとした高齢者対策を重点的に実施します。 ◇高齢者と子供が交通安全をテーマに交流し、相互理解を深めながら、交通安全意識の高揚を図ります。 ◇学校、企業、高齢者関連団体などと連携して、各種科学的教育機材等を活用しながら、実践的な交通安全教育を推進します。 ◇各種団体が行う交通安全教育を支援します。	警察交通企画課 交通対策課
広報啓発活動の推進	◇各種広報媒体を活用し、県民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るための広報啓発活動を推進します。	

522-2 交通違反の取締り強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締りの推進	◇悪質で危険な飲酒運転、著しい速度超過、交差点違反のほか、迷惑性の高い駐車違反など、交通事故に直結する交通違反の取締りを推進します。 ◇放置駐車違反確認事務等の民間委託を推進します。	警察交通指導課
暴走族総合対策の推進	◇採証機材の整備活用による暴走族の効果的な取締りを推進します。 ◇交通関係機関・団体と連携した暴走族からの離脱支援及び加入防止対策を推進します。	

522-3 交通安全施設の整備

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
交通安全施設の整備	◇道路の交通量や利用者等を考慮の上、信号機や標識標示の整備、自転車歩行者道の整備、道路照明の設置等を行います。 ◇自転車歩行者道の整備並びに段差解消等の道路のバリアフリー化により、道路交通上の弱者である自転車、歩行者等の通行の安全と快適性を確保します。 ・国道294号鶴田（真岡市） ・国道408号道場宿（宇都宮市） ・県道今市氏家線東町（日光市） ・県道石末真岡線上高根沢（高根沢町） 等	警察交通規制課 道路建設課 道路維持課 都市施設課
交通事故対策の推進	◇交通事故が集中的に発生している事故多発地点について、それぞれの状況に応じた信号機のLED化、交差点改良、歩道の整備、道路照明の設置などの安全対策を集中的に実施します。 ・県道宇都宮栃木線本丸（壬生町） ・県道氏家宇都宮線海道町（宇都宮市） ・県道宇都宮鹿沼線砥上、荒針、鶴田（宇都宮市） 等	

522-4 道路施設の安全確保

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
道路の適切な管理と舗装修繕の実施	◇県が管理する道路の路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設について、道路パトロールや舗装修繕等による適切な維持管理を実施します。 ◇道路・橋梁等の状態を把握・予測して、必要な補修等を行う、トータルコストの低減に資する管理のあり方（道路アセットマネジメント）について検討します。	道路維持課
道路の防災・防雪対策の推進	◇落石防護柵や法面崩落対策工事等の防災対策施設及び避難路などの整備により、落石や土砂崩落等から利用者を守り、道路の安全な通行を確保します。 ・国道121号防災対策（日光市） ・県道鹿沼足尾線防災対策（日光市） ・県道黒磯田島線防災対策（那須塩原市） 等 ◇冬期積雪時において、除雪や路面凍結防止対策を実施するほか、雪崩対策等施設を整備し、地域間交通の途絶の解消を図り、道路利用の安全と信頼性を確保します。 ・国道121号雪寒対策（日光市） ・県道川俣温泉川治線雪寒対策（日光市） ・県道黒部西川線雪寒対策（日光市） 等	道路維持課 道路建設課

523-1 消費者の自立支援

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
教育・啓発事業と情報提供事業の推進	◇若者や高齢者等をはじめとして、広く県民を対象に各種消費生活講座などの教育・啓発事業を実施し、正しい消費知識の普及を図ります。 ◇消費者教育に関する副読本を作成・配布し、学校における消費者教育を支援します。 ◇関係団体と連携し、金融分野における消費者教育を支援します。 ◇消費生活情報誌やインターネット等各種媒体を通じ、消費生活に役立つ各種情報を広く県民に提供します。 ◇住宅関連情報の収集と県民に対する情報提供の充実を図ります。	文化振興課 住宅課
消費者団体の支援、消費者活動の促進	◇地域消費者活動の担い手となるリーダーの養成等により、地域消費者活動の活性化を図ります。 ◇消費者フォーラム等の消費者活動支援事業を実施します。 ◇消費者団体に対し支援・指導等を行い、活動の促進を図ります。	文化振興課

523-2 消費生活相談体制の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
消費生活相談体制の充実	◇県消費生活センターの相談体制の充実・強化を図り、複雑多様化する消費者からの相談に的確に対応します。 ◇市町村消費生活相談員の研修会の開催等により、市町村における相談業務の充実化を支援します。 ◇苦情相談に係る原因究明のための商品テストを実施します。 ◇県民からの幅広い相談内容に対応できる住宅関係相談窓口の充実を図ります。	文化振興課 住宅課
消費者取引の適正化	◇関係法令及び消費生活条例に基づき、事業者への指導・啓発等を行います。 ◇計量器の検定や検査、小売店舗などへの立入検査や計量モニター事業等による計量思想の普及啓発を実施し、計量制度の適正な運用を図ります。 ◇食品関連事業者等に対する食品表示制度の普及啓発や食品表示ウォッチャーの活用などにより、食品表示の適正化を促進します。	文化振興課 産業政策課 経済流通課 生活衛生課

531 防災・危機管理対策の充実

参照：第2部 P158

531-1 防災・危機管理意識の高揚

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民の防災・危機管理意識の高揚	◇総合防災訓練をはじめ自主防災組織が中心となった地域ぐるみの防災訓練などにより、県民の防災・危機管理意識の高揚を図ります。 ◇「県民防災の集い」、「水防月間」、「土砂災害防止月間」、「がけ崩れ防止週間」などの行事を通じ、防災意識の啓発と知識の普及を図ります。 ◇防災館において、展示、訓練・体験設備等の充実を図り、県民の防災意識の啓発を図ります。 ◇洪水等の災害時に迅速かつ的確な避難が出来るよう、土砂災害情報図の作成を推進するとともに、市町村が作成する洪水、土砂災害ハザードマップの作成を支援します。	消防防災課 河川課 砂防課
自主防災活動の促進	◇地域の自主防災組織の結成や資機材の整備を支援します。 ◇消防学校等において自主防災組織等のリーダーの養成に努めます。	消防防災課
災害のおそれのある区域の指定・公表	◇県内の主要な河川の浸水想定区域を指定・公表します。 ◇土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を推進します。 ◇危険ながけ地から安全な場所への移転事業を促進します。	河川課 砂防課 建築課

531-2 防災・危機管理体制の強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
防災・危機管理体制の整備・充実	◇防災拠点となる防災センター（仮称）等の整備を推進します。 ◇県、警察、消防、自衛隊、公共機関等の関係機関が、連携して迅速な災害対応活動を実施できるよう、体制の強化を図ります。 ◇水防警報河川の指定拡大や水防管理団体等の活動等の支援を強化し、水防体制の充実を図ります。 ◇市町村の災害・危機・有事等に関する計画策定等の支援をします。 ◇震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び判定支援、実施体制の整備を図ります。 ◇不特定多数の人々が利用する建築物の維持管理、報告制度の周知及び指導を推進します。 ◇大規模災害等が発生した際の近県等との相互応援体制の充実を図ります。 ◇国民保護法に基づく避難・救援等の実施体制の確立を図ります。 ◇災害に備えた物資の確保を図るとともに、災害活動や危機管理対策に必要な装備資機材の整備を推進します。 ◇水道事業者に対して災害に強い水道施設整備の技術支援及び助言を行います。	消防防災課 生活衛生課 河川課 建築課 警察警備第二課
産業保安体制の強化	◇火薬類、電気、高圧ガスに係る保安検査、立入検査、保安講習会等を実施します。 ◇砂利採取、採石に係る立入検査、現地調査等を実施します。 ◇休廃止鉱山の坑廃水処理を実施する事業者に対して助成を行います。	工業振興課

531-3 防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
収集伝達システムの充実	◇防災行政ネットワークシステム等の整備を推進し、市町村の避難勧告発令や住民の避難行動の判断に資する、気象情報、震度情報、雨量・河川水位情報等の防災情報を収集し、市町村をはじめ防災関係機関への伝達や県民への周知を図ります。 ◇土木部総合情報センター（仮称）の整備を推進し、雨量や河川水位情報等を収集し、洪水や土砂災害発生の予測・分析を行います。 ◇市町村の同報系、移動系、地域系行政無線の充実を図ります。	消防防災課 技術管理課 河川課 砂防課

531-4 消防力の充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
地域の消防力の向上	◇高機能消防指令センターの整備を促進し、緊急時における消防活動をより迅速かつ的確に実施します。 ◇危険物取扱者、消防設備士の育成などにより、予防対策の充実を図ります。 ◇消防・防災ヘリコプターの機能充実等を図り、航空防災体制を強化します。 ◇消防学校における消防職・団員の教育訓練の充実を図ります。 ◇消防団の将来を担う少年少女の育成等の事業を支援するとともに、広報事業を実施し、団員の加入促進を図ります。 ◇各種表彰事業を行うことにより、消防団員の意識高揚並びに地域住民や事業所への理解を深めます。 ◇消防広域化基本計画作成など、消防広域再編への支援を行います。	消防防災課
搬送体制の充実	◇県民が等しく高度な応急処置を受けられるよう、高規格救急自動車等の整備を促進します。 ◇気管挿管等の高度救命処置が実施できる救急救命士の育成などにより、救命率の向上を図ります。 ◇救急業務の高度化に伴う病院実習や事後研修により、消防機関と救急医療機関との連携強化を図ります。	消防防災課 医事厚生課

532 防災基盤の整備

参照：第2部 P160

532-1 治水対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
災害に強い河川等の整備	◇河川の特性や地域の風土・文化等を反映させた河川整備計画を策定します。 ・思川圏域、三杉川圏域、渡良瀬川上流圏域 等 ◇流域特性に応じた効果的・効率的な河川の整備や遊水地等の建設を推進します。 ・思川（小山市）、五行川（真岡市、二宮町、芳賀町）、熊川（那須塩原市）、三杉川（佐野市）、大芦川（鹿沼市） 等 ◇公共下水道による雨水排水施設の整備を促進し、都市内の浸水被害を軽減させます。	河川課 下水道課
河川管理施設の適正な維持管理	◇河川堤防等の適正な維持管理を図るとともに、破堤を防止するための堤防強化対策を実施します。 ・田川（宇都宮市）、思川（小山市）、巴波川（小山市） 等 ◇ダム等の河川管理施設の適切な運用により、適正な洪水調節と河川の安全性を確保します。	河川課

532-2 土砂災害対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
土砂災害防止施設の整備	◇土砂災害防止施設の整備を推進し、土石流、急傾斜地崩壊、地すべりなどによる土砂災害等から、学校・公民館等の避難場所、高齢者等が利用する災害時要援護者施設、山村・中山間地域の重要交通網等の安全性を確保します。 ・蛇尾川（床固め工、那須塩原市）、三宿沢（砂防堰堤、日光市）、仲丸（地すべり防止対策、那珂川町）、中央二丁目（急傾斜地崩壊対策、那須烏山市）等	砂防課
土砂災害防止施設の維持管理	◇砂防指定地における開発行為の規制や砂防ボランティア協会との連携等による、定期的な施設の点検を実施し適切な維持管理を行います。	

532-3 治山対策の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
山地災害対策の推進	◇豪雨等により被災した荒廃山地を復旧し、被害の拡大を防止します。 ◇地形、地質や森林の現況など地域特性を考慮し、緊急性の高い山地災害危険地区等において予防対策を計画的に推進します。 ◇山地防災ヘルパーの育成や関係機関・地域住民との連携強化を図るとともに、山地災害情報の提供を進めます。	森林土木課
防災機能の高い森林の整備	◇間伐や複層林化などを推進し、防災機能の高い森林をつくります。	造林課 森林土木課

532-4 防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
公共建築物等の耐震化と避難所等の確保	◇災害時における災害対策活動拠点となる県庁舎をはじめ、避難施設等として重要な役割を担う公共施設の耐震化を推進します。 ◇災害発生時における危険区域内住民等が迅速に避難できるよう、避難場所の選定、誘導体制、避難路等の整備を促進し、避難者の安全を確保します。	消防防災課 管財課 建築課 教委施設課
緊急輸送道路等の整備	◇震災時の応急対策人員、物資等を迅速かつ円滑に輸送する緊急輸送道路の整備を推進します。 ◇震災点検結果等に基づき、緊急輸送道路の橋梁耐震化を推進します。 ・国道122号奥細尾橋（日光市） ・国道293号新旭橋（さくら市） ・県道栃木藤岡線藤岡大橋（藤岡町）等 ◇2次医療機関へのアクセス道路の狭隘区間の解消や交通容量不足箇所等の整備を推進し、混雑箇所の解消を図ります。 ・国道461号奥沢バイパス（大田原市） ・県道矢板塩谷線高塩・田所（矢板市・塩谷町） ・県道小山南河内線出井（小山市）等	道路建設課 道路維持課 都市施設課 高速道路対策室



資料編

◆
1 市町村の振興計画等一覧

◆
2 部門別の各種計画一覧

◆
3 「とちぎ元気プラン」の策定経過

◆
4 栃木県総合計画懇談会

◆
5 県民意見の反映等

◆
用語索引

1 市町村の振興計画等一覧 (1)

市町村名	計画の名称【副題】	計画期間(年度)	将来像	
宇都宮市	第4次宇都宮市総合計画 【夢ある中核市へ 新世紀ゆうプラン】	H 9～H22	ひとに活力 まちに魅力 未来へ羽ばたく つどいの都うつのみや	
足利市	第6次足利市総合計画	H18～H27	歴史と文化を育み ひとが輝く都市 まち あしかが	
栃木市	栃木市都市経営計画	H18～H27	「いつまでも、この街で暮らしたい」と心から思えるまち	
佐野市	佐野市・田沼町・葛生町 新市建設計画	H16～H26	育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる 交流拠点都市	
鹿沼市	新市建設計画 【かぬま・あわの新市まちづくりプラン】	H17～H27	『人と自然とが共生し、そこに生活する一人ひとりが、健康で 心豊かな生活を送るとともに、活力ある産業を育て、将来にわ たり、持続的発展の実現をめざす、明るく元気なまち』	
日光市	今市市・足尾町・藤原町・栗山村・日光市 新市建設計画 【四季の彩りに 風薫る ひかりの郷】	H17～H27	自然と歴史と産業が響き合う ころろ豊かな輝く未来へ	
小山市	小山市総合計画	H18～H22	夢 きらめき 大地 笑顔 みんなでつくる ふるさと小山	
真岡市	市勢発展長期計画 【市民だれもが“ほっと”できるまち…真岡】	H18～H27	「真岡に生まれ、育ち、働き、本当に住んでよかった。真岡 に移り住んでよかった」とだれもがそう思える「安らぎと 潤い」に満ちあふれたまち。	
大田原市	新市建設計画	H17～H27	住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち	
矢板市	21世紀矢板市総合計画改定後期計画	H18～H22	～人・郷土・産業が調和した つつじの郷・やいた～	
那須塩原市	黒磯市・西那須野町・塩原町 新市建設計画	H16～H26	人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原	
さくら市	さくら市第1次振興計画 *	H18～H27	自立する都市 まちの基本は「ひと」・「地域」	
那須烏山市	新市建設計画	H17～H26	「自然」と「やさしさ」と「知恵」を育む、暮らしやすいまち ～活力とやすらぎの交流文化都市『那須烏山市』～	
下野市	下野市新市建設計画	H17～H27	思いやりと交流で創る 新生文化都市	
上三川町	上三川町第6次総合計画 *	H18～H27	より安心・安全で活力のあるまち 上三川 *	
上河内町	第5次上河内町総合計画	H13～H22	人が輝き こだまがかえる すてきな町 かみかわち	
河内町	河内町総合計画 *	H18～H27	(公募中)	

注1) 合併後、振興計画がまだ策定されていない市町村については、新市・新町建設計画を記載

注2) 計画策定中の内容については*を付けています。

注3) 日光市は、平成18年3月20日に合併予定

平成18年1月17日現在

今後5年間に重点的に推進する取組	
1.次世代を担う子どもたちが、伸び伸びと育つ環境づくり	2.すべての市民が、健康で、安全・快適に、生き生きと暮らせる環境づくり
3.自然との共生、循環型の環境都市づくり	4.活気と賑わいのまちづくり、地域経済・地場産業の再生
5.市民協働のまちづくり、主体的な地域づくり	
1.学び合い、人が輝くまちづくり（市民いきいきプログラム）：自学自習・市民活動	
2.人が集い、産業が元気なまちづくり（まちのにぎわいプログラム）：シティセールス・雇用創出	
3.安全・安心に暮らせるまちづくり（市民やすらぎプログラム）：子育て・健康医療・暮らし安心	
1.“きずな”をむすぶ「市民協働のまちづくり」	
2.“げんぎ”をうみだす「活力新生のまちづくり」	
3.“こころ”をはぐくむ「互学共育のまちづくり」	
1.地域の特色を生かした快適なまちづくり	2.やさしくふれあいのある健康福祉づくり
3.魅力と活力ある産業づくり	4.豊かな心を育む教育・文化づくり
5.市民みんなで作る夢のあるまちづくり	
1.活気ある市街地の構築	2.地域産業の振興
3.公共交通機関の機能充実	4.少子化対策の推進
5.特色ある教育の推進	
1.保健・医療・福祉サービスの充実、歴史的・文化的遺産や自然環境・景観の保全（暮らし・環境）	
2.広域的な交通ネットワーク整備や個性を生かした交流の推進（連携・交流）	
3.次代を担う人材の育成や市民と協働のまちづくりの推進、観光をはじめとした産業の振興（成長・発展）	
1.豊かで活気があり暮らしやすい小山づくりに向けた「人口増加・定住化促進プロジェクト」	
2.小山の地域資源を活かして北関東の拠点都市形成に向けた「オンリーワン・おやまブランド推進プロジェクト」	
3.市民と行政との協働のまちづくりに向けた「市民協働・市民活動推進プロジェクト」	*
1.健康と福祉のまちづくり：（仮称）「真岡市健康21プラン」の策定	2.教育のまちづくり
3.産業の振興による活力に満ちたまちづくり：北関東自動車道IC周辺開発事業の推進	4.安全・安心のまちづくり：防災行政無線の更新・増設
5.人と自然が共生する環境都市づくり	6.市民と協働のまちづくり：ボランティア団体・NPO等への支援
1.明日に伝える文化と学びのまちへ	2.健康と生きがいに満ちた福祉と医療のまちへ
3.自然と共生していくまちへ	4.活力みなぎる豊かな産業のまちへ
5.人にやさしい快適なまちへ	
1.一人ひとりと文化が輝くまちづくり：生涯学習推進体制の確立、教育環境の整備・充実	
2.健康で幸せに暮らせるまちづくり：健康づくり拠点施設の充実、子育て支援機能の充実	
3.すぐれた定住基盤をそなえたまちづくり：広域交流基盤の確保、道路整備の推進	
4.にぎわいと発展する産業のまちづくり：企業立地の促進	5.市民と行政が一体となったまちづくり：地域活動の育成支援、財政健全化計画の推進
1.恵まれた自然環境と共に生きるまち	2.様々なライフスタイルの住民が安心して快適に暮らせるまち
3.人と文化を育む、ふれ合いと交流のまち	4.ボランティア精神を発揮し新たな活力を創造するまち
5.将来に向けた礎（社会資本）を備えたまち	
1.自立した協働のまちづくり	2.安全安心なまちづくり
3.人を育むまちづくり	4.豊かさで活力のまちづくり
5.機能的で快適なまちづくり	6.緑豊かで秩序あるまちづくり
1.合併後の旧町意識を早急に解消し、那須烏山市としての一体感の醸成を図るための事業	
2.那須烏山市の均衡ある発展や一体性の速やかな確立を図るための施設及び都市基盤等の整備に係る事業	
3.建設計画における「公共施設の適正配置・整備」に係る事業	4.合併協定項目の調整方針を具現化するための事業
5.財政基盤の強化及び行政の簡素化・効率化に係る事業	
1.都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	2.安心して暮らせる健康で明るいまちづくり
3.みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	4.豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり
5.知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	6.住民と行政の協働による健全なまちづくり
1.人々が集う快適な生活環境・基盤のまち	2.だれもが元気になる健康福祉のまち
3.人が輝き文化が香る教育文化のまち	4.活力に満ちた元気産業のまち
5.ともに作る協働・自立のまち	*
1.美しい環境と住みよいまちづくり【地域基盤の整備】	2.健康に暮らせるやすらぎのあるまちづくり【保健福祉の充実】
3.心豊かでいきいき暮らせるまちづくり【教育・文化・スポーツの振興】	4.明日を拓く産業が展開するまちづくり【地域経済の振興】
5.ともに活躍するまちづくり【構想の推進】	
1.河内で学び、ふれあい、成長し、まちを支える人を育てる	2.互いに支え合い、だれもが安心・安全に暮らせる地域を育てる
3.自然の豊かな恵みを受けて、人にもやさしい町を育てる	4.地域経済が循環し、持続する力をもった産業を育てる
5.住民と町の創意と工夫で、協働のまちづくりを育てる	*

1 市町村の振興計画等一覧 (2)

市町村名	計画の名称【副題】	計画期間(年度)	将来像	
西方町	第4次西方町振興計画	H13～H22	美しく活力のある田園文化都市 にしかた	
二宮町	二宮町第五次総合振興計画 【安らぎと充足の田園居住空間 にのみや】	H18～H27	・三つの川がもたらす豊かな恵み ・安らぎと充足 ・田園居住空間 にのみや	
益子町	益子町第5次総合振興計画 *	H18～H27	「創造の器」に未来かがやく益子町 ～みんなで築く 手づくりのまち～ *	
茂木町	もてぎシャインズ 【自然が輝く・人が輝く・地域が輝くまちづくり】	H13～H22	自然が輝く、人が輝く、地域が輝く、そしてまちが輝く	
市貝町	第5次市貝町振興計画 【～暮らしいきいき 心やすらぐ 躍進の町いちかい～】	H18～H27	高齢者も障害者も、子どもたちもいきいきと、 安らぎを感じながら笑顔で生活ができるまち	
芳賀町	第5次芳賀町振興計画	H18～H27	みんなで創る やすらぎと豊かさに満ちたまち 芳賀	
壬生町	壬生町第5次総合振興計画	H18～H27	活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ	
野木町	新野木21計画 【元気の出るまち・野木町 *】	H13～H22	水と緑と人の和でうるおいのあるまち	
大平町	大平町第5次総合振興計画	H13～H22	健康で生きがいのもてるまち大平	
藤岡町	藤岡町第4次町勢振興計画	H13～H22	ハートにアクセス ー人と自然が出会う町・ふじおかー	
岩舟町	第5次岩舟町振興計画	H18～H27	心豊かに安心して暮らせる やさしい自然と文化のまち “元気な岩舟”	
都賀町	第5次都賀町振興計画	H18～H22	心豊かで優しさに満ちた住みよいまち・つが	
塩谷町	キラリしおや21プラン 【清らかな水、光ふりそそぐ緑豊かな大地 キラリかがやくしおや21】	H13～H22	心豊かな地域社会の実現、新しい時代に対応した産業の振興、 計画的な都市づくり	
高根沢町	高根沢町地域経営計画2006 * 【第5次高根沢町振興計画】	H18～H27	安心して暮らせる地域社会をつくる 持続的に成長できる仕組みをつくる	
那須町	第6次那須町振興計画	H18～H27	緑と活気にあふれ心ふれあうまち	
那珂川町	那珂川町新町建設計画	H17～H26	1.地方分権に対応した行財政改革と住民自治が確立したまち 2.人やものが安全でスムーズに行き交うまち 3.豊かな自然のなかで誰もが健康で生活できるまち 4.魅力ある歴史文化資源のネットワークにより人がにぎわうまち	

注1) 合併後、振興計画がまだ策定されていない市町については、新市・新町建設計画を記載

注2) 計画策定中の内容については*を付けています。

平成18年1月17日現在

今後5年間に重点的に推進する取組

- 1.「協働のまちづくり」の推進 2.企業誘致の推進と「道の駅」を核とした賑わいのあるまちづくり
3.行政改革の推進 4.子育て支援と高齢者の生きがい対策 5.国際感覚をはぐむ教育の推進

- 1.町民一人ひとりが個性を発揮できる町にします。 2.安心と安全を支える基盤と住民サービスを充実します。
3.豊かな居住環境を次世代へ継承します。 4.いきいきとした住民活力の創造を支援します。
5.行財政改革を推進します。

- 1.環境共生「益子スタイル」の確立：町のめざすべき環境像の実現に向け、先導的役割でふるさとの川再生、ごみダイエツト、里山保全を町民、事業者、町が協働して推進
2.「まじこの学び」と焼きもの観光の融合：町の特性を活かすため、観光客を対象とした体験メニューの受け皿を確保し、生涯学習と観光振興を協働で取り組み、個性ある魅力的なまちづくりの推進 *

- 1.自然と人との共生をめざす総合ネットワーク事業…町民主体の活力ある地域づくりと循環型社会の確立
2.地域情報総合ネットワーク事業…ITC基盤の整備と公共アプリケーションの展開
3.開かれたまち・交流のための総合ネットワーク事業…個性と魅力にあふれる地域間交流の促進

- 1.保健・福祉の充実に全力で取り組みます 2.農商工のさらなる振興を推進します
3.快適な地域、住環境の整備を目指します 4.青少年の健全育成の強化を図ります
5.行財政改革のより一層の推進に取り組みます

- 1.町民それぞれが才能を開花させて大きく飛躍する町民主役のまちを実現
2.防災、防犯、医療、福祉等の充実を重視し、安全性に優れ安心感に満ちたまちを実現
3.田園と産業が調和し幅広い都市機能が充実した、品質の高いまちを実現
4.自然の力の積極的な活用や資源循環の仕組みづくりを進め、環境と共生したまちを実現

- 1.健全な地方自治の確立 2.いのちが輝く元気な地域社会の創造
3.調和のある元気なまちの創造 4.安心して快適に暮らすことのできる社会の実現
5.個性が輝き文化が薫る学びの社会の実現 6.活気に満ちた豊かで元気なまちの創造

- 1.安全・安心な暮らしやすいまちづくり 2.多世代が参画・交流し活力を創出
3.農業の活性化 4.商業（商店）等の賑わいの創出
5.地域コミュニティの活性化 *

- 1.個性的でにぎわいのある交流ゾーンの形成 2.いきいき健康・福祉コミュニティの推進
3.快適な住宅市街地の形成 4.太平山南山麓広域交流拠点の整備
5.ともに考え、行動するまちづくり

- 1.行財政改革の推進 2.若者定住対策の推進
3.企業立地の推進 4.道の駅「みかも」を核とした産業の振興

- 1.住民と協働でつくるまちづくり…多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担う、協働システムの確立
2.子育て環境の充実…子育て支援センターと老朽化した保育所の施設整備及びソフト事業の展開
3.生活基礎基盤の整備…道路・下水道等の身近な生活基礎基盤の整備、上水道老朽管の敷設替え
4.未来の人と文化をはぐむまちづくり…生涯学習の推進、学校教育、社会教育の充実

- 1.快適に暮らせるまちづくり 2.働きがいのある活力に満ちたまちづくり
3.健やかで優しさのあふれるまちづくり 4.心と体を育み学び合うまちづくり
5.未来を見据えた堅実なまちづくり

- 1.合理的な行財政運営と住民参加のまちづくり 2.自然と人の共生環境づくり
3.農林業の振興 4.保健・医療・福祉が連携した安心して生活できるまちづくり
5.計画的なまちづくり

- 1.行政体質改善プロジェクト 2.協働に関するプロジェクト
3.中心市街地活性化プロジェクト 4.食育、地産地消プロジェクト

- 1.緑と伝統を活かす まちづくり
2.やすらぎと心ふれあう まちづくり
3.豊かな暮らしと活気のある まちづくり

- 1.行財政改革の強力な推進 2.地域高度情報化の推進
3.豊かな自然との共生推進 4.健康、医療、福祉、少子高齢化対策の充実
5.安全で快適な都市基盤の整備・充実

2 部門別の各種計画一覧

基本目標	政 策 名			
	部門計画名	期 間	担当部局名	
基本目標1	政策11 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する			
		とちぎ教育振興ビジョン	H18～22	教育委員会
		とちぎ青少年プラン	H18～22	生活環境部
	政策12 生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する			
とちぎ教育振興ビジョン		H18～22	教育委員会	
基本目標2	政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く			
		栃木県人権施策推進基本計画	H18～22	生活環境部
		とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)	H18～22	
	政策22 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く			
		栃木県次世代育成支援対策行動計画「とちぎ子育て支援プラン」	H17～21	保健福祉部
		栃木県高齢者保健福祉計画「はつらつプラン21(三期計画)」(仮称)	H18～20	
		とちぎ障害者プラン21	H15～19	
		栃木県地域福祉支援計画	H17～21	
	政策23 健やかで安心な生活を守る			
		とちぎ健康21プラン	H13～22	保健福祉部
		栃木県保健医療計画	H16～20	
		とちぎ食の安全・安心行動計画	H17～19	
基本目標3	政策31 魅力ある農林業を確立する			
		栃木県農業振興計画(仮称)	H18～22	農務部
		林業・自然ふれあいプラン(仮称)	H18～22	林務部
	政策32 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る			
		とちぎ産業振興ビジョン(仮称)	H18～22	商工労働観光部
基本目標4	政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる			
		栃木県生活排水処理構想	H16～	土木部
		とちぎの道づくりの基本方針	H15～19	
	政策42 魅力とうるおいのある生活空間をつくる			
		都市計画区域マスタープラン	H16～22	土木部
		栃木県住宅マスタープラン	H18～22	
		栃木県農業振興計画(仮称)	H18～22	農務部
		第4次栃木県緑化基本計画	H18～22	林務部
	政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる			
		とちぎ産業振興ビジョン(仮称)	H18～22	商工労働観光部
		とちぎ国際化推進プラン(2006～2010)(仮称)	H18～22	生活環境部
		栃木県NPO等活動促進に関する基本方針	H14～	
とちぎITプラン(Ⅱ期計画)		H18～22	企画部	
基本目標5	政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する			
		栃木県環境基本計画(改定計画)	H11～22	生活環境部
		栃木県廃棄物処理計画(改定計画)	H13～22	
		栃木県循環型社会推進指針	H15～	
		栃木県地球温暖化対策地域推進計画(改定計画)	H12～22	
		林業・自然ふれあいプラン(仮称)	H18～22	林務部
	政策52 安全な暮らしを守る			
		栃木県交通安全計画	H18～22	企画部
	政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する			
		栃木県地域防災計画(修正)	H17～	総務部
		栃木県危機管理計画	H16～	
栃木県国民保護計画		H18～		

3 「とちぎ元気プラン」の策定経過

年 月 日	内 容
平成16年	
2月	「21世紀の“とちぎ”づくりに関する県民意向調査(5千人アンケート)」実施
4月27日	栃木県総合計画策定要綱制定・庁議決定
5月20日	栃木県総合計画懇談会設置要綱制定
5月	「栃木県の新しい総合計画に関する市町村長意向調査」実施
6月 1日	計画策定に関するホームページ開設
〃	新しい総合計画に関する意見・提言募集開始(平成17年8月末日まで)
6月 7日～ 7月 2日	公募委員募集
6月	平成16年度栃木県政世論調査実施
7月	「21世紀の“とちぎ”づくりに関する若者意向調査(高校生アンケート)」実施
10月6日	第1回栃木県総合計画懇談会開催
平成17年	
2月15日	第2回栃木県総合計画懇談会開催(第1次素案公表)
〃	第1回部会開催(5部会合同)
2月24日～ 3月31日	第1次素案に対するパブリック・コメント実施
3月19日～ 4月30日	“とちぎ”づくりの合言葉 栃木県のキャッチフレーズ募集
3月22、23日	第1次素案等に関する市町村との意見交換会(ブロック別)実施
3月	各種審議会委員等への「21世紀の“とちぎ”づくりに関する提言」募集
5月 9日～13日	第2回部会開催
6月	平成17年度栃木県政世論調査実施
6月23日～ 7月 1日	第3回部会開催
10月19日	第3回栃木県総合計画懇談会(第2次素案公表)
〃	「栃木県のキャッチフレーズ」公表
10月24日～11月25日	第2次素案に対するパブリック・コメント実施
11月15、16日	第2次素案等に関する市町村との意見交換会(ブロック別)実施
平成18年	
1月17日	第4回栃木県総合計画懇談会開催(計画案公表)
2月15日	栃木県総合計画庁議決定・公表

4 栃木県総合計画懇談会

新しい総合計画の策定に当たって、栃木県総合計画懇談会を設置し、県内の学識経験者などから意見や提言をいただきました。

また、新しい総合計画の基本目標ごとに部会を設置し、専門的な事項を検討していただきました。

1) 懇談会委員 (50名)

(1) 委員一覧

(50音順 敬称略)

◎藤本 信義	宇都宮大学教授	高村 正勝	栃木県森林組合連合会理事
○石井 晴夫	作新学院大学教授	谷本 丈夫	宇都宮大学教授
飯塚みや子	公募委員	鶴見智穂子	公募委員
市川 秀夫	(社)栃木県経済同友会筆頭代表幹事	豊田 計	栃木県農業協同組合中央会会長
今泉 繁良	宇都宮大学大学院教授	長門 芳子	いっくら国際文化交流会会長
上野 憲示	文星芸術大学学長	名取喜久雄	(社)栃木県歯科医師会常務理事
上野 通子	栃木県議会議員	新村 悦子	栃木県ユースホステル協会理事
牛山 泉	足利工業大学大学院教授	半田 昇	栃木県老人福祉施設協議会会長
白井 佳子	栃木県教育委員会委員	廣川 允彦	前(社)栃木県観光協会会長
加藤千佐子	作新学院大学女子短期大学部教授	福田 富一	栃木県市長会会長(～平成16年10月)
金子 澄子	栃木県収用委員会委員	藤井佐知子	宇都宮大学教授
上西 朗夫	(株)下野新聞社代表取締役社長	船津 祥	公募委員
川村万壽子	栃木県民生委員児童委員協議会副会長	前田 光弘	栃木県建設産業団体連合会会長代行(平成17年10月～)
伍井 邦夫	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	増山 律子	(株)フジスタッフ代表取締役社長
小高 猛男	栃木県議会議員	八木澤昭雄	栃木県町村会会長(～平成17年5月)
小林 雅彦	国際医療福祉大学助教授	築 郁夫	(社)栃木県商工会議所連合会会長
齋藤 清衛	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	山岡美和子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会会長
佐藤 昌男	栃木県建設産業団体連合会会長(～平成17年9月)	山田美也子	栃木県議会議員
柴 恵子	(社)栃木県医師会常任理事	吉澤由紀子	公募委員
清水 英世	栃木県町村会会長(平成17年6月～)	吉谷 宗夫	栃木県市長会会長(平成17年1月～)
神宮由美子	栃木県女性団体連絡協議会副会長	吉柴美奈子	公募委員
陣内 雄次	宇都宮大学助教授		
菅谷 春美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	(専門委員)	
杉本 浩亮	宇都宮駅東自主防犯パトロール隊副隊長	久米 良昭	那須大学教授
鈴木 光尚	NPOコンソーシアム足利会長	児玉 博昭	白鷗大学助教授
高岡 真琴	栃木県議会議員	永井 護	宇都宮大学教授
高橋 修司	栃木県議会議員	中村 祐司	宇都宮大学教授
		和田佐英子	那須大学助教授

◎会長 ○会長代理

(役職名は平成18年1月現在、または委員退任時)

(2) 部会の構成

①基本目標1 (教育・文化等)

◎加藤千佐子	作新学院大学女子短期大学部教授
○藤井佐知子	宇都宮大学教授
上野 憲示	文星芸術大学学長
白井 佳子	栃木県教育委員会委員
新村 悦子	栃木県ユースホステル協会理事
吉柴美奈子	公募委員
◇中村 祐司	宇都宮大学教授

②基本目標2 (人権・保健・医療・福祉等)

◎小林 雅彦	国際医療福祉大学助教授
○柴 恵子	(社)栃木県医師会常任理事
金子 澄子	栃木県収用委員会委員
川村万壽子	栃木県民生委員児童委員協議会副会長
神宮由美子	栃木県女性団体連絡協議会副会長
菅谷 春美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長
鶴見智穂子	公募委員
名取喜久雄	(社)栃木県歯科医師会常務理事
半田 昇	栃木県老人福祉施設協議会会長
◇児玉 博昭	白鷗大学助教授

③基本目標3（農林・商工サービス・労働等）

- ◎石井 晴夫 作新学院大学教授
○市川 秀夫 (社)栃木県経済同友会筆頭代表幹事
伍井 邦夫 日本労働組合総連合会栃木県連合会会長
高村 正勝 栃木県森林組合連合会理事
豊田 計 栃木県農業協同組合中央会会長
船津 祥 公募委員
増山 律子 (株)フジスタッフ代表取締役社長
築 郁夫 (社)栃木県商工会議所連合会会長
◇和田佐英子 那須大学助教授

④基本目標4（社会基盤・観光・国際化等）

- ◎陣内 雄次 宇都宮大学助教授
○鈴木 光尚 NPOコンソーシアム足利会長
佐藤 昌男 栃木県建設産業団体連合会会長
長門 芳子 いっくら国際文化交流会会長
廣川 允彦 前(社)栃木県観光協会会長
吉澤由紀子 公募委員
◇永井 護 宇都宮大学教授

⑤基本目標5（環境保全・防犯・防災等）

- ◎牛山 泉 足利工業大学大学院教授
○谷本 丈夫 宇都宮大学教授
飯塚みや子 公募委員
今泉 繁良 宇都宮大学大学院教授
杉本 浩亮 宇都宮駅東自主防犯パトロール隊副隊長
山岡美和子 栃木県市町村消費者団体連絡協議会会長
◇久米 良昭 那須大学教授

- ◎部会長
○副部会長
◇専門委員

2) 懇談会の開催経過

(1) 懇談会

	開催日	内容
第1回	平成16年10月 6日	栃木県の現状等に関する意見交換 資料 「総合計画の策定について」「“とちぎ” の概要」
第2回	平成17年 2月15日	第1次素案等に関する意見交換 資料 「新しい総合計画の策定に当たって」「第1次素案」
第3回	10月19日	第2次素案に関する意見交換 資料 「総合計画懇談会部会における主な意見」「第2次素案」 栃木県のキャッチフレーズ公表
第4回	平成18年 1月17日	「最終案」に関する意見交換 資料 「最終案」

(2) 部会

	開催日	内容
第1回 (合同部会)	平成17年 2月15日	政策評価制度等に関する意見交換
第2回	5月 9日 ～13日	政策分野ごとの現状や今後必要となる施策の展開方向等に関する意見交換
第3回	6月23日 ～ 7月 1日	「新しい総合計画における施策の展開方向等について（第2次素案検討案）」に関する意見交換



懇談会



部会

5 県民意見の反映等

1) 21世紀の“とちぎ”づくりに関する県民意向調査（5千人アンケート）

県民の方々が“とちぎ”の現状をどう捉え、将来をどのように思い描いているのかを把握するため、アンケート調査を実施しました。

○実施時期 平成16年2月

○対 象 20歳以上の県民5,000人（回答 2,286人）

○調査項目 生活の関心事、望ましい「“とちぎ”の姿」、 “とちぎ”の現状に対する評価と行政の取組の必要性、“とちぎ”づくりへの参加意向など

2) 栃木県の新しい総合計画に関する市町村長意向調査

新しい総合計画の作成に当たり、県内市町村長の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

○実施時期 平成16年5月

○対 象 県内49市町村長

○調査項目 望ましい「“とちぎ”の姿」、 “とちぎ”の現状に対する評価と行政の取組の必要性、市町村の重点推進項目・特色ある地域づくりなど

3) 21世紀の“とちぎ”づくりに関する若者意向調査（高校生アンケート）

これからの21世紀を担う高校生が描く本県の将来像を把握するために、アンケート調査を実施しました。

○実施時期 平成16年7月

○対 象 県内高校2年生 1,051人

○調査項目 “とちぎ”の現状評価、将来の居留意向、“とちぎ”の特色、望ましい「“とちぎ”の姿」、 “とちぎ”づくりへの参加意向

4) 21世紀の“とちぎ”づくりに関する提言

新しい総合計画策定に当たり、県行政に造詣が深く、各分野で高い見識を有する方々から、具体的な提言をいただきました。

- 実施時期 平成17年3月
- 提言者 県の審議会及び委員会等の委員 80人
- 提言項目 各分野あるいは施策の中で、「特に力を入れて取り組んでいかなければならないこと」、「新たな視点から取り組んでいかなければならないこと」など

5) 知事広聴事業における意見・提言の募集

県民の皆さんと知事とが県政の話題や地域の課題などについて話し合う「とちぎ元気フォーラム」（平成16年度は「とちぎふるさとづくりフォーラム」「ようこそ、知事です」）において、新しい総合計画に対する意見をいただきました。

(1) 平成16年度

- 「とちぎふるさとづくりフォーラム」（県全域の県民を対象、公募）
 - ① 5月15日(土) 河内町 ② 6月19日(土) 日光市
 - ③ 7月 3日(土) 喜連川町 ④ 8月 7日(土) 栃木市
 - ⑤ 9月 4日(土) 野木町
- 「ようこそ、知事です」（開催市町村の県民を対象、市町村推薦）
 - ① 5月27日(木) 小川町 ② 6月29日(火) 芳賀町
 - ③ 7月22日(木) 二宮町 ④ 8月11日(水) 西那須野町
 - ⑤ 8月25日(水) 塩谷町

(2) 平成17年度

- 「とちぎ元気フォーラム」（県全域の県民または大学生を対象、公募）
 - (地域版) ① 5月28日(土) 藤原町 ② 6月19日(日) 上三川町
 - ③ 7月10日(日) 益子町 ④ 8月27日(土) 足利市
 - ⑤ 9月17日(土) 那須町 ⑥10月15日(土) 岩舟町
 - ⑦11月26日(土) 矢板市 ⑧12月17日(土) 小山市
 - (大学版) ① 6月 1日(水) 宇都宮大学 ②10月13日(木) 国際医療福祉大学

6) その他広聴事業等による意見・提言の募集

市町村単位で県政に対する意見や要望をお伺いする「地域県政懇談会」、広報紙「とちぎ県民だより」に掲載する封書用紙、県のホームページから電子メールで県政全般に対する提案や意見を受け付ける「知事にアクセス」などにより、新しい総合計画に対する意見をいただきました。

また、県民の皆さんの県政に対する意識を把握するため、毎年実施している「県政世論調査」（県内の満20歳以上の県民2,000名対象）において、望ましい今後の方向や対策について意見をいただきました。

7) 情報提供及び意見募集

インターネットに総合計画の策定過程をお知らせするホームページの開設、県域テレビの県政情報提供番組や各種広報紙、県職員が集会等の場に出向いて、県政についての説明等を行う「県政出前講座」などを活用し、新しい総合計画の考え方や策定の進捗状況を、随時情報提供するとともに、意見募集を行いました。

また、第1次素案と第2次素案についてパブリック・コメントを実施し、意見をいただきました。



栃木県総合計画

とちぎ元気プラン

2006～2010